

令和 5 年第 1 回定例会

(3 月 2 日招集)

# 山都町議会会議録

## 令和5年3月第1回山都町議会定例会会議録目次

### ○3月2日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した事務局職員	2
開会・開議	2
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期決定の件	2
日程第3 諸般の報告	2
日程第4 行政報告	3
日程第5 提案理由説明	5
日程第6 議案第7号 山都町営体育館条例の一部改正について	7
日程第7 議案第8号 山都町消防団の定員、任命、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部改正について	8
日程第8 議案第9号 山都町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	14
日程第9 議案第10号 山都町国民健康保険条例の一部改正について	15
日程第10 議案第11号 山都町子ども・子育て会議条例等の一部改正について	16
日程第11 議案第12号 山都町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	18
日程第12 議案第13号 山都町立小・中学校設置条例及び山都町立学校体育施設の開放に関する条例の一部改正について	19
日程第13 議案第14号 山都町個人情報保護法施行条例の制定について	21
日程第14 発議第1号 山都町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について	24
日程第15 発議第2号 山都町議会の個人情報の保護に関する条例施行規則の制定について	25
散会	26

### ○3月7日（第2号）

出席議員	27
欠席議員	27
説明のため出席した者の職氏名	27
職務のため出席した事務局職員	27
開議	28
日程第1 一般質問	28

2番 坂本幸誠議員	28
10番 吉川美加議員	41
3番 眞原 誠議員	57
4番 西田由未子議員	71
散会	84

### ○3月8日（第3号）

出席議員	85
欠席議員	85
説明のため出席した者の職氏名	85
職務のため出席した事務局職員	86
開議	86
日程第1 行政報告	86
日程第2 議案第15号 令和4年度山都町一般会計補正予算（第11号）について	87
日程第3 議案第16号 令和4年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について	96
日程第4 議案第17号 令和4年度山都町介護保険特別会計補正予算（第3号）について	97
日程第5 議案第18号 令和4年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について	99
日程第6 議案第19号 令和4年度山都町水道事業会計補正予算（第5号）について	100
日程第7 議案第20号 令和4年度山都町病院事業会計補正予算（第2号）について	101
散会	104

### ○3月9日（第4号）

出席議員	105
欠席議員	105
説明のため出席した者の職氏名	105
職務のため出席した事務局職員	105
開議	105
日程第1 議案第21号 令和5年度山都町一般会計予算について	106
延会	151

### ○3月10日（第5号）

出席議員	152
欠席議員	152

説明のため出席した者の職氏名	152
職務のため出席した事務局職員	152
開議	152
日程第1 議案第21号 令和5年度山都町一般会計予算について	153
散会	217

### ○3月15日（第6号）

出席議員	218
欠席議員	218
説明のため出席した者の職氏名	219
職務のため出席した事務局職員	219
開議	219
日程第1 議案第22号 令和5年度山都町国民健康保険特別会計予算について	219
日程第2 議案第23号 令和5年度山都町後期高齢者医療特別会計予算について	226
日程第3 議案第24号 令和5年度山都町介護保険特別会計予算について	229
日程第4 議案第26号 令和5年度山都町簡易水道特別会計予算について	240
日程第5 議案第27号 令和5年度山都町水道事業会計予算について	242
日程第6 議案第28号 令和5年度山都町病院事業会計予算について	248
日程第7 議案第29号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について	254
日程第8 議案第30号 工事請負変更契約の締結について（水の田尾下鶴線道路改良工事（R4国債））	256
日程第9 発議第3号 山都町議会の個人情報保護に関する条例の一部改正について	259
日程第10 同意第5号 山都町副町長選任について同意を求める件	261
日程第11 同意第1号 山都町教育委員任命について同意を求める件	271
日程第12 同意第2号 山都町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件	273
日程第13 同意第3号 山都町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件	273
日程第14 同意第4号 山都町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件	273
日程第15 委員会報告 陳情等付託報告について	276
日程第16 議員派遣の件	278
日程第17 議長報告 各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について	278
閉会	278

3 月 2 日 ( 木 曜 日 )

令和5年3月第1回山都町議会定例会会議録

1. 令和5年3月2日午前10時0分招集
2. 令和5年3月2日午前10時0分開会
3. 令和5年3月2日午前11時35分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第1日）（第1号）
  - 日程第1 会議録署名議員の指名
  - 日程第2 会期決定の件
  - 日程第3 諸般の報告
  - 日程第4 行政報告
  - 日程第5 提案理由説明
  - 日程第6 議案第7号 山都町営体育館条例の一部改正について
  - 日程第7 議案第8号 山都町消防団の定員、任命、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部改正について
  - 日程第8 議案第9号 山都町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
  - 日程第9 議案第10号 山都町国民健康保険条例の一部改正について
  - 日程第10 議案第11号 山都町子ども・子育て会議条例等の一部改正について
  - 日程第11 議案第12号 山都町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
  - 日程第12 議案第13号 山都町立小・中学校設置条例及び山都町立学校体育施設の開放に関する条例の一部改正について
  - 日程第13 議案第14号 山都町個人情報保護法施行条例の制定について
  - 日程第14 発議第1号 山都町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
  - 日程第15 発議第2号 山都町議会の個人情報の保護に関する条例施行規則の制定について

---

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 東 浩 昭	2番 坂 本 幸 誠	3番 眞 原 誠
4番 西 田 由未子	5番 中 村 五 彦	6番 矢仁田 秀 典
7番 興 梶 誠	8番 藤 川 多 美	9番 飯 開 政 俊
10番 吉 川 美 加	11番 後 藤 壽 廣	12番 工 藤 文 範
13番 藤 原 秀 幸	14番 藤 澤 和 生	

---

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

な し

---

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	梅田 穰	教育長	井手 文雄
総務課長	坂本 靖也	清和支所長	木野 千春
蘇陽支所長	村上 敬治	会計管理者	荒木 敏久
企画政策課長	北 貴友	税務住民課長	高橋 尚孝
健康ほけん課長	木 實春美	福祉課長	高野 隆也
環境水道課長	有 働 頼 貴	農林振興課長	松本文 孝
建設課長	西 賢	山の都創造課長	長崎 早智
商工観光課長	藤原 章吉	学校教育課長	工藤 博人
生涯学習課長	上田 浩	そよう病院事務長	飯星 和浩
監査委員	志賀 美枝子		

---

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 嶋田 浩幸 外2名

---

開会・開議 午前10時0分

○議長（藤澤和生君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

**日程第1 会議録署名議員の指名**

○議長（藤澤和生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、2番、坂本幸誠君、4番、西田由未子君を指名します。

---

**日程第2 会期決定の件**

○議長（藤澤和生君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から3月15日までの14日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月15日までの14日間とすることに決定しました。

---

**日程第3 諸般の報告**

○議長（藤澤和生君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付しているとおりです。

次に、本日までに受理した陳情等は、陳情等文書表のとおり所管の常任委員会に付託しました。そのほかはお手元に配付しています。

以上で諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4 行政報告

○議長（藤澤和生君） 日程第4、行政報告の申出があつております。

これを許します。

税務住民課長、高橋尚孝君。

○税務住民課長（高橋尚孝君） 令和6年度から森林環境税が新設されることにつきまして説明をします。今後、広報紙や町のホームページをはじめ、機会を捉えて住民の方に周知を行っていく予定です。

資料1を御覧ください。

森林環境税は納税義務者一人年額1,000円で、国税ですが、町県民税の均等割とあわせて町に納税をしてもらうこととなります。

左の表のとおり、令和5年度までの町県民税の均等割額は5,500円で、このうち、町と県にそれぞれ復興等財源が500円、合わせて1,000円含まれています。

これが、右の表のように、令和6年度から復興等財源はなくなるものの、国税である森林環境税1,000円が加わりますので、引き続き、均等割として納税義務者一人当たり5,500円の負担をお願いすることとなります。

この森林環境税の総額は約570万円を見込んでいます。

資料2を御覧ください。

森林環境税と、それを財源にした森林環境譲与税は、温室効果ガス排出削減や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を確保する観点から設けられました。

資料左、中ほどは、森林環境税の納税と森林環境譲与税の配分の流れの図となっています。

森林環境税は、市町村が集めて、都道府県を經由して国に納められ、その総額の90%が市町村に配分されます。

なお、説明の図は国のもののため、熊本県独自の税である水と緑の森づくり税500円は表記されていません。

配分は50%を私有林の人工林面積で、20%を林業従事者数、30%を人口の割合で算定されます。

資料右には、令和元年度以降の国からの譲与税総額の推移が示されています。

令和4年度の町への譲与税額の見込みは約7,300万円です。なお、最終的に、譲与税の額は年額約1億円を見込んでいます。

最後に、これまで森林環境譲与税を財源として実施された町の取組を載せています。

説明は以上です。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。



**○環境水道課長（有働頼貴君）** それでは、熊本県水道広域化推進プランについて報告させていただきます。

資料を御覧ください。

熊本県は、急速な人口減少や施設等の老朽化により、県内の水道事業の経営環境は厳しさを増していることから、持続可能な水道事業の経営を図るため、平成30年度に熊本県水道事業基盤強化推進協議会を設け、さらに、県内を6地域に分け、それぞれに地域協議会を設置し、各事業体の現況及び将来見通しを検討してきました。

その結果、県としては、市町村の区域を越えた広域化を推進する必要があると方向性を定められ、広域化の推進プランを策定されます。県内の各自治体、議会関係者へ事前に内容周知の通知がありましたので、報告させていただきます。

まず、現状として、建設改良費は熊本地震が発生した平成28年度を除き、年間140億程度で推移しております。

収益的収支は、令和2年度で年間約266億円です。そのうち、減価償却費が約4割、人件費及び委託費がそれぞれ1割を占めています。

給水収益は、平成28年度以降、年間250億円程度で推移しております。

職員の状況については、40歳以上の職員数の割合が6割を占めております。

次に、将来見通しです。

給水収益については、主に人口減少に伴い、令和元年度に比べ、令和56年度までに約25.4%減少する見込みです。

更新投資額は、令和2年度から令和56年度の平均額が、平成27年度から令和元年度までの平均額の1.6倍に増加する見込みです。

以上を踏まえた課題として、水道料金を現行のまま据え置いたとして、令和56年度には1,671億円の資金不足となり、財政状況が厳しくなることが見込まれます。

また、小規模市町村を中心に、技術職員の確保や技術の継承が課題となります。

そこで、国が示す水道広域化の三類型に応じてシミュレーションを行った結果、年間約5.5億円の削減効果が見込まれ、さらに、ノウハウの共有や事務の効率化等で担い手となる職員確保が期待できるとなりました。

検討したそれぞれの結果は次のとおりです。

まず、施設の共同設置、共同利用は、経費削減効果が期待できる施設はないということになりました。

次に、事務の広域的処理については4.7億円の削減が見込まれ、一番経費の削減が期待されています。

最後に、事業統合についても0.8億円の削減が見込まれました。

以上のことから、今後、事務の広域的処理に向けて、熊本県基盤強化推進協議会内に具体的な広域化の手法を検討する検討部会を設置し、各地域協議会とともに実現可能性の高いものから検討を行い、広域化を進めることとなります。

さらに可能なら、事業統合や経営一体化等の経営統合についても管理の一元化等の取組状況を踏まえながら検討することとなります。

なお、検討への取組は、引き続き、令和5年度からとなる予定です。

以上、報告します。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） おはようございます。

生涯学習課から新体育館の名称について行政報告をいたします。

昨年10月から、住民の皆様に新体育館の名称募集から始まりまして、山都町営総合体育館建設検討委員会及び山都町総合体育館整備推進委員会の1次審査から3次審査を経て、山都町総合体育館「パスレル」に決定いたしましたので御報告いたします。

これまでの経緯について御説明いたします。

令和4年10月14日から令和4年11月25日まで名称を募集し、91件の応募があり、同一の名称を除いて応募作品数は75作品でした。

募集方法は記載のとおりです。

1次審査は郵送により、総合体育館建設検討委員14名の皆様に、一人5ないし10作品を選定していただき、得票の多かった6作品を選定いたしました。

2次審査は、総合体育館建設検討委員会14名中10名の方に出席をいただき、投票により4作品に絞りました。

3次審査は山都町総合体育館整備推進委員会6名全員出席の上、4作品について一人ずつ意見を出していただき、最後は投票により決定をしたところでございます。

「パスレル」とは、フランス語でかけ橋を意味するもので、山都町の通潤橋をイメージされており、委員からは、響きがよく、愛称としても覚えやすいなどが選定の理由となりました。

今後におきましては、町ホームページ、広報やまと4月号で一般に公開予定です。

以上で行政報告を終わります。

○議長（藤澤和生君） これで行政報告が終わりました。

---

## 日程第5 提案理由説明

○議長（藤澤和生君） 日程第5、提案理由の説明を求めます。

町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） おはようございます。

提案理由の説明をいたします。

令和5年第1回定例会を招集しましたところ、御参集を賜り、誠にありがとうございます。

新たな年を迎えた令和5年は、元旦から天候に恵まれ、町民の皆様におかれましては輝かしい新年を迎えられたこととお喜び申し上げます。

令和4年度を振り返りますと、前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症に翻弄されるとともに、ロシア軍のウクライナ侵攻の影響を受け、原油、物価の高騰など、町民の皆様にはいろ

いゝな制限の中、社会生活を送っていただいたこととなり、経済活動に大きな影響を与えました。

このような中、町の重要政策と位置づけております有機農業を核とするまちづくりや、持続可能なまちづくりを推進する体制を整備し、有機農業やSDGsの推進、若者向け住宅の整備、総合体育館の建設、熊本地震、豪雨災害復旧工事などに職員一丸となって取り組んでまいりました。新型コロナウイルス感染症の第8波の影響も徐々にではありますが縮小傾向となり、以前の社会生活に向けた活動が取り戻せつつあります。

令和5年度は、これまで取り組んでまいりました本町における豊かなまちづくりが目に見える年にしていきたいと思ひます。

九州中央自動車道整備状況については、山都通潤橋インターチェンジが、令和5年度内の早ければ年内開通に向けて着実に工事が進んでおり、蘇陽五ヶ瀬道路の用地買収や矢部清和道路の用地測量が本格的に始まりました。

また、山都通潤橋インターチェンジ開通に合わせた新道の駅の開駅や通潤橋周辺整備、新総合体育館建設と運動公園整備につきましても急ピッチで進めております。

若者向け子育て住宅「おおるり・メゾン・ド・浜町」については、募集12戸の世帯に対しまして23件の応募をいただき、若者世代の定着につなげることができました。引き続き、山都町に定住を希望する人が住める住環境の整備を進めてまいりたいと思ひます。

住民サービスの向上を図るための取組として、電子申請受付システムやセミセルフレジの導入、マイナンバーカードの活用につきましても、証明書をコンビニエンスストアで取得できるよう、サービス等を計画しております。

移住、定住対策として、保育園留学事業や新婚生活支援、空き家改修支援、企業のためのスタートアップ支援を計画しております。

高齢者の支援として、買物困難者に対する移動販売支援事業や相談体制の整備、また、子育て支援としまして、相談体制の強化や、出産、子育て応援給付金の支援などを計画しております。

基幹産業であります農林業対策としまして、集落営農の推進、有機農業の支援、森林環境譲渡税の活用事業などを商工観光対策としまして、観光客の誘客対策事業や、観光商品情報発信などの町のPR及び、昨年講演をいたしました「ONE PIECE」の清和文楽館での定期公演、全国公演への支援を計画しております。

また、引き続き、地方町道の改良工事や維持工事、河川のしゅんせつ工事、また、教育関係としまして、小中学校の机いすの更新、中央公民館の耐震工事、図書館の改修、蘇陽林業者等健康増進施設の照明工事など、住民の皆さんに寄り添った事業に取り組む予定です。

次に、今定例会に提案しております議案について説明します。

今回の定例会に提出する議案は28件で、条例8件、補正予算6件、当初予算8件、その他6件です。

提案第7号から提案第14号は、それぞれ必要な条例の一部改正や新たな条例の制定を行うものです。

議案第15号から第20号は、令和4年度における一般会計及び特別会計並びに事業会計の補正予

算に関するものです。

議案第21号から第28号は、令和5年度における一般会計及び土地特別会計並びに事業会計の当初予算に関するものです。

議案第29号は、山都町が加入します熊本縣市町村総合事務組合の共同処理に関する事務の変更及び規約の一部変更に関するものです。

同意第1号は、教育委員4名のうち1名が本年3月25日をもって任期満了となりますので、教育委員の任命について同意を求めるものです。

同意第2号から第4号は、固定資産評価審査委員会委員3名が本年3月31日をもって任期満了となりますので、委員の任命について同意を求めるものです。

同意第5号は、山都町副町長選任について同意を求めるものです。

以上、本議会に提案をいたします議案の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひします。

**○議長（藤澤和生君）** 提案理由の説明が終わりました。

---

#### **日程第6 議案第7号 山都町営体育館条例の一部改正について**

**○議長（藤澤和生君）** 日程第6、議案第7号「山都町営体育館条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長、上田浩君。

**○生涯学習課長（上田 浩君）** それでは、議案第7号について説明いたします。

議案第7号、山都町営体育館条例の一部改正について。

山都町営体育館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年3月2日提出、山都町長。

提案理由です。

朝日西部体育館を廃止することに伴い、山都町営体育館条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次のページを御覧ください。

改正内容は、文書の中ほどにあります別表第1朝日西部体育館の項を削除します。

また、別表第2第2項中、「朝日西部体育館の」を削り、同項第1号の表、朝日西部体育館の項を削除します。

次のページは新旧対照表を載せております。

今回の改正について御説明いたします。

資料で、現況写真1から3まで付けておりますが、朝日西部体育館は昭和55年に建築され、鉄骨造、床面積488平米で、築43年ほど経過しております。

平成28年、熊本地震があった際、窓ガラスが割れ、壁等にひびが入り危険であるため、使用を禁止しておりました。応急復旧で割れた窓ガラス部分にはコンパネを充てておりますが、本格的な復旧はしておりませんでした。

また、熊本地震以前から、地元のスポーツ等での利用の実績もなかったことから、今回の施設の廃止手続を取る次第でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（藤澤和生君） 議案第7号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 解体の日程をお知らせください。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。本議会におきまして、来年度当初予算で解体工事費を計上させていただいております。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号「山都町営体育館条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第7 議案第8号 山都町消防団の定員、任命、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部改正について

○議長（藤澤和生君） 日程第7、議案第8号「山都町消防団の定員、任命、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） おはようございます。それでは、説明をいたします。

議案第8号、山都町消防団の定員、任命、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部改正について。

山都町消防団の定員、任命、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年3月2日提出、山都町長。

提案理由です。

消防団員の数の減少を理由として消防団員の定数を見直すため、消防組織法第19条第2項の規定に基づき、関係条例の一部を改正する必要があります。これが、この条例を提出する理由です。

2ページをお願いいたします。

条例の改正文です。

附則。この条例は、令和5年4月1日から施行する。

3ページは新旧対照表です。

第2条において、団員の定数を600人から500人とするものです。

4ページの資料により、内容を説明いたします。

山都町消防団は山都町誕生以来、14分団に編成し、災害等への対応を行ってまいりました。

昨年、消防団員の減少を改善するため、出動報酬の創設や年額報酬の改定及び出動報酬の基準の策定、報酬等の団員個人への直接支給の徹底など、消防団員の処遇の改善に取り組んでまいりましたが、令和4年度現在で団員数527人となり、消防団においては本年度1年をかけて分団の再編について検討を行ってまいりました。

その結果、令和5年度から、第1分団と第5分団を統合して第1分団。第2分団と第7分団を統合して第2分団。第8分団と第10分団を統合して第6分団。第11分団から第14分団までを統合して第8分団とし、再編に伴い、その他の分団の分団名も変更することと決定されました。

今後、団員の退団が47名ほど見込まれることから、団員の定数を見直す必要があるものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第8号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** 再編については致し方ないかなと思いますが、一つ懸念しますのは、これまではそれぞれ、どちらかと言ったら地域性で小さな分団でありましたので、次々に退団される時は次の人を探したりして勧誘がございましたけれども、これが大きくなりますと、勧誘というのがちょっと薄れてきはしないかと思っておりますので、ますます消防団のこれが希薄化して本来の使命が保たれないのではないかという心配がございます。そこはどのようにお考えなのか。本当に地域の人にはなるべくやめんでくれとか、若い人が来たら積極的に勧誘されておりました。

しかしながら、例えば、蘇陽に限っては蘇陽地域が1分団になります。だったらもう、知らない人もおりますよね、同じ町内でも。声かけも少なくなってくるってなると、どんどん減ってくると思います。

そこらを心配しておりますので、そこを町としてどのようにお考えなのかをお聞かせください。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** お答えいたします。今、藤川議員のほうからありましたように、広域化したことにより、分団としては蘇陽地区でいいますと1分団体制ということになります。

ただ、これまでも合併以降、団員数が減っている中で、部の編成等を行いながら、それぞれの団員で活動をしてまいりました。

また、団員数が減ったことによりまして、現在では、火災等が発生した場合には、エリアにつ

きまして現在でも、蘇陽地区でいえば全分団、4分団出動体制という中で対応せざるを得ないというのが現状の中でございます。

そういう中で、団員が少なくなってきたところを補完する意味で、現在、消防団協力隊というものをOBの方を中心に編成していただき、消防団が到着するまでの初期消火等に当たっていただいております。

ただ、実際、消防団員が町内にできる限り確保を指定しなければいけないというところがありますので、特に若い世代の方を引き続き消防団員に入っていらっしゃらない方につきましては勧誘を進めながら、消防団体制ができるだけ維持できるような体制で、消防団として維持できるような体制で、引き続き、取り組んでいければというふうに思っております。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑ありませんか。

7番、興梠誠君。

**○7番（興梠 誠君）** 確認です。現状を見れば致し方ない部分と思います。

団の編成の中で、第5分団は18名ですよね、現在。団員数の統合の基準等は何か考えられてこういう編成に当たられたのか。先ほど総務課長の説明では、5分団と7分団を統合して4分団とか言われましたけども、7分団はそのまま残るんでしょう。7分団じゃなかった、6分団。その基準ですね。18名の団員数のところもあれば、それなりの、蘇陽あたりは一つになりますので大所帯になりますけども、そういう基準等があるの考えなのか。編成に当たっての、今、私が言いましたところの、間違いだったかもしれんけど、確認です。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** お答えいたします。最後の4ページのところ、下のほうに、分団再編についてというところで表を載せております。

先ほど私のほうで御説明しましたように、現在14分団、これが上のほうの3月までというところにあるのが現在の分団の分団名です。

そのうち、1分団と5分団が統合して第1分団。それから、2分団と第7分団が統合して、一番下書いてありますが第2分団ということになることに伴って、一番上、白字で書いているのが現在の分団名でございますが、第5分団が第3分団になるというようなところで、分団が変わるという編成でございます。

議員、今御質問がありました第5分団につきましては、現在18名ということで、大変少ない中で5分団のエリアをされておりました。

ここにつきましても、先ほど藤川議員のときにも申し上げましたように、もう、なかなか分団単位ではできませんので、矢部地区の分団で災害、火災とかがあったときには現在も出動しております。補完し合いながら活動はやっております。

定数につきましては、特にこの人数になったらということではなくて、令和4年度中にそれぞれの分団の中で、再編については御意見を地域の方等にも聞きながら再編をされたということで、消防団の意向に基づいて今回、再編をするということでございます。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

6番、矢仁田秀典君。

**○6番（矢仁田秀典君）** もう一度確認。分団編成がこうなりますよね。その下の部、班辺りの編成が変わっていくんじゃないかと思うんですよ。

その中で、先ほど8番議員がおっしゃったように、分団が減って班もなくなるとか、そうやっていって、もしもですよ、今まで分団が一つあったところに班がなくなるってなるとそこはなくなるんですよ。そうなればちょっと考える必要が出てくるかなと思う。

この関係については、消防団で一生懸命いろんな考えをされたとは思いますが、今のは確認です。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** お答えいたします。矢仁田議員御指摘のとおり、現在、分団のほうの再編に伴いまして、部、また、班のほうも再編をされる、統合されるということになると思います。

ただ、現時点でも団員数が少ない中で、班はあるけれども、その地域でもとともとはそこにいる地域で班は運営していたんですけれども、もうその人間が少ないのでよそから入って一緒にやっているというような状況で、非常に班の活動自体も厳しいものがあるということがありますので。有事には、先ほどから繰り返し申し上げますけれども、それぞれの分団が補完し合いながら対応するということでやりながら、消防団員をできる限り引き続き確保するように進めていきたいというふうに思います。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑ありませんか。

8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** 昨日も早速、蘇陽のほうで原野火災がありました。たまたま私は家におりましたので、その情報が分かりました。それで、知り合いとかに「火事ですよ、火事ですよ」って言った。「はあ、どこかな」って。「何も言わんばいた」と言われるんですよ。

今さっき、総務課長のお話では、やっぱり地域の方に協力してもらわんとおっしゃいましたが、情報を知るすべがないんですよ。何回もこれまでもこの整備を、昨年でしたかね、されたときも、ぜひとも予算が余ったならばそれを各地区になるだけ屋外のスピーカーをつけてしてくださいというふうにお願いしましたが、それもかないませんでした。

早速このようにして団員も減ってくる。そしたら、地域の方に協力してもらわなん。しかし、地域の方は何の情報を知るすべが、屋外にいれば昼間。昨日早速それを感じました。

その年、前も人家の火災がありました。あれは夜中でしたので、皆さんどこの誰というのが分かりましたけれども、やっぱり昼間の火災。今後はこういったふうにして消防団が少なくなれば情報が取れないという中では消火活動が遅くなる。

だから、総務課長が言われるのと反比例するんじゃないかなと思いましたので。やっぱり屋外のそういう情報機器、その推進も進めていってもらわなければ、もうますます過疎化して、人命も守れんと。燃えなしょんなかばいって。そういう話も出ておりますので。やっぱりこういうことに関しては、やっぱり情報機器を屋外につけるべきじゃないかなと思います。



よく高森町のほうに行きますが、もういつも流れています。普通のこの防災無線のあれが。だからお買物に行つとる町外の人も「おお、こんなのがあっているのかな」というのが分かりますが、やっぱりこれがあつたらいいなというのはもういつも感じておりましたので、そこら辺の整備をお願いしたいと思いますが、今即答はできないと思いますけれどもお考えがありましたらお聞かせください。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** お答えいたします。今、藤川議員のほうから御指摘のとおり、屋外スピーカーは一部のところにしかまだ設置ができておりませんので、確かに、屋外にいらっしゃる方への周知というのが非常にしづらいというのが課題であるというふうに認識しております。

今、町のほうにメール通信とかの登録をしていただいている方には、そういう形で周知ができる、火災情報が流せるようにはしておりますので、そういうものももう少し啓発しながら、住民の方々のできる限りそういう火災情報が行き渡るようにしていきたいと思っております。

消防団協力隊の方は、地元いらっしゃる方が多いと思っております。消防団員はなかなか、勤めの方が今増えている中で、日中の火災については非常に協力隊の方に御協力いただく機会も多くなると思っておりますので、その辺も含めて対策については今後も引き続き検討していきたいと思っております。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑ありませんか。

2番、坂本幸誠君。

**○2番（坂本幸誠君）** 480名の中で、地元に残ってすぐ出動できる人たちの割合というのは何割ぐらいになりますか。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** お答えいたします。消防団員は、先ほども言いましたように、現在お勤めしている職員もかなり多い中で、町外に仕事に行っている職員とかもいると思っておりますので、ちょっと日中と夜間ではまた違うと思っておりますし、数字についてはまた後ほど調べましてお知らせしたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑ありませんか。

2番、坂本幸誠君。

**○2番（坂本幸誠君）** 去年、寺川の火災があつたんですよ。そのときに、地元の人たちがお手伝いに行こうとしたら警察の方が止めて、そのエリアに入られんような状態だったんですよ。そのときはもう地元の人たちは外で見とるような感じだったですけども、せっかく地元の人たちがおるとに、見とるだけでかせがでкинというところが、何かちょっともったいないなと思って。集合時間もちょっと遅れたけん、警察のほうの方が早く来とったですもんね。

そういうところ、自治消防団というところが分かるようにしていただくと、お手伝いがでくつとじやなかろうかと思っておりました。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** お答えいたします。今、坂本議員御指摘のところについては、また検討していきたいと思っております。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑ありませんか。

10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** 消防団については、本当日頃から大変防災とか火災とかいろんな災害時に出動していただき本当にありがたい存在だと思っているし、また、地域のコミュニティーづくりというところでも特別な場所であるなというふうなことは認識した上で伺いするんですけども。

やはり団員数が減っていると。新しい勧誘がうまくいかないという中で、私もちょっと若い人たちの話を聞きますと、例えば先ほど報酬の面でも金額をアップしたり、あるいは個人の口座に振り込まれたりということが始まりましたが、聞いてみれば、やはり個人の口座には入るけど、それを団に返していくんだと。自分の口座に入るだけけれども、それを出してまた団に返すというか、そういう費用に使うんだというふうなことを聞きます。

それから今、今年はまだに今週末に出初めがあって盛んにラップの稽古をされているというのも存じ上げていますが、いわゆる家にいる子育て中の奥さんたちにとっては、「もう今夜もおらんとよ、今夜もおらんとよ」というふうなことで非常に苦勞されている部分があるなというのを感じています。

そこら辺を、人材確保のためにというか、私が本当に消防団におりもせんだったくせになって言われるかもしれんけれども、やはりその消防団の会議というのは男性目線だというふうに思うんですね。だからそういう家での奥さんたちの苦勞であるとか、それからなぜ若い者がそういうふうにして参加をしてくれないのかとか、そこら辺の論議がどういうふうになされているのかなというのを非常に思います。

出初のために頑張られるのも本当に結構だと思うんだけど。操法なんか本当に大変ですよ。1ミリも違わんごつ1分でも1秒でも早く技術を磨くということも大切だけれども、何より大事なものは、今、坂本さんもおっしゃったように、やっぱり現場に駆けつけてどんだけの仕事ができるかという技術を磨いていく。そこら辺のほうが大切じゃないかなと、私なんかは。大会のために技術を磨いていくというのも一つの方法ではあるかもしれないけれども。

こういうふうにして団員数が少なくなっていく中で、負担をやっぴりなるだけ減らしながら、有意義な活動になっていくためにという議論はどういうふうになされているのかなというふうなのが非常に気になるところなので、よかったらお答えいただければなというふうに思いますけれども。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** お答えいたします。消防団の活動につきましては、これまでもいろんな御意見があることは消防団としましても承知した上で、現在、本部会議等においてもできる限り消防団員が、入らない消防団員がないように対策はどうしたらいいとか、そういった行事事に対する対応であったり、そういうことも含めていろいろ議論されているというふうに思っております。

なかなか具体的に、昨年から報酬見直しをしたりとか、いろんな面で、消防団に入りやすい、

また、消防団活動がしやすい方のことについては随時見直しをまた今後も引き続きしながら、団員確保を消防団と一緒に進めていきたいというふうに考えております。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号「山都町消防団の定員、任命、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第8 議案第9号 山都町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

○議長（藤澤和生君） 日程第8、議案第9号「山都町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

健康ほけん課長、木實春美君。

○健康ほけん課長（木實春美君） 議案第9号、山都町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年3月2日提出、山都町長。

提案理由です。

熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例が制定され、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金について規定する条例附則第5条から第8条までが、条例附則第3条から第6条までに繰上げられたことに伴い、山都町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

3ページ目に、新旧対照表を載せております。

下線の部分の第2条第8号中の左側、第5条を、右側改正後のほうになります、第3条に改正いたします。

なお、この繰り上がりに関する説明ですけれども、この規定の前にあります条文が削除されたことによる改正となります。

削除されたものといたしましては、令和2年度における保険料部下の算定特例の技術であり、この特例が完全に廃止となったことによりまして、県の後期高齢者医療広域連合の条例から削除されたことによるものです。

また、後期高齢者医療の保険料率につきましては県内で統一されておりました、2年ごとに見

直しをされており、令和2年度の保険料率は令和3年度までに及びますので、今回改正されたものです。

2枚目にお戻りください。

山都町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

山都町後期高齢者医療に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第8号中、第5条を第3条に改める。

附則。この条例は公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第9号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号「山都町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第9 議案第10号 山都町国民健康保険条例の一部改正について

**○議長（藤澤和生君）** 日程第9、議案第10号「山都町国民健康保険条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康ほけん課長、木實春美君。

**○健康ほけん課長（木實春美君）** 議案第10号について御説明いたします。

議案第10号、山都町国民健康保険条例の一部改正について。

山都町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年3月2日提出、山都町長。

提案理由です。

出産育児一時金の支給額の見直しに関する健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和5年2月1日に公布され、令和5年4月1日に施行されることに伴い、山都町国民健康保険条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

3ページ目に、新旧対照表を載せております。

全世代型社会保障改革の中で、子ども子育て支援の拡充の一つであります出産育児一時金を増額することにより、経済的負担の軽減を図るものです。

左側が現行、右側が改正後になります。下線を引いている箇所が改正する部分です。

第6条第1項中、40万8,000円を48万8,000円に改正いたします。

2ページにお戻りください。

山都町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

山都町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第6条第1項中、40万8,000円を48万8,000円に改める。

附則。第1項、この条例は令和5年4月1日から施行する。第2項、この条例による改正後の山都町国民健康保険条例第6条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に出産した被保険者に係る出産育児一時金の支給について適用し、同日前に出産した被保険者に係る出産一時金の支給については、なお従前の例による。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第10号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号「山都町国民健康保険条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第10 議案第11号 山都町子ども・子育て会議条例等の一部改正について

○議長（藤澤和生君） 日程第10、議案第11号「山都町子ども・子育て会議条例等の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） それでは、議案第11号について御説明いたします。

議案第11号、山都町子ども・子育て会議条例等の一部改正について、山都町子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年3月2日提出、山都町長。

提案理由。

子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行等により、条例中の関係規定の整備を行う必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

最後のページの資料1を御覧ください。資料1に基づき、御説明いたします。

内容の欄の4本の条例を一部改正いたします。

一つ目です。

山都町子ども・子育て会議条例については、子ども・子育て支援法の規定が改正されたことに伴い、条例中引用する同法の条番号を整理いたします。

二つ目です。

山都町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例については、民法の懲戒権に関する規定の削除に伴い、条例中の懲戒に係る権限の濫用禁止規定を削除します。

また、子ども・子育て支援法が改正されたことに伴い、条例中引用する同法の条番号を整理します。

条例の特定教育保育施設及び特定地域型保育事業は、本町では保育所及び認定こども園が対象となります。

三つ目です。

山都町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例については、民法の懲戒権に関する規定の削除に伴い、条例中の懲戒に係る権限の濫用禁止規定を削除します。

また、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準が改正されましたので、新たに義務化されました安全計画の策定に関する規定を追加します。

条例の家庭的保育事業は、利用定員5人以下でゼロから2歳児を対象とした保育事業で、待機児童解消のための事業でありますので、現在では町内では事業所はございません。

四つ目です。

山都町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準が改正されましたので、新たに義務化されました安全計画の策定に関する規定を追加します。放課後児童健全育成事業につきましては、放課後児童クラブになります。町内では7クラブございます。

改正の中の安全計画につきましては、事業所の設備の安全点検、安全に関する指導、職員の研修及び訓練に関する計画、これが義務化されております。

また、安全装置につきましては、国交省が策定する送迎バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドラインが策定されましたので、その対象となる装置になります。その装置が2種類ございます。

一つ目が、降車時確認と申しまして、エンジン停止後、運転者に車内を確認する警報が鳴る装置です。

二つ目が、自動検知式です。エンジン停止から一定時間経過後に、センサーにより車内の検知を開始し、注意を促すものです。義務化されましたので、今回の議会の補正予算でバスを運行する保育園分の補助金を計上致しております。

施行期日です。一番右の欄になります。

施行期日につきましては、附則にて定めております。

続きまして、2ページです。

2ページから8ページまでが改正文に、9ページから27ページまでが新旧対照表になりますので御確認ください。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第11号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号「山都町子ども・子育て会議条例等の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

---

休憩 午前11時0分

再開 午前11時10分

---

○議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

## 日程第11 議案第12号 山都町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（藤澤和生君） 日程第11、議案第12号「山都町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） それでは、説明いたします。議案第12号、山都町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

山都町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年3月2日提出、山都町長。

提案理由です。

会計年度任用職員の給与について、一般職の職員に準じた給料表に改定するために、山都町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する必要があります。これが、この条例を提出する理由です。

昨年の12月定例会におきまして、令和4年人事院勧告に伴い、山都町一般職の職員の給与の改正を行いました。今回、会計年度任用職員につきましても、一般職の職員に準じた給料表の改定を行うものです。

会計年度任用職員制度は、年度ごとに任用する制度であり、年度当初に任用通知に示した額での任用としていることから、改正後の給料表は令和5年度の任用から適用するものでございます。

2ページから8ページが条例の改正文です。

9ページから20ページは新旧対照表です。

2ページの改正文をお願いいたします。

附則。この条例は、令和5年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第12号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号「山都町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第12 議案第13号 山都町立小・中学校設置条例及び山都町立学校体育施設の開放に関する条例の一部改正について

**○議長（藤澤和生君）** 日程第12、議案第13号「山都町立小・中学校設置条例及び山都町立学校体育施設の開放に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

学校教育課長、工藤博人君。

**○学校教育課長（工藤博人君）** それでは、議案第13号について説明いたします。

議案第13号、山都町立小・中学校設置条例及び山都町立学校体育施設の開放に関する条例の一部改正について。

山都町立小・中学校設置条例及び山都町立学校体育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年3月2日提出、山都町長。

提案理由です。

潤徳小学校の閉校に伴い、山都町立小・中学校設置条例及び山都町立学校体育施設の開放に関



する条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

提案します本条例案につきましては、令和5年度末をもって潤徳小学校を閉じ、令和6年4月1日に矢部小学校に統合する教育委員会の決定を踏まえ、関係する2本の条例の一部を改正するものです。

次のページを御覧ください。

条例交付分となります。

2条立てで構成しておりまして、第1条で山都町立小・中学校設置条例の一部改正について、第2条で山都町立学校体育施設の開放に関する条例の一部改正についてをそれぞれ規定しております。

改正内容は、各条例の別表から潤徳小学校の項を削るものです。

次のページから新旧対照表となります。次のページを御覧ください。

第1条の山都町立小・中学校設置条例の一部改正に関するものです。

左側の現行の欄を御覧ください。

別表の矢部小学校の項の下、潤徳小学校の項を削りまして、右側の改正後の案となるものです。

次のページを御覧ください。

第2条の山都町立学校体育施設の開放に関する条例の一部改正に関するものです。

左側の現行の欄を御覧ください。

別表の一番上の潤徳小学校の項を削りまして、右側の改正後案となるものです。

それでは、全体の2ページ目にお戻りください。

附則。この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上です。よろしくお願いいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第13号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 第2条のことでお尋ねをします。

潤徳小学校の体育館が削除されるということは、地域の方たちが借りたりすることはこれからはどんなふうになるのでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 学校教育課長、工藤博人君。

**○学校教育課長（工藤博人君）** お答えします。令和5年度いっぱいには普通に使えて、令和6年4月から閉じた後の開放について潤徳小を削るということになるんですけども、ここの部分につきましては、今も現在地元の方が利用されておりますので、今度は体育館という形で生涯学習課のほうで管理していただくような形になるかと思っております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑ありませんか。

8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** 全く今と同じお尋ねだったんですが、これからは令和6年からは社

会体育の施設ということで移行すると思いますが、社会体育の体育館のほうの条例というのは今回一緒に出さなくてよかったのかなと思いましたが、いかがですか。

○議長（藤澤和生君） 学校教育課長、工藤博人君。

○学校教育課長（工藤博人君） お答えします。社会体育の件に関しましては、体育館の名称とか、そういうのだったり、あと地元でどういった使い方にするかとか、その辺を生涯学習課のほうで今後1年間協議されて、新たに来年の6年の4月1日の開放に向けた準備をされることになろうかと思っております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 多分そうなると思いましたが、やはりそれは同じ建物の利用をどうするかということはずっと一緒に協議していかなければならないので。一方だけを削りました、一方はまだ知りません、今から協議しますよじゃなくて、同時にしていかなくちゃいけないものと思うんですよね。

一方を削りました。一方は6年からこんなふうにしていきますというのを。やっぱり一つの建物ですから。やっぱりそれは今後そのようにきちっと同時進行でいってほしいと思います。

○議長（藤澤和生君） 学校教育課長、工藤博人君。

○学校教育課長（工藤博人君） お答えします。この件に関しましては、生涯学習課のほうとは情報共有しております、今後の閉校に当たっての協議の中で、その辺も併せて協議していくことになろうかと思えます。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから第13号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号「山都町立小・中学校設置条例及び山都町立学校体育施設の開放に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13 議案第14号 山都町個人情報保護法施行条例の制定について

○議長（藤澤和生君） 日程第13、議案第14号「山都町個人情報保護法施行条例の制定について」を議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） それでは、説明いたします。

議案第14号、山都町個人情報保護法施行条例の制定について。

山都町個人情報保護法施行条例を別紙のとおり定める。

令和5年3月2日提出、山都町長。

提案理由です。

国が地方公共団体における個人情報保護制度の全国的な共通ルールを定め、制度の強化を図るため、個人情報の保護に関する法律が改正されました。この改正に基づき、個人情報保護制度を適切に運用するためには、条例を制定する必要があります。これが、この条例を提出する理由です。

次のページからは、条例文です。

5ページの資料をお願いいたします。

令和3年5月に公布されましたデジタル社会形成整備法による個人情報保護法の改正により、これまで国の行政機関や地方公共団体などについて、それぞれ分かれていた法令が、一つの法律にまとめられました。

また、国の個人情報保護委員会が一元的に当該規律を解釈運用することとなりました。このことにより、これまでの個人情報条例で定められていた多くのことが、国の法律に規定されます。

このため、現在の条例を廃止して、今回新たに条例を制定することが必要となります。

改正後の個人情報保護制度の概要につきまして説明をいたします。

これまで、個人情報の取扱いに関し、自治体ごとにそれぞれ条例を定めていたものを、法律により全国一律に共通ルール化されることとなります。

つまり、個人情報の保有、取得、保管、管理、利用、提供、罰則、個人情報の開示請求などについて、国の法律で規定されることとなります。

本町におきましては、これまでの条例におきましても、国の法律に準じた内容としておりましたのでこの点につきましては大きな変更はありませんが、資料の中段より下に記載しております2点が新たに規定されました。

1点目といたしまして、これまで地方自治体については、その自治体自身が所管していたものが、国の個人情報保護委員会が所管することとなりました。

また、個人情報の漏えいなど重大事案が発生した場合には、委員会に報告することとなります。

2点目といたしましては、個人情報ファイル簿の作成、公表が義務づけられたこととございます。

個人情報ファイルとは、多数の個人の情報が一覧として整理されたデータ、またはファイルであり、この個人情報ファイルの概要を示したものを個人情報ファイル簿といいます。この個人情報ファイル簿について1,000人以上の個人が対象となる場合には、作成、公表が義務づけられました。

3ページをお願いいたします。

附則第1条で、施行日は令和5年4月1日から施行することとしております。

附則第2条で、現在の条例を廃止することとしております。

附則第3条で、現在の条例で処理した案件については、廃止後においても手続や罰則などが引き続き適用されることを規定するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第14号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 資料の中の個人情報ファイル簿の作成というところでお尋ねをします。

個人情報のファイルの例として書いてありますが、最後に「など」と書いてあるんですね。個人情報の漏えいは大変問題があることですので、どういうものがこのファイルに入れられるのかというのは大変重要なことだと思うんですが、「など」と書いてあるということで、ほかにどのようなことが考えられるのか。

この個人情報のファイル簿は市町村で作るということになるということでしょうか。

2点お願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** お答えいたします。この資料のほうに書いておりますように、町のほうで管理しております様々な情報が個人情報ファイルの対象になってきますので、非常に「など」の部分は幅が広いものになるということでございます。

現在、概数ではございますけれども、個人情報ファイルの数といたしまして、町のほうで取り扱っているものが約500。そのうち、個人名の1,000人以上のものがあるものが約100ほどというふうに見込んでおります。

その分について今後公表していくことになりまして、これまでもここに書いてあるものについても台帳等ありますので、引き続き町のほうで作成管理していくことになるということでございます。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** これで質疑を終わります。

これから第14号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号「山都町個人情報保護法施行条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第14 発議第1号 山都町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

○議長（藤澤和生君） 日程第14、発議第1号「山都町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

12番、工藤文範君。

○12番（工藤文範君） 発議第1号について御説明を申し上げます。

発議第1号、令和5年3月2日、山都町議会議長、藤澤和生様。

提出者、山都町議会議員、工藤文範。賛成者、山都町議会議員、吉川美加。同じく飯開政俊。同じく矢仁田秀典。

山都町議会議員の個人情報の保護に関する条例の制定について。

上記議案を地方自治法第112条及び山都町議会会議規則第14条第2項の規定により、山都町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、別紙のとおり提出します。

提出の理由。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律が改正され、議会における個人情報保護の適正な取扱いについて、新たに条例を定める必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

議会は、改正後の個人情報保護法の取扱いに係る規律の対象となっていないことから、自治体とは別に議会の個人情報に情報を保護するための制度を設ける必要があり、条例を整備するものです。

議会保有個人情報の取扱いについて適正な取扱いを定めるとともに、違反した場合には、議会事務局職員に懲役罰金などの罰則も適用するというものです。

施行日は令和5年4月1日です。

議会としても、本条例に基づく個人情報保護にしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（藤澤和生君） 発議第1号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 第16条に匿名加工情報の取扱いに関わる義務がありますが、匿名加工情報って何なのかなとちょっと思いましたので、お尋ねをします。

○議長（藤澤和生君） 議会事務局長、嶋田浩幸君。

○議会事務局長（嶋田浩幸君） お答えします。匿名加工情報とは、特定の個人に対して、その情報が分からないように加工したというか、そういった情報だというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから発議第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号「山都町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第15 発議第2号 山都町議会の個人情報の保護に関する条例施行規則の制定について

○議長（藤澤和生君） 日程第15、発議第2号「山都町議会の個人情報の保護に関する条例施行規則の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

12番、工藤文範君。

○12番（工藤文範君） 発議第2号について御説明申し上げます。

発議第2号、令和5年3月2日、山都町議会議員、藤澤和生様。提出者、山都町議会議員、工藤文範。賛成者、山都町議会議員、吉川美加、同じく飯開政俊、同じく矢仁田秀典。

山都町議会の個人情報の保護に関する条例施行規則の制定について、上記議案を地方自治法第112条及び山都町議会会議規則第14条第2項の規定により、山都町議会個人情報の保護に関する条例施行規則の制定について、別紙のとおり提出します。

提出の理由。

山都町議会の個人情報の保護に関する条例の実施に必要な事項について、新たに議会規則を定める必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

本規則では、先ほど議決いただいた議会個人情報条例の施行に関し、必要な事項を定めるものでございます。

内容としては、条例の用語の定義や具体的な個人情報の開示要綱と併せ、申請に必要な様式などについて記載しております。

以上、説明を終わります。

○議長（藤澤和生君） 発議第2号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 先ほどの8番議員の質問に関連することで、匿名加工情報の安全管理措置の基準というのが第7条にあります。匿名加工というのは、例えば、私の情報を西田由未子とせずにA議員情報というふうにすることかなというふうに解釈していいのでしょうか。そういうのを自分がするのか、どなたかがされるのかというのがここに書いてあると思うんですけど、その辺の御説明をもう少しお願いしたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 12番、工藤文範君。

○12番（工藤文範君） 局長より説明させます。

○議長（藤澤和生君） 議会事務局長、嶋田浩幸君。

○議会事務局長（嶋田浩幸君） お答えします。匿名加工情報についての取扱いについて、少し調べた上でお答えをさせていただきたいと思います。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから発議第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号「山都町議会の個人情報の保護に関する条例施行規則の制定について」は、原案のとおりに可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

---

散会 午前11時35分

3 月 7 日 ( 火 曜 日 )



令和5年3月第1回山都町議会定例会会議録

1. 令和5年3月2日午前10時0分招集
2. 令和5年3月7日午前10時0分開議
3. 令和5年3月7日午後3時10分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第6日）（第2号）

日程第1 一般質問

- 2番 坂本幸誠議員
- 10番 吉川美加議員
- 3番 眞原 誠議員
- 4番 西田由未子議員

- 
7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 東 浩 昭	2番 坂 本 幸 誠	3番 眞 原 誠
4番 西 田 由未子	5番 中 村 五 彦	6番 矢仁田 秀 典
7番 興 梶 誠	8番 藤 川 多 美	9番 飯 開 政 俊
10番 吉 川 美 加	11番 後 藤 壽 廣	12番 工 藤 文 範
13番 藤 原 秀 幸	14番 藤 澤 和 生	

- 
8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

な し

- 
9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	梅 田 穰	教 育 長	井 手 文 雄
総 務 課 長	坂 本 靖 也	蘇 陽 支 所 長	村 上 敬 治
会 計 管 理 者	荒 木 敏 久	企 画 政 策 課 長	北 貴 友
税 務 住 民 課 長	高 橋 尚 孝	健 康 ほ け ん 課 長	木 實 春 美
福 祉 課 長	高 野 隆 也	環 境 水 道 課 長	有 働 頼 貴
農 林 振 興 課 長	松 本 文 孝	建 設 課 長	西 賢
山 の 都 創 造 課 長	長 崎 早 智	商 工 観 光 課 長	藤 原 章 吉
学 校 教 育 課 長	工 藤 博 人	生 涯 学 習 課 長	上 田 浩
そ よ う 病 院 事 務 長	飯 星 和 浩		

- 
10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

開議 午前10時0分

○議長（藤澤和生君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

### 日程第1 一般質問

○議長（藤澤和生君） 日程第1、一般質問を行います。

4人の方から質問の通告がっておりますので、本日4人としてしたいと思います。順番に発言を許します。

2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） おはようございます。今日はたくさんの傍聴ありがとうございます。関心を持っていただけることにうれしく思っております。

私の発言の前に、この前の臨時議会におきまして、私の勘違いで遅刻をしてしまいました。これは議員として許すべきことではないと思って、謝罪をしたいと思います。申し訳ありませんでした。

今日は、私の通告文に沿って質問をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） それでは、一般質問に移りたいと思ひます。

まず、副町長の懲戒免職取消しについてということで質問をさせていただきます。

新聞報道によりますと、議会は蚊帳の外と書かれていましたが、町長はどのようなことを思われましてでしょうか。町長お願ひします。

○議長（藤澤和生君） 町長、梅田穰。

○町長（梅田 穰君） 新聞報道に対するコメントは差し控えたいと思ひます。

これまでも議会に対しましては、町の方針等を決定した際には速やかに説明を行い、必要に応じて議員の皆さんからの御意見を参考にさせていただき、取り組んでおりますので、今後とも引き続き丁寧な対応を行ってまいりたいと思ひます。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 本当に、新聞によって私たちが知る、町民が知るということが、もう多々あります。

これは、その前の12月6日、副町長懲戒免職取消しという記事ですけれども、私たち議員にお知らせがあったのが12月5日の日です。すぐ夜にはテレビの報道でもあったと思ひます。議会に報告して、すぐ報道になるということが、もう少し時間的余裕があってもいいんじゃないかなと思っておりますが、その点に関してはいかがですか。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、坂本靖也君。







が、もう少し話合いのできるような関係であってほしいというふうに私は申し上げておりました。それを踏まえていらっしゃるなら、今度の総務省から来たときの話合いがあってしかるべきだったんじゃないかと私は思いますけれども、いかがですか。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** お答えいたします。今回、総務省のほうから御指摘をいただきまして、いろいろな事例等につきましても町といたしまして調べ、慎重に今回の事案については見直しをするということもありましたので、一緒に慎重に内容精査をしたということで、先ほど申し上げましたように、時間もかなり要したところもございます。

最終的には、町の判断ということで処分見直しというふうに決めたわけでございますが、その処分見直しを決めた後にはなりましたけれども、議会に対しては先に説明をした上で、報道機関のほうに情報を提供したということで、今回はぎりぎりまでその内容については町の判断として行ったということでございます。

**○議長（藤澤和生君）** 2番、坂本幸誠君。

**○2番（坂本幸誠君）** 言っている意味が違います。私は、9月に総務省からあった時点で議会に何で相談がなかったかということを行っています。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** 今回、この懲戒免職処分というものの取消し、また見直しということで、町としても、先ほど申し上げましたように、慎重にやる、中身を判断したということで、特に議会のほうにも意見を聴取するという機会は設けなかったというものでございます。

**○議長（藤澤和生君）** 2番、坂本幸誠君。

**○2番（坂本幸誠君）** それが蚊帳の外じゃないんですか。私たち議員は、町民の代表としてここの議会に立っています。町民をおろそかにしているということと同じじゃないですか。違いますか。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** お答えします。町の執行につきましても、町の執行部において責任を持って行うべきことというふうに考えております。それに伴いまして、内容を議員の皆様方に、その内容が正しいかどうか御判断をいただきながら、後の行政を執行していくという立場、それぞれの役割があるというふうに考えておりますので、まず内容決定につきましても町の役割ではなかったかなというふうに考えております。

**○議長（藤澤和生君）** 2番、坂本幸誠君。

**○2番（坂本幸誠君）** 総務省からの指摘は、議会の承認を得なかったということが取消しの第一の原因だったんでしょう。議会はそれくらい重きを置くんじゃないですか。違いますか。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** お答えいたします。今回の特別職の処分につきましても、先ほど申し上げましたように、地方自治法施行規程に基づいて処分について検討しました。この施行規程に基づく処分を行う場合には、この規程の中で、議会の同意を得て選任をされた委員による

職員懲戒審査委員会の議決を得なければならないというところについて、今回それを得てなかったというものでございます。

当時といたしましては、町のほうに同じ懲戒等審査委員会を組織しているということで、特にまた、この処分内容については、町のほうでのそういった審査委員会で行うことが適切であると判断したことによって、この規程どおりの議会の同意を得ずに行ったというものでございまして、その点については、この規程に基づくものであるならば、本来、議会の同意を得た上で職員懲戒審査委員会を設置すべきであったというものでございます。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） だったら、なぜそれをやらなかったんですか。改めてやる必要があるんじゃないですか。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） お答えいたします。当初、地方自治法施行規程に基づいて判断した内容については、また改めて議会の同意を得て選任された委員による職員懲戒審査委員会での議決を得てという手続を踏むところではあるというふうに理解しておりますけれども、今回、総務省の指摘を受けたことも含めて、先ほども申し上げましたように、事案自体、また、この規程に基づく処分が本当に適切であったかということも含めて検証し、総務省のほうにも確認しながら行い、他の自治体の事例等も参考にし、判断した結果、この規程に基づく処分ではなく、今回見直しましたように、処分を取り消して辞職を認めるというような判断をしたというものでございます。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 地方自治法第16条、この中に、第4項、職員審査委員会委員3人をもって。その次に、議会の同意を得て選任するというのがはっきり書いてありますので、今後もしこのようなことがあった場合には必ず守っていただきたいと思っております。

では次いきます。

第三者委員会設置について町費を使っているのではないかと。使っているのであれば、これは議会への報告が必要ではないかということです。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） お答えいたします。第三者調査委員会につきましては、職員からの申出を受けて、令和4年3月に第三者調査委員会を設置し、事実関係の調査を行い、令和4年8月24日に答申を受けるまで13回開催されました。

第三者調査委員会に要した費用は約185万円で、全て町費において支出しております。

第三者調査委員会の調査内容につきましては、令和4年8月30日の山都町議会全員協議会において報告をさせていただいております。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） すみません、予算はどこから出ていますか。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） 予算につきましては予備費を充当しております。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） この新聞の記事だけ言うのも何ですけれども、この中に、梅田町長も、第三者委員会を開く時点で議会に報告すべきで自らの判断ミスということを書いてあります。町長、このことについて、ちょっと答弁お願いします。

○議長（藤澤和生君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） そのとおりだと思っております。当時適切な判断をすれば、調査委員会、議会に諮りながらすべきであったところ、そのような議決を経ずに調査委員会、職員と同等の形の中で、特別職との違いを把握しない中での調査委員会の設置だったのを認めたのは、私の責任だと思っております。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 初めて町長から第三者委員会についての謝罪をいただきました。

4番目に行きますけれども、あのかのときの会議の中で、パワハラに関するアンケートを取ると言われましたけれども、アンケートの内容とその結果をお知らせください。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） お答えいたします。役場におけるハラスメントの発見及び防止対策の効果的な推進を図ることを目的として、全職員を対象にアンケート調査を実施いたしました。

実施時期は、令和4年10月13日から10月31日の間で行い、対象者450人中213人からの回答を得ました。回答率といたしましては、47.3%でありました。

調査内容は、勤務形態やパワハラの経験、その他のハラスメント、ハラスメント防止対策の18項目について実施いたしました。

その結果、パワハラを受けたことがあるとの回答が21人からあり、具体的な内容といたしましては、複数回答になりますので数字は合いませんけれども、脅迫、名誉毀損等、精神的な攻撃が9件、業務上明らかに不要なこと、遂行不可能なことの強制、仕事の妨害等の過大な要求が7件、不当な指導、大声での威嚇など、その他に該当するものが6件、私的なことに過度に立ち入る個の侵害が4件、人間関係からの切離しが3件で、身体的な攻撃、過小な要求などはありませんでした。

パワハラを受けた時期につきましては、1年から6か月前、具体的には令和3年10月頃から令和4年3月頃が13件、6か月から3か月前が6件、3か月前から現在が5件、未回答が1件。

ハラスメントを行った相手といたしましては、特別職が9件、課長職が4件、係長職が8件、同僚が4件、その他が1件です。

その他のハラスメントについての回答が10件あり、ハラスメントを行った相手といたしましては、特別職が1件、課長職が3件、係長職が5件、同僚が3件、その他が3件。主な内容といたしましては、挨拶しても無視される、電話で15分怒られた、飲み会での腕組み、連絡先の強要などでした。その他のハラスメントにおいては、職場における公務中以外の事案や職員以外からのハラスメントの事案も含まれております。











ときには2面要るようになりますので、もう寄贈された畳を持っていくか何かですね、そうして熊本県の形の大会はできるというふうに思います。今後、大きい大会をするときには畳の準備もよろしくお願ひしたいと思っております。

柔道の形というのは、もう本当知られない方もいっぱいいます。しかし、あの講道館の全国大会になると、大会の前に形の披露をしてあります。そのことを熊本県のほうに伝えまして、今度優勝した子どもたちによる形の披露を大会前にやるというような約束もいただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

では、次に行きます。

町民の意見を聞く制度の現状と方針について。

町民の行政への意見等の把握について、現状はどうなっていますでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 企画政策課長、北貴友君。

**○企画政策課長（北 貴友君）** お答えします。通常のお問合せであれば、役場に電話をされるか、直接窓口に来られまして、御相談を行われていると思います。

自治振興区の役員さんや区長さん、もちろん住民の代表であります議員の皆様方を通じて、地域のことについて役場へ情報提供や要望等を伝えられることも多々ございます。

年に2回開催しております自治振興区代表者及び区長代表者会議等でも、町への要望や意見等をいただくこともございます。

また、町の重要な計画や方針については、政策の中身や方向性を決定するために広く町民の方から意見が必要と判断した場合は、政策の内容をホームページ等で公表し意見を求めるパブリックコメントを行っております。

そのほか、役場からの説明が必要な場合は説明会の開催であったり、会議を行い、その場で意見等を伺いながら対応しております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 2番、坂本幸誠君。

**○2番（坂本幸誠君）** ここに書いてありますように、例えば、町民の町に対する要望や建設的な意見等を聞き、独自に課題の設定の上に調査し、町に提言する行政モニター制度を設けるのはどうかというふうに書いてありますけれども、いかがですか。

**○議長（藤澤和生君）** 企画政策課長、北貴友君。

**○企画政策課長（北 貴友君）** まちづくりのいろいろな事業を進めていく上で、広く町民の方の意見を聞くことは、よりよい事業とするためにも重要なことと考えております。このことから、議員がおっしゃいますようにモニター制度は有意義なものと考えます。町民の方のニーズを把握し、本町の政策に反映させ、住民参加型のまちづくりを行うためにも、まずは近隣自治体で行われているモニター制度の内容を把握していく必要があると考えております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 2番、坂本幸誠君。

**○2番（坂本幸誠君）** これ、ネットで調べると船橋市とか倉敷市あたりがですね。ちょっと

読んでみますね。市政モニター制度は、広く市民の皆様の意識を把握するため、モニターの方々にアンケート調査などを行い、今後の市政運営の基礎資料として活用するものであるというふうに書いてあります。

今モニター制度を利用している自治体というのは多くありますので、その方のいい点、悪い点を聞いて、ぜひとも山都町でもモニター制度を導入していただきたいと思っていますので、よろしく願いしときます。

次に行きます。

入札制度について。貢献度の評価点などをした地元配慮した入札制度、総合評価方式の現状と今後の方針、これどうなっていますでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** お答えいたします。本町においては、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式による入札をこれまでも試行的に行っております。

これは、工事の安定的な品質確保及び受注者としての適格性を有しない建設業者の参入防止を図ることはもとより、価格のほかに、価格以外の要素を評価の対象に加えて、品質や施工方法等を総合的に評価し、技術と価格の両面から見て、最も優れた案を提示したものを落札者とするものです。

どのような評価項目を設定するか及び落札者を決定する際に外部の学識経験者から意見を聴取する必要等、通常の入札と比べますと落札者決定までに時間を要することから、本町においての実施件数は、平成22年度、平成25年度、平成27年度1件ずつの3件となっております。平成28年熊本地震以降、度重なる災害発生により、災害復旧工事の完成を最優先してきたことから、この後の実施はしておりません。

議員御質疑の地元配慮した入札手法につきましては、総合評価方式による入札によらない通常行っております入札におきましても、山都町工事入札参加資格格付要綱並びに山都町工事請負業者選定要綱に基づき、工事の種類ごとの希望額、等級に応じて町内業者への優先的な発注を行っております。

具体的には、令和3年度の工事落札状況といたしまして、工事発注件数394件、落札価格合計約28億7,278万円の工事を発注しており、このうち町内業者への発注率が97.5%で、そのうち町内業者の落札による受注率は96.2%です。

なお、町内業者では、工種によって町内業者に発注できない工事を除くと、町内業者の受注率が98.7%と、ほとんどの工事において町内業者に発注をしております。

先ほど説明いたしました3件の総合評価方式による入札におきましても、地域貢献度を評価項目としております。今後の総合評価方式による入札を行う場合においても、地域貢献度の評価項目を評価対象にして実施する方針です。

**○議長（藤澤和生君）** 2番、坂本幸誠君。

**○2番（坂本幸誠君）** ありがとうございます。貢献度というか、98%と多く地元に入札されています。感謝いたします。



努力に改めて敬意を表します。

消防団の活躍は、地域に欠かせないものと実感しておりますし、年代も仕事も違うちょっと変わった集団ではございますが、地域社会の連帯感を得るコミュニティーの場の一つでもあると思っています。

しかし一方で、様々な事情から消防団の再編の条例が出され、14分団あった消防団が8分団へと再編が決まりました。特に広大な面積を有する蘇陽地区では、4分団から1分団へ再編されるという大きな決断をされました。

若者の消防団離れも課題です。新しい団員を勧誘するにはどういった工夫が必要かを同時に考えなくてはならないでしょう。

成り手不足といえば、地方議会の成り手不足をメディアが取り上げる昨今です。私たち議員もなぜ議員が必要か、なぜやりがいのある仕事として認識していただけないのかをアピールしなくてはならないと思っています。

地方の人口減少の波を止める特効薬はありませんが、中にはこの町の魅力を語り、地元で起業しようとしている方がいらっしゃることを聞くこともあり、うれしく思っています。

今日の質問では、このような方々のバックアップ策や町全体の活性化策について伺ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** では、通告に従って質問をさせていただきます。

まず、来年度中、早ければ今年中に、九州中央道の矢部・通潤橋インターが開通の予定です。山都中島西インターが開通した折にも、熊本へのアクセスが格段に短縮された実感がございまして、さらに浜町まで延伸することに、住民の一人として大変期待を持っております。

高速道というのは国の事業であり、段階を経てやってくるものです。時代は確実に進んでいます。合併して18年、いまだに町の一体感がないのは何でしょうか。山都町となって生まれた子どもたちは、今年高校を卒業し、希望に満ちた進路を選ぶ時を生きています。その子どもたちが進学あるいは就職をして出身地を聞かれたとき、矢部です、清和です、蘇陽ですとは言わないでしょう。間違いなく山都町の出身ですと言うはずですよ。

合併以来、旧町村にこだわって、いまだに地域のわだかまりを持っているのは、私たち大人の意識ではないでしょうか。そして、町の政策も旧町村への配慮しなければならないこともあるのではないのでしょうか。

私は、熊本市内から旧清和村に引っ越してきましたが、よそから来てこそ見える景色があります。今では通潤橋も清和文楽も馬見原の町並みも大事なふるさとの景色です。友人、知人に誇れるものだと思います。

この地域性のすり込みが解消できないことを行政はどのように捉えていらっしゃるのかを伺いたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 企画政策課長、北貴友君。

**○企画政策課長（北 貴友君）** お答えします。先月の2月11日で、山都町として合併18年を



迎えております。念願の高速道路も、令和5年度中に山都通潤橋インターチェンジが開通し、矢部清和間も事業化となり、清和蘇陽間につきましては計画段階評価が終わっており、事業化へと進んでいくものと思われま。このことは町が一体となって進めてきた結果だと思っております。

旧町村の壁ということですが、私たち役場職員は毎日顔を合わせて業務を行っており、職員間で旧町村の壁を感じることはありません。壁をなくすためには、お互いを知り、交流することが大事なことだと考えます。今後、まちづくりに関する協議を行う中で、旧町村の壁が障害とならないよう、地域間交流や各種団体における相互理解を深めていく必要があると考えております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** そうですね。常々というか、ジェンダー教育とか、そういった男女共同参画とかいう話をするときに、一番パーセンテージが高いのが、やはり学校の現場と、それからこの役場ということ。今、課長から御答弁いただきました、本当役場内での意識はそういうことなんだろうと、もちろん男女間の格差もないところだというふうに思っています。

しかしながら、今おっしゃったように今後やはり、どうしても一般的にこの役場の外に出てみましたらば、皆さんやっぱり異口同音にこれはおっしゃいます。やっぱり旧町村の壁というものは残念ながらまだまだあると。

今おっしゃっていただいたように地域間の交流とかそういったものを。本当に語り合うこと、そして一体となって進むことの方策をいろいろと御相談をしながら、私たちも一緒になって進めていきたいところではあるというふうに思っています。

また、提案の一つとして、ある町民の方からお話をいただいたんですけども、毎日防災無線でお知らせが流れます、多量のお知らせが流れます。そして、その中で私たちが一番聞き逃しちゃういけないのが葬儀のお知らせなんですね。そのときにやはり頭のところに、矢部地区にお住まいの、清和地区にお住まいの、そして、蘇陽地区にお住まいであったというふうなことが流れます。それ毎日毎日2件3件も、本当残念ながら毎日毎日放送が流れます。そんな中で、やはりそういう旧町村の名前が一番頭に出てくるかなというふうに思っているんですが、その葬儀の案内等を自治振興区の名称で紹介したらどうなんですか、そしたら自治振興区の名前も売れていくんじゃないですかというふうな御提案をいただいたんです。

私、何だかもっともだなというふうに思いました。なので清和地区、蘇陽地区ということではなく本当に自治振興区、例えば私の住んでいるところ、朝日自治振興区ですが、朝日自治振興区の誰々様とか、そういうふうなことも、日々入る情報、耳から入る情報としては御一考いただけないかなというふうに思っておりますので、御提案を差し上げたいと思います。

次に、今の一体感なんですけど、一体となって動くことが必要と、そして、やっぱり高速道路もみんなで一体となってやったんだよというふうなことをおっしゃる、まさしく矢部の繁華街に高速が入ってくるわけなんですけれども、同時に、この道の駅の建設であるとか通潤橋周辺の整備であるとか、それとまた新体育館の建設であるとか、やはり投資がこちら側に偏っているなというふうに一見見えるわけなんです。これは私の理解の中で、やはり町全体の振興として必要な事

業がたまたま同時に進行しているなという感じは本当にしているんです。

なので、これをどうやって利用をしながら町全体の振興につなげていくかということが、今からしっかりやっていかなきゃいけない。今からではなく、もう既に遅いのかもかもしれませんけれども、やっていかなければ、あっちのことだもんねとか、見えんとこでしょらすとか、そういった御批判もいただくところなんです。

この通告にもありますように、私が町全体をというところを考えたときに、今年も放水カレンダーが発表になったわけなんですけれども、私、もうずっと、ずっとというかこの二、三年、どうしてこれが連動できないのかということ投げかけてきたつもりなんですけど、今年も発表を見れば相変わらずの時間帯でした。これに至った経緯というか、何でこういうふうになったのかということをお伺いしたいと思います。お願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 商工観光課長、藤原章吉君。

**○商工観光課長（藤原章吉君）** それでは、お答えします。まず、以前の通潤橋の放水については、観光客による予約放水と町が行う定時放水の併用により実施をしておりました。

平成25年、26年に通潤橋保存活用計画が有識者と関係者において策定されましたけれども、その中で放水の基本方針として、定時放水とすることと通潤橋の価値を向上させる放水として後世に継承することが定められております。さらに、運用方針として、文化財としても、観光資源としても、1回の放水の価値を高める工夫を行う、それと予約放水を撤廃し、定時放水のみとする。三つ目に、貴重な放水をより多くの人々に公開するために周知を徹底するとなっております。

放水回数も年間120回を上限に設定しておりますし、放水時間の設定については、商店街への経済波及を考え、13時に設定されたものです。定時放水になったことで昼食のランチを始めた店舗も増え、当初の目的でもある1回の放水の価値を高めることにつながっているところです。

放水カレンダーについては、保存活用計画に基づき、用水を管理する土地改良区、それと観光協会、生涯学習課、商工観光課が協議し設定しているもので、町が主導で作成をしているものではございません。

昨年御要望がございましたので、令和5年の放水カレンダー作成に係る会議においても、放水時間の変更について協議を行いました。13時という時間が定着していることから、事前に周知期間を確保する必要があり、次年度の旅行行程を組んでいるツアー会社等もあるため、次年度からの変更は難しいという御意見ですとか、時間変更による飲食店への影響を判断する必要があるなどの理由から、時間の変更については見送られたところです。

今後、高速道路の開通による観光客の動向にも影響が生じることも予想されますので、引き続き協議を重ねてまいりたいと思います。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** 様々な事情があることは分かります。しかしながら、本当にこの高速が来ることによる影響を、もっともっとやっぱり有効に考えていただきたいと思うんです。

私が、この提案を以前からしていたのは、担当課長の責任でも何でもございませんけれども、

そこに協議会があり、そこで御意見を言っていたことはありがたいことだというふうには思いますが、しかし、今の様々な理由の中で、これを認めていけなかったという、この放送を聞いたこの協議会の方が少し考えていただければいいかなというふうに思うんですけども。何も、私は清和にいて、清和文楽が振興すればいいという考えだけではなく、この山都町の顔である通潤橋の放水、そして清和文楽を同日に楽しめる環境整備が必要ではないかというふうなことを言っているわけなんです。先ほどの一体感の欠如の流れで言いますと、矢部の放水だけ見ればいいのか、清和で清和文楽だけ見てもらえばいいということじゃないのかなというふうに見えてしまうわけなんです。

先ほども申し上げましたように、清和文楽では「ONE PIECE」とのコラボ作品を定期公演の演目にするための準備が進んでいます。熊本県では「ONE PIECE」を復興のシンボルとして、被災地の各所に麦わらの一味の像を立てているのは御存じのところですよ。つまり、世界的なファンを持つ「ONE PIECE」という漫画の大ファンたちは、熊本を聖地として巡るんですよ。つい先日も何気なく見ていたテレビで、空港で外国人にインタビューをするのがあったんですね。カナダから来た若者が、熊本の田舎に行って一味と写真を撮ってきたと、うれしそうにしていました。そのようなことが、コロナが開けた今から観光コースになっていくんです、絶対に。山都町の周辺にも、西原村にはナミ、高森にはフランキー、益城のサンジ、御船のブルックなどなどがあります。高速の利便性を生かしながら、清和の「ONE PIECE」文楽を見ていただきたいなというふうに思うんです。その際、通潤橋の放水も見ていただければ、文句なしの観光ルートになると思うんですけども、一体どうなんでしょうか。

そういうことをつらつらと思うわけなんですけど、先ほど課長がおっしゃった放水の回数、私は時間帯を早めていただきたいと。しかも、清和文楽のある日、日曜日しかやりませんから、その日に、30分、1時間早めていただくだけでこのプランが可能になるのではないかというふうなことを申し上げて、回数を増やせと言っているわけではないです。

しかも、時間なんですけれども、以前の方々から聞けば、以前は清和文楽は11時半の開演だったそうです。そして、通潤橋放水が12時となったことで、13時30分に変更して今日に至っていると。その後、通潤橋の放水が1時となったということなんです。だから、清和文楽のほうも放水の時間帯に合わせて工夫を重ねられてきました。

そして、先ほど商店の飲食業の方々との折り合いもあるというふうに伺いましたが、この町内全体を生かすときに、何もその放水を見てきた人が矢部地区内だけで御飯を食べればいいのかというわけでもなく、放水を見てから清和に移動し、そしてまた先には、そよ風パークがあったり、馬見原の商店街があったりするわけですので、そういうところに視点を移しながらやっていただきたいなというふうに思うんです。

そこで、このような観光客への利便性を考えたり、道路のアクセスをよくするのは、旅行業者ではないので細かいプランをしろというわけではないですが、この環境整備というインフラの整備、これをよくするのは町の役割だろうというふうに思っているんですけど、町長としてはどのようなお考えをお持ちかお聞かせください。

**○議長（藤澤和生君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** 山都の大事な観光資源、通潤橋、清和文楽、いろいろあります。それをやはり組み合わせた中での旅行プランを旅行会社等々にしていただくのは大変大事なことだという思いであります。そのためには、我々もそういう吉川議員からありましたような条件の整備等々も進めていかななくてはならないという思いであります。

今回新しくできます道の駅につきましても、観光案内、また総合的な観光案内ができる、またそれ以上にプランができるようなシステムができればいいなというふうなことで思っておりますので。今、山都町、観光観光と言いながら、なかなか言われるような部分がまだまだ未整備だという思いでありますので、今後、観光協会、商工団体、いろんな方々と協議をしながら。通潤橋の放水については、先ほど課長から説明があったとおり、協議はさせていただいたところですが、清和文楽とのまだまだそこまでは行けなかったというようなことでございますが、今後につきましては、山都町全体の観光をどのような形でとを考えていかななくてはならないという思いしております。

**○議長（藤澤和生君）** 10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** ぜひよろしく願いいたします。町長の旗振りの下、皆さん力を合わせながら。今本当に町のお金を頂きながら清和のほうも、その「ONE PIECE」の公演、それから施設整備についても投資をいただいておりますので、中で働いている皆様も頑張っています。ぜひそういったつながりを持っていただきますように、私からもお願いを申し上げます。

次に、環境整備について今まで伺ってきたわけなんですけど、今も申し上げましたように、基本的には町の観光振興とか経済振興というのものもとなる発展させていく方々は、民間の方々だというふうに思っています。役場は、先ほどもちょっと申し上げましたが、旅行業者でも飲食業者でもございません。ただ、その活躍を後押しするための環境整備は役場の仕事だと思っておりますので、幾つかの質問をいたします。前向きなお答えをよろしくお願いいたします。

まず、8年前から始まった大造り物小屋の建設が完了いたしました。あまり昔のことを蒸し返すのは得意ではないんですけども、当時から町長も担当課長も替わっていらっしゃいますが、あえて質問をさせていただきます。

8年前、私は造り物小屋の建設には反対をいたしました。当時、町長の提案理由は、町なかを回遊してもらうためでした。しかし、提案理由のほかにも、用地取得や建設にかかる費用にも納得ができず、反対多数で否決となりました。商店街の皆様、造り手の方々にも相当厳しい御意見をその間いただきました。そして、次の定例会では、同額の予算案が提出され、その提案理由は、造り物を作っていたらいる作業する方々の安全を確保するためというふうなすり替えが行われました。それでは、反対する理由にはならないと私は賛成し、予算は可決となりました。そして、用地の交渉ができた連合組から次々と小屋の建設が進んでまいりました。

さて、当初の目的であった町なかの回遊はできたんでしょうか。検証をお願いいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 商工観光課長、藤原章吉君。

**○商工観光課長（藤原章吉君）** それではお答えします。町なかの回遊策については、平成26

年から大造り物小屋の整備に取りかかり、それぞれ連合組で大造り物の制作が行われ、八朔祭以降は、その小屋を回遊する観光客を多く見るようになりました。さらに、文化の森では、展示会や企画展など趣向を凝らした催しが開催され、年間を通して商店街の回遊につながる取組だと思えます。

また、令和2年度、観光庁の誘客多角化等の魅力的な滞在コンテンツ造成実証事業に観光協会が応募し、大造り物専用ウェブサイトを立ち上げ、大造り物と浜町の周遊コースのモニターツアーですとかオンラインツアーに取り組みました。

大造り物集結ウィークでは、くまモンの造り物体験講座やクリスマスリース作り、スタンプラリーの開催などで回遊の取組がなされていると認識をしております。

また、浜町、馬見原商店街や清和大川地区でも、若手経営者による店舗の出店で人の流れも多くなり、商店街の魅力が少しずつ高まっていると思えます。店舗の多くは、町単の店舗改修や起業支援補助金を活用されており、新規出店や起業されている事業者の立ち上げ時期に有効に活用されていると思えます。そうした魅力ある店舗が増えていくことで、町なかのにぎわいや回遊がより一層増していくと感じております。

参考までに、助成実績ですが、店舗改修で47件、企業支援で16件の補助を行っております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** ありがとうございます。今課長がおっしゃったもろもろは、結構イベント的な内容だったというふうに思っています。私が申し上げるのは、やはりイベントではなく、町なかを本当に、ここに立ち寄っていただいたときに約2キロの道のりを歩いていただける方がどれだけ増えたのかなというふうなことを思っているわけなんです。

でも、今おっしゃったように文化の森がその立ち寄りどころとして非常に役割を果たしているなというふうには思うわけなんですけれども、そのことに入ります前に、通告にあります、この小屋の建設にかかった費用の総額をお知らせください。

**○議長（藤澤和生君）** 商工観光課長、藤原章吉君。

**○商工観光課長（藤原章吉君）** お答えします。平成26年から今年度、令和4年度までに大造り物小屋8基の整備を行っております。工事費、設計管理費、用地費、不動産鑑定等もろもろ合わせまして1億3,200万円ほどの費用がかかっております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** ちょっとはみ出しましたですね。当時の答弁を聞いていますと、ちょうどそのとき仲町上の建設の費用が可決されたときの答弁の内容なんですけど、当時は、幾らかかるんですかと私たちが質問したときに、仲町上組の用地が最高額なので最高でも1億600万円以上になることはないというふうに、そのときの町長が答弁なさったわけなんです。もちろん時代とともに地価の変動があったり資材の変動があったりということはあるでしょうけれども、言い切られたので、その当時、これ以上になることはありませんというふうにおっしゃったので、一

応お知らせをしておきます。

先ほどの話に戻りますけれども、造り物小屋を巡らせるためには、やはり間、間での立ち寄りどころが必要だというふうに思って、そういうふうに提言をしてきました。その一つが空き家店舗、今さっき店舗の改修、助成を47件ですか、出したというふうなことでございましたが、なかなか目立って新しい店舗ができていくという感じは私非常にちょっとなくて、意外だったなというふうに思ったんです。

空き店舗を利用したい人が改修するので補助金を出すというふうなやり方のほかに、以前御提案しているのはサブリース方式、町が持ち主さんから買上げ、あるいは借り上げて、基本的な改修を行って、出店希望者に賃貸しをするという方法です。新しく起業しようという方にとって、適当な店舗を探すことや家賃の交渉などは結構難しくハードルが高いものようです。町が仲介することで、観光客でにぎわう週末などには、自分の作品、あるいは造り物のお菓子、カフェの展開、ワークショップのイベントなどなど、町のにぎわいをつくり出せるのではないのでしょうか。

先ほども課長がおっしゃったように、町なかでは唯一やまと文化の森が立ち寄りどころとして機能をしています。先月、展示販売をされた下名連石の作業所の方々が、見学に訪れた人たちが作品に触れ、作品を買ってくださったことにとっても喜びを感じていらっしゃるという話を作業所の担当職員の方から伺いました。こんな場所が増えれば、にぎわい創出ができるのではないかとというふうに思っています。

やまと文化の森の企画展を見ていると、山都町にはたくさんの人財、人の宝、財産と書いて人財ですね、多いです。手に技を持っていらっしゃる方が多いことには本当にびっくりします。そういった方々の活躍の場所を創出するためにも、このサブリース方式の空き店舗の利用というものが望まれるのではないかとというふうに思うんですが、いかがお考えでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 商工観光課長、藤原章吉君。

**○商工観光課長（藤原章吉君）** お答えします。御提案のありました立ち寄りどころについては、そうした機能を持つ店舗があれば回遊にもつながり、効果的であると思います。

先ほど議員がおっしゃいました文化の森の展示等でも、たくさん展示をされる方がいらっしゃるというのを、私も毎回行くたびに感じるところでございますけれども、起業しようとする方のチャレンジショップ的な役割と起業自体を行うものも考えられるかというふうに思います。

御提案のありましたように、町が店舗を借り上げ、改修工事を施し、一定期間後、所有者に返却するという店舗のサブリースの御提案と理解をしております。店舗と住宅が一体となっている場合は敬遠される場合もございますけれども、町内の空き店舗の調査をはじめ、所有者の交渉が可能かなどの調査を関係機関と協議をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** 前向きに取り組んでいただきたいと思います。もう高速そこまでやってきているので。今回いろいろ本予算の中にも調査費等々を含まれているようですけれども、今まで、この8年間の間に何をやってきたのかというふうなことは非常にもう何かもやもやする思

いでおります。もう高速が目の前になって、慌ててやることでもないのです。そして、今も調査をすると。先ほどの2番議員のいろんな質問の中にも、やっぱりスピード感を持ってやってほしいということがあったと思うんです。他町村の事例を調べますとか、そういったことの段階は必要なのかもしれないけれども、やはりこの役場のスピード感のなさというのが、ここら辺に来て露呈をしているんじゃないかと。ちょっと苦言を申し上げますけれども、動きがやっぱり遅いと私は思っています。今から、こやんとの調査をしてどうこうということではなく、もう以前から分かっていたことですし、それに、私も何回か、3番議員もサブリースのことについてはおっしゃっていたかと思えますけれども、そういったことをやっぱりスピード感よくやっぱり察知して、調査する。そして、駄目なら駄目と。質問するたびに調査しますとか、前向きにやりますとかというふうにおっしゃるんだけど、それが進まないうちに町が疲弊していているという感じがすごくするんですよね、私なんかからすれば。

それぞれの店主さんが頑張っていらっしゃるだろうということはもちろん分かるんだけど、それを一体に、商店街としての取組が華やかに見えてくるような感じがちょっと見えない。そこは個人の業者さんが頑張らなくちゃいけないことかもしれないけれども、それを後押しするのが町の役割だというふうにも思っているんで、ぜひスピード感のある、あらあらとうとう高速が来ましたよね、お客さんはどっちかに行っちゃいましたよねということにならないことを期待したいというふうに思っています。

それからもう一つの御提案ですけれども、4番目、農産物の加工品を作りたい人たちのために共同で利用できる加工所が整備できないかというふうな御提案です。

担当課長にも少しそういう話をしたところ、加工所の整備となると品物によって多種多様な機材の準備が必要だったりするのではないかというふうなことでおっしゃっていました。もちろんそうでしょう。山都町にはいろんな種類の作物が、農作物から果実までいろんなものが、四季折々に、冬の間は何ですが、果物についてはずっと、今はイチゴもあれば、ブルーベリーもあれば、柚子もあれば、柿、それから栗。

栗そのものをやはりそのまま出荷するというのには、やっぱり限界があるようなんですね。やっぱり生産者さんの方に聞きますと、特にブルーベリーなりなんなり、やっぱり鮮度が大切なものについては、やっぱり加工して販売して何ぼと。最近では、栗の方たちも、やっぱり拾って売るだけではなく、そこにやっぱり付加価値をつけたいということで、むき栗にして冷凍してみるとか、あるいは、むき栗をペーストにしてみるとか、何かそういった工夫をやっぱり栗についても今までにない取組をされて、販売を頑張っていらっしゃる方がいらっしゃるようです。

ただ、そういったのを個人業者でやるということになると、やはりその設備の投資というのが相当なものだというふうに思うんです。町で、例えばみその加工場とか共同で使っていらっしゃるようなところもあったりはするわけなんで、そういうふうなところの後押しを町がやってくだらないかなと思うわけなんです。

また、有機農業の町としても、余剰の野菜があるかもしれないし、出荷に適さない農産物があるかもしれない。そういったものを加工して販売するというところで、町のイメージというか、フ

ードロスを解消しましょうということにもつながっていくのではないかなというふうに思うんですね。

また、少々民間の方から聞いたところによると、そういった共同の加工所というものが、衛生管理上、共同での利用は保健所が推奨していないということもお伺いしました。しかし、利用者の選定とか利用規約をしっかりと定めることで解消できるものもあるのではないかなというふうに思うんです。

そこら辺の提案をどのように受けていただくか、御答弁をお願いいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 農林振興課長、松本文孝君。

**○農林振興課長（松本文孝君）** それではお答えいたしたいと思います。現在、当課で把握しております町内の加工場は21か所、直売所も併設されているところが6か所ありまして、合計27か所でございます。全て個人や民間団体の取組となっております。

先ほど議員のほうもおっしゃいましたけれども、多種多様なものを加工する加工場の設置につきましては、加工品の内容により施設の規模や加工機械の設備内容も様々で、保健所が確認されます衛生管理計画も複雑なものになると考えておりまして、現在のところ町として具体的な計画は持っておりません。

町としましては、国、県の補助事業の案内等を通じまして、加工所の施設整備や新商品の開発支援等、農産物の加工について、個人や団体の支援をしっかりと実施してまいりたいと考えています。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** 加工所、民間主導というか、もちろん、先ほども言ったように本当に民間の力というものが大切だということは分かるんですけれども、そうでない小規模なところ、そういったところを支援していくというのも、一つの町内の振興の策ではないかというふうに思っていますが。

また、加工所という提案として、ちょっと通告には書いてなかった、これ提案です。

考えたら、新しい建物を建てるというんじゃなくて、今、廃校舎になった部分の利活用はできないのかなというふうに考えています。今本当にまだ使われてないところが菅尾とか白糸第二が今開いているようですね。それから、白糸第一、御岳小学校、さらには来年閉校になる予定の潤徳小学校などがあるのではないかなと思っています。

機材とかなんとかについては、やっぱり古く閉じた小学校のものは、どうにも使えないものがあるのかなというふうに思いますけれども、ちょっと手を入れれば、小学校の給食室というのは非常に衛生管理の資格上、上位のものになっているというふうにも聞きますので、ぜひそういったところも視野に入れながら考えていただけないかと。そういうふうに廃校舎を考えると、1か所だけでなく自分の地域の近いところに行けるというふうなこともあるんじゃないかなと思っています。

そして、今さっきちょっと思い出したんですけども、白糸第一小学校には、CASという急速



冷凍の高額な機械が残っていたと思うんですが、これは今どうなっているかだけお伺いしてもいいですか。お分りの課長さんに。

**○議長（藤澤和生君）** 農林振興課長、松本文孝君。

**○農林振興課長（松本文孝君）** お答えします。白糸第一小学校の件につきましては、現在使用はされておられません。

以上でございます。

**○議長（藤澤和生君）** 10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** 通告外で、ありがとうございました。しかしながら、このCASという急速冷凍の機械は大変高額で有効な機械だというふうにも聞いておりますので、ぜひ調査をなさって、まだ使えるものなのか、お願いしたいというふうに思っています。

では、3番目に行きます。

役場が主催する各種の事業についてお伺いしたいんですが、今さらながらの質問でございます。各課で住民向けの各種の地域住民向けの講座等が行われていることは大変結構なことです。しかし、この3月議会で審議して決定していく当初予算の中で、事業の予算が組み込まれているんです。なぜか私が行き当たる事業は、秋頃に始まるものが多いんです。4月から秋までの半年間は一体どういうふうな期間になっているのかお知らせください。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** お答えいたします。行政の事業年度は単年度主義であり、4月から翌年度の3月までの1年間において執行する予算を3月定例会において計上し、議決をいただき、4月から執行することとなっております。4月に新年度が始まると、当初予算に基づき各種事業の取組を開始いたします。

本町で行う業務委託には、計画の策定業務や実証実験業務、事業を補完する業務、清掃作業や施設などの管理業務など、各課において限られた職員の事務処理を効率化させることや、高度な技術や知識を持つ専門業者に委ねることにより迅速かつ的確に遂行されることなど、業務の効率化や住民サービスの向上を図るために活用しております。

このように、業務委託には様々な業務があり、年度開始から速やかに業務を行うこととしておりますが、委託する内容によっては、前年度から継続する業務など、実施した業務効果の検証に時間を要する場合や、業務の周知する期間を設けるなど、業務を開始するまでの期間を要することなどもあり、年度当初から委託できない業務もあります。

**○議長（藤澤和生君）** 10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** 次に、この2番と3番を併せて伺いたいと思いますが、今私が実際に思い当たっている具体例を申し上げます。

福祉課の認知症予防教室、教育委員会のパソコン教室、山の都創造課の企業支援事業などです。これらは秋も終わる頃に始まって、1年で一番寒い時期に開催されるわけなんです。もう今開催されておませんが、英会話教室もそうでした。農閑期を選んでいらっしゃるのかもしれませんが、今の調査とか検証とかというふうな時期を考え合わせても、秋の深くなった頃から始まると

いうのはちょっとずれているんじゃないかなというふうに思っているんです。

時期を選んだところで、行きたい人は行かれるし、そうであるかなというふうに思っているんですね。厳寒期に行われる事業は雪で中止になることも考えなくてはならないんです。私も実際今回2回、雪で行けなかった日がありました。

それから7年ほど前ですか、始まった食農観光塾からの起業支援事業です。これも同一事業者に委託しながらも、始まるのが秋口、年度内に取組の成果発表しなくてはならない受講生は、大変なプログラムだったというふうに思っています。

これらの事業は、認知症もそうですし、起業支援もそうなんですけれども、英会話にしても、パソコン事業にしてもそうです、専門の指導者がおられて、多分随意契約で行われているものではないかと思って。私はそれでもいいんだというふうに思っているんですよ。その事業者がすばらしい、本当に認知症予防教室については、3か月の間に12回連続で講座があって、1時間半の講座の間は参加者の笑いが絶えない楽しい教室でした。私の母にとってもよい刺激となって、講座の指導者や講座の仲間との時間を楽しみに通い始めた矢先に終了となってしまいました。

認知症に限って言えば、他者との関わりが一番大切だというふうに指導者もおっしゃるし、もちろん担当課も分かっていることなんです。集中して短い間に行くことより、通年でリズムよく行うことのほうが効果的だと思います。町としては、委託事業者への委託金のことであるとか、職員の業務負担を考えてのことかもしれませんが、その点いかがお考えでしょうか。思い当たる課長、よろしく願いいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 福祉課長、高野隆也君。

**○福祉課長（高野隆也君）** お答えいたします。福祉課のほうでは、健康で生き生きとした高齢者が暮らす町を目指して、介護予防をはじめ、住み慣れた地域や家庭で暮らせる在宅生活の支援に取り組んでおります。特に、介護予防は、切れ目ない重要な取組と位置づけ、専門の事業所に業務を委託し、年度ごとに町内の地区を3か所程度選定し、介護予防教室を開催しております。

開催のスケジュールについては、地区の要望や住民健診の時期等を勘案して、事業所と調整して決めております。契約の関係上、開催の回数、内容等も限りがありますので、福祉課、社協、参加された方々と連携し、それぞれの地域に還元して、年間を通した取組を考えているところでございます。

介護予防については継続した取組でないと効果が上がらないと考えておりますので、地域の方々の協力、それから要望を取り入れながら進めていきたいと考えております。

**○議長（藤澤和生君）** 生涯学習課長、上田浩君。

**○生涯学習課長（上田 浩君）** お答えします。生涯学習課が行っていますIT講習会についてお答えします。

時期につきましては、計画性を持ってやっているところでございます。時期の設定につきましては、先ほども議員が申されたように、山都町は農林業を中心とする町でありまして、なるべく農繁期を外して、誰もが参加しやすい農閑期に充てております。

令和3年度に実施しました際に、受講者にアンケートを取っております。その際、時期、時間

帯については好評でございました。これにより、今年度も実施しているところでございます。

また、講座の内容によりましては、通年での展開もあると存じますが、参加しやすさを考慮しまして、1コース3回で終わる講座の内容としているところでございます。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 山の都創造課長、長崎早智君。

**○山の都創造課長（長崎早智君）** 起業支援とおっしゃいましたが、人材育成事業ということでお答えさせていただきます。

山の都創造課が行っております人材育成事業につきまして、今年度は、昨年度までの交付金事業を区切りとしまして、これまでの効果検証を行い、新たな人材育成事業の企画立案等に時間を要しました関係で、事業の着手が6月の契約となっております。

また、今回の新たな事業としまして始めましたチャレンジ・応援！山都ラボについて、受託の事業者が山都町の業務について初めての業者でもございましたので、オーナー募集に向けた打合せと並行しまして、まず、山都町の現状を知っていただく期間を約3か月ほど設けております。その関係もございまして、プロジェクトオーナーの募集開始が10月となり、11月からのプロジェクト開始となりまして、実質のプロジェクト実行期間は約4か月間と非常に短い期間となりましたことは、オーナーの方にとっても不利益になった部分かとは存じ上げます。

しかし、先日2月25日に開催いたしましたプロジェクト報告会におきまして、限られた期間ではありましたが集中してプロジェクトに取り組み成果が出せた、また、今後の方向性が定まったなどの報告があり、報告会に参加されたサポーターの方からも、ぜひ次年度のオーナーとして参加したいという御意見もいただいております。

事業2年目を迎えます令和5年度につきましては、今年度のオーナーのサポートも継続しながら、早い段階で新たなプロジェクトオーナー募集を開始し、十分なプロジェクト実行期間を設けられるよう準備を進めてまいります。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** それぞれの課から御答弁ありがとうございました。

今の山の都のほうの御説明は、今年度の事業に限った話だったというふうに思うんですが、以前からの流れで、この事業の前の長い長い歴史がございまして、その部分についてちょっと懸念をしたところです。

また、今後どう事業者委託されるのかどうか、私たちは全然皆目分かりませんが、スピード感を持ったやっぱり取組にしていきたいというふうに思っております。

私も、この間の発表会には残念ながら家の用事で行けなかったんですけども、大変好評だったというふうに参加者からは聞いていますし、取組が続けばいいなというふうには思っているところです。

それから、福祉課の取組についてちょっとさらにお伺いしたいんですけども、時期の問題とか、それから、いろいろ事業者さんとも御相談の上というふうなことでしたが、この間が12回の

連続講座だったんですね。毎週毎週本当にリズムよくやっていただいて。同じ12回であるならば、月1回その専門の事業者に来ていただき、あとは町内でカバーをするというやり方ができないのかなというふうに思ったんですね。

というのが、町では合併後から認知症予防サポーターとか介護予防サポーターというのを養成してきています。先日どのぐらい増えられたかなと思って伺ったところ、介護予防サポーターが45名、認知症サポーターに至っては、延べ数ですけれども5,000人を超えているというんですね。びっくりしました。

しかしながら、もちろんその中で実質に動ける方は限られるでしょうが、中には勉強したけれど活躍の場がないと思っていらっしゃる方もいらっしゃいます。また、先日の認知症予防教室にはそのような方々も、御自分たちのスキルアップの場として来られていた方もいらっしゃったようです。また、私もその一人なんですが、そういったアイデアに関しては、課長のほうではどういうふうにお考えでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 福祉課長、高野隆也君。

**○福祉課長（高野隆也君）** お答えいたします。福祉課のほうでは、認知症予防に関しまして、包括支援センターを中心に総合事業のほうを行っております。医療機関、介護事業所、社協、民生委員等と連携し、情報交換や認知症に関する相談会、また、認知症の方を介護する家族会の開催も行っております。

また、認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を見守り、支援する認知症サポーターの養成を推進しております。さらに、議員がおっしゃったとおり、サポーターの中には、積極的に活動していただくアクティブサポーターの方もいらっしゃいます。アクティブサポーターの方は、現在22名の登録がっております。

また、先ほど議員がおっしゃいました延べ5,000名の方は、認知症教室を何らかの形で受講された方で、オレンジリングというオレンジのリングを持っていらっしゃる方が大体約5,000名いらっしゃるということで、そういう認知症に対しての意識というのは非常に高くなっているのかなと思っております。

今後は、そのサポーターの方々が活動しやすい環境を整える支援に取り組んでいきたいと考えております。年間通したそういう活動ができれば、非常に効果が上がるのではないかと考えております。また、サポーターの方がお住まいの地域で認知症予防の取組を自ら進められている事例もありますので、その取組が全町に広がっていくよう、町民の方々の御協力を得ながら進めていきたいと考えております。

**○議長（藤澤和生君）** 10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** 町民の力も十分に。甘えていいところは甘えていいんじゃないかなというふうに思っています。やりたい人は多分潜在的に、積極的な方は本当たくさんいらっしゃいますので、ぜひ呼びかけを。役場で抱え込まずに、広げていただけたらいいんじゃないかなというふうに思います。

講座の内容も、年間を通してはいろんな講座をやっているんですけども、やっぱり連

続性がないというところは課題の一つかなというふうに思いますので、よろしく御検討お願いしたいと思います。

そして、町がこういった様々な事業を始めるときに、町民の意見を聞くために諮問委員会等を招集されるわけですが、今若い世代や子育て世代を選定されることは大変重要なことで、また、そういうことが実施されております。しかし、そのときに託児を考えていただきたいと思っています。諮問委員に選ばれても、子どもを見てくれる人を探したり、会議に参加できにくいという状況があるのは非常に残念なことです。町では保育士も雇用していらっしゃるのですが、この点について御答弁をお願いいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 福祉課長、高野隆也君。

**○福祉課長（高野隆也君）** お答えいたします。議員おっしゃいました子育て世代の意見を得るというのは、政策にとっても必要でないかと考えております。

4月1日にこども家庭庁が発足いたします。子育て当事者の意見や子どもの意見を、年齢や発達段階に応じて政策に反映させることを子ども政策の基本理念の一つとされております。

町の事業や政策に子育て世代の意見を反映させることは、とても重要であると考えております。子育て世代の方々が、会議や講演会等に参加しやすいようにするため、託児所の必要性は認識しております。

現在では、子育て支援センターのファミリー・サポート・センターで、有料ではございますが午後7時までの対応が可能です。町内保育所では、平日限定になりますが一時預かりを有料で午後5時まで行っております。それ以外の時間帯であれば、開催する部署、団体で対応していただくことしております。

会議や講演会等の内容にもよりますが、多くの方々が参加しやすいよう、会議の開催時間帯や曜日を調整することも今後は視野に入れながら対応する必要があると考えております。

また、保育士の対応ですけれども、現在保育士は慢性的に不足しております。会計年度任用職員、また派遣職員で園の運営を賄っている状況で、そういう状況でその他の業務に派遣するというのは非常に現在のところ厳しい状況にありますので、保育士の動員というのは考えておりません。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** 様々な支援があることが分かってよかったと思います。

最後になります。こういった各種の事業を進めるときに、先ほど2番議員の質問の中にもあったわけですが、こういう諮問委員会を招集して御意見を聞くということのほか、町の事業をホームページに掲載をされ、御意見いただきますというパブリック・コメントというふうなものを求められるわけなんです。

しかし、このパブコメの集め方が大変残念なことになっていると思っています。担当課長のお答えをよろしくお祈いしますが、多分事業を進める中でやらねばならないことの一つにパブコメがあるんだろうというふうに推察しています。プロセスの中にチェック項目があるのだろうと。

つい先日も、SDGs 未来都市の2030年の目標を表した案に対してパブコメを求められておりました。私は、たまたまホームページを見ていたら目に留まったので回答したところなんですが、町の大事な目標を表した指標に対し、パブコメは何と1件だったというふうなお答えをいただいたところです。

以前にも、今建設中の道の駅へのパブコメがあったときにも5件しかなかったというふうに聞きました。本当にこの意見を集めたいのか何や分からないわけですよ。ただのこれがガス抜きであり、帳面消しになっているのではないかというふうなことが。ホームページに載せましたと言われても、私たちは仕事から割とホームページのぞきに行くほうだと思うんですね。しかしながら、一般に働いていらっしゃる方々が町のホームページをそんな積極的に見ていくか、町のほうは、ホームページに載せましたと言えば、それで済んでいくのかというふうなことを考えるわけです。

ただのそういった帳面消しにならないための意見聴取の方法、工夫をどういうふうに考えていらっしゃいますでしょうか。よろしくお願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 企画政策課長、北貴友君。

**○企画政策課長（北 貴友君）** お答えします。パブコメにつきましては、政策立案を行う過程で、関係資料を公表し、それに対して皆様から寄せられました意見や情報を考慮することにより、行政運営の公正さの確保と透明性の向上を図ることにあり、住民自治の拡充につながることにあると考えます。

行政施策立案の関係資料につきましては膨大な資料となりますので、分かりやすい内容の提示や、どの部分に対して意見を求めているかなど、分かりやすいパブコメであるよう努めてまいりたいと思います。

また、意見募集の周知方法につきましては、ホームページはもちろんですが、防災行政無線での放送や広報やまに掲載するなどを、今後も活用していきたいと思っております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** ぜひ、その方法をしっかりと徹底していただきたい。本当に意見が欲しいならば、やっぱり本気でやらなくちゃいけないんじゃないでしょうか。ただのやりましたということにならないように。透明性とか様々今理由をおっしゃいましたけれども、周知の時間とか、案外見てみると早いですよね、締切りが。1か月ぐらいでしょうか。その間にどうやって広報で知らせていくのかというタイミングの問題もあり、本当に町民の意見を。

例えば道の駅ができるときに、私たった5件しかなかったのは非常にショックだったんですよ。さっきも申し上げたように、高速が来る、道の駅ができるということは町全体の課題であり、将来なんですよ。だけれども、そこに目を向けている町民の人たちが少なかったということと、それから、パブコメとっていますよということのお知らせが多分行き届かなかったんだろうなと。

もし本当に意見が欲しかったら、先ほども申し上げたように、やっぱり自治振興区あたりを頼りにして、各地域からの意見を広くやっぱり集めていく、こういうことがあっていきますよ。な

かなか区長さんも組長さんも自治振興区の会長さんもそれぞれお忙しいでしょうけれども、そこは年に1回の会議でお知らせをすとかということではなく、そういった地域の課題を吸い上げることも大切ですし、こちらからのお願い、要望、どう思っているかというのを投げかけていくことも大切ではないかというふうに思いますので、今後の取組に期待をし、今日の質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（藤澤和生君）** これをもって、10番、吉川美加君の一般質問を終わります。  
ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

---

休憩 午後0時09分

再開 午後1時01分

---

**○議長（藤澤和生君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** 3番、眞原誠です。

私はですね、最近、町民の方々と話をしている中で、実は、ある単語に大きな意味を感じるようになりました。一つ目は生活という単語です。二つ目がこれ、継承という単語です。受け継いでいくということですね。

私たちが生きていくこと、生活を営んでいくということは、私たち命の本質だと思います。これはどんな職業、地位にある人たちでも、そこだけは変わらないと思います。そして継承、人が、その人生で得た知識ですとか、あるいはつくり上げた生活の基盤になる資産、これを次につないでいくこと。それらを受け継いだ人は、また、その人の人生の中で知識をより深めて、資産をよりよきものにして、そしてさらに次につないでいくと。こういう連鎖が、私たちの人間社会を未来につないでいくんだろうと思います。そういうことを最近強く思うようになりました。

そう思いますと、行政も含めた政治の役割というのは、人々の生活を支えて継承の手助けをしていくこと、受け継いだ公有財産、行政としては受け継ぎました公有財産を維持しながら、それらをよりよきものにして、さらに次世代につなげていくこと。そういうことだろうと思います。その点において、今、私たち山都町の現状はどうなのだろうかと、よく考えるようになりました。今回は、質問を通してその辺りをさらに考えてみたいと思います。

それでは、発言台のほうに移ります。

**○議長（藤澤和生君）** 3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** ただいま継承という言葉申し上げましたが、真っ先に目に浮かぶのは農林業の継承です。私の家から窓の外に目をやってみますと、農地、そして人工林も広がっています。食料は生命の根幹です。それを確保するために、私たちの先祖は山を開墾して、農地にして食料を生産してきました。そして今、農業に携わっている皆さんは、その農地を受け継いで農産物を生産して、人々に送り届け続けています。山もそうだと思います。木材は生活基盤を築

くための大切な資料です。

しかし、こうした農林業の後継者、担い手不足というのは長らく全国的な課題となっています。ここ山都町も当然、大きな課題として横たわっていると思うのですが、その現状というのはどうなっていますでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 農林振興課長、松本文孝君。

**○農林振興課長（松本文孝君）** それでは、お答えいたします。山都町の担い手の状況ですけれども、2020年農林業センサスによりますと、農業経営体数が1,567経営体、そのうち後継者がいると答えた経営体が345経営体となっており、78%が後継者がいないと答えています。また、全国の基幹的農業従事者数で見ますと、2015年は175万7,000人でしたが、2020年は136万3,000人と、22%減少しております。

山都町におきましては、基幹的農業従事者数は2015年が2,779人でしたが、2020年は2,325人となっております、16%の減少となっております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** 減少の数が思った以上にパーセンテージが大きくて、少し驚いたところですが。ただ、そうした課題に関しまして、町のほうに対策を今、進めていらっしゃると思います。

第2次山都町総合計画の実施計画、これがホームページに上がっておりまして、それを改めて見てみました。その中では、基本施策の中の農村集落の維持というところにおきまして、集落営農の推進と新規就農者の確保、この2点を軸に事業が計画されています。令和4年度から令和6年度ということで計画が掲げられていましたので、今年度が最初の年だろうと思うのですが、今年度の実績というのはいかがだったのでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 農林振興課長、松本文孝君。

**○農林振興課長（松本文孝君）** お答えします。令和4年度の新規就農者の実績としましては、今現在ですけれども11名となっております。そのうち3名が親元就農となっております。

集落営農の組織数につきましては、これまで6法人2集落が組織化されております。今年度は中島南部地区、芦屋田地区において、先進地研修や集落の方針を決めるべく定期的な会議を実施され、精力的に活動をされているところです。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** 実績のほうは上がっているということが、今、数字を教えてくださいまして確認ができたところです。周りの方々とお話ししますと、集落営農にしても、なかなか難しいところもあるというお話も聞きますが、しかしながら、後継者がいないところの農地をエリアで守っていくという意味では重要なポイントかなと思ったりもしています。

前回の質問で、山都町の遊休農地をどうするかという質問をしたかと思いますが、そのときの御答弁の中で、国は優良農地を積極的に保護すると。で、条件不利地に関しては農地以外に転用



することも考えているというのがあったかと思います。それが実は私の頭の中には強く残ってしまっていて、確かに合理的な判断だなどは思ったんですが、ただ、山都町の基幹産業である農業の土台となる農地が面積的に減っていくというのは、単純に考えて、産業振興とは逆のベクトルだなどと思うわけですね。今から5年、10年後を考えたときに、今一生懸命頑張っていて生産なさっている方々の農地、これがどうなっていくのかというのは純粋に不安なところですよ。

中山間地の農地が全国の農地にどれだけ占めるのかというのが、農林水産省の中に資料で出ていましたので、ちょっと見てみたんですが、平成27年の資料で、全国に占める中山間の農地の割合が41%だったんですが、5年後の令和2年の資料になりますと、これ37%になっていました、占める割合がですね。全国の耕地面積というのも、その5年間で12万ヘクタールほど減っているんですけども、割合が41%から37%まで4%減っていますので、中山間地の減少ペースというのは、それ以上なんだろうなというふうに思います。

これをとめていくには、やはり後継者、担い手、これを確保していく以外に道はないと思うんですけども、今のこの町の事業で掲げる、今、課長から御答弁いただいた、これらの実績のペースで、その減少に追いついていくのはなかなか難しいのかなというふうに感じます。

すぐに答えの出ることのない難しい課題だとは思いますが、後継者や担い手の確保に向けて、自治体として何ができるのか、町長の今のお考えをぜひお聞かせください。

**○議長（藤澤和生君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** 農地を有効に使う、また継続的に減らさないで維持をしていくという、大変重大な、また、本当に私たちも本気になってしていかななくてはならないという思いでおりますが、国のほうでは、もう、不適地には木を植えよ、いろんなことを植えよと、我々、ここ減反政策が始まって以来、栗の木を植えても引っこげと、何を植えても引っこげという政策がずーっとされてきました。そういう中で農地を守りながら、農家の方々は一生懸命やっておられますが、国の方針がころころ変わる中で大変な思いかなという思いでおります。今、国の安全・安心を守るのは、自衛隊も大事だという思いでおりますが、本来は食料の自給率をもっともって上げ、安心して国民の方々が暮らせる国にならなくてはならないという思いでおります。

先ほど、見苦しいことに新聞をがさがさやっておりましたが、今朝の農業新聞で東大教授が言われておりました。太陽光、自然エネルギーに対して、国はここ10年ぐらい物すごい額の投資をしておられます。この投資額を農業に向けたならば、もっともって農業を志す若い人、後継者も増えてくるんじゃないかというような論壇でありましたが、まさにそのとおりだという思いでおります。自然エネルギーも大変大切でありますし、いろんなエネルギーは我々にはなくてはならないものですが、そのはまりがあれば、日本の国民の食料を守るための予算であれば、誰も反対しないと思っておりますが、一部の電力会社のために、毎年、何兆円もの金が使われてるというようなことでございます。

そういう部分も含めながら、そして、また山都町においては、先ほど数字も課長のほうから出しましたが、今後、永続的に事業を、農業を続けていただくためには、若い人が、ぜひ、また町外からも、また親元就農もでございますが、来ていただく。そのためには今、浜町西部地区等々

で今後も続けていきますが、小規模な基盤整備等々しながら、いつでも、誰が田んぼをつくっても、畑をつくってもいいような基盤整備等々を進めながら、集落への措置等々も、組織をしなから進めてまいりたいという思いであります。

今日ここに来る前に、ここ数年の間に山都町の職員が退職をしました。5名だったと思いますが、みんな家業の農業を継ぎます、トマトをつくりますという職員でありました。寂しい半面、うれしい部分もありましたが、そういう方々が町内で、そしてまた県内、県外からも来ていただくような基盤づくり、また、農地の整備等々も受皿になるように進めてまいりたいと思っております。

**○議長（藤澤和生君）** 3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** ただいま町長からの御答弁にもありましたとおり、例えば太陽光発電への投資を農業に向けていただけたらという、そういったお話も、私もまさにそのとおりだなと思えますし、とにかく前回の12月の一般質問でも申し上げましたとおり、国民の食をしっかりと自国で賄っていくというのは本当に大事なことだと思いますので、そういうものをここ地域からでも、しっかり発信していけたらなと思えます。

そして、今、一生懸命、農地を守って生産活動に当たられている皆さんが、さらに次世代につないでいけるような、今、基盤整備の御答弁もありましたけれども、そうした事業もしっかり前に進めながら、まさに継承というキーワードでやっていきたい、やっていっていただきたいと思えます。

では、続きまして、農業における生産活動の意欲、これがそがれる要因というのは様々にあるかと思えますけれども、そのうちの大きな原因の一つとして鳥獣被害があるかと思えます。先ほど取り上げました第2次総合計画実施計画の中でも鳥獣被害対策というのがありまして、電牧補助とジビエ工房やまとの二つが対策事業として挙げられていました。

鳥獣被害対策というのは、もうこの農林業においては、近年ずっとこの課題に向き合っているわけですが、町のこうした対策事業の元となっているのが、国が事業として行っております鳥獣被害防止総合対策交付金、これの事業だろうと思えます。この国の事業の具体的な内容について、一度お教えいただきたいと思えます。

**○議長（藤澤和生君）** 農林振興課長、松本文孝君。

**○農林振興課長（松本文孝君）** それでは、お答えいたします。国が実施しております鳥獣被害防止総合対策交付金は、農作物の被害のみならず、農山村での生活に影響を与える鳥獣被害の防止のため、鳥獣の捕獲等の強化やジビエのフル活用への取組を支援する事業となっております。

具体的には、市町村が作成した被害防止計画に基づき支援が実施され、侵入防止柵や焼却施設、捕獲技術高度化施設等の整備、また、地域ぐるみの活動の強化として、捕獲活動の経費の直接支援、新規猟銃取得に関わる支援、熊に対する地域ぐるみの総合的な対策の支援、そしてジビエの利活用として、処理加工施設や簡易な一次処理施設等の整備、処理施設と一体となった加工製造施設の整備等が事業の内容となっております。いずれも地域協議会等が事業実施主体となっており、本町においても平成21年度に山都町鳥獣被害防止対策協議会を設立し、侵入防止柵の整備や

捕獲活動の経費、ジビエ工場の施設整備等に活用をしまいったところでございます。

以上でございます。

**○議長（藤澤和生君）** 3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** この国の交付金の対策事業の、詳しい内容を分かりました。それで、交付金事業の対策の中身は、今御答弁いただいてよく分かったんですが、ちょっと拝見しましたら、何か国の事業目標というものが掲げられていました。

まず一つ目の目標としまして、ホームページの中では、鹿、イノシシの生息頭数、これを平成23年度と比較して令和5年度までに半数に減らすと書いてありました。結構、壮大な目標だなと思ったりもするのですが、これ目標ですので、そこを目指すというお話だろうと思うのですが、全国と、そして今、ここの山都町の現状、これどうなっているのか教えてください。

**○議長（藤澤和生君）** 農林振興課長、松本文孝君。

**○農林振興課長（松本文孝君）** それでは、お答えいたします。平成25年度に農林水産省と環境省が共同で取りまとめた抜本的な鳥獣捕獲強化対策につきまして、鹿とイノシシの個体数を令和5年度までに半減させる目標が設定されております。本州以南の鹿とイノシシの生息頭数は、推定値で鹿は約218万頭、イノシシは約87万頭と示されております。

熊本県内の市町村において、イノシシの生息頭数においては調査方法が確立されておられません。鹿の生息頭数については平成26年に約5万8,000頭、令和元年度に約8万9,000頭と、5年間で3万頭増加したと示されておるところです。本町においても調査方法が確立されていないため、イノシシ等の生息頭数については把握が困難であります。

全国的な捕獲頭数で言いますと、鹿とイノシシの捕獲頭数は、令和2年度の135万頭をピークに令和3年度は125万頭と減少しましたが、個体数はともに減少傾向にある一方、鹿の減少ペースは鈍く、全国的に鹿を中心とした、さらなる捕獲強化が課題となっております。

山都町の令和3年度の捕獲実績は、イノシシが3,029頭、鹿が2,861頭となっております。本町の過去5年間の捕獲頭数の増減率で言いますと、イノシシで令和2年度の4,695頭をピークにマイナス1.34%と減少しておりますが、鹿は14.49%と年々増加傾向にあります。農林水産省及び環境省や熊本県が示しているように、山都町においても鹿の生息頭数は増加傾向にあると考えられます。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** 鹿は減るどころか増えているというお話ですね。もちろん、この目標として半数まで生息数を減らすという話、なかなかそう簡単にはいかないんだろうと思っておりますが、しかし減少傾向が見られるというのは、国を挙げてやっている施策が全くもってその効果がないわけではなく、効果が出つつあるのだろうと認識します。同様に目標として、国のほうは、事業目標としてジビエの利用量を令和元年度から倍増するというふうにあるんですけれども、これどうなんですか、ジビエの利用状況というのは全国的に増えているんでしょうか。山都町の状況もあわせて、もしお分かりでしたら教えてください。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） お答えします。令和3年度現在、全国の処理加工施設は734施設あり、ジビエ利用量は2,127トンで、平成28年度比で1.7倍に増加しております。令和3年度のジビエ工房やまとのジビエの出荷量は約7.6トンで、食用だけではなくペットフードへの利用も増加しているところです。これまでのジビエ工房でのイノシシ、鹿の処理頭数は、年平均で618頭となっております。

ジビエ利用量につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響で令和2年度から3年度までは減少傾向に転じましたが、令和4年度は飲食店からの発注件数が増加傾向にあるため、ジビエ利用量は増加していくと見込んでおるところです。

町内では、ジビエ工房やまとの運営開始から、これまでに約3トンの利用実績があり、道の駅や飲食店にとどまらず個人向け販売を実施しておりまして、定期的に購入されるお客様もおられるような状況でございます。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 増加傾向ということで、この辺りが野生のイノシシや鹿の生息頭数の減少につながっていけないと思います。

この次の次の質問で、ちょっと関連してくる質問をまたいたしますが、その前にアナグマの被害、これが近年相当増えていると思います。実は私も、家のすぐ近くで、まさに収穫目だったトウモロコシが一晩で全部やられたというのを目の当たりにしてまして、いや、もうこれ本当にアナグマというのは害獣だなと認識しました。明らかに害獣なんですけれども、これが駆除の対象になってないということで、捕獲しても山に放すしかない、そういう話も聞いたことがあります。これ、何かいい方策というのはないのでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） お答えいたします。数年前から、アナグマが住宅敷地内に侵入したり農地を荒らして困る等の苦情や目撃情報が多数寄せられておりまして、それに比例して生息頭数も増加傾向にあると見込んでおるところです。

町の対策としましては、令和5年4月1日よりアナグマの捕獲許可権限を熊本県から山都町へ移譲していただき、有害鳥獣捕獲隊による捕獲活動を開始する予定としております。あと、地域の皆様の基本的な対策につきましては、イノシシや鹿同様にワイヤーメッシュ等の侵入防止柵の設置等の対策が有効であります。ただ、イノシシや鹿と異なりまして、アナグマは穴を掘る力にたけておりまして、既存の侵入防止柵の地際のめくれ防止対策を強化する必要があるかと思えます。また、住宅敷地内においては床下から進入するおそれもありますので、床下換気口の隙間を防ぐなどの対策が有効であると考えます。

また、先ほど鳥獣被害防止総合対策交付金の内容でも述べたように、地域ぐるみでの活動が最も有効であると考えております。そこで、まず集落や地域で点検を行っていただき、収穫残渣を畑に放置して餌を与えていたり、畑の周りの見通しの悪い竹林や雑草が生い茂っている田畑によ

り潜む場所を提供していたり、無意識にイノシシや鹿等の住みやすい環境づくりを我々が生み出している可能性がありますので、そういった環境を減らす取組も必要かと考えております。これらは全ての有害鳥獣に共通しますので、侵入防止柵や捕獲活動と併せて個体を増やさない対策についても推進をしてみたいと考えております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** 次年度、令和5年度4月1日からは捕獲が開始されるということで、少し明るい兆しだなと思いました。また、今、御答弁にもありましたように、地域ぐるみでの活動ということは本当に重要なと思います。私たちが生活する中で、そうした害獣に当たる動物たちが生息しないような環境をつくっていくのは大事なと思います。そうしたことも、やはり周知が重要だと思いますので、また周知活動のほうもよろしくお願ひしたいと思っています。

さて、先ほど御答弁の中にもありました、ジビエ工房やまとの町内の皆さんの活用ですけれども、御答弁では一般の御家庭の方も御購入なさっている、リピートがあるというお話でした。ちょっと私の感覚といいますか、個人的な感想からいくと、御家庭の方ってどこまで御利用なさっているんだろうというのが正直あったんですけども、おありになるということで少し安心しているところです。あと、これ町内の事業者の方に聞いたところなんですけど、このところのあらゆる食材の値上げラッシュの中でも、ジビエ工房だけは値上げを言ってこられないと。地域貢献の意識があるんだろう、ありがたいことだというふうにおっしゃってしまっていて、地域貢献の意識を職員の方々が持っていらっしゃるんだと、町の施設なんだということを意識していらっしゃるんだということはどううれしく思ったところなんです。

そういうところではあるんですけども、実は私も、ジビエ活用しながら、そこを食卓の中に入れていきたいと思っている一人ではあるんですけども、どうしても、やはりお値段が一般的なお肉の食材と比べますと高く、なかなか手が出せないというのがあるんですよ。町の施設でもありますし、山都町内においては、このジビエ肉に対して好みが分かれるというのは分かっているんですけども、中には私みたいに抵抗感のない方もいらっしゃるのではないかなと思いますし、積極的に利用する方が少しでも増えれば、山都町のジビエ肉のPRにもつながるんじゃないかなと思うところなんです。

そこで、どうでしょうか、この町民向けの価格設定、山都町民がお特にジビエを食べることができるようにというのは、お特にというのは全国一般的に比べてという話ですが、何かできないものかなと思ったりしています。一般に流通する分を下げちゃうのは、これ価格破壊につながってっちゃうので、そこはまずいかなと思いますけれども、本当に先ほども申し上げましたように町の施設から生まれてくる食材ですので、町民価格があっても問題がないんじゃないかなと思ったりはするところです。

また、山都通潤橋インターチェンジ、これが間もなく開通しますけれども、この開通記念として期間限定で地元価格ということで、町外の方がいらっしゃっても安く買っていただけるような、何かそういうキャンペーン的なものをやられてもいいのかなと思うのですが、どうでしょう、そう

いうジビエ工房やまと町民の皆さんをもう少し近づけていく、そういう策があればいいと思うのですが、いかがお考えでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 農林振興課長、松本文孝君。

**○農林振興課長（松本文孝君）** お答えしたいと思います。現在の販売先としましては、需要の多い東京や福岡の都市部のホテルや飲食店、精肉卸への販売を中心に展開をしております。町内においては道の駅や飲食店への活用だけではなく、小中学校から学校給食の食材としての注文をいただいている状況です。特に小中学校への学校給食におきましては、小中学校の栄養士や調理師の先生方と意見交換を行いながら、食育も含めたジビエ給食の提供を行っておるところです。また令和元年には外部講師を招いて料理講習会を行い、町内の飲食店に利活用していただけるよう取組を実施しました。これまでの販売活動を踏まえまして、さらに町内での販売強化ができるよう、飲食事業者等の方たちとの御協力をいただきながら進めてまいりたいと考えているところです。

なお、現在、生肉の在庫量が豊富にある状況ではありませんので、令和5年度にはジビエ工房やまとの稼働日を週5日から週6日へ移行し、捕獲個体のさらなる活用を推進してまいるところでございます。また、町民の方々へジビエ工房やまとを広く知っていただくために、お求めやすい価格でのジビエセットの販売も以前は実施しておりましたが、これも在庫量を確認しながら考えていきたいと思っております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** ジビエ工房やまとの稼働を20%上げられるということは、これ本当に思い切った方針の転換だなと思います。私もジビエ工房やまとのおいしいジビエ肉を食べたいんですけども、なかなか在庫が少ないということであれば、給食などでの活用とか、いろいろ引き合いがあるので、そうした需要を奪ってはいけないので、肉が少し余力が出てくるのを待ってからにしたいと思います。

では、次の質問に移りますね。

先ほど山都通潤橋インターチェンジ、この開設が間近だという話をいたしました。この開通を見据えた整備事業ということで、山都町グランドデザインが2019年に策定されています。現在、整備が進んでいます新道の駅ですとか総合運動公園、これらはグランドデザインに基づいて進んでいると思います。

そこでお伺いしたいのですが、同じく、このグランドデザインの中で計画されています通潤橋周辺整備、これ、芝生広場のほうは整備のほうが終わって、もう供用開始になっていますけれども、その後について、令和5年度当初予算にも実施計画策定関連の予算が計上されてはいたしたけれども、基本計画として、これどこまで進んでいるのでしょうか。教えてください。

**○議長（藤澤和生君）** 商工観光課長、藤原章吉君。

**○商工観光課長（藤原章吉君）** それでは、お答えします。通潤橋周辺整備の進捗状況についてでございますが、先ほど議員からもございましたとおり、先行して町営プール、高齢者生産活

動センターの跡地に芝生公園とトイレの整備を行い、昨年の6月に完了しております。関連して景観整備ということで、二の丸周辺の竹林、雑木等の伐採を現在進めておりますけれども、来年度は岩尾城周辺の大きな樹木の枝の伐採ですとか雑木の伐採を予定をしているところです。

現在の道の駅通潤橋周辺と中央体育館の跡地の整備については、現在の観光協会や商店街の若手経営者でつくるワーキング会議を開催しておりまして、基本計画の策定を行っているところでございます。令和5年度は建物や体育館跡地の実施設計に入り、令和6年度から施設の整備、改修工事に入る計画で進めているところです。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** 分かりました。計画の策定に当たって、先ほどワーキング会議のほうを行いながら、地元商店の皆さんだったり若手の方々の意見も吸い上げていらっしゃるというお話ですけども、どうなんでしょう、それでどのぐらいの頻度というか会議をなされたのか、そこだけちょっと教えていただいてもよろしいですか。

**○議長（藤澤和生君）** 商工観光課長、藤原章吉君。

**○商工観光課長（藤原章吉君）** もともと生涯学習課で策定をした計画がございましたので、それを協議いただきながら、昨年の12月から3回開催をさせていただいております。最終的な案が出来上がった段階で、またみていただくというような形になるかと思えます。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** 急な質問ですが、御答弁いただいてありがとうございます。四つ目の計画として、ランドデザインの中には今申し上げた通潤橋周辺整備や体育館、新道の駅のほかにアクセス道路の計画があったと思います。これは通潤橋や総合運動公園あるいは町内の利便性、回遊性、これらをもつためのアクセス道路計画だというふうに記載がありました。どうなんでしょう、これはこの計画は進んでいるのでしょうか。ランドデザインの中には三つのルート案がありましたけれども、検討状況も併せて教えてください。

**○議長（藤澤和生君）** 企画政策課長、北貴友君。

**○企画政策課長（北 貴友君）** お答えします。ランドデザインにつきましては現在、事業として進めております。新道の駅の整備、総合運動公園の整備、通潤橋周辺の整備に加えて通潤橋周辺や総合運動公園へのアクセス道路が3ルート、計画案として挙げてあります。

通潤橋周辺へのアクセス道路として、役場の横を通るルートと役場に近いファミリーマートの信号から商店街へ向かうルートがあり、運動公園へは既存の道路ではなく国道218号線の南田付近から道路を新設し、千寿苑の下千滝橋を通るルートが計画案として設定してあります。しかしながら、検討状況としては現在未着手の状態であります。現在は施設整備に投資をしており、具体的には国道、県道、町道における新道の駅と総合運動公園への案内版の更新と新設の協議を上益城地域振興局土木部と行っている状況であり、両施設の運用開始に向け準備している段階であります。

協議を進める中で、中心部への周遊や回遊についても、観光や運動公園でのイベント等で訪れる町外の方に分かりやすい案内版の設置を進めていくことを目的としております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** 整備事業が大型ですので、なかなかアクセス道路にまで、そうした計画が回っていくというのが難しいのは理解はしますけれども、やはり、あれだけの大きな運動公園を整備していくわけですので、大会も誘致しようという機運を高めていく中で、大型バスがどんどんと、そこに選手やお客さんたちを送っていくということを考えたときに、今のこの浜町周辺の、この幅の道路とこの道路状況で大型バスをたくさん走らせるというのも、なかなか難しいものがあるんじゃないかなと思います。ですので、この計画にもせつかくありますので、検討は続けていただいて、何とか、どうすれば実現できるのかということを経営しながら考えていっていただきたいというふうに思います。設備ができてでも向かう道が悪ければ本当にもったいないと思いますので、そこは、ぜひお願いしておきたいと思います。

山都町には今後も、まだ大規模な整備事業というのが、先ほど通潤橋周辺整備もそうですけれども、控えているわけですが、そうした事業を進めるに当たりまして重要なのは、地元の建設業者の受注機会、これの確保、そして増大、これをいかに推進していくか、これをいかに推進することを検討するかなと思うのですが、官公需についての中小企業の受注の確保に関する法律という長い法律があります。皆さん御存じだと思いますが、いわゆる官公需法というのですが、国はこの法律に基づいて、中小企業者に関する国との契約の方針というのを毎年閣議決定しているようなんですよね。地方公共団体も国の施策に準じるように要請されているというふうに聞きました。それを実現するための手段として有効なのが分離分割発注方式というものがあるということも、他の自治体のホームページなどで見ていると書いてあります。他の自治体では方針を定めて積極的に推進しているというところもありました。ちょっとお伺いしたいのは、山都町でそうした方針あるいは実際に行った過去の事例というのはあるのでしょうか。もしなければ、今後そういった分離分割発注を検討してみるというのはどうでしょうか。町内事業者の受注機会の確保、増大にも、これつながってくると思うのですが、いかがでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 建設課長、西賢君。

**○建設課長（西 賢君）** 建設課からは、一般的な工事発注方式について説明いたします。土木工事と建築工事に分けて説明いたします。

まず、土木工事として、分割発注を行うメリットとして、競合しない箇所からの工事箇所への進入ができる場合、また、工事区間が完全に分離できる場合は工期短縮の面からも有効とされます。しかし、それぞれの工事費算出において、直接工事費に対し諸経費が割高になってしまいます。現在の積算基準では、同一工種において分割発注した場合、同一業者が落札した場合でも諸経費の調整は行わない基準となっていますので、工事費が割高になってしまいます。

建築工事としまして、建築本体工事、設備工事、電気通信工事に分離できます。この工種について積算体系がそれぞれ異なりますが、共有できるものがあれば一括発注のほうが工事費につい



ては安価になります。

分割発注の場合、それぞれの現場代理人等の配置が必要となり、作業が競合しないよう密に工程の管理を行う必要があります。建築物の規模により、発注形式については検討する必要があると思われま。

議員御質問の、今まで分割発注、建設課でいえば土木工事なんですけれども、補助事業等がございますので、一括工事で発注するのが今までやってきたやり方でございます。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** えーと、そうですね、基本的には一括で発注するほうが安価になるという、そういう御答弁だったかなと思います。そうした面もあるのかなとも思うんですけれども、例えば今で見ますと、体育館を今造っていただいていますけれども、可能かどうか分かりませんが、そういったところが、電気工事とか排水の工事とか、そういったところで分けて発注ができるのであれば、地元の業者に行く、あるいはその受注に向かっていくその機会というのは増えるのではないかなと思いますので、今後そうしたやり方もあるんだということを一応念頭に置いていただきながら、山都町内のあらゆる事業者の皆さんの受注に参加していただく機会をしっかりと確保していくという方向で、今後も検討を続けていっていただきたいと思います。

では、次の質問に移ります。

冒頭の挨拶でも申し上げましたとおり、町民の生活基盤の継承というのは、これ自治体の責務だと思うのです。そこで町道なのですけれども、町道の維持管理については、私が質問するまでもなく例年多くの要望が上がっていると思います。

そこで、ちょっとお伺いしたいのですけれども、要望の内容、これはどのようなものがあるのか、ある程度その要望内容の種類があると思うので教えていただけたらと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 建設課長、西賢君。

**○建設課長（西 賢君）** お答えします。まず町道の維持管理については、会計年度任用職員の4名の職員において、矢部地区2名、清和、蘇陽地区各1名において道路パトロール及び維持管理を行っております。その中で道路補修、路面清掃等、簡易な作業につきましては直営で行っている状況です。議員質問の維持工事の要望活動内容ですが、自治振興区、区長、組長より、町道維持管理修繕工事申請書を随時提出いただいているところです。主な工種としまして、全面改良、舗装打換え、側溝布設、側溝の蓋布設、カーブ内の拡幅、ガードレール設置、除草等の要望を受けている状況です。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** ガードレールの設置、除草、側溝もそうですよね。確かに側溝の蓋がないとかそういうところもあると思いますし、かなり多岐にわたった要望があるのだなというのが、今確認できました。

それでは、次に、年間に上がってくるその要望の件数と、それから対応している件数、これを

各年度ではなくて、おおよその数字で結構ですので近年の状況を教えてください。

**○議長（藤澤和生君）** 建設課長、西賢君。

**○建設課長（西賢君）** お答えします。令和元年度から令和4年度、現在までの要望件数といたしましては、総数で253件、年度平均で63件ほどの要望を受けているところです。その中で対応できた件数といたしまして、要望件数253件に対して87件、約34%の対応ができています。近年ですので、34%の要因といたしましては、維持工事費は町単独費であり、近年の予算編成は熊本地震からの復興予算であったことから町単独費の減少が影響しているものと考えられます。しかし、要望書が上がった箇所につきましては、過年度分においても工事施工について優先順位等を含め検討しております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 3番、眞原誠君。

**○3番（眞原誠君）** 34%の対応、件数状況だという御答弁だったんですが、要するに上がってくる要望に対して、当然だとは思いますが年度内に全ては対応できていないということですね。これですね、思うのは、先ほども少し優先順位を検討しているというふうに御答弁いただいていたけれども、それぞれの要望への対応、これは具体的にはどのようにして決めていらっしゃるのでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 建設課長、西賢君。

**○建設課長（西賢君）** お答えします。要望いただきました箇所につきましては、建設課と各支所において協議を行い、まず緊急性の高い箇所を優先して対応するように心がけております。舗装の補修については現地確認を行い、舗装構造の疲労破壊が激しい箇所を優先するようにしております。申請時に位置図、写真等を添付していただいておりますが、簡易な舗装補修であれば、道路管理人により舗装補修材において対応している状況です。町内のコンクリート舗装の要望、側溝の蓋布設については、路線間の調整を行い、予算の範囲内で数年かけて原材料費と合わせながら施工している状況です。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 3番、眞原誠君。

**○3番（眞原誠君）** 緊急性の高いところからというお話だったかなと思います。そうですね、やっぱり緊急性の高いところはどうしてもやらなければいけないだろうと、そこは理解いたします。予算に限りがある中で、いつどのように対応するか、そうしたところをぎりぎりのところで御判断いただいているんだということは私もよく理解いたします。

また、その上がってくる要望に対しまして具体的な返答がなかなかできない、こうしたものも相当あるのではないかなとも推測します。そこも理解はできると思います。しかし、この要望を上げられた方、その地域の方々としては、町の対応が必要だから要望を上げられているんだろうと思うわけなんですよね。特に道路というのは日々の生活に必要なものですので、これどうなんでしょうか、せめて実施時期、このくらいの時期には実施ができる、可能性のある話でもいいかもしれないんですけども、そうしたものの回答というのは、どうなんでしょうか、どうにかでき

ないものなのでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 建設課長、西賢君。

**○建設課長（西賢君）** お答えします。議員おっしゃられますとおり、申請者に実施時期をお知らせすることは、要望件数に対応するだけの予算配分に至っておらず、緊急性の高い箇所を優先して工事を進めているところから、実施時期を示せていない状況でございます。また、大雪による除雪対応が予想されるため、2月までは道路維持費においてある程度の予算ストックをしていく必要があり、年間を通じて発注計画を立てることは難しい状況になります。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 3番、眞原誠君。

**○3番（眞原誠君）** 事情があるということはよく理解いたしました。これ、積み上がっていったる要望なんですけれども、現在では、これ書類でファイリングされていると思いますけれども、これをどうなんでしょうかね、データベース化することできないのかなと私は思った次第なんです。先ほども253件でしたか、4年間で上がっているというお話なんですけれども、要望の種類も、先ほど御答弁あったように何種類か、除草に至るまで、その舗装のやり替えとかカーブの拡幅とか、いろんな種類がありますけれども、そうしたものをデータベースにして見易くしていくというのはできないかなと思うところなんです。現地を確認しに行くことも難しい状況だということも聞きました。今の職員の皆さんの数では、なかなか、これだけの件数を、現地をしっかりと確認しに行くことも難しいという話も聞いたことがあります。

そこでなんですけれども、例えばですが、その要望が上がった現地の様子を写真や動画にして電子データ化すると。この作業が、この町の職員数の現状では手が回せないということであれば、例えば町内のとある事業者を通す形で、地域おこし協力隊という制度も活用しながら、そうした方々に期待するというだけでもいいのかなと思ったりもします。写真を撮ったり動画撮ったりデータ化してクラウドにしっかりと積み上げていくという話になってきますので、電子データ化した町道維持工事の要望案件については、できれば公開ができないのかなと。公開が難しければ、当然アクセス権を持っている人や事業者の方が閲覧できるようにすると。何が言いたいかという、可視化していくことで町の対応に対する住民の皆さんの理解も得やすくなるのかなと思うわけですし、町としても、先ほど年間の計画が立てづらいというふうにもおっしゃっていましたが、そうしたものも対応、検討がしやすくなるのかなと思ったりもするんですが、この辺りのICT活用の話なんですけれども、いかがでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 建設課長、西賢君。

**○建設課長（西賢君）** お答えします。提出いただきました申請書につきましては、エクセルにおいてパソコン入力を行っております。要望地区、要望内容等は、施工済み分、未施工分を含めて過年度分も含めて抽出できる状況です。しかし、議員がおっしゃいますとおり、要望箇所や写真、詳細な数量をデータベースにしたものはございません。協力隊、公開につきましては今後検討してまいります。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） ちょっと突拍子もない提案だったかなとも思いますけれども、ただ、ICTの活用方法に関しては、今後いろんなそのツールとかができてくると思いますので、そちらのほうにアンテナ向けといていただいて、行政が使っていけるようなツールとかもあれば、ぜひ検討していただけるといいのかなというふうには思います。

最後の質問です。

ここまで町道の維持管理の質問をしてきましたけれども、全長1,000キロ弱ある町道の維持管理ですので、町の財政的に相当に難しい課題であるというのは、もう重々理解はいたします。しかし、道路というのは生活の基盤ですよ。対応が必要な箇所というのが、先ほどもお伺いするのとおり年々増えていくということは、これ、山都町の中の生活環境が年々劣化していくということにもほかならないのかなというふうに感じています。この山都町で暮らす人、これを増やすということであれば、生活環境を当然よくしていかなければならないと思うのです。なので、そろそろ抜本的な対策を練っていく時期に来ているのではないかなとも思うわけです。例えば、町道の維持に関しましては、重点整備期間みたいなものを設けまして、集中的に予算措置ができるように、そうした財源も含めて、どうなんでしょうかね、ちょっと中期的な計画、そうしたものを町として政策の柱として立てるといえることができたりしないものなのでしょうか。

ちょっとこの辺り、町、町長も含めまして、どのようにお考えかお聞かせください。お願いします。

○議長（藤澤和生君） 建設課長、西賢君。

○建設課長（西 賢君） お答えします。山都町の町道は1,038路線、954キロを管理しています。橋梁、トンネルについては、平成26年度より道路メンテナンス事業により5年ごとの法定点検が義務づけられており、異状があれば2年以内に補修、架け替え等を行う補助事業を行っております。夏場の草刈りについては、本年度はバス路線と幹線道路を町内建設業者に39路線、120キロを業務委託として草刈りを行っております。また、一部振興会による草刈りに対し、町から重機を借り上げ、高所作業等による作業労務の軽減を図っていただいているところです。しかし、住民年齢の高齢化により、町道を含めた集落の美化作業の存続が懸念されている状況です。

舗装については、令和4年度より5年間、公共施設等適正管理推進事業債により、一、二級の町道について年次計画を策定し、起債事業において本年度3路線4,000万の事業を行っております。また、令和3年度からは大矢野原演習場関連特定事業、山都町町道維持管理基金より基金積立てを行い、小規模舗装補修の対応を行っている状況です。その他の町道については、地元からの要望により、舗装の老朽化が激しい路線から舗装更新、舗装補修に対応していますが、その他の町道についても舗装更新計画を立て、計画的に舗装更新工事を行うことが理想と考えます。町道の改良率は41%であることから、改良工事も計画的に進めていくという必要がありますが、舗装更新についても、起債事業、基金事業、単独事業だけではなく補助事業を模索していく必要があると考えます。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 今、計画的に進めていくことが必要だというふうに課長からも御答弁がありました。本当に計画をしながら進めていっていただくのであれば、各地区から上がってくる町道に対する要望に対して、計画が立った時点でも結構ですので何かしらの御回答をいただきながら、要望を出された方が「これ、前の前の前の区長からずっと上げおっとばい」とか、そういう話もあるわけですね、「もう、いっちょん返答返ってこん」とか「もう要望埋まっとるんじゃないか」とか、そういうお話もいろんなところで聞きますので、そういう思いを町民の皆さんに、その地区の皆さんにさせるのではなくて、計画はしていますとか、今御答弁いただいたように予算やいろんな制約がある中で、できる限り前に進めようと思っているということが伝わるといっても大事だろうと思いますので、そういうところも少し御対応として御検討をしていただきたいと思います。

今日は、町民の生活環境に関して、農地のところから随分いろいろと質問させていただきました。丁寧に御回答いただいたので、私も理解を深めることができました。また、難しい課題に関する質問ばかりでしたので解決策的な御答弁いただけては当然いけませんけれども、一緒になって、これからこうした取組を考えていきたいと思います。

本日の質問は以上です。

○議長（藤澤和生君） これをもって、3番、眞原誠君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

---

休憩 午後2時0分

再開 午後2時10分

---

○議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） こんにちは。4番、西田由未子です。一般質問最後となりました。よろしく願いいたします。

昨年2月24日にロシアによるウクライナ侵攻が始まり、もう1年以上がたってしまいました。どちらの兵士にも戦死者が増え、残された子どもやお年寄り、女性、そして豊かな自然までも犠牲になる。軍事施設だけでなく学校や病院、民家に爆弾が落とされる。一度始めたら、なかなか止められない戦争の現実があります。戦争を始めてしまったらもう遅い。だからこそ戦争しない、戦争にならない努力こそが大事だと強く思います。

アフガニスタンの人々の自立と平和のために、現地の方に、銃ではなく、くわとつるはしを持たせ、井戸を掘り、用水路をつくり、農地と森を取り戻すために命をかけた中村哲さんの言葉を引用させていただきたいと思います。「人は必ず死ぬ。そのとき我々の生きた軌跡が何かの温かさを残して人としてのぬくもりと真実を伝えることのほうが大切なのだ。暴力に対して暴力をも

って報いるは我々のやり方ではない。彼らは殺すために空を飛び、我々は生きるために地面を掘る」。

もうすぐ3.11です。東日本大震災、福島原発事故から12年目を迎えます。原発事故の後始末もできないまま、増え続けた汚染水は海に流し、汚染土は公共土木に使用させ、また最終処分場に埋立てさせようとしています。そのうえ老朽原発まで動かし続けようとしています。ひどいと思います。日本に暮らす人々の命と生活を守るのが政治の責任ではないでしょうか。

今回は、私たちが暮らすこの上益城でも、国が決めた基準値を守れば安全と進められつつある事業について、ごみ処理の課題について、街灯設置について、給食の補助について、お尋ねをしていきたいと思います。

それでは、発言台から質問します。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 最初に、5町の広域ごみ処理計画についてお尋ねをします。1と2の順番を変えさせていただいて、2番からお願いしたいと思います。

この計画については、5町で合わせて現在1日10トンになる家庭ごみなどを燃やす施設をつくる計画だったものが、5町で買い取った土地を民間企業に貸し出し、建設、運営を任せることになったという説明を受けてまいりましたが、まだまだ説明不足の部分があると思っています。まず当初の焼却施設の整備費用、補助金の予定、5町それぞれは幾ら負担する予定だったのか御説明をください。

**○議長（藤澤和生君）** 環境水道課長、有働頼貴君。

**○環境水道課長（有働頼貴君）** お答えします。当初の施設整備費総額は215億円を予定しており、その財源として国費が49億円、地方債が137億円、一般財源が29億円でした。そのため、地方債の元金及び利息金の償還と事業費の一般財源の総額である約170億円が5町の負担額となる予定でした。5町それぞれの負担割合については、協議中でしたが未定でした。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 今の総額としての215億というのは、焼却施設とし尿処理施設と、それから最終処分場まで加えたところの御説明だったと思います。ちょっとびっくりしたのは、各町の負担割合は未定だったということであれば、それぞれの町がどれだけ負担することになって、だからどこの町が厳しいということは、まだ分かってなかったということになりますね。それで進んでいくんだなと、すごくびっくりしておりますが。その中でも、三つ造る予定だったのが二つは造らない、し尿処理施設と最終処分、造らないということであれば、燃やすごみの施設だけの負担をすればよくなったんですね、考え方としては、単純に申しますと。そうなったときの、燃やすごみだけだったら整備費は約86億円だったというふうに、計画を見させてもらうと、聞いておりますが、その辺はどうですか。焼却施設だけはどうか。

**○議長（藤澤和生君）** 環境水道課長、有働頼貴君。

**○環境水道課長（有働頼貴君）** お答えします。焼却施設に関しては95億円で、国費のほうが約20億円、地方債が約62億円、一般財源が13億円でしたので、そのため5町負担は償還利息を含

めて約76億2,000万円の予定でした。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 最初の御説明だと、三つ造ったら170億の5町の合計だったのが、焼却施設だけだったら76億ちょっとになる予定だったということで承知いたしました。

2016年に熊本地震が起きて、一時この計画は休止されていましたが、その2年後に建設予定地を上野に決定されて用地買収が始まっていますね。あと1件になったと最近の情報だと思いますが、この用地買収にも2億円ほどかかっています。76億ちょっとになっても難しかったという現状の中で、熊本地震で厳しい財政になったというのが大きな理由なら、どうして用地買収を、まず踏みとどまるということにはならなかったのかなという疑問が私にはあります。これにはお答えいただかなくても結構です。そういういろんな、まだ決定ではないと言われてますね、今、環境アセスの第一段階が終わったばかりですが、決定ではないと言われてますが、そこまでいく間に、きちんと詳しい議論がなされないまま、この産廃処理施設計画はどんどん進められていってると私は思っています。先ほど言いましたアセスについては、今年の1月24日から、事業者から建設に当たっての環境アセスメント配慮書が出されました。230ページぐらいだったと思いますが、そういうたくさんの方書に対して2月24日まで住民等に意見が求められました。たった1か月の間に意見を上げることは相当大変だったと聞いております。

環境アセスメントというのは、事業者が、この施設建設に当たり環境に影響を与えるであろうことについて配慮することを調べ、どのように影響を少なくするか住民や自治体の意見を聞きながら進めていくものとされています。この制度の不十分なところについては今回はもう触れませんが、山都町としても5町のごみ処理施設のことで、この配慮書について検討されたと思っておりますので、検討された結果等の説明をお願いしたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 環境水道課長、有働頼貴君。

**○環境水道課長（有働頼貴君）** お答えします。議員おっしゃられている環境アセスメント、環境影響評価についてですが、熊本県の環境影響評価条例において本町は環境影響評価の対象地域外でありましたので、県からの意見照会がございませんので意見の提出書等はございません。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 確かに条例上は県からの意見照会はなかったかと思いますが、たとえ予想される範囲に山都町が入っていなかったとしても、いろんな影響、要素が考えられるところではあるんですよね。だから私たちは住民として意見を出しました、事業者に対してですね。県からは照会がなくても町として事業者に意見を上げるということはできたはずだと私は思っていますので、これからも次の段階に進むときには、影響範囲ではなくても、それは事業者が決めることですので、5町の問題として山都町でもしっかりとアセスに対する検討をしていただいて、意見を上げていっていただきたいと強く要望しておきたいと思っております。

冒頭に私が1と2を入れ替えますと言ったのは、言葉不足で申し訳ありませんでした。1番の大きなものの（1）と（2）をという意味で申し上げましたので、失礼いたしました。

それでは、農林業を主軸とする山都町にとって、大気汚染や降雨による有害物質被害等の懸念があると思っています。どうしてかという、この焼却施設は家庭ごみでなく産業廃棄物を90%以上、その中にはプラスチックごみ、金属くず、瓦礫類、医療系廃棄物も含めたものを燃やす、そういう産業廃棄物の処理施設です。5町だけであれば家庭ごみが80トンだったものが、400トン燃やすことになるので、煙突から出る煙の中に含まれるダイオキシンや、その他の有害物質の全体量も当然多くなります。ダイオキシン規制濃度以下にして出すとしてもゼロではないわけですし、そのダイオキシン等をなるべく外に出さない仕組み、何かバグフィルターというのがあるそうですが、それが壊れることだってあります。実際、そのバグフィルターの破損事故というのは、これまで幾つも報告されています。そして煙の成分は雲をつくって、雨となって森や田畑に落ちてきます。農林業を大事な町の産業と位置づける山都町にとって大きな心配となると思いますが、このことについてのお考えをお聞きます。

**○議長（藤澤和生君）** 環境水道課長、有働頼貴君。

**○環境水道課長（有働頼貴君）** お答えします。施設外部への影響が法令に抵触しない施設でなければ設置することができませんので、そのための今後の環境アセスメントの内容を注視していきたいと思っております。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 今後も、もちろん注視していただきたいですが、もう第一段階として配慮書が出されました。それを見て、農林業を主幹産業とする山都町にとって、事業者が言っていることだけではなくて考えられる被害想定をしていただきたいと思います。平地と山間部での風の流れは変わってきますし、台風のとときはどうなるのでしょうか。空気に壁はありません。事故で、もし有害物質が大量に出してしまう危険性だってあります。つい最近でも、プラごみのリサイクル施設等で火事が起きたりとか、そういう事故が起きています。そういう危険性をいち早く知って、燃やすことを止めないといけないんです。そのために24時間の監視システムの導入を求める等、町としても農林業とそこに住む町民の命と暮らしを守るための意見を今回も出していただきたいかったです。

今後とも、アセスと関係なく事業者に意見を出していくことだってできるはずですし、ぜひその辺はしっかりお互いに、私も勉強したいと思えますし、勉強していただいて、しかるべき意見を出すべきだということになれば、ちゃんと出していただきたいと思います。

次に、3番の基本協定書に行きます。

前に申しました環境アセスメントについては、去年の3月28日に5町の町長と二つの事業者の間で県知事立会いのもとに交わされた、環境アセスメント実施等に向けた基本協定書というものがもたっています。その協定の内容についてお尋ねをします。

町長のお名前でお交わされていますので、町長から4点まとめてお願いしたいと思います。

一つ目。第3条の3に、環境アセスメントの結果、5町が本事業の計画を適切であると判断した場合、事業者と5町等は改めて環境保全協定及び立地協定等を締結するものとありますが、計画が適切であると判断するのは、どこでどのようにして誰が決めるのでしょうか。また、その判



断基準を示してください。

二つ目です。用地造成を5町で行い新会社に貸し付ける、また、新会社への一定の出資を行うとありますが、このことについても、どこでどう決められたのか説明ください。

三つ目、出資の目的と具体的な方法について説明ください。

四つ目、新会社へのごみ処理を委託することも明記されていますけれども、そのことについて御説明ください。

以上4点、お願いいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** 誰がどのように判断するかというようなことでございますが、これは今後、5町で協議をしながら決定をしていきたいという思いでおります。その次、どこで決定をしたかというようなことは、協議会、町長会を経て協議会を経た中で決定をしたというふうに思います。そしてまた、出資等々につきましては、今、全国的にも1株株主とかいろんな部分ある中で、やはり株式を持つことによって社内での発言等々が適切にできるというふうな判断をした中で、決定は、そのような、今、形の中で進めておるところであります。新会社へどうしてごみをと、そのごみを焼却処分してもらうための会社との協定でありますので、ごみを新会社にお願ひするのは当然のことだという思いでおります。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 一つ目の、計画が適切であると判断することは、今から5町で協議をしていくというお答えですが、いや、それがきちんと書いてない協定書は本当に、私はどうかと思っております。貸付、出資、委託をするには予算が伴います。貸し付けた収入はどこに入るのか、広域連合か御船町なのかとか、出資は広域連合ですのか各町ですのか。ごみ処理の委託については、今町長は、ここにごみ処理をしてもらうためにおっしゃいましたが、それは、この会社のアセスの提案は選択肢の一つでしかないはずなんですよね。入札で行うべきじゃないですか。最初からここに決めていいのかという疑問が私にはあります。だって、ごみ処理をどこかに委託するときはですよ、いろんな事業所があるわけですから、そこに入札をかけて、安いところ、または管理がちゃんとできているところというのを選んでいくべきことだと私は思います。

どちらにしても、今言いましたように、貸付、出資、委託については予算が伴いますので、予算を計上されて議会での議決が必要な事柄です。ただ、単年度予算ですので、今からその予算をつけていくことはできないから、事業が確定したときに、その予算が出てくるのかなとは思っておりますが、でも、その予算を出してこられるまでに相当な議論がないといけないと思うんですよ。出資については、今株式を買うというふうに計画をされているというふうに言われましたが、どれぐらいの出資額かということによって、出資するのはいろんな経営体の監視ができるからという御説明も受けてきておりますけれども、株式を買うことで、どのような監視ができるのだろうか、その辺の内容もよく分かりません。出資をしていくということは、資本金出資ではないので経営責任というところまではどうなのかなとは思いますが、それでも、株式を買うにしても、経営の責任だったり事故等があったときの責任は自治体にはどんなふうに求めら

れていくんだろうとか、いろんなことを考えないといけないと思うんですよ。大本のこととして、自治体は一般廃棄物の処理責任はありますけれども、この会社は産業廃棄物の処理施設をつくらうとしているので、産業廃棄物の処理責任はないはずだと思います。

以上のような、疑義、疑いの議と書いて、意味するところがはっきりせず疑問に思われる点が生じた場合は、第6条に、疑義が生じた場合、誠意を持って協議の上、決定するものとするがありますので、私は協議をし直していただきたいと思います。先ほども言いましたように、この事業者は提案の一つにしかすぎず、判断基準の明記と、ほかの選択肢の協議も並行して進めるべきだと思っています。その意味がはっきりしない大きな点というのは、最初に申しました本事業が適切であると判断した場合というところですか。適切であると判断する理由は何か、逆に適切でないと判断する理由は何かということがきちんと書いてなければ、5町で協議していくとおっしゃいましたけれども、判断基準が書いてなければ、協議するときにも判断のしようがないじゃないですかと言いたいんです。それも、そのアセスの中の基本方針の中に、もしも事故が起きた場合に、最小限に食い止めるためにどのような手だてをするかということも書いてないんですよ。どんなに安全対策をしても事故は起こるかもしれない、そういう想定でなかったために福島原発事故は起こってしまったと私は思っています。危機管理をどうするかということが、5町の町の住民の命と暮らしを守るために一番大事なことだと思うんですよ。その危機管理をどうするかということが判断基準に書いてない協定だから、私は大いに疑問があると申し上げています。

この点についてはいかがでしょうか。お答えをいただきたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 環境水道課長、有働頼貴君。

**○環境水道課長（有働頼貴君）** お答えします。先ほどまでの質問に対しては町長より回答を差し上げております。また、第6条については、事業者と5町で疑義が生じた場合と判断した場合には、基本協定書に基づき必要に応じて協議を行うこととしております。ですので、判断された場合には、そういう手続を取りたいと思っております。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** ですから今、私は一議員の疑義をここでお伝えしましたので、町長会とかで御検討いただいて、各町で全員協議会とかも開いていただいて、検討された中身を報告していただきたいと思います。

昨年11月の議員研修で、二つの自治体で広域ごみ処理を行っているところに勉強に行かせていただきました。そこでは二つの自治体だったんですね。二つの自治体でも広域処理を行う際は、両方の自治体の合意形成にすごく時間がかかりますが、そこをきちんとやるのが大事だと強調されていました。5町で広域処理をしますのです、5つの町の、やはり合意形成が必要だと思うんです。それは大変なことだと思います。時間もかかるでしょうし。ですが、先ほど言った議員研修で行かせていただいたところは、会議もすごく綿密に行われて、その会議録もホームページ等でちゃんと公開されています。まずは疑義が出ましたということ町長会で出していただいて、そして各町の議会や住民の皆さんと丁寧に議論を重ねていただいて進めていただきたいということを重ねて要望いたしますので、町長会等で検討、全員協議会での報告、検討についてのお答え

を町長からいただきたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** 今の西田議員の疑義について、それは議員からの疑義でありますので十分賜っております。我々町長会であり、また、今回は協議会であった中での疑義等々については、また協議をせなんと思っておりますが、まだ具体的に、今日、議員から言われた部分の意義について、すぐ町長会で、協議会で検討するような問題じゃないと思っておりますので、具体的にいろんな部分がありましたら、また、その時点で考えたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 議会での私の発言は、私一人の発言ではない、いろんな町民の方の意見も背中に背負って発言しておりますので、ぜひ町長会のほうで検討を重ねてほしいと思います。

次に、山都町のごみ処理の課題について、お尋ねをします。

一つ目の一般廃棄物処理施設整備基本構想策定業務委託についての中身は、まだ今、課長のほうに確認しましたところ、すぐできますと。また、委員会のほうで報告、検討ということをお願いしておりましたので、それを受けた後で、また改めて別の機会に質問させていただきます。

それで、（2）番目のほうに行きます。

12月議会で、水銀とダイオキシン濃度が基準値以下ではありましたが高くなっていたために、外部へ処理委託をする必要があるということで、追加で600万以上の経費がかかったという説明を受けております。それを聞いて、これは大変なことだなと思いましたが、改めて小峰クリーンセンターの設備の状況や水銀とダイオキシンの排出基準値が小峰クリーンセンターではどうなっているのか。ダイオキシン基準値も変遷してきているんですね。新しい施設については厳しくなったり、旧の施設については以前のがということにもなっております。ただ、ダイオキシンの排出基準値というのは年々厳しくなっていて、その基準値が基準値以下であれば安全ですよと言われてきたけれども、昔の基準値が安全だったと言われてたけど今は下がってて、じゃあ昔の基準値は安全だったのかということにもなります。そういう基準値ですので、どういうことになっているのかということ、今回の測定結果はどれぐらいだったのか、今回の濃度上昇の原因についての御説明をお願いしたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 環境水道課長、有働頼貴君。

**○環境水道課長（有働頼貴君）** お答えします。基本的な排出基準は国の基準に従っております。小峰クリーンセンターでは、出すのではなくセメントで固めることにより基準値適用外となっております。12月の分につきましては、セメントで固める固化処置を行った分につきましては排出が検知されましたので、出す予定だったんですが、それはもう当然国の基準値内なんですが、受入先の県内の最終処分場のほうの独自基準のほうで受入れが困難ということで、県外の最終処分場のほうに搬出委託したところです。

今回の原因としましては、ダイオキシンが発生しやすい温度として約250度から400度であり、その温度帯で条件が合えばダイオキシンは必ず発生いたします。発生を抑制するために、850度

以上の高温にして完全燃焼する必要があります。また、冷却時の再合成を防ぐために冷却する場合は、冷却設備によりおおむね200度以下にしております。

本町では、点火後等に、その温度帯になるため発生がされたと思います。これが夏場であれば気温も高く、ごみの量が多いため温度が急上昇しますが、冬場はごみの量も少なく気温も低いので、夏場に比べダイオキシンが発生しやすいと言えます。先ほども申しましたが、発生したダイオキシンを外部に出さないために、本町ではセメントにより固めて搬出する対応を取っております。一方、ほかの施設では、その温度帯を出さないために大量のごみを24時間焼却することにより、炉内を高温に保ちダイオキシンの発生を極力抑えてある施設もあります。水銀につきましては、旧式の水銀体温計が焼却ごみの中にまざっていたものと思われる。対策としましては、日頃より防災無線等を通じて分別の徹底をお願いしているところです。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** すいませんが、詳しい基準値の数値と、どのような測定結果が出たのかということもお知らせください。

**○議長（藤澤和生君）** 環境水道課長、有働頼貴君。

**○環境水道課長（有働頼貴君）** お答えします。具体的な基準としては3ナノグラム、10億分の1グラムが基準ですが、今、この場には、発生したときの具体的な数字のほうを手元に持っておりませんので、後でお調べして、すぐ回答したいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** それは、すごく知りたかったことですので、ぜひお願いします。なぜかという、先ほどもちょっと言いましたけれども、安全だという基準が年々変わってきているんですね。だから、安全だと思っていたのが安全でない数値になっているわけですよ。それで、受入先が困難だと言った数値だったというのを、それも分からないということですか、ここでは。

**○議長（藤澤和生君）** 環境水道課長、有働頼貴君。

**○環境水道課長（有働頼貴君）** お答えします。先ほどの3ナノグラムについてですが、空気中に排出する基準ですけども、小峰クリーンセンターについては、セメントで固める基準をしておりますので国の基準の適用外になります。それと相手先のほうの基準につきましては、問合せしましたけども、それが検出されたら社内の基準により受入れ困難という回答ですので、向こうの数字は分かりません。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** どういう測定結果が出たのかというのは大変大事なことだと思うんです。先ほども言いました、私たちが研修に行かせてもらったところは、年に、国の基準は1回以上調べればいいと、ダイオキシン発生量についてはなっていますが、2回だったかな。それをちゃんとホームページ上に、これだけの基準で、国の基準、いつ造られたから、この建設の、この施設はこれだけの基準で、いつに調べたものはこれだけでしたというのがきちんと公表されて

いるんですね。たしか、それを公表する義務があったかと思うんですけど、山都町の場合は、そういうのがなかなかホームページ上に出ておりません。これから先のこともありますので、ぜひ、そういう測定した結果は、水質検査については、ちゃんと公表されますね。あのよう、きちんと公表していただきたいと思います。ぜひよろしくお願いします。

それについては、お答えできますか、公表をお願いしたいと思います、これから。

**○議長（藤澤和生君）** 環境水道課長、有働頼貴君。

**○環境水道課長（有働頼貴君）** 検査結果の内容について公表する法令基準があるのであれば、その対応したいと思います。ただし、その分が、先ほども申しましたように基準として、うちのほうが排出ではなくセメント固化の場合にそれに該当するかどうかの検討も含めて、公表するかどうかを検討させてください。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** セメント固化になると適用外になると。でもセメント固化する前の範囲があるわけですよね。だから、それは調べないんですか。セメント固化する前のダイオキシン排出の量。セメント固化すれば、どんなにそのもとともが高くて大丈夫というのは非常に心配なんですけど。だからセメント固化する前の焼却灰だったり煙、焼却灰を固化するということですか。

**○議長（藤澤和生君）** 環境水道課長、有働頼貴君。

**○環境水道課長（有働頼貴君）** お答えします。焼却灰もそうですけども飛灰のほうも含めて固化すると聞いておりますので、具体的な方法内容については、ここで今、手持ちの資料がございませんので、後で議員のほうにお知らせしたいと思います。よろしいでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** それでは、私が今聞いて疑問に思うことなんですけど、飛灰についても灰についても、セメント固化しなかったら、ちゃんとそれを調べないといけないわけですよ。だから、セメント固化する前の灰や飛灰についてきちんと調べてあるのか、調べてあるとすればどれだけなのかということも含めてお願いします。もし調べてないということであれば、そういうことはないですよね。だから、ぜひお願いします。

今の水銀とダイオキシン濃度が高くなっていったために追加の費用がかかったということも、それは本当だったら要らない出費ですよね。その中に水銀の体温計が混じっていたことではないかということでの水銀の上昇とか、ダイオキシンについては燃焼温度だけではなくて、生ごみを一緒に焼却するということが一つは原因になるという話も聞いたことがあります。いろんな原因を、やはり今度このようなことがないように、きちんと調べていかなければならないと思いますし、私たち一人一人も、目の前に自分たちが出したごみがなくなれば、もうそれでよかったと、それで終わりという意識がまだまだあると思うんですね、町民の皆さんにも。そうではなくて、出したごみが一体どうなっていくのかとか、これを燃やしちゃったら有害なものを出してしまうんじゃないかとか、そういうものはきちんと分けないといけないよねとか分けようというふうを考えて行動しなければならぬんだなということ、本当に私自身のことを考えても痛感しております。

す。

そういう意味でも、先ほどのにも関連しますけれども、不慮のことで有害物質が外に出てしまう危険性が、どうしても焼却施設にはあると思うんですよね。きちんと調べるということも、ずっとこれからもしていただきたいし、ダイオキシン発生をできるだけ抑えるためにも、先ほど生ごみのことも言いましたが、やっぱりプラスチックを燃やすということが大きなダイオキシン発生になるというふうに言われておりますので、プラスチックの分別をやっぱりできるだけ早くから始めてほしいと再三お願いをしておりますが、重ねてお願いしたいと思います。計画では令和7年度からということは、あと2年間丸々、私たちはプラスチックを燃やし続けなければならないのかと、山都町のクリーンセンターでですね。それに対しては非常に心苦しい思いもあります。町民の方からも、プラスチックの分別はなるべく早くしてほしいという声を、私は多く聞いて承っております。令和7年度からの予定というプラスチック分別について、できるだけ早く前倒しをしていただきたいというお願いについてのお考えをお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

**○議長（藤澤和生君）** 環境水道課長、有働頼貴君。

**○環境水道課長（有働頼貴君）** お答えします。令和7年度は予定であり、モデル的な試行を経て分別回収方法の検討、決定、必要な施設整備、その後の全戸への周知が速やかに行われれば前倒しの可能性はあります。ただし、今後の運営計画に多大な影響がありますので慎重に進めていきたいと思っております。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 検討の余地はあるということでありありがとうございます。そのときに、やはり分別の徹底ということには町民の皆さんも協力しないといけないし、私個人としても、分別お助け隊のような、町民の方の、そういうことに協力したいという方たちを募集していただいて、町の職員さんだけでは難しい分別徹底の指導といいますか、そのことについても協力していきたいと思っておりますので、ぜひ前向きな御検討をよろしくお願いいたします。

それでは、次の小中学校通学路街灯設置について、お尋ねをします。

子ども議会において、この5年間で4回、街灯設置の要望が出されています。12月議会でも街灯設置要望の請願が出され、趣旨採択をされております。町からのお答えとしては、町通学路安全推進会議において優先順位を決めて取り組むということが繰り返し答弁されておりますが、この推進会議の回数とか、現在、何件の要望があるかとか、推進会議からのいろんな具体的な進み具合についての説明をお願いいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 学校教育課長、工藤博人君。

**○学校教育課長（工藤博人君）** お答えします。通学路の安全対策については、全国で発生します登下校時の事故を受けまして国による実態調査が毎年行われ、山都町内でも、点検により確認した危険箇所等の改善に向けて、学校、保護者、町、警察、道路管理者等で組織します山都町通学路安全推進会議において具体的な対策を検討しております。そして、街灯の設置要望を含めまして、緊急性や危険性の高いものから実施するよう関係機関で連携し、優先順位をつけて実施

可能なところから改善に取り組んでいただいていますし、町としても取り組んでおります。例えば道路上にラバーポールの設置、ブルーラインやゼブラマークの線引き等について対応いただいているほか、矢部中学校の通学路では、高速道路工事に伴い撤去した街灯の再設置、LED化を町で整備したところ です。

子ども議会で提案された通称地獄坂と言われる箇所等も、街灯を設置してあることを確認しまして、付近の管理街灯の暗くなっていた電球を含め交換等の対応を行っております。そのほか路側帯のカラー舗装、スクールゾーンを中心に横断歩道の白線等の引き直し、歩道の悪路の改良、支障木の伐採など協議後に対応いただいています。山都警察署には、通行車両への注意喚起のために、取締りの強化等を御協力をいただいております。

一方、長年、改良の要望が出されております国道443号、上寺付近のカーブの道路改良等については、歩道の状況や車両の通行量を踏まえて管理者に要望書を出すなどしてはいますが、いまだに着手されないところもあります。

会議のほうで提案されています要望の件数なんですけれども、令和元年度以降から数えますと大体60件ほどの要望箇所が出されております。要望の概要は、歩道や道路の整備に関するもの、区画線等の引き直し、通行車両の危険性を訴えるもの、雑草等による見通しの悪化、U字溝の蓋とか防護柵の設置要望とか、そのような要望がなされております。そのうち、今確認できた部分で完了しているものは大体40%程度というのを確認しております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 関係するいろんなところが協力をしあって、通学路の安全についていただいているということはよく分かりましたが、今回は街灯にちょっと特化したお尋ねをしたいと思っております。

予算もかかると言われておりますが、具体的に電柱に街灯をつけた場合とか、街灯のみの独立設置とか、そのときに太陽光パネルを利用した場合とかの設置費用は一体どれぐらいになるか御説明ください。

**○議長（藤澤和生君）** 学校教育課長、工藤博人君。

**○学校教育課長（工藤博人君）** お答えします。大体1か所当たりの概算となります。既存の電信柱に添架する場合、器具の設置費用としまして3万円から5万円程度が見込まれます。NTT柱とか九電柱に添架する場合は、添架に係る費用は発生しないようです。自立柱の場合はポールと照明器具が必要となりまして、7メートル程度のポールを仮定しますと10万円程度の設置費用が見込まれます。あと、設置する場所によっては敷地料の発生が見込まれ、電球交換と併せて経常的な負担が発生してきます。太陽光パネルを利用した街灯の場合は、種類が多く一概には言えないところなんですけれども、少なくとも50万円程度の設置費用が見込まれます。こちらで設置する場所によっては敷地料の発生が見込まれ、また電球交換と併せてバッテリーの交換も想定しておく必要があります。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** ありがとうございます。街灯というのは小中学生のためだけでなく、地域住民の交通安全とか防犯のためにも必要なものだと、子ども議会での総務課長の答弁にもあったと思います。

自転車通学の中学生のみならず、スクールバスで通う児童生徒が、降りたバス停からの道が暗いということでの要望も聞いております。私も11月に請願が上がったところについて自転車で通ってみたんですが、確かに暗い上にカーブが多くて、街灯は必要ではないかなと感じました。そのような不安がある箇所が、先ほどから言われました、元年度から60件ほど要望が上がっているという中で、一遍に全部はできないとか現地を確認しながら優先順位をつけるということの答えをいただきながら5年間がたち、矢部中の周辺については少し改善がなされているということで、それはありがたいと思いますが、でもなかなか進んではないという子どもたちの印象があります。

通学路に設置する防犯灯設置基準を設けている自治体もありますし、一覧表をつくって、教育委員会、建設課、地域と、どこが主体となって取り組むかを総合的に判断しておられて、地域が設置する場合には、防犯灯の整備事業として設置経費の補助をするというところもあります。子どもたちのみならず、地域の安全と防犯のための街灯設置が具体的にスピード感を持って進むように、このような他地域の取組に学びながらやっていただきたいと思いますので、また次回のように、それについてのお答えはいただきたいと、次回というか、もう、ちょっと時間がありませんので、申し訳ありませんが、そこの取組をぜひ参考にして、少しでも進めていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。ありがとうございました。

最後に給食費の助成について、お尋ねをします。

令和4年度は、SDGsの関係やコロナ関係で給食食材費の補助が出ていますが、内訳の説明ともまとめてお願いします。この物価高騰による子育て支援の一環としても、給食費の助成を、例えば、ふるさと納税を使ってしていただくとか、いろんな考えで進めていただきたいと思いますので、まとめてお願いしたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 学校教育課長、工藤博人君。

**○学校教育課長（工藤博人君）** お答えします。まず、給食食材の補助につきましては、昨年8月の第3回山都町議会臨時会において提案しました一般会計補正予算（第4号）において、新型コロナウイルス感染症対策交付金事業として措置しました学校給食負担軽減補助金についてのお尋ねかと察します。これは国において、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、物価高騰による学校給食への影響や、やむを得ず学校給食費の値上げを検討せざるを得ない状況が考えられるとして、自治体の判断により食材費の増額分の負担を支援し、保護者負担を増やすことなく学校給食の円滑な実施のための事業にも交付金の活用が可能とされたことによるものです。

管内小中学校においては、学校調理現場の状況としまして、日頃から食材、特に生鮮食品の変更や油脂類の節約徹底等により、想定する給食費内で収まるよう努力をされているところですが、社会情勢を見ている中で、食材や調味料、油脂類等の値上がり等を実感して、年度当初



の給食費の設定で今期の給食を賄うことができるのか危惧されていたところでもありましたので、調整を行ったものです。

昨夏、当時、熊本市をはじめとした県内自治体の状況や、当時、消費者物価の上昇傾向が続いていたこと等を考慮しまして、上昇分を7%と仮定しまして補助金額を算定しました。この補助により年間195食前後、1食当たり小学校は17円から18円、中学校は20円をそれぞれ増額させた形で措置することとしまして、1人当たり小学校で3,300円弱から3,500円弱、中学校で3,800円から3,900円強分、小中学校合わせて総額285万円程度の補助を行っております。

財源の部分なんですけれども、現状、本町において、ふるさと納税額は安定した財源となっておりますので、経常的になる可能性の高い、この給食費助成の実施というのは現時点で困難ではないかと考えております。理由としましては、物価高騰を要因として助成する場合、物価高騰の収まりの判断が非常に難しく、あわせて日本の金融政策の様子を見ても物価が早々に低下していくことは想像が難しいところです。また、賃金上昇の波がこちらに届く見通しは不明ですので、給食費の助成は一旦始めますと経常的になるものと思いますし、助成事業を取りやめる際の家計の負担感は相当なものになるのではないかと察するものです。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 昨年度は、そういうコロナ対策としての、給食費でいえば1か月分に満たない分の助成が食材費としてあったと。それでも有機給食も去年も進めていただいて、食材値上げに、そういう補助金があったから値上げを何とかしなくて済んだけれども、今年度このような支援がなかったら学年割りに臨時徴収をしないとイケないかもとか、来年度は値上げも考えなければならない状態だというふうに現場の声として聞いております。

子育て予算を増やすというなら、国がですよ、給食費の無償も国が先導してやっていいはずだと。そして、義務教育は無償であるという憲法の理念を守って国がすべきだと、私も思います。ですが、もう現在、小学生二人、中学生一人のお子さんがあるところは毎月1万4,000円ぐらいの出費になるわけですよ。それを、このまま助成がなければ、来年値上げされると言われれば、本当に子育てされている御家庭は大変きついと。逆に、ふるさと納税で難しいとおっしゃいましたが、暫定的措置でもというふうにもお願いしても、今言われたように、継続的な支援がこれは必要なことなので財政的に難しいと言われるのもよく分かります。分かりますが、やはり子育て支援の一環として、そして有機給食を進める上で、この町の給食をすごくいいものだと内外にアピールする上でも、少しでも、当初予算には今言われたように上がっておりませんが、検討いただいて、3学期だけ無償にするとか、何らかのいろんな手だてがないものだろうかと思うんです。よそのことを言って、よそがするからできるだろうというふうに単純に申し上げるわけではございませんが、今日の熊日には、和水町では無償化の予算が上程されているというふうにありました。どうにかして子どもたちの給食費の、私は無償化をずっとお願いしてまいりましたが、一足飛びにできないというのも分かりますので、この物価高騰で家計が苦しい中での子育て支援の一環として、何か打ち出していただけないものか、最後に一言、町長お願いできますでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 給食費の補助、助成等々のお話でございましたが、全国的に予算編成の時期であります。昨日の朝日新聞であります。給食の、これは無償化です、割れる自治体と、東京都の中でも非常に割れとるといような形でございます。小さな自治体は早くから無償化に取り組んでおられる自治体もあるといようなことであります。山都町においても皆さん言われるのはよく分かります。やはり子育てしやすい山都町というキャッチフレーズの中で進めておるわけでございますので、それがどこまで、その支援であったり、また子どもさん方、親御さん方に浸透するかと。おかげさまで早い時期から、山都町は、医療費の高校生までの無料化とかいんな部分をしていただいておりますが、さすがです、なかなか山都町に定住をしていただく若い人たち、子どもさんを持った人たちに住みついていただけないといのも実情でありますので、今後そういう部分も含めながら、学校給食全体を考えながら、今回、潤徳小と矢部小が統合するようになりましたが、それと同時に、小中一貫義務教育校の設置等々も考える中で、給食費を含めた中の学校給食全体も考えるような形の中で、無償化であったり助成措置等々も考えていきたいと思っております。

○4番（西田由未子君） ありがとうございます。終わります。

○議長（藤澤和生君） これをもって、4番、西田由未子君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

---

散会 午後3時10分

3 月 8 日（水曜日）

令和5年3月第1回山都町議会定例会会議録

1. 令和5年3月2日午前10時0分招集
2. 令和5年3月8日午前10時0分開議
3. 令和5年3月8日午前11時29分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第7日）（第3号）
  - 日程第1 行政報告
  - 日程第2 議案第15号 令和4年度山都町一般会計補正予算（第11号）について
  - 日程第3 議案第16号 令和4年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
  - 日程第4 議案第17号 令和4年度山都町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
  - 日程第5 議案第18号 令和4年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について
  - 日程第6 議案第19号 令和4年度山都町水道事業会計補正予算（第5号）について
  - 日程第7 議案第20号 令和4年度山都町病院事業会計補正予算（第2号）について

---

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 東 浩 昭	2番 坂 本 幸 誠	3番 眞 原 誠
4番 西 田 由未子	5番 中 村 五 彦	6番 矢仁田 秀 典
7番 興 梶 誠	8番 藤 川 多 美	9番 飯 開 政 俊
10番 吉 川 美 加	11番 後 藤 壽 廣	12番 工 藤 文 範
13番 藤 原 秀 幸	14番 藤 澤 和 生	

---

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

な し

---

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	梅 田 穰	教 育 長	井 手 文 雄
総 務 課 長	坂 本 靖 也	清 和 支 所 長	木 野 千 春
蘇 陽 支 所 長	村 上 敬 治	会 計 管 理 者	荒 木 敏 久
企画政策課長	北 貴 友	税 務 住 民 課 長	高 橋 尚 孝
健康ほけん課長	木 實 春 美	福 祉 課 長	高 野 隆 也
環境水道課長	有 働 頼 貴	農 林 振 興 課 長	松 本 文 孝
建 設 課 長	西 賢	山 の 都 創 造 課 長	長 崎 早 智
商工観光課長	藤 原 章 吉	学 校 教 育 課 長	工 藤 博 人

生涯学習課長 上田 浩 そよう病院事務長 飯星和浩  
監査委員 志賀美枝子

---

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 嶋田浩幸 外2名

---

開議 午前10時0分

○議長（藤澤和生君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

日程第1 行政報告

○議長（藤澤和生君） 日程第1、行政報告の申出がっております。

これを許します。

そよう病院事務長、飯星和浩君。

○そよう病院事務長（飯星和浩君） おはようございます。貴重な時間をいただきありがとうございます。私からは資料はございませんけども、医療機器メーカー島津子会社の不正行為についての続報を報告させていただきます。

昨年の8月30日に全員協議会の場で第一報を御報告いたしましたけども、その後、昨年の9月30日のプレスリリース、会社からの報道で、新たに熊本県内の不正行為が4件発覚しました。その後の経過につきましては議員の皆様も、2月に入って新聞報道等で御存じかとは存じますけども、2月10日に、会社の弁護士を含む外部の専門家で構成されております外部調査委員会の報告の発表がありました。その中の報告書の概要をかいつまんで申し上げます。

一つ、熊本県内の5件の不正行為を認定した社内調査結果は正当であるということ。

それから二つ目です。5件以外は不正と認定できなかったが、不正の結果が否定できず、顧客の医療機関の補償が望ましい事案が38件あったということです。

それから3番目、不正事案と補償すべき事案の合計43件につきましては、平成21年から令和元年に、長崎、それから熊本、それから宮崎、それから鹿児島県の4県、41医療機関で発生しているということです。

それから、当時所属していた7人の技術者が不正に関わった疑いがあると。また、その蓋然性が高いということです。

また、不正行為の要因として、業績目標の設定が不合理で各営業所がプレッシャーにさらされていた可能性を指摘できるといったものが報告書の概要でございました。

その報告書を受けて、会社の幹部2名が2月14日に当そよう病院を、それから3月1日に本庁を訪れて、町長じきじきに対面で経過報告と謝罪がありました。それからまた、信頼の回復に向けて抜本的な再発防止に取り組むこと、また、有償交換による被害に対し適切な補償を行うということを言明されました。町からも、再発防止の徹底と信頼回復に努めてほしいと強く要望した

ところでございます。

なお、現在は熊本県の立入検査の結果待ちの状態でありまして、結果次第では行政処分が科されることも予想されるということでございます。

以上、報告いたします。

**○議長（藤澤和生君）** これで行政報告が終わりました。

---

## **日程第2 議案第15号 令和4年度山都町一般会計補正予算（第11号）について**

**○議長（藤澤和生君）** 日程第2、議案第15号「令和4年度山都町一般会計補正予算（第11号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** おはようございます。それでは、議案第15号、令和4年度山都町一般会計補正予算（第11号）を説明いたします。

歳出から説明しますので、17ページをお願いいたします。

2款1項総務管理費です。11目企画費では、18節において路線バスの赤字路線の欠損を補填する支援策として、地方バス運行等特別対策補助金を計上しておりましたが、収入見込みが増額となったため、支援金額を1,149万1,000円減額するものです。

25目新型コロナウイルス感染症対策交付金事業費では、10節需用費から20ページの18節負担金補助及び交付金におきまして、各所管課で実施しております各種事業経費の実績により、事業費3,050万円の減額を行い、国県交付金と一般財源の財源組替えを行うものです。

30目低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費は、新たな県の補助事業として、国の給付金を受給した低所得者の子育て世帯に対して、1世帯2万円で、第2子以降は5,000円の加算をして追加給付するために、事業費403万7,000円を計上するものです。財源といたしましては全額を県補助金としております。

21ページです。

3款1項社会福祉費です。3目障害者福祉費では、19節扶助費において、コロナ控えからの利用者増と職員の待遇改善に係る費用として、障害者自立支援給付金を5,473万1,000円増額計上するものです。

4目人権センター運営費では、実績により、7節報償費、同和問題職員研修会講師謝金を減額するものです。

6目老人福祉施設費では、10節需用費において、柏老人福祉センターの電気料高騰による不足額4万7,000円を増額計上するものです。

7目保険事務費では、22節償還金利子及び割引料において、令和3年度介護保険低所得者対策事業の額が確定したことにより、県補助金5万7,000円を返還金として計上するものです。27節繰出金につきましては、特別会計にそれぞれ繰出しをするものです。

8目介護予防費では、10節需用費において、大久保住宅の電気料及びガス代の高騰による不足

金11万2,000円を増額計上するものです。

22ページをお願いします。

3款2項児童福祉費です。1目児童福祉総務費では、17節備品購入費において、実績により32万5,000円を減額し、併せて歳入において国県補助金も減額するものです。18節においては、保育所等の送迎バスへの安全措置の義務化による国支援事業として、導入補助金80万円を計上するものです。財源は全額国庫補助金でございます。

4款1項保健衛生費です。4目予防費では、22節償還金利子及び割引料において、令和3年度特定感染症検査等事業の額が確定したことにより、県補助金19万9,000円を返還金として計上するものです。

23ページをお願いします。

5款1項農業費です。13目中山間地域総合整備費では、熊本県が実施します矢部中部地区圃場整備事業において、梅木工区の減額による事業費確定により2,625万円の減額を行うものです。

5款2項林業費です。2目林業振興費では、12節委託料及び18節補助金において、事業費確定により1,889万5,000円の減額を行い、財源につきましても、それぞれ減額調整を行うものです。

24ページをお願いします。

6款1項商工費です。2目商工振興費では、18節負担金補助及び交付金においては、事業費確定により558万6,000円を減額するものです。21節補償補填及び賠償金においては、旧浜町会館立体駐車場解体工事に伴い、隣接家屋に補償金として295万7,000円を計上するものです。財源組替えとしましては、まち・ひと・しごと創生推進基金繰入金7万8,000円を充当しております。

5目山の都づくり事業費では、18節負担金補助及び交付金において、新道の駅の水道加入金63万8,000円を計上するものです。財源組替えとしましては、まち・ひと・しごと創生推進基金繰入金3,000万2,000円を充当しております。

6目文化交流拠点施設費は、市町村交付金の確定により、財源組替えを行うものです。

25ページをお願いいたします。

7款1項土木管理費です。1目土木管理総務費は、民間危険ブロック塀等安全確保支援事業において、県補助金の確定に伴う財源組替えを行うものです。

7款2項道路橋梁費です。3目道路新設改良事業費では、測量設計委託業務の増額により、事業内での節間の調整を行うものです。

5目大矢野原演習場周辺民生安定事業費及び6目特定防衛施設周辺整備調整交付金事業費は、国庫補助金の財源組替えを行うものです。

7目社会資本整備総合交付金事業費では、道路改良工事増額に伴い、事業内での節間の調整を行うものです。

7款4項住宅費です。1目公営住宅等管理費では、12節委託料において、事業確定により306万7,000円を減額するとともに、14節工事請負費において、工事費確定により696万6,000円を減額し、併せて歳入において国庫補助金及び町債を減額するものです。

7款6項高速道路対策費です。1目高速道路対策事業費では、国との協議により、標識設計を

追加するため、12節委託料において139万9,000円を増額するものです。

8款1項消防費です。4目災害対策費では、3節職員手当に今年度分の災害待機に伴います職員の時間外勤務手当70万4,000円を計上いたします。

28ページをお願いいたします。

9款4項社会教育費です。2目公民館費では、企業版ふるさと納税寄附金が30万円ありますので、IT講習会に充当することとし、財源組替えを行うものです。

10款2項公共土木施設災害復旧費です。1目現年度公共土木施設災害復旧費では、3節職員手当等において時間外勤務手当100万円を計上しております。

11款1項公債費です。1目元金において、減債基金繰入金を一般財源に組み替えるものです。

12款2項基金費です。それぞれの基金の利子分を積み立てるものです。

30ページの、19目町道維持管理基金費は、特定防衛施設周辺整備調整交付金1,784万1,000円を財源とするものです。

13款予備費は調整です。

31ページ以降は給与等明細です。後ほど御覧ください。

続きまして、歳入を説明しますので、11ページをお願いいたします。

14款2項負担金は、矢部中部地区における県営圃場整備事業に伴う受益者負担金です。負担率は3.5%です。

16款国庫支出金から17款県支出金は、歳出で説明しましたので省略いたします。

14ページをお願いいたします。

18款1項財産運用収入です。それぞれ基金利子です。

次のページをお願いします。

19款寄附金です。企業版ふるさと納税寄附金の追加30万円を収納しております。

20款2項基金繰入金です。減額補正が3件あり、それぞれの基金に繰り戻すものです。まち・ひと・しごと創生推進基金につきましては、支出で説明いたしましたそれぞれの事業に充当するものです。

22款5項雑入です。自衛隊募集事務地方公共団体委託費1,000円は、2款1項11目企画費に充当するものです。市町村交付金425万1,000円は、6款1項商工費6目文化交流拠点施設費に充当するものです。防火水槽の移転補償費の減額は、県営圃場整備事業の調整です。

23款1項町債です。土木費では、住宅長寿命化改修事業の確定に伴うものです。

戻って6ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費です。年度内の事業完了が見込めない事業を翌年度に繰り越して行うものです。全25事業、22億3,205万6,000円です。

8ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正です。公営住宅建設工事に伴う事業費の減額によりまして、起債額を変更するものです。

表紙の次のページをお願いいたします。



令和4年度山都町一般会計補正予算。令和4年度山都町の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ800万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ164億4,300万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費。第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。

地方債の補正。第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正による。

令和5年3月2日提出、山都町長です。

よろしく願いいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第10号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、矢仁田秀典君。

**○6番（矢仁田秀典君）** 17ページの地方バス運行等特別対策補助金ですけれども、熊本バスじゃないかと思うんですけれども、売上げが1,000万も変わることがあるのかどうかを一つ。

それから、23ページの県営中山間地の問題ですけれども、先ほど梅木っておっしゃいましたけど、梅木が取りやめか何かされた関係ですか。その2点をお願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 企画政策課長、北貴友君。

**○企画政策課長（北 貴友君）** 地方バスの件に関しましてお答えします。熊本バスが令和4年度の見込みを試算された際は、最悪の状況、コロナによる利用者が戻らない状況を想定して試算をされて予算を組んでおりました。

しかし、実際は利用者が増え、人の流れは元に戻りつつ、熊本バスの経常収益が大幅に増加したことで、町への補助金が予測よりも少なくなったということになります。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 農林振興課長、松本文孝君。

**○農林振興課長（松本文孝君）** お答えします。農業競争力強化基盤整備事業負担金につきましては、令和4年度県営矢部中部地区の事業費が減になったためとなっております。この分の減については、県の予算配分が要望額を下回ったためでございます。このため、実施予定でした梅木地区につきましては、令和5年度以降で実施するという形になります。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑ありませんか。

12番、工藤文範君。

**○12番（工藤文範君）** 24ページの文化の森の横の家屋補償費についてお尋ねをいたしますけれども、これについては、文化の森が建設するときに委員会で現場を見て、駐車場については、後々これは問題になるから用地交渉を急いで片づけにやいかんということを指摘したところ です。

それで、最悪、交渉ができなければ町有地の分だけは切り取ってでも、あのスロープのところですね、切り取ってでも片づけろということは当時してきたはずです。それが今になって何でここまで長引いて家屋補修費が出てきたのか。それまでの地権者との用地交渉はどうなっていたのか。経過をお願いいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 商工観光課長、藤原章吉君。

**○商工観光課長（藤原章吉君）** お答えします。文化の森の裏の立体駐車場の件については、当初、解体する前に地権者と交渉を行っておりました。期限を切って交渉するよにということとで議会のほうからの御意見でございましたので、そこまで交渉しましたが買収に至らなかったということで、昨年の予算で立体駐車場の解体工事費を承認いただいたところです。

解体作業をしております、周辺に民家が密集しておりますので、周辺への振動ですとか騒音ですとか、そういったもろもろのことがございまして、昨年、周辺の家屋の事前調査をさせていただきました。解体によって周辺の民家に影響がないかの調査、事後の調査をしましたところ、周辺の2軒の家から壁にひびが入ったとか、そういう申出がございました。

事前調査をしておりましたので、実際に工事をする前の状態と工事をした後の家屋の状況を調査していただいて、壁にひびが入った、それと犬走りにはびが入ったり、あと浄化槽を設置してありますけれども、その浄化槽の地盤が2センチほど下がったという調査報告がございましたので、今回その分の補償を行うということで計上させていただいたところです。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑ありませんか。

12番、工藤文範君。

**○12番（工藤文範君）** 今の現状については課長のほうから分かりました。ただ、私が言いたいのは、あそこが建設してもう何年たつですか。ですよ。その当時に言うとして、その当時何回地権者と交渉されたのか。その経緯が欲しいんですよ。それをずっと浮いたままとったけん、結局、何度か交渉したけどもどうしてもでけんだったということなら分かります。しかし、交渉ができたわけでしょう。交渉すれば、今回。

ですから、あのときにきちんと整理をして、やっぱりスピード感を持って、やっぱりもうちょっとやらんとですね。こうやって建物が建ってしまうと、やっぱりどうしても見てくれが悪いちゅうか、見かけが悪いから、どうしてもものけないかん。そうなると町としては、その分の補償はやっぱりせにゃんごつなってくるわけですよ。ですから、あのときに、きちんとあそこから町有地のところは切って、向こうが必要とすればそのまま置いとけば、それで片づいとったわけですよ。その交渉が何でこう……。

その当時、何回されたのか。そこをお聞きしたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 商工観光課長、藤原章吉君。

**○商工観光課長（藤原章吉君）** 地権者との交渉については、平成30年に私が当時、山の都創造課に参りまして、年に7回から10回は。毎月定期的に行くようにはしてございまして、年に7、8回、地権者と交渉をしております。

交渉の内容については、土地を町のほうに売っていただけないかということで、立体駐車場をそのまま利用するという形で売っていただけないかということをお願いしておりました。経過としては、令和3年まで4年間、交渉を続けたところです。

議会のほうにお諮りしたときに、もう期限を決めて、交渉が成立しなければ解体をするようにということで御助言もございましたので、令和3年12月まで交渉を行って、その後、解体の手続に入ったところです。

解体については、令和4年5月に完了をいたしまして、その後、家屋の事後調査を行ったという経過でございます。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

2番、坂本幸誠君。

**○2番（坂本幸誠君）** 昨日の3番議員の質問の中に、道路の維持管理で要望が出ている34%しか実施できてないというお話があったんですけども、ぜひとも要望に応えるべく維持管理費を上げていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 建設課長、西賢君。

**○建設課長（西賢君）** 建設課のほうからは、与えられました予算の中で最大の効果が出るようにしてまいりたいと思っております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

3番、眞原誠君。

**○3番（眞原誠君）** 17ページになるんですけども、新型コロナウイルス感染症対策のところですが、委託料で一番上に、山都町観光デジタルスタンプラリーキャンペーン事業委託料、これが26万4,000円の減額補正ということなんですけれども、この事業内容と、それから、何といたうんですかね、減額というのがちょっとイメージがつながりにくかったので、どういう経過で、どういう形で減額になったのか、少し御説明いただければと思います。

あわせて、このスタンプラリーキャンペーン、どれほどの効果といたしますか、実績が出ているのかも、よければ御説明いただければと思います。

あともう一つあるんですが、22ページで18節のバスの安全装置導入補助金の部分ですが、これ具体的にバスに対してどういう装置をつけるかといいますか、どういうことで園児たちの安全を図ろうという装置になるのか。その辺りも御説明ください。お願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 商工観光課長、藤原章吉君。

**○商工観光課長（藤原章吉君）** お答えします。デジタルスタンプラリーについては、山都町のスポットを巡っていただいて、デジタルのスタンプを獲得するという、観光客に対応した事業でございます。事業費の金額としては500万円ほどございました。その執行残が26万4,000円減額ということで計上させていただいております。

キャンペーンの概要については、春、夏、秋の3回に分けてスポットを巡っていただくような

仕組みになっておりまして、参加者については全部で540で、LINEでスタンプをゲットすることになっておりまして、トータルのLINEの友だち数については6,500人の友だちが、LINE友だちの数としてはございます。その方たちに、いろいろ観光情報ですとか、そういったことの周知もできるような形になっているというところでございます。

以上でございます。

**○議長（藤澤和生君）** 福祉課長、高野隆也君。

**○福祉課長（高野隆也君）** お答えいたします。送迎バスの安全装置につきましては、車内の幼児等の所在の見落としを防止する装置ということで、一定時間たった後にブザー等で注意を促す装置になります。一応市場価格で県のほうで指定されておりますので、町内に4台、4保育園が利用されておりますので、県の指定している価格20万円掛けるの4台ということで予算を計上いたしております。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** すいません、先ほどのデジタルスタンプラリーのところですが、成果が6,000人以上のLINEの友だちが獲得できたというお話だったんですが、このデジタルスタンプラリーの事業って何回かやっていたらっしゃいますでしょうか。今回のこの事業で、それだけのLINEの数が増えたのでしょうか。

それと、執行残ということで26万4,000円ということだったんですけども、全体の中のどの部分はその執行残になったのか。要は、事業の中でもいろいろな項目で合わせて500万円程度だったと思うんですけども、余るといのがちょっといまいちぴんとこなかったもので、その辺が分かるような御説明をいただければなと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 商工観光課長、藤原章吉君。

**○商工観光課長（藤原章吉君）** 先ほど申し上げたLINE友だち数6,500というのは、2020年から実施をしておりますので、そのトータルの数ということでございます。

それと、残額の26万4,000円というのは、これは業務を委託しておりますので、その入札残ということで26万4,000円が出ております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 19ページの山都町事業復活応援給付金が280万円の減額、交通事業者応援給付金が90万円の減額、その上の浄化槽の補助金も減額ということで、すごく大事ないい施策だったと思うんですが、減額になったのはもったいないなと思ひまして、どのような理由での減額か御説明をお願いします。

それと、今3番議員からもありました保育園の送迎バス等の安全装置のことですけれども、車内幼児の見落としがないようにということで、一定時間たったらブザーで注意する。運転士さんもみんないなくなって、何かその後大きくブザーが鳴るのですかね。これは本当だったら、ち

ゃんと2人乗っていて最終確認ができれば、するということが一番の基本になると思うので、その指導というのも併せて行っていただきたいんですが、それはどうですかということが二つ目です。

それと、23ページのくまもと間伐材利活用推進のところが大きな減額になっている理由を御説明ください。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 商工観光課長、藤原章吉君。

**○商工観光課長（藤原章吉君）** まず、山都町事業復活応援給付金でございますけれども、280万円の減額でございます。当初3,300万円の予算を組んでおりまして、実際の申請の件数が、法人82件、個人が138件の220件の申請でございました。支出額が3,020万円を支出しておりまして、残額を今回減額したということでございます。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 企画政策課長、北貴友君。

**○企画政策課長（北 貴友君）** お答えします。交通事業者応援給付金ですが、1台につき10万円というふうな感じで予算を組んでおりまして、当初は440万円、実績として申請があった分が35台分なので、90万円を減額しているものです。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 農林振興課長、松本文孝君。

**○農林振興課長（松本文孝君）** お答えします。くまもと間伐材利活用推進事業補助金につきましては、これは県の事業でありますけれども、県の補助額が決定したための減額となっております。令和4年度の要望額のほうが大きかったということでございますので、御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

**○議長（藤澤和生君）** 福祉課長、高野隆也君。

**○福祉課長（高野隆也君）** お答えいたします。送迎バスの置き去り防止対策ですが、議員がおっしゃいましたとおり、ブザーの設置によって、一定時間たったらブザーで注意を促すという装置になります。

指導のほうですけれども、バスのいろんな置き去りの事件等がありましたので、厚生労働省のほうから全国的に調査がございました。それで、町内の4保育園は下車時の見回りはしっかりとされておりまして。その後も各保育園のほうに指導をするようにということで通達が来ておりますので、装置設置も含めて、その指導のほうも今後進めていきたいと考えております。

**○議長（藤澤和生君）** 商工観光課長、藤原章吉君。

**○商工観光課長（藤原章吉君）** 失礼しました。山都町の浄化槽維持管理事業補助金についてのお尋ねでございましたので、そちらもお答えします。149万9,000円の減額ですが、300万円の予算に対しまして150万1,000円の支出をしてしております。申請件数については6件でございます。これについては、10万円以上の浄化槽の保守点検料及び清掃料の合計額が10万円以上超えた分に

ついて、3分の2の補助をしているものです。

以上でございます。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** コロナ関係のいろんな支援事業についての減額があるのは、先ほども申し上げましたように残念だなと思うので、この申請の仕方が難しかったとか、もっと簡略してできなかったのかという総括といいますか、そういうところはなかったのかというのをお尋ねしたいのと、間伐補助金については要望が多かったために、県からの補助額の調整で減額ということは、要望されたけどもできなくなっているところがあるということですよ。こういうのは、森林環境贈与税の中で組み替えるとかというふうにはできないものなんでしょうか。それをお尋ねします。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** 新型コロナウイルス感染症対策交付金事業におきましては、各種事業を国の事業等を使いまして、これまで実施しております。先ほどから幾つか御説明しましたように、内容につきましては、事業実施においての入札残であったりとか、また、その期間を設けて、その期間効果的にやるという中で実施をしたところでの申込み数が少なかったり等々、それぞれ理由がありますけれども、そういうところで残額が出た分でございます。その分につきましては、多くの事業に取り組んでおりますので、交付金については組替えをしながら有効に使わせていただいているというところでございます。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑ありませんか。

農林振興課長、松本文孝君。

**○農林振興課長（松本文孝君）** お答えします。議員おっしゃるとおり、要望は多かったけれども、県のほうの予算の関係で実施できていない箇所も多数あるかと思えます。今後につきましては、贈与税が活用できるかどうかも含めて検討してまいりたいと思えます。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** 19ページです。小中学校修学旅行キャンセル料の補助金、減額なんです。減額が大きいのです。修学旅行をやめるということでキャンセル料を見積られたと思いますが、その後、修学旅行に行ったから、これは不用になったということでしょうか。お尋ねします。

**○議長（藤澤和生君）** 学校教育課長、工藤博人君。

**○学校教育課長（工藤博人君）** お答えします。修学旅行につきましては、小学校は6月と10月に全ての学校で実施、中学校につきましては10月に全て実施しておりまして、キャンセルはございませんでした。旅行できたということです。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑ありませんか。

8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** ということは、全校が修学旅行に行ったということですが、なぜ早くこのキャンセル料を計上したのかなという、逆にそういうふうになればですね。もともとキャンセル料を設定したわけですよ。もう絶対これは行けそうにないということで予算を組んだわけですか。結果的には全校が行ったということですので。

**○議長（藤澤和生君）** 学校教育課長、工藤博人君。

**○学校教育課長（工藤博人君）** お答えします。補正を組んだときには、コロナの状況が本当、全くちょっと先行きが分からないということで、いつキャンセルになってもおかしくないという状態でしたので組ませていただいたということです。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** これで質疑を終わります。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号「令和4年度山都町一般会計補正予算（第11号）について」は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第16号 令和4年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

**○議長（藤澤和生君）** 日程第3、議案第16号「令和4年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康ほけん課長、木實春美君。

**○健康ほけん課長（木實春美君）** それでは、議案第16号、令和4年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

今回の補正につきましては、金額の確定や、国民健康保険税本算定後の年度末までの収納額の見込み等により加減を行うものです。

歳出から御説明いたします。10ページを御覧ください。

3款国民健康保険事業費納付金は、財源組替えとなっております。

7款の基金積立金につきましては、基金利子分を5万5,000円増額しております。

11ページを御覧ください。

予備費は調整です。

続きまして、歳入を御説明いたします。7ページをお願いします。

1款国民健康保険税でございます。こちらにつきましては、本算定後、年度末までの収納額見込みにより加減するものです。合計で1,889万3,000円の減額補正でございます。主な要因といたしましては、課税額が減少したことによるものです。また、地方税法等の改正による基礎控除額の引上げや軽減判定の見直しによりまして、7割軽減の該当世帯が増加したことが要因と考えられております。

続きまして、8ページを御覧ください。

繰入金でございます。こちらにつきましては、一般会計繰入金につきまして、今回それぞれの項目ごとの金額が確定しましたので、それにより加減を行うものでございます。合計で834万8,000円の増額補正となります。

8ページから9ページは諸収入です。延滞金及び雑入となっております。

雑入では、第三者納付金及び療養費代理受領方式による保険者間調整によるもので、合わせまして481万2,000円の増額を行っております。

それでは、表紙の次のページをお願いします。

令和4年度山都町国民健康保険特別会計補正予算。令和4年度山都町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ567万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億8,621万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和5年3月2日提出、山都町長。

以上です。よろしく願いいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第16号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおりに決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号「令和4年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」は、原案のとおり可決されました。

---

#### **日程第4 議案17号 令和4年度山都町介護保険特別会計補正予算（第3号）について**

**○議長（藤澤和生君）** 日程第4、議案第17号「令和4年度山都町介護保険特別会計補正予算



(第3号)について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、高野隆也君。

**○福祉課長(高野隆也君)** それでは、議案第17号、令和4年度山都町介護保険特別会計補正予算(第3号)について御説明いたします。

今回の補正予算は、介護サービスの増加分、決算に伴う積立金及び返還金について計上いたしております。

まず、歳出からです。8ページをお願いいたします。

2款1項介護サービス等諸費3目施設介護サービス給付費18節負担金補助及び交付金1,100万円は、要介護認定者の施設サービス利用の増加によるものです。コロナ感染症が落ち着いたことによる増加と見込んでおります。

4款1項基金積立金1目介護給付費準備基金積立金24節積立金1,300万円は、前年度決算確定による積立金を計上いたしております。基金残高が4,279万8,380円になります。12月補正で計上予定でしたが、金額精査のため今回計上になります。

6款1項償還金及び還付加算金2目償還金22節償還金利子及び割引料7万3,000円については、平成30年度分の地域支援事業再確定による県費の返還金になります。

続きまして、歳入です。7ページをお願いいたします。

3款2項国庫補助金1目調整交付金3,635万7,000円は、今年度確定分の交付金になります。

5款1項県負担金1目介護給付費負担金は、今年度分県負担金確定のため、1,483万7,000円を減額いたしております。

7款1項一般会計繰入金4目低所得者保険料軽減繰入金は、令和3年度分確定による繰入金265万2,000円を計上いたしております。

5目その他一般会計繰入金については、平成30年度分金額の再確定により7万2,000円を減額し調整いたしております。

次に、表紙に戻っていただき、2枚目をお願いいたします。

令和4年度山都町介護保険特別会計補正予算。令和4年度山都町の介護保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,407万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億5,475万6,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和5年3月2日提出、山都町長。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

**○議長(藤澤和生君)** 議案第17号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおりに決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号「令和4年度山都町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」は、原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

---

休憩 午前10時56分

再開 午前11時07分

---

○議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

#### 日程第5 議案第18号 令和4年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について

○議長（藤澤和生君） 日程第5、議案第18号「令和4年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） それでは、議案第18号、令和4年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第2号）の説明を申し上げます。

8ページを御覧ください。

歳出につきまして、2目簡易水道整備事業費について243万7,000円を減額補正しております。これは、町道水の田尾下鶴線改良に伴う水道管更新工事で、町道部の改良事業が繰り越すことに伴い、防衛省と協議の結果、本年度竣工可能部分の工事を行い、残った計画部は来年度改めて予算措置を行い事業するため、本年度予算額の差額分を減額するものです。

7ページを御覧ください。

歳入につきまして、3款1項1目簡易水道国庫支出金について243万7,000円を減額補正しております。これは先ほど説明した理由により、調整交付金の額が確定したことによる補正です。

次に2ページを御覧ください。

令和4年度山都町簡易水道特別会計補正予算。令和4年度山都町の簡易水道特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ243万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ978万5,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算

の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和5年3月2日提出、山都町長。

以上で説明を終わります。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第18号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおりに決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号「令和4年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について」は、原案のとおり可決されました。

---

#### **日程第6 議案第19号 令和4年度山都町水道事業会計補正予算（第5号）について**

**○議長（藤澤和生君）** 日程第6、議案第19号「令和4年度山都町水道事業会計補正予算（第5号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、有働頼貴君。

**○環境水道課長（有働頼貴君）** それでは、議案第19号、令和4年度山都町水道事業会計補正予算（第5号）の説明を申し上げます。

6ページを御覧ください。

補正予算（第5号）の説明書です。

収益的収入及び支出。

収入の部です。1款2項6目他会計補助金につきまして、120万円を補正しております。これは12月議会で承認いただいた動力費増額分につきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業対象になったことによる、一般会計からの繰入れ分を計上しております。

7ページを御覧ください。

資本的収入及び支出です。

収入の部。1款2項1目出資金につきまして、122万4,000円を減額補正しております。これは、昨年8月の臨時議会で承認いただいた設置型組立て式給水タンクの入札残額分です。財源が、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業対象による一般会計からの繰入れ分のため、減額補正しております。

8ページを御覧ください。

支出の部です。

1 款 1 項 3 目固定資産購入費につきまして、先ほど説明しました給水タンクの購入費残額を減額計上しております。

戻っていただき、2 ページを御覧ください。

令和 4 年度山都町水道事業会計補正予算（第 5 号）。

第 1 条、令和 4 年度山都町の水道事業会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条、令和 4 年度山都町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

以下、科目、既決予定額、補正予算額、計の順で読み上げます。

収入。第 1 款水道事業収益、3 億 6,450 万円、120 万円、3 億 6,570 万円。

第 2 項営業外収益、1 億 4,838 万 3,000 円、120 万円、1 億 4,958 万 3,000 円。

第 3 条、予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。第 1 款資本的収入、2 億 5,506 万 4,000 円、122 万 4,000 円の減、2 億 5,384 万円。

第 2 項出資金、1 億 4,986 万円、122 万 4,000 円の減、1 億 4,863 万 6,000 円。

支出。第 1 款資本的支出、3 億 5,544 万 1,000 円、122 万 4,000 円の減、3 億 5,421 万 7,000 円。

第 1 項建設改良費、1 億 5,191 万 6,000 円、122 万 4,000 円の減、1 億 5,069 万 2,000 円。

令和 5 年 3 月 2 日提出、山都町長。

以上で説明を終わります。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第 19 号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第 19 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第 19 号「令和 4 年度山都町水道事業会計補正予算（第 5 号）について」は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第 7 議案第 20 号 令和 4 年度山都町病院事業会計補正予算（第 2 号）について

**○議長（藤澤和生君）** 日程第 7、議案第 20 号「令和 4 年度山都町病院事業会計補正予算（第 2 号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

そよう病院事務長、飯星和浩君。

**○そよう病院事務長（飯星和浩君）** 議案第 20 号、令和 4 年度病院事業会計補正予算（第 2 号）について御説明いたします。

今回の補正は新型コロナウイルス感染症患者受入れ関連事業に関する収益的収支に係る部分と、新たに補助金の内示のあった機械器具購入に関する資本的収支に係るものです。

3 ページ目をお開きください。

収益的収入です。1 款 1 項 1 目 1 節入院収益 1 億4,662万8,000円の減。コロナ病床確保に伴う一般病床数の減によるものです。

同 2 目 1 節外来収益1,189万1,000円。これは、新型コロナウイルス感染症患者診療分の増によるものです。

同 4 目その他の医業収益 2 節公衆衛生活動収益971万8,000円。これは、コロナワクチン集団・個別接種委託分の増によるものです。

1 款 2 項 2 目 1 節補助金 1 億4,423万8,000円。これは、新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保事業費補助金等の増によるものです。

続きまして、4 ページ目をお開きください。

収益的支出です。1 款 1 項 1 目給与費986万9,000円。これは、宿日直手当、それからコロナワクチン接種に関する時間外、それから防疫手当分の増によるものです。

同 2 目材料費 1 節薬品費753万7,000円。これは、新型コロナ関係薬剤の増によるものです。

同 3 節給食材料費442万9,000円の減。これは、新型コロナ病床確保に伴う一般病床の減によるものであります。

同 3 目経費 5 節光熱水費456万円。エネルギー価格、それから料金改定等による電気料とか水道料の増によるものです。

それから、8 節消耗品費168万2,000円。これは、新型コロナ関係と一般消耗品の増によるものです。

続きまして、5 ページ目をお開きください。

資本的収支の収入につきまして、上段の表を御覧ください。

1 款 2 項 1 目 1 節補助金589万4,000円です。これは年度当初内示されておりました、へき医療拠点病院設備整備補助金及びオンライン資格確認導入補助金の増によるものです。

続きまして、下段の資本的支出です。

1 款 3 項 1 目 1 節機械器具購入費254万1,000円。これは、診療所と歯科のオンライン資格確認システム端末分です。

戻りまして、1 ページ目、表紙の裏ですね、次のページを御覧ください。

令和 4 年度山都町病院事業会計補正予算（第 2 号）。

第 1 条、令和 4 年度山都町の病院事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条、令和 4 年度山都町病院事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、既決予定額、それから補正予定額、計の順に申し上げます。

第 1 款病院事業収益、11億6,651万6,000円、1,921万9,000円、11億8,573万5,000円。

第 1 項医業収益、9 億4,586万3,000円、1 億2,501万9,000円の減、8 億2,084万4,000円。

第2項医業外収益、2億2,065万2,000円、1億4,423万8,000円、3億6,489万円。  
支出です。

第1款病院事業費用、11億6,651万6,000円、1,921万9,000円、11億8,573万5,000円。

第1項医業費用、11億1,571万5,000円、1,921万9,000円、11億3,493万4,000円。

次のページをお願いいたします。

第3条、予算第4条本文括弧書き中「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,457万2,000円は、当年度分損益勘定留保資金または利益剰余金処分額で補填するものとする)」を、今回の補正第2号により括弧書き中「資本的支出額に対し不足する額3,121万9,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款基本的収入、4,111万7,000円、589万4,000円、4,701万1,000円。

第2項補助金、1,341万5,000円、589万4,000円、1,930万9,000円。

支出のほうです。

第1款資本的支出、7,568万9,000円、254万1,000円、7,823万円。

第3項機械器具購入費、2,040万1,000円、254万1,000円、2,294万2,000円。

令和5年3月2日提出、山都町病院事業、山都町長。

以上、よろしくをお願いいたします。

**○議長(藤澤和生君)** 議案第20号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

10番、吉川美加君。

**○10番(吉川美加君)** 病院におきましては、本当にコロナ禍において大変な御苦労されたんだなというふうに思っています。また、新年度から国のコロナに対する扱いも変わってくるということで、また新しい予算立てとかが必要だと思うんですが、そのことについては新年度予算のところでお伺いしたいと思います。

質問は、このオンライン診療の資格確認云々ですね。これはマイナカードによる保険証の受付等に当たるんじゃないかなというふうに思いましたが、実際にこの利用度、マイナカード保険証にして利用されている方の割合みたいなものを、お分かりでしたら教えてください。

**○議長(藤澤和生君)** そよう病院事務長、飯星和浩君。

**○そよう病院事務長(飯星和浩君)** お答えいたします。オンラインの資格確認については、先ほど申し上げました診療所と歯科に設置するものです。本院については既に設置してございます。

先ほどの議員のお尋ねの件につきましては、9月のときに吉川議員が尋ねられたときにはまだ0.3%というところで、マイナ保険証の利用度合いとしてはそういうことで回答しておりますけれども、直近の利用割合でいきますと、大体ですけど1日当たり1件程度です。多いときでも5件程度ぐらいしかありませんので、1%満たない状況というのは続いているといったのが現状であります。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

12番、工藤文範君。

○12番（工藤文範君） ちょっと時間がありますのでお聞きしたいと思いますが、3ページの入院収益のマイナスの1億4,600万円、備考に新型コロナ病床確保ということで減額になっておりますけれども、これは確保していても、もう補助金が来んようになったということですかね。

○議長（藤澤和生君） そよう病院事務長、飯星和浩君。

○そよう病院事務長（飯星和浩君） 入院収益の減額といいますのは、当初57床分の基礎ということで算定しておりました分につきまして、9月に1回補正させていただいて、今回また補正させていただくということです。

これにつきましては、当初予算がコロナの補助金が来ないという想定の基に算出しておりましたので、その分の減額ということになります。この補助金が最後に1億4,000万円ついておりますけれども、その分について補助金が来たような感じにはなっております。通年の入院収益が、今年、令和4年度につきましては減額になったということです。

補助金につきましては、今年度1億4,400万、9月に1回目補正させていただきましたので、トータルでは1億9,695万4,000円ぐらい来ていますけれども、令和3年度から比べると半分以下です。補助金もですね。そういうことになっています。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号「令和4年度山都町病院事業会計補正予算（第2号）について」は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会とします。

---

散会 午前11時29分

3 月 9 日（木曜日）



令和5年3月第1回山都町議会定例会会議録

1. 令和5年3月2日午前10時0分招集
2. 令和5年3月9日午前10時0分開議
3. 令和5年3月9日午後3時05分延会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程(第8日) (第4号)

日程第1 議案第21号 令和5年度山都町一般会計予算について

---

7. 本日の出席議員は次のとおりである(14名)

1番 東 浩 昭	2番 坂 本 幸 誠	3番 眞 原 誠
4番 西 田 由未子	5番 中 村 五 彦	6番 矢仁田 秀 典
7番 興 梶 誠	8番 藤 川 多 美	9番 飯 開 政 俊
10番 吉 川 美 加	11番 後 藤 壽 廣	12番 工 藤 文 範
13番 藤 原 秀 幸	14番 藤 澤 和 生	

---

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

な し

---

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	梅 田 穰	教 育 長	井 手 文 雄
総 務 課 長	坂 本 靖 也	清 和 支 所 長	木 野 千 春
蘇 陽 支 所 長	村 上 敬 治	会 計 管 理 者	荒 木 敏 久
企画政策課長	北 貴 友	税 務 住 民 課 長	高 橋 尚 孝
健康ほけん課長	木 實 春 美	福 祉 課 長	高 野 隆 也
環境水道課長	有 働 頼 貴	農 林 振 興 課 長	松 本 文 孝
建 設 課 長	西 賢	山 の 都 創 造 課 長	長 崎 早 智
商工観光課長	藤 原 章 吉	学 校 教 育 課 長	工 藤 博 人
生涯学習課長	上 田 浩	そ よ う 病 院 事 務 長	飯 星 和 浩
監 査 委 員	志 賀 美 枝 子		

---

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 嶋 田 浩 幸 外2名

---

開議 午前10時0分

○議長（藤澤和生君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

## 日程第1 議案第21号 令和5年度山都町一般会計予算について

○議長（藤澤和生君） 日程第1、議案第21号「令和5年度山都町一般会計予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） おはようございます。それでは、議案第21号、令和5年度山都町一般会計予算について説明いたします。

予算の中身に入ります前に、令和5年度予算編成に当たりましての、国、県を含めた予算編成のポイント及び基本的な考え方について御説明をさせていただきます。

まず、国の令和5年度予算のポイントといたしましては、「歴史の転換期を前に、我が国が直面する内外の重要課題に対して道筋をつけ、未来を切り拓くための予算」と位置づけられています。

各歳出分野の特徴といたしましては、子ども政策については、本年4月に創設されるこども家庭庁において、子ども・子育て世代への支援を強化するため、妊娠時から出産、子育てまで一貫した伴走型支援と、妊娠届出・出産届出を行った妊婦・子育て家庭に対する経済的支援や、出産育児一時金の引上げなどが行われます。

地方・デジタル田園都市国家構想につきましては、地方が直面する人口減少、少子高齢化、過疎化、東京一極集中、地方産業の空洞化の課題を解決するため、デジタル技術の活用により地方の社会課題の解決や地方活性化を進め、全国どこでも誰でもが便利で快適に暮らせる社会を目指し、自治体の実装の加速化や、デジタルの活用による観光、農林水産業の振興等の地方創生に資する取組を支援することとされています。

また、公共事業につきましては、新技術の活用による効率的な老朽化対策、ハード・ソフト一体となった流域治水対策など、防災・減災、国土強靱化や自治体におけるコンパクトなまちづくりと連動した地域公共交通ネットワークの再構築への重点化が推進されることとされています。

農林水産業につきましては、食料安全保障の強化に向け、安定的な輸入と適切な備蓄を組み合わせつつ、水田の畑地化支援による畑作物の生産推進、肥料・飼料の国内生産の拡大を推進することとされています。

地方財政につきましては、地方団体に交付される地方交付税交付金を約18兆円確保され、国・地方の税収回復により、臨時財政対策債の発行を縮減しつつ一般財源総額を適切に確保することとされています。

次に、県の動向につきましては、その来年度予算編成方針によりますと、平成28年熊本地震、新型コロナウイルス感染症、令和2年7月豪雨災害の三つの課題への対応を最優先に、迅速かつちゅうちょなく様々な取組を進めており、引き続き感染症への対応を図りつつ、熊本地震と豪雨

災害からの創造的復興に着実に歩みを進めていくこととしながらも、中期的な財政収支の試算では、令和4年度以降、5年間において累計186億円の財源不足が見込まれております。今後、財源不足から県債残高が増加していくことも見込まれており、中長期的な財政状況も厳しい状況にあることから、真に必要な事業への選択と集中を徹底し、将来負担を考慮した予算を編成することとしております。

このような中、本町の令和5年度当初予算につきましては、九州中央自動車道山都通潤橋インターチェンジが令和5年度内に開通することから、町政発展のための重点プロジェクトと位置づけております新道の駅の開駅、通潤橋周辺の整備、新総合体育館建設を含む運動公園の整備、有機農業を核としたSDGsの推進事業などを展開することとしております。また、将来の学校建設を視野に入れた積立金などを含め、総額134億4,300万円の予算を編成いたしました。

次に、お手元に資料として、令和5年度一般会計予算の分析をしたものをお配りしております。

まず1枚目、資料1は歳入予算の項目の構成比を表したものです。自主財源の主たる費目である町税が9.6%と、予算全体の1割も満たしておりません。町税を含めた自主財源の構成比は20.5%となっており、脆弱な財政基盤と言わざるを得ない状況にあります。一方で、依存財源は79.5%と、その割合は必然的に高くなり、中でも地方交付税は歳入全体の4割以上を占めるなど、この地方交付税が財政運営に大変大きな影響を及ぼしていることが分かります。今後も自主財源の的確な把握と収入の確保に万全を期するとともに、国、県の財源の積極的な活用を図っていくことが求められるところでございます。

2枚目の資料2は、歳出予算の目的別の構成比です。これは経費を行政目的ごとに分類をしたものでございます。

続く3枚目の資料3は、同じく歳出予算の性質別の構成比として分類をしたものでございます。本町の財政基盤からすると、人件費、扶助費などの義務的経費、補助費などの経常的経費、普通建設事業費や災害復旧費などの投資的経費等について全体的に注視する必要がある、より一層の経費削減と事務事業の優先順位に配慮をしていく必要がございます。

最後に4枚目を御覧ください。地方交付税の推移でございます。令和4年度、本年度の状況につきまして、普通地方交付税については全体として昨年より削減となったものの、臨時経済対策費の算定費目の追加等が行われ、54億9,498万8,000円の交付税額となっております。

令和5年度につきましては、国は一般財源総額を適切に確保するとされています。しかしながら令和4年度が算定項目追加など特殊な要素が大きく働いたものであるため、今後、令和2年度の国勢調査の人口減による交付税算定への影響や、その他の算定数値等の的確に捕捉しながら、慎重にその動向を見極めていく必要があると考えております。

以上で概要の説明を終わります。

**○議長（藤澤和生君）** 提案理由の説明が終わりました。

本案は款ごとに説明を求めます。款の中にほかが所管する項や目がある場合は、その部分をまたいで引き続き説明してください。説明の際は挙手をお願いします。説明に当たっては、ページと項目名を述べてください。また、質疑についても、款ごとに款の説明が終わった後に行います。

質疑の回数は、1款につき1人3回までです。

それでは、1款議会費から説明を求めます。

議会事務局長、嶋田浩幸君。

**○議会事務局長（嶋田浩幸君）** 議会費について御説明いたします。

49ページをお開きください。1款1項1目議会費です。議会費は、議員の報酬、議会の運営、その他に関する費用及び事務局に関する経費が主なものです。財源は一般財源です。令和5年度は総額9,126万円を計上しております。

1節から4節までは、議員及び事務局職員の人件費です。

8節の旅費関係につきましては、議員の議会や研修会等出席の費用弁償、職員の普通旅費及び特別旅費として332万1,000円を計上しております。

10節の需用費につきましては、図書購入等の消耗品費、議会だより印刷製本のための印刷製本費等として155万1,000円を計上しております。

11節の役務費につきましては、タブレット端末の通信回線使用料として15万6,000円を計上しております。

12節の委託料につきましては、会議録作成業務委託料と議場システム保守点検委託料として172万1,000円を計上しております。

13節の使用料及び賃借料につきましては、研修のための車両借上料等として70万5,000円を計上しています。タブレット端末利用に伴うソフトウェア使用料は144万3,000円を計上しております。Side Booksの効果的な使用及び経費削減については、さらに研究を進めてまいりたいと思います。

18節の負担金補助及び交付金につきましては、県議長会をはじめ各協議会負担金として100万6,000円を計上しております。

以上で、議会費の説明を終わらせていただきます。

**○議長（藤澤和生君）** 1款議会費の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 質疑なしと認めます。

次に、2款総務費について説明を求めます。

総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** 51ページをお願いいたします。総務課におきましては、全般的な管理業務、管財管理に要する経費及び共通する経費など編成されております。

2款総務費1項総務管理費を説明いたします。

1目一般管理費に4億8,116万円を計上しております。特定財源の1,480万円は、町から派遣します職員分の給与を、派遣先からの負担金1,480万円でございます。

まず、1節報酬費です。特別職報酬等審議会4名分、2万4,000円です。2節給料の部分では特別職2名と一般職員給が68名分を予定しております。3節には職員に対する手当、4節は共済

費として各種負担金や保険料を計上しております。

53ページ、8節旅費関係です。費用弁償、普通旅費、特別旅費です。費用弁償は、報酬の支給者に対しまして実費弁済の経費、普通旅費は公務のための旅費に関する経費、特別旅費は公務のための研修等、臨時的な経費として区分しております。

以下、これから先の旅費につきましては、この区分で分類しているものでございます。

54ページ、12節の委託料です。職員研修業務委託料136万円です。メンタルヘルスハラスメント関係、管理監督職研修を予定しております。

次のページをお願いいたします。人事評価運用の支援業務委託料として227万7,000円を計上しております。評価者研修、システム操作、評価適正化会議支援などです。地方公会計更新支援業務委託料として356万8,000円を計上しております。複式簿記方式による資産債務の適正な管理、財務情報の分かりやすい開示を行うことで、平成22年度から現行の単式簿記を補完する制度として始められたものです。

指定金融機関の派出業務委託料につきましては、現在、肥後銀行により窓口業務に関しする人件費や機械費用を委託するものです。326万5,000円を計上しております。

3項目飛ばしまして、令和3年度に開始し、本年度も継続して取り組んでおります産業保健サポート業務委託料187万5,000円です。職員のメンタルヘルス等、心身の健康維持管理に関する相談業務等に係る産業医、産業保健師の派遣をお願いするものでございます。

続きまして、13節使用料です。12節で説明しました人事評価に関するシステム使用料129万4,000円です。評価の記録等をシステム化し、データ等の一括管理を行うものです。

次のページをお願いいたします。17節備品購入費です。議会や監査、役場内会議等において活用するためのタブレット端末6台、94万4,000円を計上しております。18節は各種負担金を計上しております。

57ページの2目文書費です。これは、例規取扱いに関する経費関係を計上いたしております。

58ページの3目区長費です。19名の世話係さん分の報酬と自治振興区、区長部への活動交付金です。区長部の活動交付金は、1,740万円のうち共有割が210万円、世帯割は1世帯3,000円で算出しております。5,100世帯を見込んでいるところでございます。

5目財産管理費です。今回、6,497万6,000円を計上しております。特定財源は、県補助金140万8,000円と間伐材の売却代金533万9,000円、町有建物や土地の貸付料、電気水道使用料金1,156万円です。

59ページをお願いいたします。11節の役務費につきましては、公用車損害保険料、森林保険料、町有建物保険料等、計上しております。コミュニティバス、環境水道課及びそよう病院車両は、それぞれの所管予算で保険料を組んでいますので、ここでは、それ以外の一般車両136台分を計上しております。森林保険料は町有林分の保険料、町有建物施設約261施設につきまして共済保険をかけるものです。

12節委託料です。町有林整備委託料につきましては、間伐、下刈り等の所要の経費、町有林巡回員への委託料など、2,153万1,000円を計上しております。

2項飛ばしまして、統合型地理情報システム保守委託料につきましては、ゼンリン地図及び地籍図から得られたデータを地理情報に利用するための保守業務費用321万7,000円です。

60ページの13節使用料ですが、国有林13ヘクタールと作業道敷地を町有林維持の維持管理のために借り上げているものでございます。

続いて、6目庁舎管理費です。ここは庁舎と両支所の管理経費で構成しております。

次のページ、12ページの委託料には、各庁舎の空調、エレベーター、貯水槽、浄化槽など、清掃管理に係る業務を一括して計上しております。特定財源40万8,000円は、庁舎施設使用料、自動販売機置き料などでございます。

63ページ、7目管理費です。これは入札業務に関する経費を計上しているところでございます。

8目交通安全防犯対策費です。カーブミラー等の購入経費40万円や交通指導員36名分の委託料や防犯協会、交通安全協会等の負担金も計上しております。

64ページ、9目防災行政無線費です。1節報酬から4節共済費まで、放送業務1名の会計年度任用職員に必要な経費を計上しております。12節委託料の中で、デジタル無線放送機器の保守点検委託料と行政情報配信システムの保守委託料をそれぞれ計上しております。

10目会計管理費です。一般職の経費を計上しております。10節需用費の270万円は共通の消耗品費です。

次に、91ページをお願いします。2款4項の選挙費です。1目は選挙管理委員会に関する経常的な経費で、選挙管理委員4名の報酬、職員1名分の経費です。

次のページ、7目は県知事選挙に関する経費、1節報酬から13節使用料まで合わせて1,303万5,000円を計上しております。財源は、県からの選挙事務に係る委託金1,302万7,000円と一般財源8,000円です。

93ページ、8目は県議会議員に関する経費を1節報酬から13節使用料まで665万1,000円を計上しております。財源は全額、県からの選挙事務に係る委託金です。

6目参議院議員選挙費は廃目です。

以上で、総務課で所管します2款の予算について説明を終わります。

**○議長（藤澤和生君）** 次の項目について説明を求めます。

企画政策課長、北貴友君。

**○企画政策課長（北 貴友君）** 企画政策課関係の予算について説明いたします。

66ページをお願いします。2款総務費1項総務管理費11目企画費です。

企画総務費の主な事業、新たな事業としましては、観光施設や総合運動公園など8施設の指定管理者の選定、コミュニティバスの運行委託業務、デマンドタクシー実証実験計画策定業務、令和6年度からの地域公共交通計画策定業務、令和7年度からの第三次総合計画策定業務を令和5年度からの2か年で準備していくこととしております。予算額2億9,099万4,000円を計上しております。財源内訳の国県支出金については819万5,000円となっており、内訳としましては、特定防衛施設周辺整備調整交付金630万円、県生活維持活性化総合交付金175万2,000円、大矢野原演習場区域取得等事務委託金10万円、土地利用規制等対策費交付金4万3,000円となっております。

その他の財源としましては506万8,000円となっており、内訳は、コミュニティバス使用料358万9,000円、バスターミナルの使用料131万5,000円、清和地区のバス置場14万4,000円、自衛隊募集事務委託費2万円となっております。一般財源としましては2億7,773万1,000円です。

それでは、節ごとに説明いたします。

1節報酬、令和7年度からの第三次総合計画策定のための委員報酬です。2節から4節までは職員の人件費となっております。

67ページをお願いします。5節報償費です。山の都まち・ひと・しごと創生戦略会議謝金と、先ほど申し上げました8施設の指定管理者選定等委員会の謝金107万3,000円です。再生可能エネルギー促進農山村活性化協議会及び令和6年度からの地方公共交通計画を策定するための活性化協議会委員謝金となります。

8節旅費です。費用弁償につきましては、選定委員会や協議会等の開催に係るものです。特別旅費につきましては、防衛事業演習場周辺の要望活動やデマンドタクシー導入計画に係る先進地視察となります。

10節需用費です。主に事務経費となります。電気料、水道料、修繕料についてはバスセンターに係る経費となります。

68ページをお願いします。11節役務費です。電話料はバスセンター関連であります。企業版ふるさと納税支援サービス利用料として11万円。これはインターネットサービスのふるさとコネクトというサイトを通じて寄附があった場合、10%の利用料が発生するためのものです。公用車保険料はコミュニティバス35台分の自賠責保険料でございます。

12節委託料です。浄化槽及び施設管理料はバスセンター分です。コミュニティバス委託料1億5,780万円、新規事業でありますデマンドタクシー実証実験計画策定業務委託料83万6,000円、地域公共交通計画策定の業務委託料654万5,000円です。地域公共交通計画とは、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、本町にとって望ましい公共交通ネットワークの姿を明らかにするマスタープランとしての役割を果たすものであり、デマンドタクシーによる公共交通も含めて計画するものです。

69ページをお願いします。企業版ふるさと納税総合相談コンサルティング業務委託料22万円。これは、肥後銀行が作成されるプロジェクト集という、県内市町村の企業版ふるさと納税を紹介した本の掲載料となります。総合計画策定支援業務委託料は、令和7年度から第三次総合計画の策定に向け、令和5年、令和6年の作成期間2年間の初年度分となります。

13節使用料及び賃借料はバスセンターの清掃用具です。18節負担金補助及び交付金は各種協議会等への負担金です。大矢野原演習場対策事業助成金は期成会と火入れ協議会への助成金です。

70ページをお願いします。地方バス運行等特別対策補助金は、町内を運行する熊本バスへの補助金3,000万円となっております。高齢者運転免許自主返納支援補助金は令和5年度も継続し、190万円計上しております。26節公課費はコミュニティバスの重量税35台分となっております。

続きまして、12目地域振興費です。地域振興費では、主に自治振興区に関することと地域おこし協力隊に関する予算を計上しております。1億957万7,000円の予算計上額です。地域おこし協

力隊については、今年度より協力隊自身が地域おこしに関する地域住民との交流事業や新たな活動に対する経費を追加し、協力隊の活動が活発に行えるような予算を計上しております。なお、地域おこし協力隊の活動経費については特別交付税の措置があります。

1節報酬です。18名分の地域おこし協力隊の報酬となります。3節職員手当及び共済費につきましても地域おこし協力隊の person 費です。7節報償費は自治振興区研修会の講師謝金となります。

71ページをお願いします。8節旅費。費用弁償は、自治振興区代表者会議に要する費用弁償です。会計年度任用職員通勤費用弁償は、地域おこし協力隊の通勤手当に当たるものです。普通旅費及び特別旅費についても地域おこし協力隊の研修費等です。

12節委託料。サポートセンター業務委託です。まちづくり矢部の文化の森事務所にて自治振興区や地域団体等の自主活動を支援する事業であり、令和3年度で120件、令和4年で130件ほどの支援を行っていただいております。商店街支援や地域づくり団体支援が主な業務となっております。

18節負担金補助及び交付金です。地域活性化起業人制度負担金574万5,000円は、都市圏に所在する民間企業の社員を一定期間受け入れ、民間のノウハウや知見を生かしながら地域独自の魅力や価値の向上につながる業務が行われるもので、商工観光課に配属されております。地域おこし協力隊助成金は、地域おこし協力隊18名分の住宅借上料や車両、通信機器借上料等の特別交付税措置として認められている助成金となっております。また、こちらも特別交付税措置ですが、令和5年度からは1人当たり20万円の額を、地域おこしに関する地域住民との交流事業や新たな活動に対する経費として計上しております。こちらは協力隊全員に20万円ということではなく、20万円掛ける18名の金額を予算として組み、協力隊からの提案等により、その枠内で使うということになります。自治振興区助成金2,604万1,000円と自治振興区独自事業補助金840万円は、28自治振興区に対する例年どおりの助成金となっております。まちづくり事業補助金200万円は、昨年度と同様、住民主体によるまちづくりを推進するため、山都町まちづくり事業補助金要綱により、研修会やイベントを実施する団体へ補助を行うものです。

続きまして広報費です。本年度予算として401万円です。令和4年度と比較して、広報紙の内容を充実させながら不要な印刷部数を減少させております。10節需用費です。72ページを御覧ください。広報紙の印刷製本費として382万8,000円を計上しております。

続きまして情報費です。令和5年度の情報費としましては1億7,725万6,000円を計上しております。デジタルトランスフォーメーションの一環として、まずは窓口関係のデジタル化に取り組み、住民票等のコンビニ交付システム、サイバー窓口の導入、セミセルフレジの導入を予定しており、窓口業務の改善を図ってまいります。コンビニへの住民票等の交付システム、これはマイナンバーカードを利用して、全国のコンビニで住民票等の発行が行えるものです。基本的には毎日6時半から23時まで利用可能で、役場の閉庁時間でも利用できるものです。利用できる店舗は2021年9月末現在で全国約5万6,000店舗となっており、例えば町外にお勤めの方であっても、通勤時や帰宅時に、マイナンバーカードがあれば住民票等の発行が可能となるものです。サイバ



一窓口とはLINEアプリを使った申請書類作成ツールで、LINEアプリ上で証明書発行申請書に必要な事項を入力するとQRコードが発行され、役場の読み取り機にかざすことで申請書が発行されるものです。あわせてマイナンバーカードをかざしタッチパネルにて取得したい証明書を選択すると、氏名、生年月日、住所等が記入された証明書発行申請書が印刷されるシステムの導入を予定しており、いわゆる書かない窓口の導入を行うものです。セミセルフレジの導入は、キャッシュレス決済に対応した自動精算機で税金や手数料を支払うことができます。もちろん現金での支払いも可能です。また、職員による現金取扱い管理業務が軽減され、事務の効率化につながるものでございます。本庁、各支所3台の導入を予定しております。いずれも令和5年度秋以降の導入を計画しております。

それでは、72ページをお願いします。本年度の予算として1億7,725万6,000円です。財源内訳の国県支出金の1,059万9,000円はデジタル田園都市国家構想交付金です。先ほど説明しました窓口関係のデジタル化による交付金です。その他の財源としましては、令和7年度中を予定しておりますシステムの標準化に向けた準備に対するデジタル基盤改革支援補助金869万5,000円となります。

8節旅費は各種研修等旅費になります。10節需用費です。消耗品は電算機器周辺に利用するものです。印刷製本費は、各課共通で使用します窓あき封筒等の作製費用です。修繕料につきましても電算機器の修繕に使うものでございます。

11節役務費。回線使用料は、基幹業務、情報系業務、Wi-Fi等の外部回線使用料です。コンビニ交付システム、コンビニ事業者手数料は、コンビニでの交付1枚当たり117円の手数料が必要となり、導入予定時期を考慮し100枚分の予算を計上しております。電算機器保険料は、庁舎内にあります内部的、外部的なネットワークシステム機器に対する機器保険料です。

73ページをお願いします。12節委託料。電算機器保守委託料は、電算機器の故障が生じないようにメンテナンスを行うための委託料です。電算システムサポート料は各業務システムのサポート料で、法改正等への対応費用、サーバー等のネットワーク費用、保守などの委託料となっております。ネットワーク構成変更設定業務委託料はサーバーの入替えによるネットワーク設定業務委託料です。セミセルフレジ保守委託料、コンビニ交付システム導入業務委託料、電子申請受付システム導入業務委託料につきましては、先ほど説明しました三つの業務の導入に係る委託料となっており、歳入の国県支出交付金対象事業です。自治体システム標準化等CIO補佐業務委託料は、自治体DXや自治体システム標準化に対して様々な行政サービスのデジタル化を短期間で実現させる必要があるため、自治体業務に精通した専門の人材による支援が必要なため委託して行うものです。これに関しましては2分の1は特別交付税措置です。システム標準化移行準備業務委託料は、令和7年度までの自治体システム標準化に向けたシステム改修委託料となり、財源内訳のその他部分が充当される部分になります。

13節使用料及び賃借料です。主なものとしましては、総合行政ASPサービス利用料は、基幹業務のシステム利用におけるソフトウェア及び機器使用料3,400万円です。ライセンス使用料は、ウイルスバスターのライセンス使用料です。

74ページをお願いします。コンビニ交付システムサービス利用料及び電子申請交付システム利用料は、先ほど説明しました窓口業務改善のためのシステム利用料となります。

17節備品購入費です。ネットワーク機器購入費は、サーバーのメーカーサポート終了に伴うサーバー機器入替えによる3,922万6,000円です。セミセルフレジ購入費は、先ほど説明した本庁支所、各支所3台分の機器導入費用となります。

18節負担金補助及び交付金です。熊本県・市町村電子自治体共同運営協議会負担金は、熊本県と市町村が電子自治体構築を円滑に推進することによる必要なシステムを共同で構築する協議会への負担金です。番号制度中間サーバー利用負担金は、自治体間でマイナンバー関連データをやり取りするために必要な中間サーバー利用に対する負担金310万1,000円となります。コンビニ交付サービス運営負担金は、住民票等のコンビニ交付を行うために必要なJ-LISと呼ばれる地方公共団体情報システム機構への負担金です。

ページ飛びまして、96ページをお願いします。2款5項統計調査費です。令和5年度は住宅・土地統計調査が行われます。住宅・土地統計調査は、住宅と、そこに居住する世帯の居住状況、世帯の保有する土地などの実態を把握し、その現状と推移を明らかにすることにより住生活関連施策の基礎資料を得ることを目的としています。本町においては全町的なものではなく、19の調査区となります。

1目統計調査総務費です。本年度予算は32万円を計上しております。10節と18節は統計業務の諸経費となります。需用費の書籍購入費は、令和6年度分の町民手帳になります。

続きまして、2目統計調査費です。予算計上額は95万円で、特定財源94万8,000円は住宅・土地統計調査に係る県委託金となります。

1目報酬は調査員への報酬です。需用費及び役務費については事務経費となっております。

企画政策課分については以上となりますが、令和4年度に引き続き、コロナ対策として行う事業を説明いたします。令和5年度に国のコロナ交付金があるかないかの発表はまだありませんが、本町として当初予算で計上すべき事業を挙げております。

76ページをお願いします。25目新型コロナウイルス感染症対策交付金事業費です。学校教育課分です。

10節の学校感染症対策用消耗品費は、過去の使用実績を踏まえハンドソープや手指消毒液の詰め替え用を購入するものです。次の緊急時対応代替給食費は、給食調理員の出勤困難等により、急遽、給食が提供できない場合における児童生徒及び教員分の代替給食を購入するものです。

商工観光課分です。

12節委託料。山都町観光デジタルスタンプラリーキャンペーン事業委託料は440万円を計上しております。アフターコロナのにぎわいを見据え、季節ごとに町内10か所のスポットを回り、スタンプラリーを行うことにより誘客を促進するものです。

次のページをお願いします。山都町観光パンフレット制作委託料は422万4,000円を計上しています。山都通潤橋インターチェンジの開通や新道の駅の開駅、TSMCの熊本進出を見据え、日本語版3万部、英語版、中国版の制作を予定しております。通潤橋駐車場渋滞緩和業務委託料は

63万円を計上しております。ゴールデンウィークやお盆、秋の行楽シーズンの繁忙期に、混雑の解消を目的として警備員を配置し、車両の整理と県道への違法駐車等を防止するものです。商店街後継者育成事業委託料は100万円を計上しております。アフターコロナを見据えた町内事業者の経営力強化、後継者育成並びに創業支援を目的に実施しています。

18節負担金補助及び交付金、イベント開催用感染防止対策支援補助金は300万円を計上しております。3大祭りのほか、各種イベント開催時のコロナ感染防止対策経費に補助するものです。

以上です。よろしくお願いいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 次の目について説明を求めます。

清和支所長、木野千春君。

**○清和支所長（木野千春君）** 75ページをお開きください。2款1項15目小水力発電施設事業費、歳出の説明をいたします。

10節の需用費です。いずれも水力発電施設内の需用費となります。39万6,000円を計上しております。11節の役務費です。発電所の異常発生時における電話料2万7,000円を計上しております。12節の委託料です。電気工作物安全管理委託料、施設管理委託料、発電機メンテナンス委託料386万5,000円を計上しております。

13節の使用料及び賃借料。取水口の掘削時に行う重機の借上料、水利使用料131万2,000円を計上しております。

21節の補償補填及び賠償金。緑川漁業権補償金30万円を計上しております。

10節から12節までの小水力発電施設事業となり、合計の590万を計上しております。安定的な水力発電事業に努めてまいりたいと思っております。

続きまして、歳入の説明をいたします。45ページをお開きください。

22款5項2目2節の雑入です。清和水利発電売電収入2,000万を計上しております。

よろしくお願いいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 次の目について説明を求めます。

山の都創造課長、長崎早智君。

**○山の都創造課長（長崎早智君）** 山の都創造課関係の令和5年度予算について御説明いたします。75ページをお願いいたします。

令和5年度、山の都創造課では、新規事業としまして、矢部高校生を対象に山都町内にある様々な業種や企業などを紹介し、地元への定着やUターンの促進を目的とした「やまとしごとストア」事業、都市部の子育て世代をターゲットに、関係人口、交流人口の増加を目的とした保育園留学事業、企業支援としてスタートアップ支援事業の予算を新たに計上させていただいております。

詳細につきましては、その都度、御説明をさせていただきます。

2款1項21目地方創生総合戦略費でございます。令和3年度まで地方創生推進交付金を活用して実施してございました人材育成事業、移住・定住促進事業につきまして、令和4年度より一般財源において実施しているものです。令和5年度におきましては総事業費1,628万1,000円を計上し

ております。

7節報償費は、関東、関西等で開催する移住フェアなどに先輩移住者として参加していただく際の謝金です。8節旅費は、移住フェア及び人材育成事業研修に係る特別旅費54万円です。

次のページをお願いいたします。10節需用費は移住フェア及び人材育成事業関連の消耗品費です。11節役務費は、移住フェアの際にパンフレットなどを発送する運送料です。12節委託料は人材育成事業、今年度から新たな事業として行っております「チャレンジ・応援山都ラボ」の運営に関する委託料492万3,000円、山の都地域しごと支援事業業務委託825万円、やまとしごとストア委託料247万5,000円です。

このやまとしごとストア事業は、令和3年度の山都経営塾塾生による事業提案で、矢部高校生に地元の企業等を紹介し、就職先の選択肢を増やすとともに、町内事業所の雇用支援につなげることを目的に昨年7月に実施したものです。当日は老人福祉施設や建設業、第三セクターの事業所など、町内を中心に13事業所が参加され、業務内容や職場の魅力、やりがいなどのプレゼンが行われました。初めての事業ではございましたが、矢部高校からも参加された地元企業の方からも大変好評で、事業継続の要望が多数あったことから、今回、新たな事業として独立して実施するものです。令和5年度は、しごとストアへの参加企業の増加を図るとともに、参加される企業を対象に採用マーケティングやプレゼンテーションに関する学習会なども予定しております。

続きまして、77ページを御覧ください。26目SDGs推進事業費です。総事業費は3,180万5,000円です。歳入の国県支出金は、地方創生推進交付金1,391万2,000円です。

節ごとの説明を申し上げます。

7節報償費は、総合的な学習やSDGs関係者との連携強化、生ごみ堆肥化事業に伴う謝金として70万円を計上しております。8節旅費は、関係者との連携強化及び山都町SDGs2030年基本目標の検証に関する参加者への費用弁償、横浜市とのSDGs未来都市間の相互交流を目的とした、検討、準備にかかる特別旅費など計45万9,000円です。10節需用費は、生ごみ堆肥化事業で使用する資機材費や総合的な学習に係る印刷製本費、学校給食への有機米や有機野菜を調達するための賄い料など計407万4,000円です。

78ページをお願いいたします。11節役務費は、山都町SDGs2030年基本目標の指標作成に伴うアンケート実施に係る郵便料や、生ごみ堆肥化事業で精製する堆肥の成分分析に要する費用など39万3,000円を計上しております。12節委託料は、SDGsの推進に向けて実施する各種事業の委託料として2,295万9,000円を計上しております。

まず、新規就農希望者ツアー事業は、町内外の就農希望者の農業体験ツアーを実施するものです。食のブランド化事業では、高速道路の開通や新道の駅オープンに向けて、山都町の食資源を活用したメニュー開発をはじめ、町の魅力でもある食資源を、矢部高校生や県立大学生など若い世代目線で発信する動画の制作を行うこととしております。

SDGs表彰制度事業では、山都町SDGs2030年基本目標の達成を支援するための施策として、地域住民や自治振興区、学校、企業、各種団体などが取り組むSDGsの優秀事例の表彰制度を設けることとしております。SDGs普及啓発業務としましては、職員研修をはじめ住民事

業者等向けの研修会の開催を予定しております。SDG s フォーラム開催業務ですが、これは、これまでコロナ禍で延期しておりましたSDG s フォーラムを来年度開催することとしたものです。フォーラム会場では有機野菜をはじめとする山都町の農産物を販売する山都町マルシェも計画しており、通潤橋前広場などで、高速道路開通を記念したイベントとして開催するための業務委託料です。当日は、県上益城地域振興局との連携なども検討しているところですが、関係部署と連携し全庁で取り組むこととしております。SDG s 啓発グッズ製作業務では、今年度作成しました山都町SDG s 2030年基本目標を、町民の皆さんにより身近なものとして捉えていただけるように、啓発グッズ類を製作することとしております。総合学習事業委託料、スクールバス運行委託料は、小中学校の総合的な学習の時間を活用し、SDG s 学習授業として実施する食育学習に関する委託料や、その他、体験学習等の実施に伴うスクールバス運行に係る委託料です。

79ページを御覧ください。18節負担金補助及び交付金です。まず、大学SDG s ACTION AWARDS 協力負担金22万円です。これは、全国の大学生がSDG s の達成を目指して、オリジナルのアイデアを発表する朝日新聞主催のコンテストにおいて、優秀な企画提案者等を町から表彰するために必要となる協力負担金です。また、SDG s 推進事業補助金は、環境に優しい暮らしを支援するための補助金として、生ごみ処理機導入補助、住居用太陽光発電システム設置補助、太陽熱システム設置補助、まきストーブ設置補助の計300万円を計上しております。

続きまして、28目山の都づくり事業費です。山の都づくり事業費は、今年度まで6款商工観光費にて計上しておりましたが、令和4年4月の機構改革を受けまして、令和5年度予算から2款総務費にて計上いたしております。総事業費は8,130万9,000円で、財源内訳、国県支出金の444万円は、熊本県移住支援事業費補助金、結婚新生活支援事業費補助金、熊本県移住定住促進住まい支援補助金となっております。

その他の財源は、短期滞在施設使用料、財産貸付収入、繰入金などです。

では、節ごとの予算を御説明いたします。

1節報酬は、空家等対策協議会委員の報酬です。2節給料から4節共済費は職員5名分の人件費です。7節報償費は、地方創生アドバイザーの活動謝金です。

80ページをお願いいたします。8節旅費は、空家等対策協議会委員に対する費用弁償、職員旅費、ふるさと会や、へそのまち協議会、都市圏で行われる移住フェアなどに参加するための特別旅費95万1,000円を計上しております。

10節需用費、11節役務費は、サテライトオフィス、短期滞在施設、山の都地域しごとセンターに関する維持管理に伴う経費です。12節委託料のうち、浄化槽関係、施設清掃、消防設備関係、電気保安管理関係は、サテライトオフィスや短期滞在施設、しごとセンターに関する管理委託料です。

81ページを御覧ください。企業の拠点づくり事業委託料249万7,000円です。この事業は、山都町へ進出を検討する企業や町の課題解決に支援いただける企業等を発掘し、町内事業者や連携可能な団体などとマッチングするもので、令和3年度から実施しているものです。今年度の実績としまして、スマート農業への取組として6月にアイガモロボットの実証実験が行われ、今年1月

に開催した農業フェアをきっかけに、令和5年度の水稲作付に向け10台以上のアイガモロボットが導入されることになったと聞いております。次年度も引き続き、山都町産材を活用した木材加工に協力いただく企業などとの連携を深めていく予定としております。

結婚相談委託料は、地域内での相談活動に御協力いただく結婚相談員に対するものです。山都ブランド推進事業委託料495万円は東京事務所に要する経費です。6年目となる次年度も、引き続き山都町の関係人口、交流人口の増加や進出可能性のある企業とのマッチングなどを予定しております。

続きまして、保育園留学事業委託料550万円です。この事業は、都市部の子育て世代をターゲットに移住体験と現地での保育体験をセットにしたプログラムで、1週間から3週間程度の滞在期間中、親はテレワーク、子どもは一時保育事業を利用して町内の保育園に留学し、地元の園児と交流する事業です。この事業に取り組むことにより、子育て世代の長期的な関係人口の増加、長期滞在による経済効果、また、子育てに優しいまち山都町の発信にもつながり、体験参加者の第2のふるさととして、また移住や2拠点居住先の候補地となることも期待されております。滞在先は、町内の宿泊施設や短期滞在施設などを予定しております。

13節使用料及び賃借料は、移住定住支援システム使用料です。これまでは、移住定住対策を目的に空き家情報を管理しておりましたが、今後は、今年度策定いたします山都町空家等対策計画に基づき、総合的に空き家対策を推進するツールとしてシステムを有効に活用し、データベースの充実を図ることとしております。

18節負担金補助及び交付金ですが、まず、町が加入する協議会等、ここで申し上げますと、全国へそのまち協議会、ふるさと会、熊本県企業誘致連絡協議会への負担金として計18万円を計上しております。

次に、旧朝日小学校教職員住宅浄化槽維持管理負担金について、現在、旧朝日小学校に2棟住宅がありますが、そのうちの1棟を短期滞在施設として使用しているため、浄化槽の管理に関する費用の2分の1を負担するものです。

山都町移住支援金は、関東圏から、熊本県のマッチングサイトを通じて就職、移住された方が対象となる補助金として200万円を計上しております。山都町定住支援住環境整備事業補助金400万円は、移住から10年以内に山都町で住居を取得された方に補助するものです。これまでの実績は5件、390万円を交付決定しており、次年度は、既に具体的な申請の手続などの御相談がっております4件分について予算計上しております。

続きまして、山都町結婚新生活支援事業補助金180万円は、結婚に伴う住宅取得やリフォーム、引っ越し費用などについて助成するもので、夫婦ともに39歳以下で世帯所得が400万円以下の世帯が対象となっております。

82ページを御覧ください。山の都定住支援事業補助金1,000万円は、移住・定住者の住まいとして、空き家バンク制度を通じてマッチングが成立した物件の改修等に要する費用を補助するもので、昨年度から補助率を5分の4、上限額を100万円としております。現在までの実績は11件、928万7,000円を交付決定しております。スタートアップ支援補助金100万円につきましては、企

業誘致に伴う新たな支援策として創設するものです。山都町の地域振興や活性化を目的に町と連携協定を締結され、山都町で起業された事業所が新たな事業分野に参入されるに当たり、そのスタートアップを支援するものです。これまで空き店舗改修や設備導入など、ハードに関する支援はございましたが、主にソフト事業についての支援を予定しております。

22節償還金利子及び割引料は、短期滞在施設の利用者が途中で退去される場合に、既に納付されていた使用料を月割りで還付するものです。

続きまして、29目ふるさと寄附金事業費として総事業費1億386万8,000円を計上しております。特定財源は、ふるさと納税を全て充てております。今年度の寄附額は2月末現在で2億400万円ほどとなっており、前年度とほぼ同水準となっております。当初予算では、寄附受入額1億5,000万円を想定して予算計上しております。また、寄附額の増加と山都町の魅力的な返礼品の発掘、また、山都町の魅力発信をさらに強化することを目的として、次年度以降に、ふるさと納税に関する業務を一括して代行する事業者の選定をプロポーザル方式において進めているところです。

節ごとの説明を申し上げます。

7節報償費は、寄附に対する返礼品代です。上限は、国の定めにより寄附額の3割以下となっております。8節旅費は、ふるさと納税業務に関する職員旅費です。10節需用費は、事務用品関係及び返礼品を送送する際の梱包資材の作製費用など256万円を計上しております。

11節役務費です。83ページを御覧ください。寄附を受け付けたことの証明書や、いただいた寄附金の活用状況の報告書を送付する際の郵便料、返礼品の送料、広告料、寄附を受け付けるポータルサイトのシステム利用料など、計4,276万4,000円を計上しております。12節委託料は、寄附金受付に関する各種業務の委託料となります。

以上で、山の都創造課に関する予算の説明を終わります。よろしく願いいたします。

**○議長（藤澤和生君）** ここで、10分間休憩いたします。

---

休憩 午前11時18分

再開 午前11時29分

---

**○議長（藤澤和生君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の項目について説明を求めます。

税務住民課長、高橋尚孝君。

**○税務住民課長（高橋尚孝君）** 税務住民課関係の予算について御説明をします。

84ページをお願いします。2款2項1目税務総務費。予算額は7,538万8,000円です。特定財源の国県支出金欄は県徴税费委託金400万円、その他の欄の120万円の内訳は、町税の督促手数料80万円と延滞金40万円となっています。

1節報酬は、固定資産評価審査委員3名に係る日額報酬分と、会計年度任用職員で固定資産業務事務補助1名分及び税額確定時期の事務補助1名分です。2節給料は、職員10名分と申告相談

機関の会計年度任用職員3名分です。3節職員手当等と次のページにかけての4節共済費は、職員と会計年度任用職員に係るものです。8節旅費は、固定資産評価審査委員の会議などの費用弁償と会計年度任用職員の通勤費用としての費用弁償です。10節需用費には必要な事務費用、18節負担金補助及び交付金には各協議会への負担金を計上しています。

次に、2目賦課徴収費で予算額は3,289万6,000円です。主な特定財源は、国県支出金欄の県徴税费委託金1,370万円です。

3節職員手当等は、申告相談時期を含めた税額確定業務に必要な時間外勤務手当に係る分を計上しています。

次のページをお願いします。8節旅費、10節需用費、11節役務費には、業務に必要な事務費を計上しています。11節のうち地方税電子申告支援サービス利用料246万9,000円は、インターネットによる申告と納税システムの利用に係るものです。

次のページをお願いします。12節委託料です。土地評価関連業務委託料1,246万3,000円は、令和6年度の固定資産の評価替えのために必要な業務で、令和3年度から令和5年度にかけて行うものの3年目に係る分です。この業務は、債務負担行為の議決を受けた上で、株式会社九州不動産鑑定所に委託をしています。公図訂正業務委託料122万3,000円は、土地異動に係る法務局の地図情報を、役場に備えている公図、字図に反映させるものです。一つ飛ばしまして、システム改修委託料273万3,000円は、税制度改正に伴う税務システムの改修に必要なものです。一つ飛ばしまして、電子申告導入作業支援業務委託料59万4,000円は、電子申告を扱う税として地方たばこ税や入湯税などが新たに追加されることに伴うものです。

13節使用料及び賃借料です。今年度からの経費としてシステム利用料53万3,000円を計上しており、これは相続人調査を早く進めるためのものです。現在、納税義務者の方が亡くなられて相続人が不明な場合、その相続人調査に非常に時間と労力を要していることから、このシステムを導入することにより、相続図などの関係資料や通知の作成など一連の作業の軽減と効率化を図るものです。

18節負担金補助及び交付金のうち、環境性能割徴収取扱負担金18万円は、軽自動車の軽自動車税環境性能割、以前の取得税を県が徴収して市町村へ振り込む取扱費に係るものです。

次のページをお願いします。22節償還金利子及び割引料の過誤納払戻金280万円は、前年度までの課税に係る過誤納付の払戻金です。

2款3項1目戸籍住民登録費について御説明します。予算額は5,445万7,000円です。特定財源の国県支出金欄613万6,000円のうち主なものは、国の個人番号カード交付事務費補助金593万4,000円です。その他の欄の951万5,000円のうち主なものは、戸籍や住民票及び印鑑証明などの交付に係る手数料875万5,000円です。

1節報酬は、戸籍住民係の窓口業務とマイナンバーカード関連業務の事務補助としての会計年度任用職員1名分です。2節給料は職員5名分です。3節職員手当等から次のページの4節共済費までは、前の職員と会計年度任用職員に係る分となっています。

8節旅費、10節需用費、11節役務費には、業務に必要な事務費を計上しています。このうち、



11節役務費の住民票等交付事務手数料38万7,000円は、蘇陽郵便局と柏郵便局において行っている、住民票や戸籍、印鑑証明などの交付に係るものです。

12節委託料です。2ページにわたっています。ここには、戸籍事務、住民基本台帳事務、印鑑登録事務に係るシステムと機器の保守料を計上しています。

13節使用料及び賃借料には、戸籍事務システムリース料として362万7,000円を計上しています。また、マイナンバーカードの申請補助機器を前年度から1台増やし、3台分のリース料96万3,000円を計上しており、そのリース期間は2年です。これは、マイナンバーカードの申請で利用するタブレット機器で、申請受付を専用システムの画面操作で行い、写真撮影と申請受付が短時間でできるものです。

17節備品購入費の戸籍機器、備品購入費35万4,000円は、住民異動と印鑑登録業務に必要なイメージスキャナ、市民の情報を電子データとして読み取る機器の購入費で、それぞれの業務ごとに各1台を、本庁と各支所に配置する計6台にかかるものです。マイナンバーカード備品購入費192万3,000円は、マイナンバーカードに印字をするプリンターで、これも本庁と各支所にある3台を老朽化により新しく買い換えるものです。

18節負担金補助及び交付金は、研修会参加負担金と戸籍住民基本台帳事務関係の協議会負担金となっています。

次に、歳入予算のうち町税について御説明をします。15ページをお願いします。

1款1項1目個人住民税の予算額は3億5,865万8,000円で、前年度に比べ388万円の増としています。住民税は、令和4年の所得の状況での課税になります。まず、農業所得については、農協の販売実績見通し表を参考に、前年に比べると若干の増額の見通しとしています。また、営業所得についても、新型コロナウイルスの影響から緩やかな持ち直しを見込んでいます。

法人町民税は5,263万7,000円で、前年比374万9,000円の減としています。令和4年度半ばまでと前年度の申告の状況から推計しています。

2項1目の固定資産税は、予算額6億8,937万3,000円で1億482万円の増額としています。この要因は償却資産に係るもので、申告の状況から増額を見込んでいます。主に企業の電力関係の設備整備に係るものが影響しています。

2目の国有資産等所在市町村交付金は1,948万円で、19万9,000円の減額です。その内訳は国有林に係るものがほとんどになっており、価格の変更が反映されています。

次のページをお願いします。3項軽自動車税の1目環境性能割、以前の取得税に当たるものが359万2,000円で、71万3,000円の減です。これは県が徴収して町に振り込まれます。令和3年度の年間実績から推計をしています。

2目の種別割が、軽自動車などを保有していることに対する毎年の税金で7,006万1,000円、18万2,000円の減額と、ほぼ前年並みとしています。これは、令和4年度の課税実績をもとに積算しています。なお、3目軽自動車税の欄を廃目としているのは、昨年度までは、ここに滞納繰越分のみを計上していたので、今回表示を整理したものです。

4項1目町たばこ税は8,808万円で、440万4,000円の増額としています。これは、令和4年度

半ばまでの月平均額から推計しています。

5項1目入湯税は、国民宿舎通潤山荘に係る分です。207万円で99万円の増額としています。これも、令和4年度半ばまでの月平均の利用状況から推計しています。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

**○議長（藤澤和生君）** 次の項目について説明を求めます。

議会事務局長、嶋田浩幸君。

**○議会事務局長（嶋田浩幸君）** それでは、96ページをお開きください。

6項1目監査委員費です。令和5年度は総額980万8,000円を計上しております。令和5年度においては、延べ66日間の監査を計画しております。

1節から4節までは、監査委員及び職員の人件費でございます。

8節の旅費は、会議や研修に係る監査委員の費用弁償と職員の特別旅費として55万3,000円を計上しております。

10節の需用費は、事務用消耗品及び書籍購入費用等として3万円を計上しております。

13節の使用料及び賃借料は、研修時の車両借上料1万円です。

18節の負担金補助及び交付金につきましては、研修会負担金及び郡協会負担金として8万1,000円を計上しております。

以上で監査委員費の説明を終わらせていただきます。

**○議長（藤澤和生君）** 以上で、2款総務費についての説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

12番、工藤文範君。

**○12番（工藤文範君）** トップバッターでの御指名ありがとうございます。予算編成について、人件費について、これは各項目共通ですので総務課長からお願いしたいと思っておりますけれども、合併時の職員数と令和4年の実績、それから令和5年の見込み、正職と会計年度任用職員とか嘱託とか、そういうことで御報告、取りあえずお願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** お答えいたします。職員数につきましては、平成17年の山都町合併時の職員数で、正規職員が420人、当時、臨時職員が21人、嘱託職員が75人、臨時と嘱託合わせまして96人ということで、正規職員を合わせまして当時516人ございました。令和4年度当初の職員数といたしまして、正規職員が309人、111人の減です。それから、令和2年度から臨時職員及び嘱託職員の任用形態が変わりまして会計年度任用職員となりましたので、令和4年度の会計年度任用職員といたしまして129人、33人の増ということになります。合計といたしましては438人。全体としまして、合併時に比べまして78人の減ということになります。令和5年度当初の見込みといたしまして、正規職員が312名、合併時に比べまして108人の減、会計年度任用職員が123人、合併当時に比べまして27人の増、合計の435人となりまして、合併当時に比べまして、全体といたしまして81人の減ということになります。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありますか。

12番、工藤文範君。

**○12番（工藤文範君）** 今、総務課長から御報告がありましたけれども、合併当時から100名を減らすということは、もう実現できたかなというふうには思いますけれども、それに代わって、会計年度任用職員のほうが非常に置き換わっているだけだというふうな感じもいたします。しかし、そういったことでは、やはり会計年度任用職員というのは1年ずつのことでございますので、その日暮らしの行政はできたとしても、やはりその人たちからの発案といいますか、将来を見据えたところのまちづくりというのは出てこないんじゃないかなというふうに思います。ですから、そこで、やっぱり思い切って、こういった過疎の町ですから、やっぱり職員を増やして、正職員を増やして、そして若い人たちにしっかり頑張ってもらって、まちづくりを担っていただくという、そういう思いで、ここはやっぱり思い切って人への投資を、町としてもちょっと考え直さな、切り替えたほうがいいんじゃないかなというふうな気持ちがするわけです。そうしないと、やっぱりよそにですね、過疎化、過疎化といって減ってしまっ、よそから取り残されてしまうというような感じもしますので、今、任用職員も非常にこう、社会保険もできましたし、ボーナスもあります年金もあります、定昇はなしにしても、ある程度安定した職になっておりますので、そういったことを考えると、やはりここはもう正職員で若い世代に頑張ってもらおうという思いでしたほうが、まちづくりのためになるかなというふうに思いますので、総務課長の考えをお願いしたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** お答えいたします。今、工藤議員のほうからもありましたように、合併当時、正規職員を100人削減するという目標を立てまして、退職者に対する採用を調整するなど、段階的に正規職員の数を削減していき、平成30年度には正規職員が310人となり、その時点で合併当時の目標は達成したというものでございました。しかし、正規職員を削減する中で、行政サービスの低下を避けるためにも、業務を補完する職として、当時の臨時職員や嘱託職員で現在の会計年度任用職員の任用数を増やさざるを得なかった状況でありました。現在でも、合併当時に比べますと多くなっているという状況でございます。

また、正規職員におきましても、国県からの権限移譲であったり多様な住民サービスなどに対応するために、現在は正規職員を確保するために、職員数の現状維持を図り、募集対象年齢を引き上げるなど職員確保に努めております。しかし、近年、若者の減少や都市部への流出などにより、募集人員数を確保することが困難な状況でもあり、熊本地震以降、正規職員の業務を補完するため任期付職員の採用などを行っておりますが、十分な職員数を確保することができておりません。また、人口が減少する中で、町の財政に対する人件費の削減も重要な課題であり、今後、事務事業の見直しを行い、職場改善を行って、適正な職員数の確保につなげてまいりたいというふうに思っております。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** まず、北課長のところをお願いします。68ページの地域公共交通会議

に伴う金額が650、ほかの会議の謝金というか報償費にしては、ちょっと何か高額なんですが、もちろんこれが今からとても大事なことで、こないだ御説明いただきましたように、いろいろデマンド交通であるとか、やっぱりいち早い住民の公共の交通のサービスというのは早く構築する必要がもちろんあると思っているんですが、この積算の、何人でどのぐらいの会議を想定されて、この金額になっているのかというのが1点。

それから、71ページのまちづくり事業の御予算ですけれども、これの、今までの実績と、この周知方法というものについてお知らせください。

もう1点が、マイナカードなんですが、これは先ほど高橋課長のほうからも、いろいろ機器の更新等々があって、本当、獲得率が今7割を超えてきたというところで、一生懸命やっていたらっしゃるなという感じがすごくしているんですが、一方でやっぱり、これをどういうふうに高齢者の方々に利便性を分かっていただくかって、コンビニで使えますよとかいろんなことが始まるわけなんですけれども、そのサポートを今つくるに当たっては、それからこの間のポイント付与については、かなりの方が、それぞれの場所出張っていただきましたので、そういった方々も取得していらっしゃると思うんですが、それを一体どのぐらい活用ができたんだろうなという心配もありますし、これから先は、やはり手取り足取りというか、そういった人たちが、いかに、やっぱり少しでも便利に使えるようなというふうな手だても必要ではないかと思っているんですが、その辺りのお取組をお知らせください。

**○議長（藤澤和生君）** 企画政策課長、北貴友君。

**○企画政策課長（北 貴友君）** それでは、まず地域公共交通計画に関する部分になります。地域公共交通計画を策定する場合には、現場に出向いていろいろ調査をしてもらいます。それに対して、2週間に1回だったり1か月に1回だったりというのをずっと繰り返して、もちろん委託先のところにもバスにも乗ってもらいますし、どういうところだということも見てもらって、いろいろな会議を重ねながらやっていくもので、やはりその手間賃というところで額的には大きくなっているものかと思えます。

続きまして、まちづくり事業です。まちづくり事業補助金なんですけど、昨年度も200万の額でやっておりました。一応、事例を申し上げますと、八朔祭りの大造り物の集結祭ですとか、今、下矢部のほうでやっておられます大人塾実行委員会がされています子どもでも参加できる大人塾と、馬見原はコロナでなくなったんですけども、と、公民館で開催された音楽関係のイベント、それと通潤橋復興祭の開催と、通潤橋の前でイベントをされました、約7件で事業されております。一応、同じようなものがありますので、今回、令和5年度に関しましては、同じようなものであれば補助率をちょっと下げたりとか、幅広く皆さんで使っていただけるような形を取りたいと思っております。

続きまして、マイナンバーカードの件なんですけども、マイナンバーカード、今年コンビニ交付とかを計画しておりました、様々なところで使っていただけるように、取っただけではなくて、ちゃんと使えるものだということを今年度持っていきたいと思っております。先ほどおっしゃいましたようにマイナポイントの件なんですけども、一応委託して申請会を行っております、

件数的には517件、517名の方がもらったマイナポイントの受取りの金額なんですけども、728万2,500円を各町民の方に配ることができたと。年代的に見ますと、やはり高齢の方が多くて、50代で48人、60代164人、70代190人、80代が70人、90代が4人というところで、やはり高齢の方がかなり利用されてポイントを受けられたというふうに考えております。

まちづくり補助金の周知方法につきましては、一応、広報やまと防災無線のほうで、期限をいつまでに申し込んでくださいということでやっております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありますか。

6番、矢仁田秀典君。

**○6番（矢仁田秀典君）** 11目の企画課関係でございますけども、どの節を探してもTSMC関係の、例えば台湾との都市交流とか、あるいは関係企業の交流とか、そういう攻めをするような項目が全く予算の中になんですが、そういう気がないのか、あるいは違う課でそういうのを考えられとるのか。

それと、29目でふるさと納税がありますけども、これは売上高に対して定額で事業者には戻されるのか、あるいはパーセントなのか。できればパーセントにさせていただいて、事業者のやる気を出させるという方法が必要だと思います。その中で例えばですよ、今、若干1億ちょっとですけども、それまでは20%ですけども、10億になったら19%で頑張ってくださいとかいう感じで企業のやる気も出させんと、定額じゃなかなかやる気が出ていかんとじゃないかと思っておりますので、その辺、お聞かせください。

**○議長（藤澤和生君）** 山の都創造課長、長崎早智君。

**○山の都創造課長（長崎早智君）** お答えいたします。まずTSMC関係ですが、企業誘致ということで山の都創造課のほうで担当しております。

先日、上益城地域振興局のほうで、上益城郡の町長さんを含めたところで懇話会を開催させていただいております。その席で、各町ごとの懸案事項ですとか期待する事案、また取組についての意見交換を県のほうで行っております。

予算について今回計上はいたしておりませんが、立地的に、山都町としましては大規模の企業の誘致等については困難かと思われまますので、町有地等を活用しました住宅用地等の整備等について、今後検討を進めていきたいと思っております。

続きまして、ふるさと納税の返礼品事業者のほうでよろしいでしょうか。返礼品の率につきましては3割以下というふうに国が定めておりますが、この額の決定は事業者さんのほうで決めておられます。例えば3,000円の商品を出しますということで、その寄附では1万円以上で設定しようということですのでしておりますので、金額について、町ですとか取扱い事業者等が金額を抑えてもらうとか、そういったことの対応はいたしていません。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑は……。

6番、矢仁田秀典君。

**○6番（矢仁田秀典君）** ふるさと納税は、出荷者じゃなくて間に入っている企業がどうなのか。

**○議長（藤澤和生君）** 山の都創造課長、長崎早智君。

**○山の都創造課長（長崎早智君）** 失礼いたしました。お答えいたします。ただいま取扱事業者にさせていただいておりますが、10個のサイトを設けておりまして、実際はサイトごとに手数料も異なっております。ただ、次年度からの委託事業者を選定する際の見積りの仕様といたしまして、上限額を8%と設定してプロポーザルに参加いただくように設定いたしております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

5番、中村五彦君。

**○5番（中村五彦君）** まず、55ページの人事評価に関することで、支援委託料とシステム使用料とかが上がっておりますが、これが実際に活用されていますでしょうか、人事のほうに関して。

それから78ページのSDGs関係ですが、その中で表彰制度とか挙げておられますが、誰が誰をどういうふうに評価して表彰しなっとだろろうかと思えます。

また、総合学習委託料で上がっておりますが、今年度行われました講演とみそづくりというような形を計画されているのでしょうか。何かもう子どもたちの総合学習といいますと、自主的な発想と行動で行われる学習だろろうと思えますが、どうも上からの、ただ、こうですよああですよというふうに見受けられましたので。

それからSDGsですが、この目標というのは達成するかせんかじゃなくて、これ、もうずっと永遠に目標であって、それに向かっていくべきものだろろうと思えます。それならば、このように表彰したりとか、あるいは上では生ごみ堆肥の成分を分析するとか、今年度は野菜の成分ですか、その分析等も行っておられますが、こういうことは今からずっと続けやんならば、自分たちで分析するようなお金の出し方をしていくべきだろろうと思えますが、いかがでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** お答えいたします。人事評価システムにつきましては、現在、職員の人事評価を行うために活用をしております。これにつきましては、各職員が、まず年度初めに目標等を設定し、それに対して評価者が、また、それに対する面談等を行いデータを活用しております。それをもって中間面談、それから最終的な評価ということで、面談を行いながら、このシステムの中で一括管理をして評価内容を検討し、また評価者、課長、係長の評価での見方も変わるところがございますので、その辺の調整会議等も行いながら平準化をして行うというところで、現在、このシステムを有効に活用しております。今後、この内容を給与昇給等にも、また反映するようしていきたいというふうに考えております。

**○議長（藤澤和生君）** 山の都創造課長、長崎早智君。

**○山の都創造課長（長崎早智君）** お答えいたします。まずSDGsの表彰制度ですが、今回基本目標を作成しましたことに伴いまして、様々な取組を先行事例として、また地域の皆さんに、こういった取組が有効なSDGsの達成につながるということを知っていただく目的もございま

して表彰制度という形で制度をつくるもので、この表彰の選考に当たりましては、ただいまSDGsの関係で連携協定をいただいております企業の方々も選考のほうに加わっていただく予定としております。また、目標達成についても、もちろんその目標達成することが目的ではございませんで、もちろん何かしらを掲げることによって意識的に取り組んでいただくというところの啓発的な要素もあるかと思っております。

また、生ごみで生成しました堆肥の成分分析につきましても、今回初めての事業でございますので、実際に家庭から廃棄されました生ごみで堆肥を生成した際に、こういった成分が含まれ、作物にこういった作用するのかということを検証させていただくための成分分析でございます。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 学校教育課長、工藤博人君。

**○学校教育課長（工藤博人君）** お答えします。78ページの総合学習事業委託料の件ですけれども、議員から今質問がありました児童生徒が自ら考えるという部分については、主体性の教育で、学習指導要領に示されておりまして全教科で取り組んでおられます。今後の総合学習事業につきましても、地域学だったり、そういうことに取り組んでいるんですけれども、令和4年度に同じような業務委託をしておりますけれども、その際はSDGs学習と、あと食育をやったところなんですけれども、その実施状況を踏まえまして、令和5年度におきましては、またワークショップとか食育学習等もやるんですけれども、カリキュラム策定とかそういうのも行う予定をしております。総合的な学習における、令和6年度以降を大きく見据えた、継続したSDGs学習につながるようなカリキュラム的な内容として整理できればと考えているところです。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** ちょっと、お昼にかかってまいりましたが、山の都のほうに数点お伺いします。76ページの企業誘致のためのいろんなところで開催されるものについて、いろんな様々なパンフレット等を送っていく運搬費というのが御説明あったと思うんですけれども、ついでこの間も、また今度、矢部高が東京のモーターショーに行くというので、やっぱり資料がもう飛ぶように出ていってしまうと、どんだけ送ったらいいんだろうというふうな話も聞きました。もちろん、その紙資料というのは必要なんだろうけれども、一方でQRコードとか、その場で紙でないものを受け取っていただく工夫もされているのではないかなと思うんですが、一応お伺いします。

それと、79ページの地方創生アドバイザーです。以前3名いらっしゃったかというふうに思っているんですけれども、やめられた方もいるように聞いていますので、何名アドバイザーでいらっしゃるのかということをお伺いしたいです。

それと、81ページの保育園事業ですね、新しい。これについては、先ほど短期滞在者住宅とか、既存の多分、町内の宿泊施設等を想定されているんだというふうに思うんですけれども、保育園は当然、送迎バスがあるところを想定しなくちゃいけないかなというふうに思うんですが、そう

いったのの具体的な計画も進んでいるのでしょうか。お伺いたします。

**○議長（藤澤和生君）** 山の都創造課長、長崎早智君。

**○山の都創造課長（長崎早智君）** お答えいたします。現在、移住フェア等で活用しておりますパンフレット等は紙媒体が主にはなっておりますが、もちろん電子デジタルデータでも作成は、ホームページ上で公開しているものがございますので、そういったものは御紹介したいと思えます。また、参加された方々へのアンケート等につきましてはQRコードを活用しまして、ペーパーレスで対応を行っております。

続きまして、地方創生アドバイザーにつきましてですが、昨年度まで3名の方に委嘱しております、今年度は大変申し訳ございません、委嘱には至っておりませんが、アドバイザーとして活用いただくための懇談ということで、何度か場を設けさせていただいております。それぞれの御意向もございまして、引き続き来年度、また、お声かけして、地方創生アドバイザーとして御協力いただける方ですとか、また、その肩書は特に必要はないけども、随時、必要に応じて懇談する場に呼んでいただいても構わないということの御意向をいただいている方もございます。

また、保育園留学事業につきましては、詳細につきましては、これからの打合せとなりますが、送迎バス等の有無等を考えますと私立保育園になるかと思いますが、その辺も含めたところで協議を進めてまいりたいと思えます。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 時間が過ぎているので休憩はしていただけないのかなと思うんですけど、それで質問させていただけるとありがたいんですが、質問せんといかんですか。

**○議長（藤澤和生君）** もう少し進みます。

**○4番（西田由未子君）** はい、じゃあ質問させていただきます。

55ページにメンタルヘルスについての予算があったと思えますけど、以前もお尋ねした外部相談員の方の予算が入ってないように思うんですが、それはどうなっているんでしょうかということと、58ページの市街地防犯灯の補助について、そういう要綱があるならお知らせください。

それと、77ページに有機野菜購入費というのがあるんですけど、これは金額的には少ないので、何回分とかそういうのが決まっているんでしょうか。

それと、81ページに空き家対策のデータベースをつくるとおっしゃいましたけど、空き家に対するデータですね、今、しごとセンターである空き家バンクの、あのデータをもう少し詳しくするということでしょうか。不動産情報ではないので、幾らで貸すとか幾らで売るとかそういうところは書いてないということで以前お聞きしましたけど、どれぐらいデータベースとして充実されるのかということをお聞きしたいと思います。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** お答えいたします。メンタルヘルスの外部相談員につきましては、



現在も委託先をちょっと探しているということで、当初予算では計上はしていないという状況でございますが、執行部としても置いていきたいというふうに考えております。

それから、街路灯につきましては、現在、先日、西田議員の御質問でも申し上げましたけれども、街灯要綱というものを町のほうで制定しておりまして、それに基づきまして電気料の負担を行っているところでございます。そのうち浜町商店街、それから馬見原商店街におきましては、費用につきましてを補助金という形で負担をしているということで、ここに計上させていただいているところでございます。

**○議長（藤澤和生君）** 農林振興課長、松本文孝君。

**○農林振興課長（松本文孝君）** 学校給食用有機野菜購入費59万4,000円ですけれども、令和4年度の11月と12月に山都町の小中学校を対象に、山都町オーガニック学校給食週間を実施いたしました、山都町の有機野菜の魅力を伝える事業として実施したところでございます。

令和5年度は、さらに山都町の農産物及び有機農産物の魅力を伝えるため、毎月19日に学校給食で実施される地元主産の食材を使った「ふるさとくまさんデー」に合わせて、有機野菜の学校給食での利用を考えているところです。1回の給食、1人当たり50円分を想定して、977食の11か月分を予定しております。金額につきましては、栄養教諭の先生方と御相談の上決定したということでございます。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 山の都創造課長、長崎早智君。

**○山の都創造課長（長崎早智君）** 空き家のデータベースの件についてお答えいたします。現在活用しておりますのは、議員がおっしゃられましたように、しごとセンターのほうで調査を行いました約700件の空き家のデータがシステムの中に入っております。今後は空家対策計画のもとに総合的な空き家対策を行うこととしておりますので、今後寄せられます危険な家屋ですとか、そういった情報も、そのデータベース上に掲載することとなります。また、これまでは移住・定住を目的としておりましたので、山の都創造課のみの権限で閲覧をしておりましたが、今後は、総合的な空き家対策に関係いたします税務住民ですとか環境水道ですとか、おのおのの立場から空き家の情報をそちらに載せていただくですとか、お互いに閲覧可能な状況になりまして、所有者の特定ですとか物件の調査状況なども、その中で経緯を記録していく形となることを予定しております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありますか。

9番、飯開政俊君。

**○9番（飯開政俊君）** 81ページの企業の拠点づくり事業委託料ですけれども、その中で、スマート農業でアイガモロボットの実験をされるのかどうか分かりませんが、内容を少し教えていただきたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 山の都創造課長、長崎早智君。

**○山の都創造課長（長崎早智君）** お答えいたします。アイガモロボットの導入の内容という

ことでしょうか。

○9番（飯開政俊君） いえ、実証面積とか。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） お答えしたいと思いますが、アイガモロボットの实証実験を昨年、農林振興課のほうで今年度、実証しております。今度、先ほど山の都創造課長が申しました事例につきましては、入佐地区のほうで別途、自分たちで購入するという形で進めておられるという状況でございます。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありますか。

9番、飯開政俊君。

○9番（飯開政俊君） じゃあ、導入される方の内容のことは把握してないんですか。あの、私、あのロボットがですよ、実際ものになると思えんですけども。現実には費用対効果ですよ。だから大丈夫かなと思いますけれども。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） ちょっと詳細は、手元に資料がないので申し上げられませんけれども、入佐地区、有機の面積の拡大を進めたいということで、いろんな集落でいろんなお話をされて取り組まれております。その集落の中の話で、アイガモロボットを導入するという話が決まりまして、現在それに向けて準備をされているというところでございますので、ちょっとそれ以上の話は、またお調べしてお答えしたいと思います。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） 先ほど西田議員の質問に対しまして、私、外部相談員については、費用は今後計上するというふうに申し上げましたけれども、失礼しました、総務管理費の中の費用弁償に、外部相談員の費用といたしまして計上をいたしております。1万円の12回ということで上げております。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありますか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 55ページの人事評価の件なんですけど、委託料で227万7,000円、それから人事評価システム使用料で129万4,000円、合計で多額の予算をされておりますが、この評価が、先ほどの議員の質問にもありましたとおり、これが成果が出ているのかということなんですけど、もうこれが導入されてから数年たちます。そのたびに評価を生かしていきます、生かしていきますということでしたが、まだ、その評価が、きっちりとか何か生かされていないような気がしますけど、職員からの声を聞きますと、自分で意見を書かなくてはいけないとか、提出するのいろんな意見を書きますが、書いたけど返ってこない、返ってこないとか、その意見に対して取り入れられた職員もいるけども、自分の意見は、もうそれでポシャったじゃないですけども、やっぱりその悩みだったりいろんなことも書いたりしていると思いますが、やっぱりその人に対しての細やかな対応も、ひとつ必要ではないかなと思いますので、その辺のフォローはあっている

のかというお尋ねをいたします。

それから、58ページの区長費なんです、区長のところでなくて世話役人さんですね、ここに手当を払っておられます。あとは自治振興区単位の区長部会にも払っておられますが、そこが一番メインなんです、それ以外に世話役人でもない区長でもない個人送付があるというお話をお聞きしますが、どのくらいの割合でしょうか。せっかく自治振興区という制度を設けている以上は、そこの自治振興区で、そういうのは、助成金もいろんな自治振興区ごとに上げていますので、そこで解決をして、その中で文書は行くように、回覧が行くようにしていくのが本当の自治振興区のもともとの立ち上げだったと思います。けども、そんな一人一人、そういうふうに行ったりというのが現実にあるというお話も聞きましたので、それが本当かどうか等あれば、その実態を教えていただきたいと思います。

それから、70ページの地域おこし協力隊なんです、18名ということですが、最近のライフビジョンによりますと、私の記憶では第2回目と思いますが、1回目の募集で足らなかったのか、最初は4月からだったんですが、最近の募集では5月1日からのということで、また募集がかけてありましたけども、恐らく定員というですか、募集の範囲に満たないので、その都度、不足のところを募集されていると思いますが、その最初に募集の期間に達した人は、そのごとに、きちんと対応して決定をされていかれているのでしょうか。それをお尋ねします。

それから、71ページのサポートセンターなんです、業務委託、先ほど少し実績のお話をお伺いいたしましたが、これまでの実績の内容がどういった感じだったのかを、もう少し詳細に、例えば自治振興区のお手伝いをしましたって、じゃあ自治振興区がどんな御相談があったのを、どういうふうに解決をしたとかサポートされたとか、もう少し、ここの内容を深く説明をいただきたいと思います。

それから、77ページのSDGsの推進費で、特別旅費で、横浜との交流ということがございました。これを具体的に御説明をいただきたいと思います。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** まず、人事評価の活用についての御質問についてお答えいたします。先ほど藤川議員のほうからも御指摘ありましたように、人事評価システムの中では、自己評価にあわせて自分なりのいろんな思っていることとか、そういうことを記載する欄がございます。それを受けまして、目標を設定したときに一度、今年目標はどういうふうに分なりに業務をするかという面談をします。それで、その目標をお互いに共通認識をしながら業務に向かっていただくということをまずやって、その後、9月になりまして中間面談ということで、今度は中間的に、その職員がどのくらい自分の目標が達成できたかというのを書きながら、いろんな思いも書いていただきます。そのときに、もう一度面談をいたします。最終的な面談といたしまして、現在2月から3月にかけて行っておりますが、最終的に目標がどうなったのかということについての評価、面談内容を書いていただいたり、また、この人事評価につきましては、目標設定する業績評価というのと、本人の性格といいますか、それを評価する二つの評価に基づいて評

働をしておりますので、そういった総合的な内容を面談を通しながら、基本的には話をしてお互いに今年度どれだけ自分が仕事ができただか、来年度に向けてどうするかというような話は個々に行うようにはしております。ただ、全てが、議員がおっしゃるように職員の中で十分理解されたり活用できてないところもあると思いますので、引き続き、そこは対応していければというふうに思っております。

また、区長文書の配付についての個人配送ということにつきましては、また、後ほど調べましてお答えしたいというふうに思います。

**○議長（藤澤和生君）** 企画政策課長、北貴友君。

**○企画政策課長（北 貴友君）** お答えします。まず、地域おこし協力隊のほうからお答えします。現在、地域おこし協力隊につきましては、企画が所管しているのが5名、農林が2名、商工2名、山の都が1名、新たに今回の予算に上げておりますのが、追加で企画が1名、農林が5名、商工が2名の地域おこし協力隊の予算を計上しております。協力隊は、都市から過疎地域などの地方に、地方のPRや地域おこし支援、農林水産業へ従事し、地方を盛り上げるための活動をしていただく制度です。この協力隊は国が推奨するもので、経費に関しては特別交付税で措置されております。一応、令和4年度までは、途中で受入れ団体から申入れがあったら、その都度起こして募集をかけていたんですけども、令和5年度からは、もう年度当初からというところで、新たに8人分を今回追加しているものです。

一応、移住の実績なんですけども、OB、OG13人中6名の方が移住されていて、約半分ぐらいは、ずっと移住されているという形になっております。

続きまして、サポートセンターなんですけども、先ほど、令和4年度中は130件ということで説明はいたしましたんですけども、一応実績が、まだ内容が上がってきておりませんので、令和3年度分の実績で御紹介いたしますと、子ども食堂関連でラベルを作成したりだとか、老人会が行われておりますエゴマの活動の相談内容とか、自治振興区のクリスマスツリーコンテストの開催であったり、クリスマスツリーはまた別で行っていると思うんですけども、中心市街地活性化協議会、商店街と観光協会の取組支援のお手伝いであったり、3年度でいけば菅地区振興会の熊本県未来につなぐふるさと応援事業、白糸第一自治振興区と同じく熊本県未来につなぐふるさと応援事業などの国県及び町が実施する活動支援、補助事業及び助成金等の紹介とか資料の作成とかのお手伝いをされていると思っております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 山の都創造課長、長崎早智君。

**○山の都創造課長（長崎早智君）** SDGsの横浜市との交流についてお答えいたします。今回、この横浜市との交流ということでお話がありましたのが、今年、山都町のSDGsの推進に関して業務委託を受けていただいておりますクレーンのスタッフの方が、横浜市のSDGsの推進についても関わっておられるということもございまして、都市部と中山間地域の子どもの交流などが、この事業によって実現する可能性がないだろうかということで、先日、こちらの職員も実際に横浜市のほうにお伺いいたしまして、今後の連携の可能性などについて協議を行って

きております。令和5年度につきましても引き続き協議を行いまして、まずは小学校等のオンラインでの交流等からスタートできればいいなというふうに予定しております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** すいません、先ほど御質問をいただきました個人送付についてですが、組に入っていらっしゃらない方などで、現在、矢部地区で9戸、それから清和地区で3戸の計12戸について個人で送付をしているということでございます。議員御指摘のように、できる限りそこは自治振興区等に入るように、今後も併せて進めていきたいというふうに思っております。

**○議長（藤澤和生君）** 質疑の途中ですが、昼食のため、1時30分まで休憩いたします。

---

休憩 午後0時30分

再開 午後1時30分

---

**○議長（藤澤和生君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

企画政策課長、北貴友君。

**○企画政策課長（北 貴友君）** 先ほど8番議員から質問がありました地域おこし協力隊について、不足する部分がありましたので、追加で回答いたします。

現在、10名の地域おこし協力隊がいて、当初で新規の協力隊8名をお願いしているところです。協力隊に関しましては、受入れ団体のほうで採用時期が異なる場合がございます。現在、3件について募集をかけておまして、残りの5件につきましては、今年度中に募集をかけて、来年度お願いするという形を取らせていただきたいと思います。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 2点お願いします。

81ページに山都町住宅支援金とか、ここと次のページに三つあるかと思うんですけど、10年以内に住宅取得をされた方にされる分が去年は5件で、今年は4件分既に相談を受けている分の400万が計上されてますけど、これから、また新規だから増えてきた場合は、補正とかで増額されるのでしょうかということと、これでいくと、次の山の都定住支援等も入れたら、多くても、今のところの予算でいくと、20件ぐらいの移住者に対する住宅かなと思うんですけど、それで間に合うのかなと思うんですよね、というのが一つです。

それと、すいません、96ページの住宅土地統計調査というのの説明があったと思うんですが、そこで、山都町全体を調べるのではなくて19の調査地で調べるとおっしゃったかと思います。これの調査結果が空き家対策にも活用されるのかなと思いますが、これ、なぜ19で絞られるのかなと。そうだと、どれぐらいの住宅を調べられることになるのかなという。全体を調べられないわ

けをお知らせください。

**○議長（藤澤和生君）** 山の都創造課長、長崎早智君。

**○山の都創造課長（長崎早智君）** お答えいたします。住環境整備事業補助金の予算額ということですが、現在、相談いただいている4件についての予算として計上いたしておりますが、確実に年度内に執行の見込みが立ちました段階で、補正予算で対応をさせていただくことにしております。今年度も一度、補正でこの補助金については予算を計上させていただいております。

空き家改修の関係につきましても同様に、年度内に完了が見込める相談とかありました場合には、都度補正予算のほうで対応させていただいております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 企画政策課長、北貴友君。

**○企画政策課長（北 貴友君）** お答えします。住宅土地統計調査は国が行う調査でありますので、本町で行う空き家対策とリンクするものではございません。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

2番、坂本幸誠君。

**○2番（坂本幸誠君）** 77ページの商店街の後継者育成事業委託金、このほかにも商工会のほうに委託する事業があったら教えてください。

それと、78ページ、SDGsのフォーラム開催事業、これの金額があまりにも大きいんで、700万になった内容ちゅうか、何で700万になったかというのを。

それと、81ページの保育園の留学事業ですね。これの内容も教えてください。550万円。

**○議長（藤澤和生君）** 商工観光課長、藤原章吉君。

**○商工観光課長（藤原章吉君）** 77ページの商店街後継者育成事業委託料100万円については、今年度で3年目の事業になります。現在、これ以外に商工会に委託をしている事業についてはございません。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 山の都創造課長、長崎早智君。

**○山の都創造課長（長崎早智君）** お答えいたします。まず、SDGsフォーラムに関する委託料ですが、今回、SDGsのフォーラムに併せまして山都町マルシェの同時開催も予定しております。それに伴いますテント設営ですとか、広告、また、駐車場関係の警備員等の配置も予定したところで、企画コンペ方式での受託先を決定する方向で調整をしております。

以上です。

失礼しました。保育園留学についてですね。

保育園留学事業につきましては、すいません、都市部の子育て世代の方を対象に、テレワークと一時保育事業を同時に行うものです。そのため、地域の受入れとしましては、保育園ですとか、宿泊施設、また、休日に山都町内で活動していただく体験メニューを提供していただけるような事業者さんなど、そういった皆さん方と協議会形式で組織をつくりまして準備を進めてまいります。その体験につきましては、例えば農業の収穫体験ですとか、みそづくり体験ですとか、文楽

人形の体験ですとかも、今後、検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

2番、坂本幸誠君。

**○2番（坂本幸誠君）** フォーラムの700万というのは、1日で使うイベントにしては大き過ぎる。私たちが有機農業協議会でイベントやったときは、50万の予算でやりくって、イベント内容とか、自分でできることは自分たちでやってたんですよ。これはちょっと見直していただきたいというのが一つと、その下にある関連グッズですね。関連グッズに360万。関連グッズをつくって啓蒙していくというよりも、何かSDGsを普及させるために予算を使ったらいいんじゃないかなというふうに思いますけども。

**○議長（藤澤和生君）** 山の都創造課長、長崎早智君。

**○山の都創造課長（長崎早智君）** お答えいたします。今回は、広告に併せまして、積算の段階でRKKラジオ等の出張生放送なども企画の中で組み込んでおります。また、全県下に周知を図ることを目的に、熊日さん等の広報媒体を使った広告ですとか、イベントの告知等についても予算を計上しております、トータル的な金額として727万7,000円というふうになっておりますが、改めて発注いたします積算の段階で精査させていただきたいと思っております。

また、グッズの作成につきましても、もちろん普及させていくに当たって、今回、地域に入った研修等も予定はしておりますが、その際にもそういったグッズ等は活用させていただきたいと思っております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

2番、坂本幸誠君。

**○2番（坂本幸誠君）** すみません、フォーラムにこだわります。集客の予定人数をお願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 山の都創造課長、長崎早智君。

**○山の都創造課長（長崎早智君）** お答えいたします。具体的な集客予定数の想定はいたしておりませんが、県下への告知を予定しておりますので、多数の来客に対応できるよう、警備員等の配置等についても行うこととしております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑ありませんか。

4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 生ごみ処理機の普及等について、お尋ねしたいと思います。

先ほども質問ありましたが、成分検査をしてどこに使えるかとか大事なことだと思うんですね。今、燃やすごみに出されている生ごみが少しでも自家処理されるというのは、私もずっとお願いしてきたことなので推薦していただきたいと思いますが、聞きたいのは、77ページに堆肥化事業の講師を呼ばれますがどなたでしょうかというのと、79ページに、SDGsの推進事業費

の中に生ごみ処理機の助成というのを言われましたが、これはずっと以前から別の基金からされてきたことを一般財源化された分だと思うんですけど、その生ごみ処理機に、今、100台かな、回転式のを配られてモニターをしていただいているかと思うんですけど、聞くところによると、私に言われるのは評判がいいんです。すごくいいというふうに聞いています。だから、それにも助成をされるのかということ、どういう生ごみ処理機に助成をされるのか、今までどおりか、その回転式の入るのかということをお尋ねします。

○議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、長崎早智君。

○山の都創造課長（長崎早智君） お答えいたします。まず、生ごみ処理関係の講師でございますが、今回、コンポストに中に入れます竹チップの提供をいただいておりますヤマトタケルの野口慎吾さんを予定しております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） お答えします。現在しておりますSDGsの推進事業で行っております生ごみ処理機設置費補助金につきましては対象になると思いますが、購入対象が町内の事業者で、町内の商店ないしで買われた分が対象となっておりますので、それに合致すれば対象になると思います。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 3回目になります。71ページのことについてもう一度お伺いいたします。

サポートセンターですね、まちづくりやべに委託をされていて、昨年もちよっとお伺いしたんですけれども、このまちづくりやべさん、やっぱその名のおりなのか、やっぱ周辺のお手伝いが多いですね。先ほどもちよっと御紹介がありました菅地区であったりとか、白糸地区であったりとか、商店街のお手伝いであったりとか、まちづくりやべという歴史を持っていらっしゃいますのでそういうことになるのかなというふうにも思ってますが、しかも、44万円という少額の委託料には見合わんぐらい頑張ってもらっちゃるというのは、私もよくよく見ているんですけども、そこら辺で委託の金額及び、それから、やっぱまちづくりやべというところがもっと広範囲に動けるようなサポートというんでしょうか、従業員数、こう限られておりますが、そこら辺のサポートをお願いしたいというところと、それから、先ほど1回質問しましたが、まちづくり事業の200万、こちらのほうも先ほど課長のほうから事例をお知らせいただきましたが、やはりこちらのほうに偏っているかなあって、ちょっと思いました。

こういった事業が、先ほど周知の方法というのを伺いましたけれども、やはりこの広範囲に、こちらは200万ありますし、もっと広範囲にこれが行き届くような工夫をしていただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） まず、サポートセンターについて、議員おっしゃいますとお



り前から歴史もありますので、こちら、矢部地区が多くなっているのは事実だと思います。言われるとおりの、予算額もあまり多くありませんので、今後、まちづくりやべさんと協議を行いまして、全町的にカバーするにはどれぐらい要りますかということで協議をしてみたいと思います。

それと、まちづくり交付金なんですけども、それに関しましても、一応、先ほど言った分に関しましては矢部地区が多かったんですけど、要望として上がってきたのは馬見原のまちづくり協議会であったり、上差尾の一部団体であったりというのは、要望はありました。馬見原に関しましては、ちょっと事業を行われなかったということもあまして、上差尾はちょっとこの制度に見合わなかったというところがありまして、やろうと思っている団体の方は御存じかと思うんですけど、まだまだ周知が足りないというところがありますので、そこら辺は勉強してみたいと思います。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑ありませんか。

8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** ページ、75ページです。水力発電所についてお尋ねをいたします。

昨年9月の令和3年度の決算審査におきまして、20年目の大改修と、F I T固定価格買取制度の終了を数年後に迎えるに当たり、今後の方針、継続なのか、廃止なのか、譲渡のかなどの検討を始めるべきであるという決算審査の意見書が出ております。

昨年のこの9月の決算審査以降、どのように検討なされたのか、お尋ねいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 清和支所長、木野千春君。

**○清和支所長（木野千春君）** 検討に当たりまして、令和5年4月から企画係と一緒に、令和7年度に向けて今後どう進めていくかという検討会を開いております。令和4年度については、検討会を行ってはおりません。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑ありませんか。

8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** 今、何か4月以降検討いたしましたという、4月、何か、3年にあれがあったんですか。

（自席より発言する者あり）

また、その修正のほう、あれがあれば、また課長のほうからお願いしますが、最終的に係同士では検討を重ねていかれると思いますが、課長の回答の後でよろしいですが、方針、何か町長がお持ちでありましたら、町長にもお伺いしたいと思います。

それから、15ページの固定資産税のところなんですけど、先ほど課長の説明では、電力とおっしゃいましたが、いわゆるメガソーラーの太陽光発電の償却資産のことだと思いますが、1億円の増ということで、私の考えますところは、蘇陽地区、高森の発電所のメガソーラーが昨年稼働いたしましたので、そのメガソーラーの増分だと思いますが、間違いはないでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 清和支所長、木野千春君。

○清和支所長（木野千春君） 先ほどの訂正をいたします。令和5年4月1日より方向性に向かって、企画係と検討会を開いていきます。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 清和水力発電所につきましては、先ほど来あったとおりであります。今日も、また、いつも言うておりますが、先般も、報告の中でも重機の借上料等々入っております。十分に稼働すれば、先ほどは2,000万程度の売電収入でございましたが、もっともっと大きくなるんじゃないかなという話もしているところであります。

また、それ以前に、多くの水力発電ばかりでありません、先ほど来あります太陽光発電の事業者等と、また、九電からもよくお見えになりますが、ぜひ、あそこを見て譲渡しますという話はしております。何人かの方は興味を示しておられる方もおられますし、今後、自然エネルギーは大事なものという思いでおりますので、あと数年後にどれだけの改修費がかかる、まだ予算とか何もしていない段階でございますので、大事な施設資源だと。施設の譲渡、いろんな部分については、今後考えていきたいし、また、今は有効に水が使えるような形ができんかなと思いながらおりますので、先ほどありますように、4月からの協議の中でも協議をしていきたいと思っております。

○議長（藤澤和生君） 税務住民課長、高橋尚孝君。

○税務住民課長（高橋尚孝君） お答えします。令和4年に完成した蘇陽長谷地区の大規模太陽光発電所の分は、この予算にはまだ反映されていません。

なお、これは、事業者の施設が山都町と高森町に関係していることから、このような場合は県に申告があって、それを受けて県から関係自治体に償却資産額の配分があります。配分通知の時期は3月中の予定で、令和5年度から課税は始まります。

では、何が寄与したかといいますと、矢部地区ではJNCの水力発電、内大臣、目丸、蘇陽では旭化成の水力発電、こういったものが寄与しています。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

3款民生費についてを説明を求めます。

福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） それでは、3款民生費を御説明いたします。

民生費につきましては、住民の皆様のご一定水準の生活と安定した社会生活を保障するために必要な経費を計上しております。福祉課関係は、社会福祉、障害者福祉、人権センター、老人福祉、児童福祉、災害救助です。経常経費が主になりますので、主要な事業や新規事業を主に説明いたします。

98ページをお願いいたします。

3款1項社会福祉費、1目社会福祉総務費です。予算額1億5,223万7,000円です。特定財源は、国庫事業の補助金425万7,000円です。その他は、災害援護資金貸付利子分の金額になります。1節報酬から8節旅費は、主に職員10名、会計年度任用職員1名、消費生活相談員2名の人件費になります。

100ページをお願いいたします。

12節委託料、重層的支援体制整備事業委託料474万円は、令和5年度からの新規事業で、生きづらさを抱えておられる方の支援を強化するために、各関係機関の相談体制の連携を図り、伴走型、いわゆるアウトリーチの支援を行うものです。具体的には、ケース会議の開催、支援の進捗管理、関係機関との調整等を行い、情報共有の強化を図ります。業務を社会福祉協議会に委託します。国4分の3の補助事業になります。

13節使用料及び賃借料の要援護者支援システムリース料94万3,000円は、要介護者、重度障害者の情報を管理するシステムで、民生委員、警察、消防にも情報を提供いたしております。主に、民生委員の見守りや災害時の情報共有に活用するものです。システム更新のため、増額して計上しております。

18節負担金補助、交付金の、次の101ページになります。

社会福祉協議会の運営補助金については、先ほどの重層的支援事業の委託事業を計上いたしておりますので、昨年度より減額して計上いたしております。社協事業として、主に30地区福祉会活動支援、法人後見、権利擁護、法律相談、日赤関係のボランティア活動、民生委員の活動支援等の民間の社会福祉法人では行わない業務の運営補助分を計上いたしております。

102ページです。

102ページから3目障害者福祉費です。予算額7億5,787万5,000円で、前年度比4,538万5,000円の増額になっております。増額の主な要因は、障害者サービス等の扶助費の増額になります。特定財源は、障害者自立支援事業国庫補助金5億3,707万8,000円になります。その他は、障害者の地域活動支援センター活動に係る上益城4町からの負担金になります。

103ページをお願いいたします。

12節委託料に、障害者基本計画、福祉計画、障がい児福祉計画策定の業務委託料359万2,000円を計上しております。令和5年度に見直しの業務を行い、令和6年度からの基本計画になります。この計画に基づき、各種障害者サービスを実施することになります。アンケート調査や現状分析等を含め、専門業者に業務を委託します。計画に係る策定委員報酬を1節、旅費を8節に計上いたしております。

105ページです。

19節扶助費に、各種障害者サービスに係る費用7億4,055万7,000円を計上いたしております。

106ページです。

4目人権センター運営費です。ここでは、人権センター運営に係る経費を計上しております。予算額1,957万8,000円で、特定財源は地方改善事業の県補助金638万4,000円になります。1節報

酬から4節共済費については、職員2名、会計年度任用職員2名の人件費になります。

107ページです。

10節需用費以降は、人権センターの管理に係る経費、補助金では、部落解放同盟の補助金182万2,000円等を計上いたしております。

109ページをお願いします。

5目老人福祉費です。予算額1億9,339万4,000円で、前年度比1,993万4,000円の増です。増額の要因は、老人保護措置費等の扶助費の増額になります。特定財源の国県支出金は、老人クラブ活動県補助金177万8,000円、その他は、養護老人ホーム利用負担金等2,305万8,000円になります。

7節報償費の長寿祝い金につきましては、88歳到達者へ1万円、100歳到達者へ2万円を祝い金として支出するものです。令和5年度は88歳210名、100歳27名の方を該当者として計上いたしております。参考として令和4年度は88歳の方が184名、100歳の方が18名です。

18節負担金補助及び交付金1,462万円については、110ページのほうをお願いいたします。51老人クラブの活動推進事業補助金、3,612名の老人クラブ会員1人当たり300円の活動助成や、生きがづくり事業のほか、シルバーヘルパーの地域支え合い活動や、エゴマ栽培、野菜の庭先集荷の活動助成等を計上いたしております。

同じく110ページです。

新規事業として、移動販売事業補助金400万円を計上いたしております。高齢化等により、日常生活に必要な食料品等の買物が困難な方々の支援を目的として、移動販売による買物支援及び見守り支援を行う事業者に対して、車両購入、改良及び運営に係る経費の一部を補助するものです。予算成立後、補助金交付要綱を交付いたします。要綱では、町と協定を締結し、地域の見守りと5年間の事業継続を要件としております。町内事業者には、車両購入・改良費、上限300万円の補助になります。1回限りです。及び運営に係る経費、上限100万円、年に1回です。を補助対象とします。町外からの事業参入にも応じることとし、町外の事業者には車両購入及び改良費の補助のみといたします。事業実施については、協定の中で、見守りの報告を含め福祉課と事業者とで事業検証を行い、継続的な取組にしたいと考えております。

19節扶助費は、養護老人ホームへの措置費及び在宅で介護されている非課税世帯を支援する在宅介護支援事業費を計上いたしております。要介護4、5の方は月額2万円、20名の見込みで計上しております。要介護3の方は月額5,000円、40名で計上いたしております。

続いて、6目老人福祉施設費です。予算額1,592万7,000円で、前年度比218万6,000円の増です。増額の主な要因は、光熱水費、管理委託料の増額になります。特定財源のその他は、生活支援ハウス清楽苑入所者の利用料156万2,000円になります。

10節需用費から次の111ページです。

17節備品購入費については、生活支援ハウス清楽苑、柏老人福祉センターの施設維持に係る経費及び社協への管理委託料、東竹原老人憩いの家の施設維持に係る経費を計上いたしております。柏老人福祉センターにおいては、今年度、コロナ交付金により高齢者の感染者に対応するための一時避難所として改修をしています。現在、浄化槽の工事をしており、間もなく竣工する予定です。

す。5月以降、感染症の部類が5類に下がる方向性であるため、それ以降は、一般の方、例えば  
ひとり暮らしが困難な高齢者やDVで避難が必要な方を入居可能といたします。4部屋の利用可能  
です。管理を社協にいたします。

同じく111ページ、7目保険事務費です。ここでは福祉課に係る分を説明いたします。予  
算額11億1,580万9,000円です。特定財源は、福祉課の分は介護保険事業に係る国県の負担金にな  
ります。

2節給料から4節共済費は、福祉課分は、職員8名分の人件費になります。

112ページです。

27節繰出金のうち、介護保険特別会計繰出金4億1,578万6,000円を計上しております。

113ページをお願いいたします。

介護予防費です。予算額883万7,000円で、前年度比39万8,000円の増です。主に光熱水費の増  
額になります。特定財源のその他は、大久保高齢者住宅入所者の利用料135万9,000円になります。  
こちらは、蘇陽地区の大久保高齢者住宅の維持管理に係る社協への管理委託料、及び長崎、橘、  
長谷、上差尾地区の交流館の維持管理に係る経費を計上いたしております。

114ページをお願いいたします。

18節負担金補助及び交付金12万5,000円は、介護人材育成を目的に、養成講座受講の支援をす  
るための助成金を計上いたしております。令和4年度から新規事業として計上いたしております。  
5名分を見込んでおります。令和4年度は2名が受講をいたしております。

続きまして、同じく114ページ、3款2項児童福祉費です。

1目児童福祉総務費、予算額2億3,551万3,000円です。特定財源は、児童手当及び子ども子育  
て交付金及び国県負担金補助金1億4,626万3,000円になります。その他の2,412万6,000円は、主  
にふるさと納税の財源を出産祝い金及び子ども医療費助成金の財源に充てております。2節給料  
から4節共済費は、職員1名分の人件費になります。

115ページをお願いいたします。

7節報償費の出産祝い金につきましては、80人分500万円を計上しております。第一子3万円、  
第二子5万円、第三子10万円、第四子以降20万円の祝い金になります。

116ページをお願いいたします。

12節委託料、放課後児童クラブ運営委託料3,000万円は、町内7クラブ分の放課後児童クラブ  
運営費の委託料を計上いたしております。公立保育園再編基本計画策定業務委託料287万円は、  
人口減少により園児数が減少する中、町内保育園の適正な運営を図ることを目的に、町長の附属  
機関の保健福祉総合計画策定委員会に諮問し、今後の公立保育園の在り方を具体的に整理いたし  
ます。アンケート調査や現状分析等を含め、計画策定業務を専門業者に委託するものです。計画  
策定に係る委員報酬を1節に、旅費を8節に計上いたしております。

18節負担金補助及び交付金で、私立保育園運営補助432万円を計上いたしております。4月1  
日現在の入園児童に対して補助をいたします。

今年度、新たに創設しました子育て相談室の運営に係る経費を10節需用費、11節役務費、13節

使用料及び賃借料に計上いたしております。

117ページ、お願いします。

2目児童措置費です。予算額3億9,093万4,000円で、前年比6,875万2,000円の減です。減額については、保育士派遣の保育業務委託料を3目の児童福祉施設費に財源を組替えしましたので、減額となっております。特定財源の国県支出金2億8,276万9,000円は、私立保育園運営に係る国県負担金になります。その他429万9,000円は保育料になります。

18節で、私立保育園の運営負担金3億9,090万4,000円を計上いたしております。

117ページ、3目児童福祉施設費です。公立保育園5園の運営費になります。令和5年度は、14クラスでスタートします。金内保育園2クラス、みらい保育園4クラス、大川保育園3クラス、二瀬本保育園2クラス、馬見原保育園3クラス、4月1日の見込みで園児139名で予算を計上いたしております。予算額3億5,160万5,000円で、前年度比5,616万6,000円の増です。増額は、先ほど説明いたしました保育業務委託料の財源組替えをいたしましたので、増額となっております。特定財源の国県支出金292万9,000円は、保育園運営に係る国県補助金になります。その他の1,790万7,000円は、保育料及び町外から受け入れる広域保育の運営費負担金になります。

1節から8節旅費につきましては、保育士及び調理師25名、会計年度任用職員の保育士26名の人件費になります。

120ページをお願いいたします。

12節委託料で、保育業務委託料3,500万円を計上いたしております。まちづくりやべのほうから保育士6名、調理師7名を派遣していただく予算を計上いたしております。

121ページです。

児童館運営費です。予算額620万1,000円です。1節報酬から4節共済費は、会計年度任用職員2名の人件費になります。こちらは、主に、指導員の報酬補助金のほうで、子育てクラブの補助金、それから、児童館運営に係る経費を計上いたしております。

123ページをお願いいたします。

7目子育て支援施設運営費です。子育て支援センター病後児保育室の運営費になります。予算額1,907万1,000円で、前年度比304万4,000円の減になります。主な減額の要因は、会計年度任用職員の人件費の削減になります。特定財源は、子ども・子育て交付金及び国県補助金1,008万2,000円になります。

1節報酬から4節共済費まで、それから、8節旅費については、保育士1名、会計年度任用職員3名の人件費を計上いたしております。会計年度任用職員3名のうち1名は、子育て相談室の兼務になります。病後児保育室につきましては、周知活動に力を入れ、また、蘇陽や清和で対応できるようにしたりと改善をいたしております。令和4年度は新規で54名の登録があり、現在は181名の登録と、大幅に増えております。令和5年度から、利便性を高めるためにインターネットからの申込みもできるようにいたします。

最後に、125ページです。

3款3項災害救助費です。

1目災害救助費につきましては、火災や風水害、地震等で住家が被災した場合に、早急に被災者の対応ができるよう、171万5,000円の予算を計上いたしております。

次のページの13節使用料及び賃借料では、福祉避難所使用料5万円、19節扶助費では、災害が発生した場合は直ちに見舞金を支払う必要がありますので、100万円を計上いたしております。

以上で、福祉課の3款民生費の説明を終わります。

**○議長（藤澤和生君）** 次の目について説明を求めます。

健康ほけん課長、木實春美君。

**○健康ほけん課長（木實春美君）** 3款、健康ほけん課の民生費につきましては、主に国民年金及び国民健康保険、後期高齢者医療保険の事業を計上しております。各事業ごとに主なものを説明いたします。

101ページをお願いします。3款民生費、1項社会福祉費、2目国民年金事務費でございます。本年度予算額671万円でございます。市町村が行う国民年金事務は、法令に基づき一部の事務を行う法定受託事務であり、財源内訳は国庫委託金が427万5,000円でございます。主に、窓口での資格取得、喪失や受給権者の死亡届、また、年金の給付に係る届け等を受理し、進達業務を行っております。

2節から4節は職員1名の人件費でございます。

8節旅費では、厚生局が福岡にございますので、職員の旅費に関する特別旅費を計上しております。

消耗品は、事業に関する消耗品で、コピー代、トナー代、また、書籍購入費等に計上しております。

それから、飛びまして、111ページをお願いします。

7目保険事務費でございます。先ほどの福祉課と一緒にしておりますが、健康ほけん課につきましては、国民健康保険事業費及び後期高齢者医療事業に係る一般会計分を計上しております。本年度予算額は11億1,580万9,000円です。特定財源として、国県支出金2億795万4,000円を、また、その他の財源としまして後期高齢者医療広域連合から健康診断受託事業収入としまして1,919万7,000円を計上しております。

2節から4節につきましては、本町職員4名分の人件費でございます。

112ページをお願いします。

8節から11節は、後期高齢者に係る歯科口腔健診に係る経費でございます。

12節委託料は、後期高齢者に係る胃科健診及び歯科口腔健診委託料でございます。算出については、後期高齢者医療連合のほうで行われております。

18節負担金補助及び交付金は、後期高齢者医療広域連合負担金として3億2,674万5,000円でございます。主に、療養給付費等負担金となります。これは、医療費の給付に基づき、後期高齢者医療連合が算出されるものです。

27節は繰出金でございます。こちらにつきましては、法定内の繰出金として国民健康保険特別会計へ、また、後期高齢者医療特別会計へ、それぞれ繰り出しをしていただくものでございます。

こちらの財源といたしましては、国保においては、保険基盤安定分及び未就学児均等割軽減分として国が2分の1、県が4分の3、また、後期におきましても、保険基盤安定分として県が4分の3交付されます。

以上、健康ほけん課分の3款についての御説明を終わります。

**○議長（藤澤和生君）** 以上で3款民生費についての説明が終わりました。

ここで10分間休憩いたします。

---

休憩 午後2時20分

再開 午後2時30分

---

**○議長（藤澤和生君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** ページ、100ページです。

新たな事業で生きづらさの何とかというところですね。重層的支援体制整備事業委託料。さっき、生きづらさということを言われましたが、これまでも包括支援センターや社協やらで相当ないろんな取組をされてきましたが、それでも新たに生きづらさを感じる人の支援といたしますかね、ここをもう少し、この事業の内容について教えてください。

それから、109ページです。

無縁者遺骨管理委託料、初めての計上じゃないかなと思いますが、この説明もお願いいたします。以前、蘇陽にもありましたこの遺骨というか、お墓がですね。それは、役場の職員がお盆にいつも供養に行っておりましたが、一体この山都町内にこの無縁仏といたしますかね、町が管理しているのがあるのかないかも含めて、説明をお願いいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 福祉課長、高野隆也君。

**○福祉課長（高野隆也君）** お答えいたします。重層的支援整備事業におきましては、議員がおっしゃったとおり、今でも包括支援センター、それから、社協とも生活に困窮されている方の支援を行っております。どちらかという、それぞれでケース管理をしていたというような状況ですので、その部分を一括して、事案が発生したら関係機関が集まって、素早く対応するというような体制を整える事業になります。

それから、今まではどちらかという相談を受けて対応するというような形でしたけれども、この重層的事業はもう先ほど説明いたしましたとおり、アウトリーチといたしまして、そういう危険を察知したらすぐ保健師なり社協の社福士なりが訪問して対応するというような事業になります。

それから、無縁仏の遺骨委託料ですけれども、実際にここ数年、独り暮らしの身寄りのない高齢者の方の孤独死が増えております。今年度だけでも3件ほどあっておりまして、職員が実際に



火葬までして遺骨を拾うと、そこまでやっております。現在、浜美荘にそういう無縁仏の町が設置したお墓があります。そこに、現在のところ、遺骨を保管いたしております。浜美荘のほうに、年1回供養ということで、供養のお願いをいたしますので、その分の委託料として計上いたしております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑ありませんか。

10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** 110ページをお願いいたします。

老人クラブの様々なこの予算が出ておりますけれども、下のほうの移動販売、これは以前、私も一般質問の中で提案したことがあって、非常にうれしい予算だなというふうに思っているんですが、その当時、とくし丸という全国的に展開していらっしゃるところの事業者さんの話を、県内でも玉名とか、ほかの地域でもやってらっしゃるんですが、自己投資が350万ぐらい、やっぱ車を購入するのに要するというふうな話ではございました。この400万というのが、先ほども300万をそういった車の購入代だったり、100万円ということで、1件分ということでございますよね。これは、取りあえず1件あるかないか分からないけれども出してみたというようなところの試算であるのか、あるいはもうちょっと額を減らして100万ずつを補助していくとか、そういったお考えではなかったのかといったところと、それから、その一つ上のエゴマなんですけど、エゴマ、本当にいい取組で、働きがいというところにもなっているし、きれいな商品になってですね。ただ、やっぱり価格帯がちょっと高いので、売れ残っているというような話もこの間聞きました。消費期限が来るものを各販売所から引き取ってきているというふうな話も聞いたんですが、一方では、エゴマのマスタードのほうも開発をされたりなんかして工夫はされていると思うんですが、この進捗状況とか、状態をちょっとお伺いしたいというふうに思います。

**○議長（藤澤和生君）** 福祉課長、高野隆也君。

**○福祉課長（高野隆也君）** お答えいたします。移動販売につきましては、議員がおっしゃったとおり1件分を計上いたしております。現在のところ、町内外の事業者から相談を受けておりますので、まだ確定までは行っておりませんので、1件分の計上をしているという状況です。

それから、エゴマにつきましては、やはり販売のほうが残っているということで、ちょっと格安で一部、賞味期限が近いものをクラブ内の方々のほうに買い取っていただくというようなこともいたしておりました。事業開始から今年度は5年目ということで、24名の参加で313キロの収穫が今年はあるっております。昨年度が26名の参加で731キロということで、ちょっと若干減っておりますけれども、依然として老人クラブ、シニアクラブの方も強い興味を持っておられます。その中で価格帯の検討もされておまして、また、販売に関しましても今の瓶状態じゃなくて、例えば大きい業務用に加工して事業所のほうに販売してはどうかというような意見も出ておりますので、その販売網についても老人クラブと一緒に考えていきたいと思っております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑ありませんか。

4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** お願いします。100ページの先ほどもちょっとありました要援護者支援システムリース料のところで、介護度の高い方とか重度の障害者の方の情報を民生委員さんとか警察とかで共有をして、災害時とかに利用するというような御説明だったかと思えますけれども、何ていいますかね、本当に要援護者の方への実際の災害時の援護に結びつくのかなというのはちょっと心配をしております。その辺、システムはできたけれども、できましたというところでもしかして止まってはいないかなというのが心配なので、もう少し御説明をいただきたいと思えます。

それと、117ページの公立保育園の運営のところ、たしか正規職員保育士が25名で会計年度任用職員は26名と言われたかと思えます。数字が間違っていたら訂正ください。で、保育士の採用がもう何年もあつてないというふう聞いてます。採用をかけても募集に応じてもらえないとか、何ていいますか、合格されたなかったとかいう話も聞くんですけども、やはり正規の保育士はもう少し増やさないと、これから行き詰まるんじゃないかなと思えますし、その辺のお考えをお聞かせください。

123ページの子育て支援センターの件で、会計年度任用職員が一人減ったとおっしゃったと思いますが、どういうことなのかなということと、病後児保育については本当にいろいろ努力していただいて、大分ニーズもある使い勝手のいいものにだんだんしていただいていることに対しては、本当、感謝申し上げたいと思えますが、何度もお願いもしてきましたが、病児保育についての言及がありませんでしたので、どのようにお考えかということをお尋ねしたいと思えます。

以上、よろしくをお願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 福祉課長、高野隆也君。

**○福祉課長（高野隆也君）** お答えいたします。要援護者システムですけれども、議員おっしゃったとおり、大きい目的はやはり災害時の援護に関わることです。現在では、データで集めたものをペーパーで打ち出して、民生委員さんの見守りに主に使っていただいております。それから、警察と消防のほうにも同じくペーパーで情報を提供いたしております。

実際に大規模災害が起きたときには、災害救助法でその要援護者の名簿を、例えば区長さんとか、ある程度地域の代表者の方まで提供しなければならなくなっておりますので、その準備はいたしております。今のところ、災害救助法適用の災害が幸いに起きてないので、そういう体制は整えているところです。

それから、保育士の先ほどの説明ですけれども、すみません、私のほうがちょっと説明が不足していたかと思えます。保育士と調理師で25名で、保育士は17名です。保育士の会計年度任用職員が26名になります。その人件費のほうを計上いたしております。

子育て支援センターの予算の説明で、前年度より会計年度任用職員分の予算を減額したということですが、昨年度は1名分余分に会計年度さんの予算を計上いたしております。それで、今年度分は、実際に現在会計年度3名で動かすことができているので、その状況で予算を計上いたしております。

それからあと、病児保育につきましては、以前から要望が上がってきておりますけれども、なかなか医療機関との連携というのが難しい部分がありますので、検討材料として今も課題として残している状況です。しかしながら、インフルエンザ等の感染症については受け入れるということで、多少緩和した対応をいたしております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** 先ほどお尋ねの保育士の採用についてお答えしたいと思います。先ほど、福祉課長のほうからありましたように、職員につきましては現在17名ということで、これまでも職員の採用につきましてもできる限り計画を持って、年齢構成等も配慮しながら行っていきたいというふうには考えているところがございますけれども、今回上げておりますように、公立保育園再編計画と少子化に伴う保育園の在り方についてもこれから検討するというのもありまして、現時点といたしましては任期付き職員の方を任用しているというような状況で、また、募集をかけても、先ほどおっしゃったようになかなか応募がないというようなことも含めて、今後、できる限り採用計画をしっかりと持ちながら採用を進めていきたいというふうに考えております。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑ありませんか。

4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 要援護者の支援システムについては、大規模災害が起きたときには地域へのっておっしゃいましたけど、それじゃ遅いと思うんですね。個人情報の中で引かかるのかなと思うんですけど、民生委員さんの見守りだけでは民生委員さんもすごく大変だと思うので、だから、この情報を何とか自治振興区の中で、具体的に誰が誰を、困ってらっしゃる方をじゃあするのかなというのは、また個々の公民館単位とかですね、していくところもあると思うんですけども、そういうところでの相互の協力はできないのかなと思うんですが、その辺はいかがかだと思います。

それと、保育士については、確かに再編計画があって、会計年度の職員さんでって言われますけれども、それでも全然職員構成としてすごくアンバランスなんですよね。次を担っていかれる年代の方がもういないと。20代がゼロと聞いてます、正職員はですね。30代もちょっとしかいないというふうに聞いてますので、職員採用の在り方についても、聞くところによりますと、私立のほうの採用が先に決まっちゃって、それでないというのも聞きますので、何とか保育実習に来られた方がそのまま試験を受けていただくような取組とかですね。今までもしてこられてると聞いてますけれども、やはり子育てを担う保育士の正職員をぜひ獲得していかれるようお願いしたいと思いますので、よろしく願います。

先ほどの地域への要支援者の情報提供についてももう少しできるところがあるのであれば、お尋ねしたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 福祉課長、高野隆也君。

**○福祉課長（高野隆也君）** お答えいたします。支援システムは、かなり個人情報が入ってお

ります。例えば介護度とか、障害者の障害度とか、また、難病の情報とかも入っております。かなりの個人情報がありますので、その取扱いにはちょっと十分注意をしているところです。

おっしゃるとおり、地域のある程度、区長さんとか、振興区のほうの提供というのも本来はするべきかなとは思いますが、やはり個人情報でありますので、その提供は大規模災害時のときと想定をいたしております。

それから、保育士の件はよろしいですかね。

**○4番（西田由未子君）** よければ、何かお考えがあれば。

**○福祉課長（高野隆也君）** 分かりました。先ほど総務課長のほうも申しあげましたとおり、次年度再編計画のほうをいたします。そこである程度の方向性が見えるのかなと思っております。次年度の採用につきましては、また総務課のほうと相談しながら対応していきたいと思っております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** これで質疑を終わります。

4款衛生費について説明を求めます。

健康ほけん課長、木實春美君。

**○健康ほけん課長（木實春美君）** 健康ほけん課の一般会計4款の当初予算について御説明いたします。

健康ほけん課では、生涯にわたり日々健康に暮らし、安心して必要な医療が受けられる体制づくりに努めております。全ての人の健やかな生活習慣形成のため、予防事業や健康づくり事業を関係機関と連携して取り組み、生活習慣病の発症・重症化予防、さらには、健康寿命の延伸につながるよう進めてまいります。また、新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては、これまで国主導の下、適宜対応してまいりました。今後は5類へと移行され、少しずつ対応の方法も変わっていくものと思われませんが、国の指示に従い、ワクチン接種事業等感染症対策を引き続き行ってまいります。

それでは、126ページを御覧ください。

4款1項保健衛生費、それでは、各事業ごとの主なものについて説明してまいります。

1目保健総務費、本年度予算額3億1,947万円でございます。前年度と比べると819万5,000円の増です。会計年度任用職員1名を増員したものであります。特定財源として、後期高齢者医療連合からの一体化事業に係る収入が163万円でございます。

1節報酬は、嘱託医報酬7名分と会計年度任用職員6名分を計上しております。

2節から4節までは、本庁及び支所職員14名と会計年度任用職員5名分の人件費です。

127ページから128ページでは、10節需用費及び11節役務費で、公用車7台分の燃料費及びタイヤ交換代を計上しております。

同じく128ページ、18節負担金補助及び交付金でございます。これは、二次救急医療病院群輪番制事業補助金としまして、山都町において休日・夜間の重症救急患者の受入れを担われている

そよう病院と、週1回のペースで受入れを行われている矢部広域病院に対し、補助金を交付するものです。

また、13節使用料及び賃借料では、本庁の所管分であります公用車1台につき、購入から24年が経過し、劣化がひどく、著しく公務に支障を来しておりますので、今年度当初は車検を予定しておりましたが、車検代に見合う修理ができないものと判断し、廃車し、今後はリース契約により運用するために計上を行っております。

27節繰出金です。そよう病院への繰出金でございます。法に基づく繰出基準により算定しております。

次に、2目母子保健費は、本年度予算額1,348万1,000円でございます。特定財源として国県支出金510万1,000円です。

1節の報酬は、会計年度任用職員として歯科衛生士2名分を計上しております。

129ページをお願いします。

12節委託料につきましては、妊婦健診委託料として60名分を計上しております。このうちの妊婦歯科健診及び膣分泌検査は、県の少子化対策総合交付金事業として4分の3の補助がございます。

また、フッ素塗布事業につきましても、1歳児虫歯予防として、1歳児健診時に1回無料券を交付し、歯科の医療機関で塗布を行っております。

母子手帳アプリ委託料は、アプリの保守管理委託を行うもので、令和2年の無料トライアルから、現在は3年目となっております。過誤接種防止や町の情報発信、また、各種検診の勧奨を効果的に利用できるツールで、現在は121名の方が登録し利用されております。

18節の負担金補助及び交付金におきましては、不妊治療費助成として40万円を計上しております。こちらは昨年同様、特定不妊治療費25万円助成、また、一般不妊治療費助成を15万円ずつ計上しております。令和4年度からの不妊治療費が保険適用拡大されたため、今年度要綱を策定し、支援に向けて対応しております。

また、令和4年度の補正予算10号により計上しました、国の事業でもあります出産・子育て応援交付金につきましては、来年度も引き続き継続して補助を行います。補助率としましては、国3分の2、県6分の1、町6分の1でございます。

同じく129ページで、3目の保健センター管理費です。本年度予算額1,403万2,000円でございます。前年度と比べると63万6,000円の増です。こちらは、矢部保健福祉センター千寿苑と清和保健センターの必要経費について計上しております。

10節の需用費では、清和保健センターの入り口看板が劣化しておりまして、今後の台風等の影響も考えまして、撤去及び看板設置のために60万円を計上しております。同じく清和保健センターの駐車場の区画線がほぼ、ちょっと今消えている状態ですので、その修繕費も計上させていただいております。

12節委託料においては、千寿苑の施設管理を社協へ委託しておりまして、557万2,000円を計上しております。

続きまして、4目予防費でございます。130ページですね、よろしく申し上げます。本年度予算額1億353万円でございます。前年度に比べ92万3,000円の増です。増加の理由は、新型コロナウイルスワクチン接種事業の増でございます。財源の内訳としまして、特定財源としてコロナワクチン接種が5,984万5,000円、また、県の補助金が173万円、その他、住所地外接種が13万8,000円、また、ふるさと応援基金から2,000万円で、町民の安心安全、健康のために繰入れをさせていただく予定でございます。こちらには、予防接種事業費及び、引き続き新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る経費を計上しております。

1節報酬から4節共済費までは、新型コロナウイルスワクチン接種に係る人件費です。委員報酬として、予防接種健康被害調査委員会委員報酬2名分の2回を計上しております。また、会計年度任用職員報酬として、一般事務2名、看護師1名及び接種当日の日々雇用一般事務2名及び看護師日々雇用職員8名分を計上しております。

8節の旅費は、新型コロナウイルスワクチンに係る費用弁償に係る分です。

10節需用費から132ページ、12節委託料において、新型コロナウイルスワクチン接種及び追加的風疹抗体検査事業に係る必要経費をそれぞれ計上しております。

11節役務費では、各種予防接種勧奨通知や、子宮頸がんワクチン勧奨通知を計上しております。132ページをお願いします。

12節予防接種委託料では、定期予防接種13種、任意予防接種3種を計上しております。任意予防接種では、令和5年度から三種混合で百日咳を含むものを追加しております。また、キャッチアップの接種を今年度から行っておりますが、現在も受診されておまして、当初の225名から来年度は58名で計上しております。また、標準的な接種期間に当たる中学生から高校生相当の対象は100名で計上しております。また、風疹の抗体検査事業につきましても期間が延長されており、引き続き令和7年3月まで実施されております。新型コロナウイルスワクチン接種の事業分としましては、医師、看護師への接種委託料のほか、バス運行委託料、会場運営委託料、ワクチン接種予約システム委託料をそれぞれ計上させていただいております。

133ページをお願いします。

18節の負担金補助及び交付金です。新型コロナウイルスワクチン接種健康被害救済措置に係る医療費負担金です。今年度、1名について、会議を設けまして、現在、国のほうに進達しておまして、その結果によっては給付を該当者に支払うこととなります。予防接種のガイドラインに沿って、通院費及び入院費を2件分計上しております。各種の予防接種補助金につきましては、高齢者のインフルエンザなど、予防接種を広域としまして町外で受けられた方に対する償還払いを行うものです。

133ページ、5目の健康増進費でございます。本年度予算額が6,970万2,000円です。財源内訳は、特定財源としまして県補助が87万8,000円、その他としまして、高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業受託事業収入が150万円でございます。こちらには、集団健診事業及び一昨年度から始まりました高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業等に係る必要経費を計上しております。コロナ禍によりなかなか令和3年度が訪問等ができませんでしたが、現在は少しずつ、必要

な方に焦点を絞って適宜訪問等を行っております。

133ページの第7節報償費では、歯科医師、薬剤師などの健康講話謝金を、また、10節から13節の使用料及び賃借料においては必要経費を計上しております。

同じく133ページの10節で、消耗品においては、集団健診に使用します封筒の経費ですとか、熊本連携中枢都市圏健康アプリ事業に係る賞品代を計上しております。

134ページをお願いします。

11節役務費では、集団健診に係る健診申込み等の郵送料を計上しております。現在も無線等で流れておりますが、昨年の12月補正により承認していただいた分でございます。今回と違いますか、令和5年度に係る検診申込書からは、郵送により発送しまして、返信封筒も同封しまして、個別に対応することとしております。

12節の委託料では、集団健診委託料分4,550万円、人間ドック委託料1,850万円を計上しております。

18節負担金補助及び交付金では、熊本連携中枢都市圏健康ポイント事業負担金としまして73万9,000円を計上しております。こちらは、昨年のこの定例会では74名の登録でありましたが、現在119名で、増大まではいきませんが少しずつ伸びております。自らの健康意識向上のためにも、登録者数を増やしていきたいと思っております。今年度につきましては、健診会場でQRコード等から登録ができるよう、広報にも努めております。また、令和5年度につきましても、ワクチン接種がまだ行われると想定しておりますので、健康観察の時間が15分ほどございますので、その機会も利用してさらなる登録者の数を増やしていきたいと思っております。

また、健康増進補助金としましては、同和対策事業としまして対象地区住民への受診費用を還付するものでございます。

以上、健康ほけん課の4款に係る説明を終わります。

**○議長（藤澤和生君）** お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

---

延会 午後3時05分

3 月 10 日（金曜日）



令和5年3月第1回山都町議会定例会会議録

1. 令和5年3月2日午前10時0分招集
2. 令和5年3月10日午前10時0分開議
3. 令和5年3月10日午後4時05分延会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程(第9日) (第5号)

日程第1 議案第21号 令和5年度山都町一般会計予算について

---

7. 本日の出席議員は次のとおりである(13名)

1番 東 浩 昭	2番 坂 本 幸 誠	3番 眞 原 誠
5番 中 村 五 彦	6番 矢仁田 秀 典	7番 興 梶 誠
8番 藤 川 多 美	9番 飯 開 政 俊	10番 吉 川 美 加
11番 後 藤 壽 廣	12番 工 藤 文 範	13番 藤 原 秀 幸
14番 藤 澤 和 生		

---

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。(1名)

4番 西 田 由未子

---

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	梅 田 穰	教 育 長	井 手 文 雄
総 務 課 長	坂 本 靖 也	清 和 支 所 長	木 野 千 春
蘇 陽 支 所 長	村 上 敬 治	会 計 管 理 者	荒 木 敏 久
企画政策課長	北 貴 友	税 務 住 民 課 長	高 橋 尚 孝
健康ほけん課長	木 實 春 美	福 祉 課 長	高 野 隆 也
環境水道課長	有 働 頼 貴	農 林 振 興 課 長	松 本 文 孝
建 設 課 長	西 賢	山 の 都 創 造 課 長	長 崎 早 智
商工観光課長	藤 原 章 吉	学 校 教 育 課 長	工 藤 博 人
生涯学習課長	上 田 浩	そ  よ う 病 院 事 務 長	飯 星 和 浩
監 査 委 員	志 賀 美 枝 子		

---

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議 会 事 務 局 長 嶋 田 浩 幸 外 2 名

---

開議 午前10時0分

○議長（藤澤和生君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

## 日程第1 議案第21号 令和5年度山都町一般会計予算について

○議長（藤澤和生君） 日程第1、議案第21号「令和5年度山都町一般会計予算について」を議題とします。

3月9日までに第4款衛生費について、健康ほけん課の説明が終わっています。

次の項目について説明を求めます。

環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） おはようございます。それでは、4款衛生費のうち、環境水道課関係分につきまして、主なものを説明いたします。

134ページを御覧ください。

4款1項6目環境衛生費です。3億1,894万3,000円を計上しております。特定財源につきましては、国県支出金1,922万4,000円の内訳は、浄化槽設置に係る循環型社会形成推進交付金として1,149万6,000円、浄化槽設置整備事業補助金として651万8,000円及び権限移譲事務委託金121万円です。その他の内訳は、飼犬登録と狂犬病予防注射関係手数料及び敷地使用料です。

1節報酬は環境審議会委員7人分で、年1回の開催を予定しております。

2節から次ページの4節までは、職員9名分の人件費です。

136ページを御覧ください。

12節委託料のうち、美しいまちづくり推進業務委託料につきましては、28自治振興区ごとに推進員を選出していただき、ごみステーションや河川及び不法投棄の監視業務をお願いしているものです。

18節負担金補助及び交付金のうち、次ページの浄化槽整備促進事業補助金につきましては、5人槽26基、7人槽23基、10人槽1基、計50基分の予算を計上しております。資源ごみ集団回収事業補助金につきましては、現在15団体の登録があり、本年度の実績に基づき計上しております。小規模等水道施設整備事業補助金につきましても、過去の実績に基づき計上しております。

27節繰出金のうち、簡易水道特別会計に116万円、水道事業会計繰出金につきまして2億1,337万4,000円を計上しております。内訳は、旧簡易水道等の起債償還金及び水道事業職員3名分の人件費を計上しております。

続きまして、7目火葬場管理費です。1,220万6,000円を計上しております。特定財源につきましては、その他の内訳は火葬場使用料450万円、自動販売機電気使用料2万2,000円です。

10節需用費のうち、修繕料につきましては、機械機器の経年劣化による更新及び補修に係る経費を計上しております。

次ページを御覧ください。

12節委託料のうち、管理人委託料につきましては、現在勤めております2名分の委託料を計上しております。

139ページを御覧ください。

4款2項1目塵芥処理費です。2億3,854万6,000円を計上しております。特定財源について、その他で持込みごみ処理手数料、指定ごみ袋等販売料及び有価物売却料、ペットボトル等の抛出金です。

2節から4節までは、会計年度任用職員4名分の人件費です。

10節需用費のうち指定ごみ袋等購入費につきましては、本年度の販売実績及び在庫を基に計上しております。

140ページを御覧ください。

12節委託料のうち、次のページの一般廃棄物収集運搬委託料につきましては、矢部、清和、蘇陽地区ごとでの収集運搬業務で、3業者への委託となります。公共施設一般廃棄物収集運搬委託料は、24の公共施設の収集運搬業務を委託するものです。一般廃棄物最終処分委託料につきましては、排出される灰や燃え殻を最終処分場へ搬出するための運搬及び処理に係る委託料を計上しております。小型家電処理委託料につきましては、適正な処理及び家電のリサイクルを実施するため、委託するものです。

14節工事費のうち、小峰クリーンセンタープラスチックごみ保管場所新築工事につきましては、令和7年度から熊本市に可燃物を委託した場合、プラスチックごみを分別する必要があるため、現在の小峰クリーンセンターの屋内には保管スペースがありません。屋外に保管した場合、プラスチックゴミが汚損し、リサイクルに回せなくなります。ひどい場合には、焼却や埋却処分になります。

次のページ、18節負担金補助及び交付金のうち、上益城広域連合負担金につきましては、施設整備に係る経費を5町で均等割したものです。

続きまして、2目し尿処理費です。9,773万6,000円を計上しております。

2節から4節までは、会計年度任用職員3名分の人件費です。

次のページの143ページから144ページの10節以降につきましては、説明書のとおり、し尿に係る経費及び定期補修等の維持管理に係る経費を計上しております。

以上で、4款衛生費の環境水道課分の説明を終わります。よろしく申し上げます。

**○議長（藤澤和生君）** 以上で4款衛生費についての説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

5番、中村五彦君。

**○5番（中村五彦君）** 137ページの小規模等水道施設整備事業補助ですが、まだまだ水道設備が整っていない世帯といますか、地域が、町内には3割ほどですか、あるようです。私の地元にもありまして、この前ちょっと水源等を立ち会う機会がありましたら、谷間から流れてくる水を各家で、あるいは数戸で共同して引いて、それを飲用水にされておりました。

今、上水道のほうでは、クリプトスポリジウムですか、その対策として、紫外線照射も考えておられますが、今言いましたような谷川の水を飲まれている方は、鹿とかイノシシがこれだけ増えているのに、やはり昔ながらのやり方で取っておられます。

健康面の不安がかなりあると思っておりますが、町のほうの補助が少ないので、ボーリングとか、そういうしっかりした設備ができないというような現状だろうと思います。ここは300万円しか上げてありませんが、条例の変更とかして、もう少しやっぱり衛生的、文化的な生活が営めるようにするべきだろうと考えております。若い人はやっぱり水道もなかなか、こぎゃんとはおらんばいというふうには考えはしませんでしょうか。よろしく申し上げます。

**○議長（藤澤和生君）** 環境水道課長、有働頼貴君。

**○環境水道課長（有働頼貴君）** お答えします。議員おっしゃるとおり、小規模水道の事業で補助金を出しておりますが、当初は2分の1の補助でした。その場合、小規模の中でも、給水戸数の少ない部落については非常に負担が大きいということで、改正し、最大で75%、給水人口においてランク分けをしております。

それと、指摘されました300万円につきましては、例年の相談割合について計上したもので、令和4年度、今年度につきましても相談があり、予算がなくなった場合は随時補正対応をさせていただいているところですので、そういう対応を今後も続けていきたいと思っています。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑ありませんか。

10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** 136ページあたりでしたかね。ここに美しいまちづくり推進事業というふうなものが、毎年これお願いしているところですね。先ほど、その後に141ページ、プラごみの収集場を作るというふうなところとちょっと関わってくるんですが、今、担当課のほうでは、新しいそのごみの運搬等々について調査をされ、また、この議会の終了後にですかね。方針をまた定めてくるというふうなことはお伺いしているところなんです、この集積場を作り、そしてその分別の仕方、プラごみといってもいろんな種類のものがあって、それをまた細分にリサイクルとか、その搬入ができるものに分けるための指導が周知、指導活動が非常に大切かというふうに思っているんですが、そういう予算は今後その調査が出てから出てくるということでしょうか。この美しいまちづくりの方々にも、そういう役を担っていただけるのか。

そんなところをちょっとお伺いしてみたいなというところと、それから、集団ごみ回収ですよ。今15団体というふうにおっしゃっていますが、これはその後増えるような動きがあるのか。やっぱりこれがよいことで、その地域にもう活動していらっしゃるところがよいこととして、多分進めていらっしゃるし、今後のごみ収集についても、こういう活動が広がっていけば非常にいいことかなというふうに思っているのですが、そこら辺の現状と、今後の見通しとか、こういうことがとよいことであれば、やはり推進していくような方策も必要ではないかなというふうに思っているのですが、そのところをお願いいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 環境水道課長、有働頼貴君。

**○環境水道課長（有働頼貴君）** お答えします。美しいまちづくり推進事業委託ということで15団体になっておりますが、近年では、毎年1団体ずつ増えております。興味を持たれている団体からの相談はあると聞いておりますが、まだ来年度、確実に増えるということになっておりませんので、今年度の実績でしております。

それと、分別の回収方法につきましては、委員がおっしゃったとおり、業務策定の委託書が上  
がってきた後で、その内容に応じて判断していきたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** 142ページです。上益城広域連合負担金、廃棄物処理施設整備分517万  
3,000円なんですけど、山都町で517万3,000円ということであれば、広域ですから、これを掛ける  
5としたら、ほぼ2,500万円の予算になろうと思いますが、もうこれは民間に移譲して、民間の  
ほうから造られるということですが、また、ここでこの予算が出たということはどんな使途があ  
るんでしょうか。土地の買収は以前の予算で片づいておるとは思いますけども、昨日の話では何か  
まだ1か所済んでないという話ですが、その予算についてはもう既設予算で済んでいると思いま  
すが、この517万3,000円の使途をお伺いいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 環境水道課長、有働頼貴君。

**○環境水道課長（有働頼貴君）** お答えします。今回の517万3,000円は、上益城連合のほうか  
ら負担金一覧という形でなっている分については、用地取得に要する経費として2,586万5,000円  
というのが計上されておりますし、その中のそれを5等分した金額となっております。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

2番、坂本幸誠君。

**○2番（坂本幸誠君）** 134ページの環境審議会の委員の報酬とありますけれども、これ何名で  
しょうか。

それと、浦川の水路に浄化施設があるんですけども、これが何でその浦川の水路に必要なの  
か。何か抜本的な解決策はないかということと、141のプラスチックゴミの保管場所の新設にな  
っていますけれども、これ何年使われるのかということと、今ある町の施設を利用できないかとい  
うことをお尋ねします。

**○議長（藤澤和生君）** 環境水道課長、有働頼貴君。

**○環境水道課長（有働頼貴君）** お答えします。環境審議会につきましては、7名を予定して  
おります。

それと、浦川水路の施設につきましては、旧矢部の時代から、町なかの浦川の用水のほうの水  
質汚濁防止、水質浄化のために設置されたと聞いております。

それと、プラスチックごみの分別の新築のほうですが、今現在の屋外ではできませんし、先ほ  
ど申しましたけども、熊本市に持っていく場合に、外においてある部分ではできないということと、  
また、別の場所にすると、その手間がかかりますので、同じ敷地内で一体的にしたほうが良いと  
いうことで、敷地内での空きスペースのほうに建てるものです。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** 先ほどの続きなんですけど、上益城広域連合からの結局、町村の負担金  
の分ということは理解いたしましたけど、内容が土地購入費ということでございました。土地購入

というのはもう最初から設置する場所の分はもうきちんと分かっている、予算も立ててあったわけなんですよね。新たに購入されるんですか。民間から、もうちょっとこの用地が足りないから、不足するからという要望があつてなのか。もう少し、なぜこの用地を取得しなければならなかったのか、その辺りも。何のために、この用地が必要なのか。もう少し詳しく御説明ください。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） お答えします。先ほど言いましたとおり、この内容については、用地取得に係る経費という部分でしてありますので、具体的にどこを幾らというものについては手持ちのほうの資料が今現在ございませんので、調べまして、後で説明したいと思います。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） いくら広域からの負担をなさいということであっても、この町が何を使うために出すかも分からないで、予算を立てるといのはちょっとおかしいんじゃないかなと思います。町長いかがでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 用地につきましては、先ほどありましたように、あと1か所、まだ登記等々の問題でできてないという部分が、先般の議会の中でも報告があつたところがございます。

今、課長が答えたとおり、用地買収の費用じゃないんじゃないかなと思っておりますが、いろんな費用等々が発生する分の経費じゃないかなと思つて、私の推測であります、具体的に私も承知をしていないところがございますので、先ほど言いましたように、後で的確に調べて報告をしたいと思つています。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 環境水道課のほうの先ほどの142ページのところで、貫原へのあれが出ていますけれども、その内容といいますか、貫原ということだったので、毎年誰かお聞きになっているかと思うんですけれども、そこの足元ですよ。小峰のところに予定されていた最終処分用地があると思うんですが、その現状についてお伺いしたいと思います。

それから、保健事業のほうで、134ページのポイント事業をもうちょっとやっぱり増やしていく必要があるかなという昨日の御説明だつたと思うんですが、増やしていく方法ですね。どういうふうを考えていらっしゃるかということと、不妊治療のほうで、やはり国のほうも保険対応とかも出てきたんですが、やはりまだまだ負担が大きくて、昨日、金額の御説明があつたところなんです、やっぱ私の知っている人も不妊治療にやはり職場を休んで出ていかななくてはいけないような方々が結構いらして、そういった職場の理解とか、そういったことも本当に必要だというふうに思っているんですが、そこら辺のところの現状を担当課のほうでお聞きでしたらば、ちょっと教えていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） お答えします。貫原地区の振興費につきましては、現在、ク

リーンセンター及び、天昇苑ですね。火葬場の周辺施設ということで、その協力費として、平成5年に締結されて、それに従って振興費を払っております。現状につきましては、そのまま取決めがない場合、5年ごとの更新という形で進んでおります。

以上です。

最終処分場につきましては上益城5町ので、その地域についても、うちの町のほうから提案を上げたんですけども、現在の御船の地区になっておりますので、その地区については、現状維持というか、そのままの状態になっております。

**○議長（藤澤和生君）** 健康ほけん課長、木實春美君。

**○健康ほけん課長（木實春美君）** お答えいたします。健康アプリのポイント事業なんですけれども、昨日述べましたとおり、人数が昨年に比べましたら74名から119名にはなっているんですけども、ちょっと倍数とまではなっておりません。なかなかアプリ登録してというので、ちょっと高齢者、一概に高齢者とは言えないんですけども、難しいのかなというのもあるんですけども、健診の場でも、すぐに登録できるように、今年度の令和4年度の健診場でも進めておりました。

また、医療機関にも配布して周知をさせていただいているところですけども、なかなかちょっと激増にまでは至っておりません。私の本当に小さいながらの取組としましては、年度当初の新入職員研修の場でも、こういう事業がありますので、ぜひ登録してくださいということは周知しております。

なかなか使ってみると本当に役立つ、自分に対してのやっぱり健康意識が、いつも毎日開くところで絶対いいアプリだと思いますので、少しずつでも、やっぱりこれだけ予算もかかっておりますので、進めてまいりたいと思っております。

それと、不妊治療についてですけども、昨日、ちょっとその人数についての報告まではしておりませんでした。実績としましては、令和3年度については、一般不妊治療が3件、特定不妊治療が4件です。令和4年度の3月時点では、特定不妊治療のほうで2件の申請をいただいております。また、相談も今あっているという状況は確認しております。なかなかちょっと本人さんにとっては言いづらいし、やりづらいさもあるかと思っておりますけれども、せっかく保険適用にもなったし、社会全体として、これが財政面でも、また環境面でも取りやすく、できれば効果が表れるような社会全体の取組をしていく必要があるかと思っておりますので、折に触れて、できるところからでもやっぱり環境を進めるところでは、ちょっと町だけでの方法は難しいと思っておりますので、事業所あたりでも、できるだけ優しい環境を作っていただくような取組を進めていただきたいと思いますと思っております。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** 御説明ありがとうございます。昨日も福祉のほうで、保育士不足の話もございました。木實課長のほうでは、保健師さんたちを把握されていると思うんですが、やっぱりこの町に今足りてないのは保健師もそうでないかなというふうに思っているんですね。今

後の獲得に向けての方針があられたら、お伺いしたいと思いますし、今、相談窓口というところで、これは今回の予算には関係ございませんが、今、子育て相談窓口を開設、一本化でワンストップの窓口を作っていただきました。これをやはり、女性の相談窓口というか、ライフサイクルで、もっとこう拡張していければいいんじゃないかなと思ったところです。保健師のことについてお伺いします。

**○議長（藤澤和生君）** 健康ほけん課長、木實春美君。

**○健康ほけん課長（木實春美君）** お答えいたします。保健師についてですけれども、議員御指摘のとおり、現在それこそ保育士以上に、年齢も30代以上の保健師ばかりですし、ちょっと中途で、新人というか、若い職員もちょっと辞めたりしておりまして、なかなか保健師獲得ができていない状況であります。

毎年、職員採用についてもお願いをしているところですが、なかなかちょっと近隣も聞きましても、全体的に自治体への保健師の採用と申しますか、なかなかこう応募に応じられないというのか、自治体の厳しさがあってなのか分かりませんが、どうしても保健師の必要性は感じておりますので、これからはちょっと保健師については採用はずっと行って、少しでもやっぱり若手をどんどん採用して、これから先の山都町を担っていただける若い世代の子育て世代の方に還元できるように、推進してまいりたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** これで質疑を終わります。

5款農林水産業費について説明を求めます。

農林振興課長、松本文孝君。

**○農林振興課長（松本文孝君）** それでは、令和5年度の5款農林水産業費を御説明いたします。各事業の主なものを御説明してまいります。

145ページからお願いいたします。

5款1項1目農業委員会費です。4,077万4,000円を計上しております。特定財源のその他の232万3,000円は、主に農業者年金業務委託料となっております。

1節報酬1,126万9,000円。こちらは農業委員19名、農地最適化推進委員28名分の報酬と、会計年度任用職員1名分の報酬となっております。

2節給与から4節共済費までは、職員の人件費等となっております。

8節旅費におきましては、費用弁償としまして、農業委員の総会並びに現地確認に伴う費用弁償として計上しております。

146ページをお願いします。

10節需用費195万5,000円、消耗品費につきましては、本年7月に農業委員の改選が予定されておりますので、新しい方の活動服やキャップ、農業員必携等を購入するものでございます。印刷製本費につきましては29万1,000円で、年2回発行します農業委員会だよりの印刷製本費でございます。



11節役務費155万7,000円。農地利用状況調査の郵送料とタブレット端末の回線使用料23台分が主なものとなっております。

147ページをお願いいたします。

22節償還金利子及び割引料106万5,000円は、機構集積協力金交付事業の返還金です。

2目農業総務費1億1,241万4,000円を計上しております。特定財源、その他の43万9,000円は、施設の使用料です。

1節報酬160万円は、会計年度任用職員1名分です。

2節給料から4節共済費までは、職員人件費となっております。

148ページをお願いいたします。

10節需用費88万6,000円。蘇陽支所の営農ホール、二瀬本ふれあい館研修センター、中尾機械倉庫の需用費等の経費を計上しております。

12節、委託料250万2,000円。

148ページから149ページにかけてですが、二瀬本研修センター並びに西部地区交流館の浄化槽及び消防施設点検料と、二瀬本ふれあい館にありますみそづくり機械器具をそよ風パーク内に移設しますので、その移設委託料として128万7,000円を計上しております。

149ページをお願いいたします。

13節使用料、使用料及び賃借料40万6,000円は公用車のリース料です。

3目農政費です。8,802万5,000円を計上しております。特定財源のその他80万円は、旭化成からの椋山土地改良区への事業協力金でございます。

8節旅費です。特別旅費としまして105万7,000円。九州茶協議会並びに全国棚田協議会など、幹事会や全国大会へ出席する場合の旅費を計上しております。

12節委託料です。有機農業サポートセンターの運営業務に係る委託料を計上しております。これは、有機JAS認証申請に係る支援や、土壌分析、施肥設計に係る指導等を行い、生産者のサポートをするものです。

150ページをお願いいたします。

13節使用料及び賃借料20万円。認定農業者協議会の全体研修及び女性部研修に係るバスの借上料を計上しております。会員数としましては、今194名となっております。

18節負担金補助及び交付金です。8,060万5,000円。各種協議会の負担金及び各補助金でございます。認定農業者協議会助成金が30万円。営農対策協議会が24万3,000円。これは町、県、JA、畜協、農業委員会等で構成されている協議会です。有機農業振興事業補助金1,005万5,000円です。有機JAS拡大支援や有機農産物流機械設備整備やアイガモ農法支援事業等を実施してまいります。有機農業協議会助成金100万円、会員は113名です。

151ページをお願いします。

農業後継者クラブ助成金13万円、会員18名です。茶振興会助成金60万円、13のお茶工場と39名の会員です。農業次世代人材投資資金750万円。こちらは農業次世代人材投資資金として、平成30年以降の1名と、御夫婦3組の計7名に対する交付金です。国の100%の補助です。山都町有

機農業研修機関運営支援事業補助金150万円。農林業制度資金利子補給費補助金131万5,000円です。農林振興事業補助金1,093万円。堆肥化施設整備事業の補助や農業用ドローン、苗木の購入助成を計上しています。農業用廃プラスチック適正処理推進事業補助金190万6,000円。農協が各家庭から回収しました処分費のうち、1キロ当たりの上限15円、または2分の1を補助するものです。次に、集落営農推進事業補助金60万円です。地区は未定でございますが、1地区30万円で、2地区を計上しているところがございます。野菜・花き・果樹振興助成金188万円。JAかみましき、JA阿蘇へ、それぞれの部会への助成を行うものでございます。果樹剪定助成金80万円は、国の剪定の助成金としております。全国茶品評会出品助成金60万円です。出品1点につき2万円、30点分を計上しているところがございます。次に、新型コロナウイルス対策緊急支援資金の保証料の補助金です。50万1,000円です。令和5年度の申請見込みを含めまして、26件分を計上しています。次に、中山間農業モデル地区支援事業補助金566万6,000円です。下矢部東部地区で、農業機械等施設整備を予定されています。全額県補助となります。経営継承発展と支援事業補助金です。500万円です。こちらは、後継者が経営継承後の経営の発展に関する計画を策定し、その計画に基づく取組を行う場合に必要となる経費を支援するものでございます。上限が100万円で、5名分を計上しています。国と町がそれぞれ2分の1を補助するものです。

152ページをお願いします。

くまもと土地利用型農業競争力強化支援事業補助金895万8,000円です。中山間地域の土地利用型農業における生産コストの低減を図るため、共同利用、組織化に必要な機械導入を支援する事業で、5組織分を計上しています。集落営農活性化プロジェクト促進事業補助金116万8,000円です。これは集落営農における活性化に向けたビジョンづくりや人材確保、新たな作物導入等の取組を支援するものです。山都町農産物ブランド化推進事業補助金300万円です。令和3年度まで、国の地方創生推進交付金事業により、農産物のPR、販路拡大や生産者への支援につながるよう取り組んでまいりました。この事業を引き続き継続して実施するものでございます。山都地域担い手育成総合支援協議会補助金100万円です。新規就農研修期間として、県の認定を受けて就農を目指す方へ、座学講座や栽培研修等の研修に係る運営費を計上しているところです。農業後継者就農交付金250万円。令和5年度は5名を見込んで計上しているところです。新規就農者育成総合対策経営開始資金補助金1,200万円。これは就農直後の新規就農者の経営確立を支援する事業で、最長3年間、1か月につき1人当たり12万5,000円を交付するものです。7組9名分を予定しております。耕作放棄地解消事業補助金25万6,000円。これは、自己所有地以外の遊休農地を担い手が5年間以上耕作することを条件に交付する補助金です。次に、栴山地区かんがい事業協力金です。80万円。旭化成延岡支社から地元土地改良区に対する協力金でございます。

4目畜産振興費799万2,000円を計上しています。特定財源、その他1万円は、町有牧野の使用料でございます。10節需用費36万5,000円。ワクチン等の注射に使います注射針等の購入費を計上しています。

153ページをお願いいたします。

18節負担金補助及び交付金758万1,000円です。家畜導入事業補助金401万9,000円。こちらは、

導入したメス牛の実費または自家保留牛となる牛の補助をするものです。それぞれ導入価格の10%以内、平均市場価格の8割の10%以内という形で助成をしております。令和3年度の実績としましては、173頭へ補助しております。次に、町指定牛補助金60万円、優良牛の自家保留の支援として、1頭3万円の20頭を予定しています。次に、牛予防接種事業補助金です。157万6,000円。これにつきましては、牛の異常産を防止するためのワクチン代の半額補助で、1,530頭分を予定しています。

6目日本型直接支払事業費5億4,362万9,000円を計上しております。

1節報酬50万8,000円は、会計年度任用職員の1名分の4か月分の報酬です。

154ページをお願いいたします。

12節委託料です。487万7,000円。農用地の傾斜等を計測する場合に、業務委託で50万円を予定しております。中山間地支払交付金の対象となる農用地の新たな編入や除外に伴う傾斜の測定、エリア測定に係る委託料となっております。

次に、多面的機能支払事業保全管理状況調査業務委託料437万7,000円。これは、多面的機能直接支払交付金の対象農地につきまして、国の要綱により、毎年全筆を確認する必要があるため、その調査費用として計上しております。

155ページをお願いいたします。

18節負担金補助及び交付金、5億3,774万7,000円です。中山間地域等直接支払制度交付金が3億600万円を予定しております。多面的機能支払交付金が2億874万1,000円、環境保全型直接支払い交付金が2,300万6,000円を予定しております。

7目水田農業対策費です。881万2,000円を計上しています。

18節負担金補助及び交付金845万円です。経営所得安定対策等推進事業補助金に585万円。水田産地化総合推進事業補助金260万円。山都地域農業再生協議会の方へ補助を行い、それぞれの事業を実施するものです。協議会では、現地確認に伴う農家組合長に対する謝金の支払いとか、また、現地立会いをされた際の費用弁償、水田の転作に係る交付金の算定事務に関する賃金等を予定しています。

9目農業土木管理費752万4,000円を計上しています。

156ページをお願いいたします。

18節負担金補助及び交付金641万円です。各種協議会の負担金、賦課金を計上しているところであり。一番下の国営造成施設管理体制整備促進事業補助金575万4,000円。これは、矢部開パ地区の土地改良区を管理しています道路やパイプライン等の補修に対する補助金でございます。

157ページをお願いいたします。

12目大矢野原演習場対策費8,039万1,000円を計上しています。

14節工事請負費7,410万円です。中島地区用水路改修工事を予定しております。工事概要としまして、四つの工区で延長1,320.5メートルの水路改修を予定しております。

13目中山間地域総合整備費7,598万6,000円を計上しています。特定財源のその他の1,668万3,000円は、受益者負担金と換地処分費です。

158ページをお願いします。

12節委託料112万2,000円。矢部中部地区促進計画変更申請書作成委託料です。

18節負担金補助及び交付金7,159万5,000円です。農業競争力強化基盤整備事業負担金で、県営の矢部中部地区の補助整備事業の工事の負担金となります。令和5年度の工事箇所につきましては、山田工区、梅木工区となっております。こちらは町と受益者の負担分で、事業費4億円のうち、町と受益者それぞれの負担分17.5%となっております。

21節補償補填及び賠償金128万8,000円。農業競争力強化基盤整備事業換地処分費の町と受益者の清算金です。

22節償還金利子及び割引料124万8,000円。農業競争力強化基盤整備事業換地処分の処分費の受益者精算金を県へ支払うものです。

159ページをお願いいたします。

14目単独土地改良費315万円です。特定財源その他の21万4,000円は、かんがい用水施設使用料と修繕の負担金となっております。

18節負担金補助及び交付金285万円。農林振興補助金です。こちらは、用水路関係の施設の改修5件分を計上させていただいております。

25目人・農地プラン事業費6万円を計上しています。8節旅費6万円。人・農地プランの検討委員の費用弁償です。

30目有機農業推進事業費1,143万9,000円を計上しています。特定財源の国県支出金1,100万円は、みどりの食料システム戦略推進交付金によるものです。

8節旅費11万1,000円。有機農業実施計画を推進するための検討会を開催する費用弁償でございます。

12節委託料832万8,000円。令和4年度に、国のみどりの食料システム戦略推進交付金の交付要件であります有機農業実施計画を策定いたしました。その実現に向けた取組として、六つの取組を実施してまいります。有機の堆肥づくり講習会委託205万9,000円。新規・若手農業者有機農業経営講習会実施委託料170万7,000円、有機育苗技術講習会委託料115万9,000円、慣行農家向け有機農業講習会委託料117万7,000円。道の駅有機農産物販売促進イベント委託料55万円。県内流通及び実証実験事業委託料167万6,000円。

160ページをお願いいたします。

18節負担金補助及び交付金300万円を計上しています。これは、国のみどりの食料システム戦略推進交付金事業の1メニューとして、今回、有機転換推進事業が創設されました。新たに有機農業へ転換を実施する農業者に単当たり2万円が交付される事業で、1.5ヘクタールを予定しています。

31目地籍調査費6億5,720万円を計上しています。財源内訳は、国が2分の1、県が4分の1で、国、県合わせまして4億7,199万9,000円、残りが一般財源となります。

1節報酬320万円、会計年度任用職員2名分の報酬となります。

2節給料、3節職員手当、4節共済費は、職員の人件費でございます。

161ページをお願いします。

7節報償費366万4,000円。地籍調査推進員の報酬となります。

8節旅費90万8,000円。地籍調査推進員の費用弁償68万4,000円と会計年度任用職員通勤費用弁償17万4,000円、研修費等の旅費5万円です。

10節需用費71万7,000円は、コピー複合機使用料、公用車燃料費や閲覧会場の暖房用灯油代です。

11節役務費48万3,000円。通知用の郵便料と推進員の現地立会いに伴う傷害保険料です。

12節委託料6億1,871万4,000円。地籍調査業務委託料でございます。令和4年度末の地籍調査の進捗率は62.07%の予定です。令和5年度は、矢部地区の麻山、上川井野、川野、黒川、田所、成君、清和地区の緑川、鎌野、西緑川を予定しております。それから、地籍情報管理システムの保守委託料51万5,000円です。

162ページをお願いします。

13節使用料及び賃借料115万3,000円。コピー機のリース料と地籍情報管理システムのパソコンのリース料です。

18節負担金補助及び交付金141万1,000円。これは熊本県国土調査推進協議会の負担金でございます。

21節補償補填及び賠償金6万5,000円です。調査区における流木補償、伐採補償でございます。

5款2項1目林業総務費です。3,368万8,000円を計上しております。

2節給料から4節共済費までは、職員の人件費でございます。

163ページをお願いします。

2目林業振興費でございます。2億2,102万8,000円を計上しております。1節報酬337万円。猟銃による鳥獣害被害防止対策実施隊の報酬と会計年度任用職員1名の報酬です。

164ページをお願いします。

11節役務費120万円。これはJクレジットプロジェクト登録の手数料で、登録申請に当たり、作成したプロジェクト計画書の確認審査を受ける必要があるものです。

12節委託料3,939万1,000円。森林病虫害防除委託料としまして、蘇陽の服掛松の松くい虫防除に22万3,000円を計上しています。こちらは、県の2分の1の補助がございます。

次に、意向調査委託としまして、1,455万5,000円を計上しています。山都町内の民有林で森林経営計画を作成されていない森林に対しまして、その所有者から意向調査を行うためのものがございます。令和5年度の計画ですが、実施予定面積として、2,152ヘクタールを予定しております。

165ページをお願いいたします。

森林境界明確化事業委託料としまして、1,091万2,000円。地籍調査が終わっていない場所で、意向調査の準備として、森林境界の明確化を行うための事業となります。財源は森林環境譲与税です。森林整備事業委託料としまして561万2,000円。こちらは令和元年度より実施している意向調査後の森林整備について、令和5年度に対象森林の整備を実施するための事業費です。こちら

も財源は森林環境譲与税となっております。整備予定箇所は27か所、8.4ヘクタールを見込んで  
いるところです。Jクレジットモニタリング調査委託料としまして210万5,000円。これは前段で  
申しましたJクレジットの登録後、CO<sub>2</sub>排出量のモニタリングを行う必要があるものです。

13節使用料及び賃借料48万円。森林管理システムのリース料を計上しています。財源は森林環  
境譲与税です。

14節工事請負費261万5,000円。癒やしの森整備工事としまして、清和ふれあいの森遊歩道の舗  
装工事費を計上しています。

18節負担金補助及び交付金1億7,262万6,000円を計上しています。

166ページをお願いいたします。

森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会負担金です。260万円です。こちらは、県の協議会  
が補助主体となって、里山竹林の整備を行う組織に対しまして、国県町で補助を行い、これを町  
の負担金として計上しております。本町では、六つの組織が活動を予定されています。次に、山  
都町農林振興事業補助金、林業基盤整備です。713万8,000円を計上しています。林業作業路の5  
路線の舗装の整備を予定しております。次に、山都町森林整備事業補助金、造林下刈り2,020万  
9,000円です。こちらは、町内に人工林を所有する森林所有者が行われます森林の造林、下刈り  
に対しまして、補助金を交付するものです。次に、林業従事者就業環境改善補助事業補助金200  
万円です。こちらは、町内在住の県補助事業等の適用対象外の小規模林業事業体へ林業用ジャケ  
ットや防護ズボン、ヘルメット等を支援するものです。次に、有害鳥獣被害防止対策事業補助金  
1,500万円です。電柵、ワイヤーメッシュ等の設置に対する町2分の1の補助事業です。次に、  
有害鳥獣捕獲隊助成金7,333万5,000円です。有害鳥獣駆除捕獲隊56班に対する補助と、イノシシ、  
シカなどの捕獲に対する補助です。次に、くまもと間伐材利用活用推進事業補助金4,302万円  
です。森林組合及び林業事業体を実施します間伐材に対する補助金として、間伐材の出荷の区分によ  
り、1立米当たりの単価で補助を実施するものです。県が2分の1、町が2分の1を補助するも  
のです。次に、山都町森林整備事業補助金、間伐550万円です。町内に人工林を所有する森林所  
有者が行われます森林の間伐事業に対しまして、補助金を交付するものです。次に、緑の少年団  
活動助成金8万円。中島小と蘇陽小の緑の少年団への活動へ助成を行うものです。次に、狩猟免  
許取得支援補助金11万円です。町内在住の狩猟免許を取得された方へ、1人当たり1万円を補助  
するものです。銃免許、わな免許をそれぞれ取得した場合に、それぞれ補助を行います。過去3  
年間の平均で予算計上させていただいております。令和4年度現在、3名が銃、わなを取得され  
ています。

167ページをお願いします。

農林業制度資金利子補給費補助金です。63万円です。こちらは、新型コロナウイルス対策緊急  
支援資金の利子補給費補助金、林業分で申請された9件分です。次に、新型コロナウイルス対策  
緊急支援資金保証料補助金です。50万4,000円です。9件分でございます。

3目林業土木管理費です。671万8,000円を計上しています。

10節需用費40万8,000円のうち、30万円は菊池人吉線のほか、林道施設の修繕料で、町道管理

道がございますので、そちらの簡易な修繕となっております。

12節委託料571万円です。こちらは、町管理林道17路線の除草作業を地元の団体の方等に委託を行って実施しているものです。

7目治山費です。18万円を計上しています。

10節需用費15万1,000円は、消耗品と公用車の燃料費を計上しています。

14目地方創生道整備推進交付金事業費です。3,135万1,000円を計上しています。

168ページをお願いします。

14節工事請負費3,100万円は、林道久留見尾線の舗装工事費で、地方創生道整備推進交付金事業を活用して、5か年計画で実施します。令和5年度の舗装延長としまして、650メートルを実施するものであります。

15目鳥獣処理加工施設です。581万3,000円を計上しています。

11節役務費35万9,000円。こちらは国産ジビエの認証手数料で、毎年行われる国際ジビエ認証制度で定められております定期監査の手数料となっております。

12節委託料535万4,000円です。ジビエ工房やまとの加工施設の運営に関するものでございます。加工施設の開所から5年が経過しましたので、これまでの実績等を考えまして、委託料の算定方式の見直しを行いました。解体作業員1名の人件費と令和5年度の水道光熱費、車両燃料費、修繕費、通信費、残渣処分費等の処理に係る基礎的経費を積算しております。また、令和5年度からは、稼働日を週5日から週6日に変更することとしております。

169ページをお願いいたします。

5款3項1目水産振興費17万円。

18節負担金補助及び交付金として17万円を計上しております。こちらは、緑川漁協と蘇陽地域漁協への補助金となっております。

以上となります。どうぞよろしくをお願いいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 5款農林水産業費についての説明が終わりました。

ここで10分間休憩いたします。

---

休憩 午前11時02分

再開 午前11時12分

---

**○議長（藤澤和生君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

環境水道課長、有働頼貴君。

**○環境水道課長（有働頼貴君）** 先ほどの答弁の用地取得関係経費の内訳ですが、令和2年、3年度に購入しました土地の償還金を計上しておりまして、償還が令和3年から令和12年までの10年間で償還することとなっております。令和5年度分を計上したものです。

**○議長（藤澤和生君）** これから質疑を行います。質疑はありますか。

6番、矢仁田秀典君。

**○6番（矢仁田秀典君）** 経済建設委員が質問するのはなかなかないかと思いますが、幾つかですね。3目の151ページ、経営継承というのがありますけども、これは親子間でも可能なのか。あるいは、その内容についてはどういうものなのか、お聞きします。

それから、2目の166ページ、この中の節の中にはハンター育成というのがないようなんです。補助金は出ていますが、私がずっと訴えてきました。今農家は高齢化してしまって、農家というか、狩猟者は高齢化してしまっている関係、若い人たちを育成する必要がある。町としても、そういう人を任用職員あたりを雇って、そういう人たちができないかという話をずっとしてきていますけども、また、今年も予算が上がっていません。その辺がどうなっておるのか。

それから、15目のジビエ工房、168ページですね。ジビエ工房についても、肉を売って、ジビエを販売して、そこで利益を上げて、このジビエ工房の予算的なものはそこから出すべきではないかって。これはジビエ工房ができるときからの話で、1年待ってくださいという話で、元は168万ぐらいだった。それがその次に三百何十万になって、その次、四百何十万になって、五百何十万が今続いとるわけです。じゃなくって、ジビエ工房、お金を出して、その肉を売ってなったら、マイナス、マイナスの話であって、あんま対して町のためにならん。肉を売って、そこでジビエ工房の予算的なものとか、採算が合うようにしていくのが本来の姿じゃないかと思しますので、この辺もずっと一般質問でも話をしてきましたし、委員会でも話をしてきましたが、全然反映されておりませんので、その辺の考えをお聞きしたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 農林振興課長、松本文孝君。

**○農林振興課長（松本文孝君）** それでは、まず、経営継承発展支援事業につきまして、御説明をしたいと思います。

後継者が経営の発展に関する計画を策定しまして、その計画に基づく取組を行う場合に必要となる経費を支援するものです。100万円が上限となっております。親子間でというのがちょっとはっきり分かりませんので、そこはまた後で調べて……。一応、家族経営をはじめとする担い手の経営を継承、発展するための取組と書いてありますので、親子間でもいけるかなとは思っておりますけれども、ちょっとここはまた後で調べて御報告したいと思います。

それから、ハンターの育成については、これまでもいろいろと御指摘を受けているところでございますけれども、実際のところ、今年度何か検討したかと言われると、ちょっとまだできていない状況にありますので、どういった形でハンターを育成していくのかを、また総合的に判断しながら協議を進めてまいりたいというふうに考えているところです。

それから、ジビエ運営費につきましては、町の方針としましては、議員おっしゃったように、自立していただくというところを基本方針とはしておりますので、また、相手方と協議しながら、進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑ありませんか。

7番、興梠誠君。

**○7番（興梠 誠君）** 私からは2点ほどお尋ねしたいと思います。蘇陽地域にありますふれ



あい館のことなのですが、課長の説明では、パークのほうに移転するというのは答弁にありましたが、ふれあい館につきましてはもともとこれは町が作った施設でありまして、これまでも町内の方々がかなりの方々が利用されて、洗濯もありますし、みそもありますし、そういうことで、全地域からかなり来られて利用されていたというふうに思っております。

その運営の仕方というのが、合併して、利用者の人たちが自分たちの会費を出して、積み立てておられました。そして、いざ何か機械等の故障があった場合は、自分たちから幾らかの金を出して、足りない分を町から補填していただくというようなことで、前々町長の時代に、そういう申合せ事項みたいのを作って運営されていたということがありますので、今、二瀬本研修センターの建物そのものも今非常に危険な状態でありますので、移転するという事は致し方ないと思いますが、パークのほうに移られて、運営形態を今後どうされると考えておられるのか。そこら辺りをお示しをいただきたいと思っております。

それから、151ページの栗剪定班のことなのですが、このことにつきましても、非常に長い剪定班の事業であります。旧蘇陽時代も当然剪定班に助成金を出して、栗の冬場の剪定をしていただいております。山都町においても、栗につきましては、本当に特産となるような品目であります。旧蘇陽でいえば、1億円産業とかいう時代もありましたし、当然矢部地域においても、清和地域においても、栗の植付けというのはかなりあると思っております。高齢化で非常に今厳しい状態ではありますが、この栗については、もっと推奨するべきであると私は思っております。栗の値段も今かなりキロあたりも上がっておりますし、こういうものを山都町の顔として、どんどん売り出していくというためには、剪定はしっかりしなくちゃ駄目だろうと思っております。

ですから、もうちょっとセンターに対して、補助金のかさ上げができないものかということでお尋ねをしたいと思います。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 農林振興課長、松本文孝君。

**○農林振興課長（松本文孝君）** まずは、二瀬本ふれあい館のことで、お答えしたいと思います。

議員おっしゃるとおり、開設時期は昭和62年となっております。それまではいろいろと地元の方がしっかりと運営をされてきて、町も少しそこに関わりながらという形だったかと思っておりますけれども、平成30年の事務事業評価において、廃止という評価を受けているところでございます。

その後、令和3年に入りまして、保健所よりその施設に対しまして、合併浄化槽が設置されていないということで、指摘を受けているところでございます。事務事業評価、廃止を受けて、それ以降、何度も会合を重ねながら、加工グループの方としまして、今回、移設先がそよ風パークということで御了解をいただきましたので、移設費をこちらで計上したところでございます。

今後、移設後は、今まで積み立ててこられた分を活用しながら、自主運営という形で進めてまいりますという形にしております。

それから、果樹剪定につきましては、現在補助を実施しているところでございますけれども、議員の提案をいただきまして、栗の値段が確かに好機に上がっているのは事実でございます。そ

れがうちの特産品として、こういった取組をとっているものがあるかもしれませんので、今後、そのお話をまた検討して、こういった方策がいいかを考えてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

2番、坂本幸誠君。

**○2番（坂本幸誠君）** 152の新規就農者の育成総合対策、これの内訳をお聞きしたいというのと、あと159の委託費のことですけれども、有機の堆肥づくり、この講習会は今もあっているんですけれども、今あっている状態のやつも適用になるのかですよね。これ継続で、年に何回か計画して回っていますけれども、そのことです。

先ほど言われまして、ジビエのことですけれども、常任委員会で見学に行って、焼却炉を見学に行って、非常にいいもんだということをお報告していたと思うんですけれども、そのことは検討はなされてないんですか。

**○議長（藤澤和生君）** 農林振興課長、松本文孝君。

**○農林振興課長（松本文孝君）** それでは、お答えいたします。新規就農者育成総合対策経営開始資金補助金となっております。これにつきましては、先ほど申しましたけれども、お金が最長3年間出るということになっております。

要件としましては、独立自営就農時の年齢が原則49歳以下で、認定新規就農者であることですね。それから、青年等就農計画は、独立自営就農5年後には農業で生計が成り立つ、実現できる計画であるということとなっております。

それから、人・農地プランへの中心形態に位置づけられることとなっておりますので、あと一つとして、原則として、前年の世帯の所得が600万円以下というような要件となっております。

今年度はまだ具体的には決まっておりますけど、新規2名分を予定して、先ほど申しましたように、7組9名分というところで1,200万円という形になっております。これでよかったですかね。

それから、有機農業推進事業の委託料の件だと思いますけれども、832万8,000円につきましては、一応国の交付金事業となりますので、現在されている分は対象となりませんので、これは新規に、新年度になってから、うちのほうで実施していくという形になるかと思っております。

それから、ジビエの処理といたしますか、イノシシ、シカの処理施設をさせていただきましたけれども、天草のほうに行ってまいりましたけれども、現状としまして、あの施設はあるんですけれども、それが町として持続可能な施設かどうかというのは、ちょっとまだ検討の余地があるというふうに考えております。

天草のほうでも、処理はするけれども、それを減容化して肥料にするという形になっておりますが、結局その肥料代というのは現在ゼロ円ということで、収入が全くなくて、全て町の持ち出しで運営されているというような状況でございましたので、そこら辺も含めて、検討する必要があるかなとは思っておりますが、事業化できなければ、ジビエ工房と一緒に、自立するのが最終的な方策かなと思っておりますので、そこら辺も含めて考えていかなければと思っております。

です。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

9番、飯開政俊君。

**○9番（飯開政俊君）** 159ページの委託料の話の中で、道の駅有機農産物販売促進イベントとあります。道の駅に有機農産物コーナーか何かを設けたときの、いろんなことの促進イベントかなと思いますけども、非常に新しい取組でよかったかなと思いますので、その内容を少し何か考えがあれば教えていただきたいと思います。

それから、164ページですね。164ページは、Jクレジットがプロジェクト登録手数料と、65ページにモニタリング調査とありますけども、その内容を少し教えていただきたいと思います。

それから、166ページの、今、山のほうが間伐もありますけれども、総伐が非常に増えております。そういった中、森林組合とか、いろいろ伺いますと、ここに載っていますけども、造林と下刈りの補助金が2,000万円ほど載っておりますけども、そこら辺のところはやはり今後、譲与税が増えてくれば、そういう補助も増やしてほしいという林業従事者の方々からの話も来ております。その辺のところも併せてお願いを申し上げます。

**○議長（藤澤和生君）** 農林振興課長、松本文孝君。

**○農林振興課長（松本文孝君）** まず、道の駅のことから申し上げたいと思いますけれども、この事業につきましては、新道の駅が開駅されることに伴いまして、有機農業の振興という形で、道の駅の前に、中ではなくて外でイベント的なものを現在考えております。具体的な内容はこれから詰めていくこととなりますので、開駅に向けて、オープン日というわけではないですけれども、オープン以後、イベントを開催して、有機農業の振興を図ろうというふうな考えでございます。

それから、Jクレジットにつきましてはですけども、JクレジットはCO<sub>2</sub>の吸収量を算定しまして、どなたかに買っていただくというような事業となっております。これを登録するのが120万円、その後のモニタリングを予算計上しているところでございますけれども、結構お金がかかる事業となっております、販売したときの金額が定まっておりません。これは相対取引というふうな形になってまいりますので、相手方がこれぐらいで買いますよというような提示になるかと思いますが、まずは計画をつくって、どれぐらいの排出量があるのかなというところを持っております。

現在では試算としまして、8年間で3,971トン、CO<sub>2</sub>を町の町有林で吸収するというような計算となっております。取引については、単価が相手との交渉によりましては、最大で8年間で、700万程度になるのではないかと、最大ですね。最低だと、かなり低い金額になるかもしれませんが、そういう見込みで進めておるところでございます。

以上です。

すいません、間伐とか造林の件に関してですけども、今回2,000万円ほど、造林下刈りに予算をつけさせていただいております。近年のウッドショックによりまして、全伐が非常に多くな

りまして、その後の造林がなかなか進んでいない状況でございます。その分について森林組合とも話したところ、そういう要望が非常に上がっているということで、今回造林下刈りで2,000万円ほどつけさせていただいて、これは一応、環境譲与税で対応できるように今はしているところでございます。よろしくお願いたします。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

9番、飯開政俊君。

**○9番（飯開政俊君）** 丁寧なお答えありがとうございます。ただ、道の駅の有機農産物の販売の促進のイベントなんですけども、やはり一番難しいのは、1年間を通して、どれだけの品物を安定的に店に並べるかというのが非常に難しいと思いますので、そこ辺のところも併せて、やはりJAとか生産組合と連携を組んで、きちっと並べられるように、指導をお願いしたいと思えます。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** 先ほど、7番議員からもあったところですが、まずは149ページ、みそづくり、二瀬本からそよ風パークへということで、私がこの間の一般質問でも、ちょっと加工所の話をしましたときに、一番に思いついたのがその風パークのあそこの、いわゆる昔から調理実習をしていたあそこじゃないかなと思って、内部にちょっと詳しい方に聞いてみたところ、いやいやすぐすぐには使えませんよと、相当物置になっておりますという話でした。パークのどの辺にみそづくりのセンターを持ってこられるのかということの一つお伺いすると、それから、同じく149ページでは、農業サポートセンターですね。この委託先がどこであるか、お分かりでしたら教えてください。

それから、159ページと160ページにちょっとまたがっているんですけども、私が有機農業のことをあまり詳しくなくて、お伺いするのもなんなんですけれども、有機農業を慣行農業の方々にお勧めするというか、そういった講習会等も予定され、そして、その有機農業に転換するというふうなお金も出ているようなんですが、私のような素人でも、有機農業をするには土づくりから何から非常に長い期間を要するんじゃないかというふうに思っているんですけども、その転換するというふうなときの条件等がどういうふうになっているのかなというふうに思っております。

それと、もう1点すいません。152ページ、ちょっと戻りますが、耕作放棄地の解消対策として25万6,000円ですか。割と少額なんですけども、今この耕作放棄地、大変問題の土地ではないかというふうに思っているんですけども、何か対策費というか、これだけではないかもしれないけれども、もっともっと力を入れる必要があるんじゃないかなというふうに思っているんですが、ここら辺の内容を教えてください。

**○議長（藤澤和生君）** 農林振興課長、松本文孝君。

**○農林振興課長（松本文孝君）** それでは、お答えしたいと思います。まず、ふれあい館の移設費に関してですけれども、移設に関しては、パーク内の支配人が使われている建物があります

けれども、その横に作業スペースがありますので、そちらのほうに移設をしていくという形になっております。

それから、サポートセンターの委託先については、現在決まっているわけではございません。今いろんな方と協議を進めながらしておりますけれども、まずは予算が確定した後でないとなかなか本格的なお話できませんので、これからまた協議をして、委託先は決めていきたいというふうに思っているところでございます。

それから、耕作放棄地解消事業補助金につきましては、現在のところ、この部分しか予定としてはございません。耕作放棄地については、農業委員会をはじめ、いろんな方と協議しながら、なるべく減らしていきたいという気持ちは持っておりますけれども、金目的なものについては、この事業のみというふうになっております。後は何だったですかね。

委託料としまして、832万円のほうに慣行農家向けの有機農業講習会をすることとなっております。条件といいますと、最終的には有機JASを取っていただくという形になると思いますけれども、環境保全型でいけば、肥料の低減とか、農薬の不使用という形になるかと思えます。基本的にはJASということにこだわっておりませんので、環境保全型農業に取り組んでいく方を増やしていこうということで、慣行農家から有機転換を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありますか。

8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** 148ページなんですけど、いろんな施設の管理費が出ておりますが、今話題になりましたふれあい館の隣、一緒になっておりますが、二瀬本研修センター、あそこは以前、NPO法人も入っておられましたが、使い勝手が悪いということで、どこか探されたけどもなかったということで、もう解散された記憶がございますが、その後、何の利用もないんじゃないかなと思えますが、しかしながら、こうやって、施設の管理費が上がっているということですが、方向性を教えていただきたいと思えます。

それから、153ページに、畜産関係のたくさんの導入補助とありますが、一番肝腎なのは、今、飼料の物価高騰に対する補助ではないかと思えます。最近テレビ等を見ますと、例えば、牛乳の話があっていました。もうたくさん捨てなきゃならないと。乳製品は外国から輸入する。日本でもたくさん牛乳は生産しているんだけど、最終的には、国が牛乳が余るから、牛を殺処分してくれと。1頭当たり15万円あげますというのがテレビであっていましたが、最近、15万円じゃどうにもならんと、本当に涙を流しておられる畜産関係者の報道があってありました。

まさしく養えば養うほど、乳牛と限らず、畜産農家が今は赤字になっております。畜産農家の方に、あんた、こぎゃん上がとってから、赤字って分かるとってん、養うとかいって。そういうふうな話もあるそうです。

でも、その畜産を主としてされている方は、本当に一生懸命なんです。けど、今回は、これに対する補助というのが一切出てきませんでした。こういうのにすすぐ手当てするのが、町

行政ではないかと思いますが、その補助をどう考えておられるか、お尋ねをいたします。

それから160ページです。先ほども出ましたが、有機転換ですね。1反当たり2万円、慣行農業から有機に変えるのに、反当たり2万円あげますよということなのですが、さて、この考えでしましようとなったときに、いややっぱ難しかったって、やっぱ駄目ばいってなる人もいると思うんですが、結局要綱か規定か知りませんが、条件ですね。転換して2万円もらうのであれば、例えば5年間は続けなくちゃならんとか、何かそういう条件がありましたらば教えていただきたいと思います。

それから最後に、166ページです。二つほど、お尋ねをしたいと思います。森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会負担金、里山竹林整備、3か所って聞きましたが、3か所教えていただきたいと思います。

それから、先ほどから、間伐、全伐の話がありましたが、その下に、間伐の補助がありますが、森林組合と森林組合以外の林業の業者に補助をされるということなのですが、伐採を頼まれた方によりますと、誰とかさんにやったが高かもんなど。だとかさんにやったら、手取りが少なかったとかあります。この補助金というのが、森林組合とその林業の業者に交付されますが、その補助金というのはどういうふうな流れになるのでしょうか。その事業者が全部取るのか、ある程度その反別に合わせて、その伐採された隣家の方にもいくのか。その仕組みを教えていただきたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 農林振興課長、松本文孝君。

**○農林振興課長（松本文孝君）** それでは、お答えをしたいと思います。二瀬本の件からいきますけれども、まず具体的には、方針としては決まっております。今後移設を完了した後、どうするのか。特に研修センターのほうはかなり老朽化が進んでおりますので、解体なのか、継続して、どこかにという話になるかなと思います。そこは町内でしっかりと協議をしてみたいというふうに考えているところでございます。

それから、乳牛の件に関しましてですが、いろいろ新聞報道とかも出ております。特に飼料高騰についても、国のほうも考えていかないかんとということで、今度の4月から6月についても、激変緩和対策を講じるということで、国のほうも考えているみたいです。

なかなかこの分につきましては、支援の内容についても考えていく必要があると思いますので、国、県の動向を踏まえながら、何ができるのかをまた考えていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、有機転換だったですね。有機転換の事業につきましては、一応、国のほうで要綱が定まっております。ちょっと要綱のほうの手元にございませんで、はっきりしたことは申し上げられませんが、簡単に言うと、新規に有機農業に取り組んでいただくという方が対象というふうに聞いております。既に有機農業に取り組んでいただいている方につきましては、別の品目で新規に取り組むというのが条件ということになっております。

それから、森林・山村多面的機能発揮協議会負担金260万円かと思いますが、これは6団体が予定をされているということでございます。熊本県の県信連のほう窓口となっております。

すけれども、そこで申請をされてという形になっております。

次年度はちょっとはつきり分かっておりませんが、これまでに菅尾とか、島木地区、方ヶ野、田小野、入佐、朝日等で実施がされてきているところがございます。具体的に、新年度にならないと事業計画上がってまいりませんので、そこからかなと思っているところがございます。

間伐の補助ですね。間伐の補助につきましては、基本的には森林組合で取りまとめられて、国の補助事業として申請をされていきます。その分の裏負担として、町のほうが出していくという形になっておりますので、基本的には全部森林組合のほうに入っていくって、その後、地権者というか、所有者のほうにお金が出ていくという流れになっているかと思っております。

以上でございます。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** これで質疑を終わります。

6款商工費について説明を求めます。

商工観光課長、藤原章吉君。

**○商工観光課長（藤原章吉君）** それでは、6款の説明をさせていただきます。

令和5年度の商工観光課におきましては、九州中央自動車道山都通潤橋インターチェンジの供用開始に伴い、観光客誘致に向けた取組と受入れ体制づくりを行います。町内の観光拠点をはじめ、観光施設の情報発信により、町外からの誘客を促進し、商工業をはじめとする地域経済の振興、観光振興に向けた事業展開を図っていきたく思います。

それでは、169ページをお開きください。

6款商工費1項商工費1目商工総務費の本年度予算額は5,893万5,000円です。前年比4,107万4,000円の減です。財源は全て一般財源です。

2節給料から4節共済費については、職員の人件費です。

10節需用費から170ページに移りまして、26節公課費までは、公用車の車検経費を計上しております。

2目商工振興費は、3,949万9,000円です。財源は全て一般財源です。

12節委託料は、大造り物資材循環事業委託料95万円を計上しております。資材循環事業は、SDGs関連事業で取り組むもので、八朔祭りの各連合組の造り物の解体ですとか、制作において発生する木くず等の資材を細かくチップ状にし、燃料として利用を行うものでございます。

13節使用料及び賃借料は、新八代屋に隣接する土地の賃貸借料です。

171ページです。

18節負担金補助及び交付金は3,835万円です。商工会活動補助金、火伏地蔵祭、八朔祭補助金については、前年と同額です。新型コロナウイルス感染症対策特別資金利子補給金490万円は、令和2年度融資実行分に係る利子180万円と、令和3年度融資実行分に係る利子310万円の合計490万円を計上しております。事業所改修等支援事業補助金は7件分、725万円を計上しております。これまでの店舗改修分と起業に伴う施設整備、設備備品の購入について補助対象経費の2分

の1を補助するものです。また、経営革新計画に基づく新事業に必要な施設整備、備品購入費の補助を新たに設け、補助率3分の2、上限100万円としております。

3目観光費は5,885万7,000円です。国県支出金の60万円は、県有公園施設清掃管理委託金です。その他1,000円については、観光施設使用料を充当しております。

8節旅費の特別旅費は、都市圏への観光宣伝PR用の旅費です。

10節需用費は、観光用公衆トイレ、街路灯などの維持管理費です。観光施設修繕料は、聖滝展望所の東屋、欄干の修理を行うものです。温泉取水施設機器修繕料は、分線タンク、送水ポンプの更新を行うものです。

11節役務費は143万6,000円です。主な支出については、公園や観光用トイレなど、観光施設の維持管理費、通潤橋放水手数料について計上しております。

172ページです。

12節委託料は3,030万4,000円です。管内観光施設、観光用公衆トイレ、遊歩道、公園等の委託管理費を計上しております。通潤橋前景観作物管理委託料24万4,000円は、通潤橋前の水田の管理について委託するものです。現在、JA青壮年部に管理を委託しております。通潤橋芝生広場管理委託料については、昨年完成しました芝生広場の芝生の管理委託料となります。今回から年間を通じた管理を委託する予定です。通潤橋周辺景観整備委託料については、昨年、一昨年の通潤橋の北側のほうになりますが、竹林伐採を行っております。今年度も芝生広場の東側の伐採を行っております。令和5年度は、岩尾場周辺の高木の枝ですとか、雑木の伐採を予定しております。次に、観光情報発信業務委託料につきましては、新聞、情報誌、ラジオ等への広告経費を計上しております。観光地景観整備草刈清掃委託料につきましては、町有地や景観上見苦しい場所の草刈りについて、これまで職員等で対応しておりましたが、外部に委託する経費として計上しております。山都町内登山道安全対策業務委託料については、昨年に引き続き、レスキューポイントの更新や、注意喚起のための登山看板の設置等を計画しております。昨年、警察、消防、営林署、それと登山愛好団体との関係者会議を開催をして、避難者が発生した場合の連絡体制と情報の共有を図り、いち早く救助できる体制を取ることを確認したところです。昨年も11月に、黒峰で80歳代の女性登山者の遭難事故が発生をしまして、山岳ボランティアに発見されましたが、その後、死亡が確認されたところでございます。続きまして、ファミトリップ業務委託料については、旅行事業者に、山都町での体験メニューなどの商品を紹介、体験してもらうツアーを実施をして、専門的な外部視点による魅力的な旅行商品の造成を企画し販売してもらうものです。九央道開通PR業務委託料は、山都通潤橋インターチェンジの開通を県内外に広くPRするため、開通前の適切な時期に、新聞、テレビ、雑誌等のメディアへの広告やパンフレットの作成、福岡都市圏等でのイベント等を計画しております。道の駅通潤橋開駅式業務委託料については、開駅式典に係る委託料でございます。

13節使用料及び賃借料、土地借上料111万4,000円は、観光施設の駐車場、遊歩道、観光看板、敷地等の借上料です。

174ページです。



18節負担金補助及び交付金は、2,142万9,000円です。次ページにかけまして、本町が加入する協議会、広域連携事業等への負担金、それと清和文楽新作制作事業負担金、写真コンテスト、清和文楽の里まつり、紅葉まつり、日向往還歴史ウォーク、九州山地神楽まつり、観光協会助成金を計上しております。旅行商品造成事業補助金は、先ほど説明しましたファムトリップ事業により企画をされた旅行商品に対し、バス1台当たり助成金を交付するものでございます。

4目観光施設費は、2億929万1,000円を計上しております。前年比5,179万4,000円の増です。特定財源437万8,000円は、森林環境整備基金より繰入金です。

10節需用費、電気料は、新道の駅が開駅するまでの電気料を計上しております。観光施設修繕料は、清和物産館、井無田高原キャンプ場の浄化槽ブローア取替え修繕、そよ風パーク多目的トイレの便器取替え、自遊工房トイレの修繕、清和高原天文台外壁改修、清和文楽邑の展示棟の改修工事などを計上しております。

176ページに移りまして、12節委託料9,910万4,000円を計上しております。主に、指定管理施設の指定管理料、工事にかかる設計監理委託料、浄化槽管理清掃委託料、それと翁橋架替検討資料作成委託料として50万2,000円を計上しております。翁橋の再建に向けた調査検討資料の作成を行うものです。木質バイオマスボイラー導入調査委託料については、そよ風パーク、通潤山荘にバイオマスボイラー導入に係る詳細調査を行うもので、令和6年度に実施設計及び整備事業を行う計画であります。令和5年秋までに、熊本県へ詳細の事業計画と事業実施の意思表示を行う必要があり、今回導入調査を行うものです。財源については、森林環境整備基金を充当しております。実施設計、整備事業については、林野庁の補助2分の1を予定しているところです。道の駅自家用電気工作物保安管理委託料、同じく植栽管理委託料については、新道の駅が開駅するまでの管理委託料です。

13節使用料及び賃借料は、昨年整備しました自動体外式除細動器、AEDリース料13台分を計上しております。指定管理施設に設置をしているところです。

14節工事請負費は、清和文楽、郷土料理館、天井幕設置工事第2期分と、清和高原天文台反射望遠鏡軌道制御部更新、それと天文台キャビン外壁改修工事、そよ風パーク浴室設備機器修繕工事、青葉の瀬ロッジ雨漏り改修工事、それと長崎鼻展望台の階段改修工事等を予定しております。それと、大川観光トイレ整備工事については、大川阿蘇神社、大川保育所近くの畑に設置を予定をしております。

16節公有財産購入費は、清和文楽邑第2駐車場の東側の畑を駐車場用地として購入するものです。

17節備品購入費は、清和物産館、栗加工所の業務用冷凍庫の更新です。

27節繰出金1,229万5,000円は、国民宿舎特別会計への繰出金です。これは特別会計のほうで説明させていただきます。

6目文化交流拠点施設費は、789万2,000円を計上しております。前年比56万7,000円の増です。

10節需用費から13節使用料及び賃借料については経常経費ですが、10節需用費、観光文化交流館修繕料は、館内のクロス、カーペットの張り替え、スポットライトの設置を行うものです。

12節委託料の観光文化交流施設管理委託料500万円については、展示イベント企画事業等の開催経費、管理、企画運営職員の人件費となっております。備品購入費は、会議用テーブルの購入予定です。

8目観光施設整備事業費、これは道の駅整備事業費と通潤橋周辺整備事業費の目になります。これまで5目の山の都づくり事業費に計上されておりましたが、今回より新たに8目に計上しております。予算額1億4,675万2,000円を計上しております。

12節委託料は、通潤橋周辺整備事業実施設計委託料4,029万6,000円を計上しております。主に、公衆トイレの新設、物産館、通潤橋資料館の改修、物産館前広場をテラスとして整備し、第2駐車場からのアクセス用階段の整備、中央体育館跡地の整備を予定しております。

14節工事請負費は、道の駅交差点の照明工事、それと道の駅駐車場の上層路盤の工事、それと通信設備工事、Wi-Fi環境の整備ということで通信設備の工事、それと防犯カメラの設置工事を予定しているところでございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

**○議長（藤澤和生君）** 6款商工費についての説明が終わりました。

ここで、昼食のため1時まで休憩いたします。

---

休憩 午後0時01分

再開 午後1時0分

---

**○議長（藤澤和生君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** ちょっと細かいところではあるんですけども、幾つか質問させていただきます。

まず、172ページなんですけど、通潤橋案内サイト保守料7,000円上がっているんですけども、ちょっとかなり少額で、どういう保守内容なのかなあとと思って、そこをちょっと御説明いただければと思います。

それから、次が173ページですが、観光情報発信業務委託料400万円上がっています。これ恐らく、今年度、観光協会がやっている事業、委託なさっている事業かなと思うんですけども、それと、その下のほうに、九州道矢部インター、山都通潤橋インターチェンジですね。開通PR業務委託料とありますが、要するに、ここはやはりPR事業なので連動させていく必要があるのかなと思って、その辺の見通しがあるのか、確認させていただきたかったです。委託先は恐らくこれから決められるのでしょうから、ちょっとどういうふうな事業をイメージなさっているのか教えてください。

あともう一つあります。もう一つが、177ページなんですけど、道の駅自家用電気工作物保安管理委託料35万5,000円上がっていますが、自家用電気工作物というのが何なのか、ちょっとよく

分からないので、そこも御説明いただけたらと思います。お願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 商工観光課長、藤原章吉君。

**○商工観光課長（藤原章吉君）** 172ページの通潤橋案内サイト保守料7,000円なんですが、これはホームページを検索したときに、上のほうに出てくるような形で、既にそういう保守をいただいている部分を地元の業者のほうにお願いをしているところです。

それと、173ページの観光情報発信業務委託料と九央道矢部インターチェンジPR業務委託についてですけれども、情報発信業務委託料については、通常の祭りですとか、イベントの新聞広告、情報誌の掲載等の広告の委託料でございますし、九央道矢部インターチェンジというのは、今回の開通に合わせて、これも新聞、雑誌等にインターチェンジの開通を広くお知らせするための委託料として考えています。

具体的には、フリーペーパー、福岡方面のフリーペーパー、ファンファン福岡ですとか、新聞、西日本新聞、それと、テレビとかも一応予定はしておりますが、可能かどうかちょっとまだ分かりませんが、そういったものへの周知、それと、福岡方面でのイベントを開催して、インターチェンジの開通を周知するというようなところを現在検討しているところです。

177ページの自家用電気工作物保安管理委託料については、これは道の駅の施設の電源を引っ張ってきますけれども、高圧電源とかも入りますので、その保安管理委託料を計上しているところです。道の駅が開通すれば、指定管理者のほうで保守のほうはやりますけれども、必要になった場合の予算として計上させていただいているということです。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** 最後の電気の件と、あと検索の件は分かりました。すごいですね。年間7,000円でやっていただけるって、すごいなと思いました。

それで、2番目の質問にお答えいただいた件なんですけれども、内容が、具体的な作業内容が違うのは理解するんですが、しかし、明らかに連動させたほうが効果が高いPR内容ですよ。福岡で九央道のインターチェンジが開通しますよというのをイベントするにしても、そういうイベントが福岡でありますとか、そういうのを例えば一般のほうでも、一般のほうというか、上の400万円の事業のほうでもPRしていったほうがいいでしょうし、何というんですかね。これはこれ、こっちの事業はこっちの事業というふうに、ばらばらにやるんじゃなくて、ちゃんと連携取りながらやったほうがいいのかと思いますので、事業としてはそういう意識、認識で進めたいと思うし、委託先を決められるときも、違った委託先になる場合はお互いにしっかり意識し合いながら、連携しながらやっていただくように、行政側からもきちんとそういう要望を出しながらやってもらえるといいのかなと思います。

インターチェンジ開通というのは、山都町の観光産業にとってはもう本当にビックチャンスだと思いますので、来年度、令和5年度の目玉になってくる事業のはずですし、経済波及効果も相当大きくなっていくはずなので、力を入れていただきたいなと思ったところです。すいません。

特に質問はないんですが、以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** 観光施設の修繕が上がっておりますが、一昨年、内大臣のところのトイレに行きましたら、何ですか、戸ががたがたしとって、清掃はとでも行き届いておりました。何か感謝状やらないかなかな。何か置き手紙書いて帰ろうかなって思うぐらい、清掃はとでも行き届いておりました。

だけど、その扉が閉まらなくて、普通のひもで内側から入ったら、ひっかけてという感じになっておりました。1年後、昨年また秋に、紅葉の頃にちょっと行きましたら、やっぱり同じでした。課長はあそこを点検されているのか分かりませんが、今は本当に山歩きの人も多くなりました。そういうところが、町もきちんと観光客に丁寧な対応じゃないかなと思いますが、把握されてないのか知りませんが、1年後行って見て、そうでしたので。ちょっと扉扱うぐらい何千円もかからないと思いますので、しっかり各施設は、課長も時々は見に行つてほしいと思います。

それから、176ページです。

施設の管理委託料が出ております。服掛松のキャンプ場の管理委託料が出ておりますが、最近、キャンプブームで、相当な売上げがあつております。一昨年からずっと、ここ二、三年は、1人キャンプやらも、相当キャンプブームで上がつております。この事業者が受けられるときのプレゼンが、将来売上げが上がりましたらば、委託料に頼らない、そういったことでやっていきたいという。そこがいわゆる役場がプラスチックで取られたと思いますが、ずっと変わりません。ここはどうなのかをお尋ねをしたいと思います。

それから、177ページです。木質バイオマスの導入の云々の委託料がありますが、これは令和4年度にもあつたと思います。また、同じ導入するための調査委託料とかなんですが、令和4年度はどういった事業をして、また、新たに令和5年に最初からなぜしなくちゃならないのか。もう今年は事業に入つていいんじゃないかなと思つたので、令和4年度の事業内容から御説明をいただきたいと思つています。

それから、178ページです。大川観光トイレ整備工事です。2,800万円、これはさきの説明会では、単費ですと、補助金なしということでお伺いをいたしました。御存じのとおり、説明では大川保育園と大川阿蘇神社の近所に造るとおっしゃいましたが、いわゆるあそこでの行事のときに、トイレがないから不便だからということなんですが、憲法で政教分離というのは、重々行政ですから分かつておられると思いますが、あえてここでその神社の近所に造るということで、その点はどう考えられたのか。憲法で定められております公金を、宗教上の組織等のために支出をしてはならないと、一番、法律の上位で決めてあります。

しかしながら、これをあえて出されたということに、そこら辺の政教分離について、どのように、討議、検討がなされたのかをお伺いいたします。

その前には、最近、木をちょっと切つたりされていますので、下の道の駅のトイレもきちっと見えていますし、それから、何百メートルも離れてないところに支所もありますし、もうちょっと

と何か連携したトイレの建設の検討はできなかったものかと思いました。

以上、お尋ねをいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 商工観光課長、藤原章吉君。

**○商工観光課長（藤原章吉君）** まず、内大臣のトイレのドアの件については、至急確認をして、修理をするようにしたいと思います。すいません。

それと、176ページの服掛松キャンプ場委託料ですけれども、服掛松キャンプ場に限らず、ほかの指定管理施設についても、年間の管理委託料の上限で予算を計上させ、債務負担行為の額で計上させていただいております。

今月になりますけれども、来年度の単年度契約をしますので、その折に、委託料の金額についても、その指定管理者とやり取りをさせていただきたいと思います。

それと、これまで令和2年か3年か、ちょっとすいません、年度が分かりませんが、施設内の改修を自らやられたりとかということも、町に届けていただいて、この部分を改修しますということで、その売上げの中からされているという現状もございますので、おつなぎをしておきたいと思います。

それと、177ページの木質バイオマスボイラー導入委託料についてですけれども、令和4年度ではなくて、令和3年度に一応、事前調査といいますか、調査をさせていただきました。令和3年度に行った調査では、そこのそよ風パークと通潤山荘の投資回収年数はどれくらいかというようなどころまで調査をいただいたところで、そよ風パークについては、約17年で回収というような調査でありました。

実際、前の指定管理者では年間90日の運転でしたので、その日数が増えれば、投資回収年数は短くなるというような報告であります。

それと、通潤山荘については、約9年で投資を回収するというような調査結果を受けまして、今回詳細の導入調査委託をするものでございます。

それと、178ページ、大川トイレについてでございますけれども、神社の近くには建てますものの、周辺には保育園もございますし、フットパスのコースの中にもございますので、敷地とは離れたところに、トイレのほうを設置する予定でございますので、今回、予算として計上させていただいたところです。

ただ、一般財源ではございますので、その辺りについてはできるだけ安く建設ができるようにしていきたいと思います。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** 大川観光トイレなんですが、これまでも、ほかの神社からも、私も何件か相談がありました。とても観光客というか、参拝客もなんですが、多いので、駐車場あたりに造ってもらえないだろうかって、そのたんびに私は、この政教分離がありますので、お宮に町のお金は投じられませんのでということで、きちっと断ってきました。断ってというか、説明を

してきました。ああ、そぎゃんこつがあつとか、なんならそれはできんなあつて。じゃあ、それを翻して、例えば、固有名詞出しちゃいけませんけど、蘇陽の神社にしても、あれだけの相当の、大型バスも来ますですね。それは、大川阿蘇神社よりも、年間を通じてすれば、相当な客です。また、そういうふうにして、要望も上がっております。じゃあ、道を挟んで、前に駐車場がありますが、じゃあ、道を挟んで、離れとるからいいじゃないかと。じゃあ、そこも認めなくちゃならなくなるんですよ。皆さんが必要とされているからですね。

そういうことからすると、本当にいいのかと。じゃあ、観光トイレで3,000万円もするトイレを作るならば、それは補助事業、何か探してくればあるでしょう。だけど、政教分離に引っかかるから要求はできないで、されているんじゃないかなと私は個人的に思いました。

今後、例えば男成神社だったり、幣立さんだったり、必要とあったときはすんなりと単費で、はいはい、じゃあ作ってあげましようとなるのかなと思います。それはできないと思うんですよ。フットパスもそうですよ。神ノ前のコースとか、幣立さんのコースも、ずーっと全部入っています。理由は全部重なって、合致します。建設理由を取ればですね。そこをもう一度お尋ねします。

**○議長（藤澤和生君）** 商工観光課長、藤原章吉君。

**○商工観光課長（藤原章吉君）** お答えします。議員おっしゃるとおり、神社については、そこだけじゃございませんので、確かにほかの神社から要望として上がってくる可能性もございません。

しかし、その神社の敷地ではなくて、離れたところでございますし、先ほども申し上げましたとおり、保育園の近く、それと、いろんなフットパスコースの道沿いにもありますので、今回設置をさせていただきたいということで、予算を計上させていただいたところです。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありますか。

8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** 大川阿蘇神社は恐らく薪文楽が秋にありますので、それがメインかなと思います。文楽にしますと、昨年からも、ワンピースのああいうふうな講演もありまして、非常に今、名前も通りまして、人気になっておりますので、これはクラウドファンディングを募集しても、すぐに2,000万円ぐらい集まるんじゃないかと思えます。この文楽ファンもいらっしやいますので、もう一度、そこら辺はそういう手法もございまして、しっかりと検討していただきたいと思えます。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありますか。

10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** 私も今の大川阿蘇神社のトイレというわけじゃございませんけれども、その点について、また別の観点からお伺いしたいと思います。

今課長がおっしゃったようなフットパスのコースが、この山都町内18か所整備をしているわけなんです、やはりいつも参加者のお困り事はトイレなんですよ。イベントをするときには、

公民館開けてくださいとかということがあるんですけども、やっぱり個人で歩かれるお客様にとっては、今の太田川周辺で言いますと、道の駅が空いておりますので、その心配もないんですが、やっぱり場所によってはですね。この間、滝下のコースを歩いたときに、あそこに、まあ、すばらしいトイレが管理してあったので、びっくりしたんですね。本当さっき8番議員もおっしゃいましたが、本当に管理の行き届いた便座も温かいトイレがあって、滝下にですよ。びっくりしたんです。こういうのが人知れず管理されていたんだなというふうにも思いましたし、それが観光トイレであるのか、何かその管理がどこの課になっているのか、ちょっと存じ上げませんけれども、そういった、先ほどの山の登山口であるとか、歩いてほしいけれども、トイレのないようなところに、観光トイレというふうな……。理由というか、そういったのが、これから先、そういう目的で設置が可能になっていくのか、お伺いしたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 商工観光課長、藤原章吉君。

**○商工観光課長（藤原章吉君）** 観光トイレについては、町内で実際の数はちょっと把握をしておりませんが、それぞれ観光用としての管理をお願いしているトイレがそれぞれございます。町内で10か所程度はあるかと思えます。建物も相当古いトイレもございますので、建て替えの必要のあるトイレもありますし、新たにトイレを整備する観光拠点も今後出てくるということも考えられます。そういったときには、予算を計上して整備をしていくということになるかと思えます。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** 私たちもコースを作るときに、トイレがどこかということは非常に考えて作るわけなんですけれども、また、そういったことも御相談させていただければと思います。

それから、先ほどの指定管理施設でいきますと、猿ヶ城の現状についてお伺いしたいんですが。

**○議長（藤澤和生君）** 商工観光課長、藤原章吉君。

**○商工観光課長（藤原章吉君）** 猿ヶ城キャンプ村については、令和4年度は4月から運営を再開をしております。令和4年度の施設の利用状況でございますけれども、猿ヶ城キャンプ村については運営が10月いっぱいまでございましたのですが、1,218名の方の利用がっております。それと、管理については、地元の猿ヶ城キャンプ村管理組合のほうで管理をいただいております。特に大きな事故等の報告もございませんでしたので、順調に令和4年度は運営がされたということで考えております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑ありませんか。

12番、工藤文範君。

**○12番（工藤文範君）** 12番、工藤です。173ページの山都町内登山道安全対策業務委託料というのがあります。99万3,000円。この登山道の安全対策業務というのは、何をどういうものをするのかですね。それと、誰にこれを委託するのかをお聞きしたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） 173ページの登山道安全対策業務委託料でございますけれども、これにつきましては、先ほども説明のときに申し上げましたが、登山者が山都町内の山に登山される方は結構多くいらっしゃいまして、遭難等の事故も毎年起きているような状況で、登山道にレスキューポイントというのを木にくくりつける、目立つものをですね。くくりつけて、遭難したところに、その番号を警察とか消防にお伝えすれば、大体どの辺にいるというのが分かるポイントがあるんですけれども、そういったものを以前から整備をされておりました。近年では、ちょっとそのポイントが見えづらいというところもございますので、その整備をお願いするものでございます。

それと、登山口に、登山上の安全のために、通常は警察のほうに、登山届というのを出すんですけども、それを出さずに、登山される方もいらっしゃるの、そういった登山上の注意事項みたいなところの看板も、今回整備をさせていただきたいというふうに考えております。

委託については、九州ハイランドインストラクター協会というのがございますので、そちらのほうにお願いをしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

7款土木費について説明を求めます。

建設課長、西賢君。

○建設課長（西賢君） 建設課のほうから土木費について説明いたします。

まずは、説明に入ります前に、資料のほうをお願いします。

令和5年度予算計上しています箇所施工箇所図になります。

右下の凡例を御覧ください。青色が道路舗装工事、黄色が道路改良工事、緑色が防災工事、ピンク色が河川しゅんせつ工事です。施工箇所をそれぞれ赤丸の数字で、施工箇所を示しております。

右側の一覧表を御覧ください。その中で、令和4年度から新たに二つの事業に取り組んでおります。

一つ目は、これまで老朽化した舗装の打ち換えについて、維持工事として部分的に対応しておりましたが、大規模な舗装更新を行うため、公共施設等適正管理推進事業で、青色の1から3番の3路線を行うことにしております。

二つ目が、町が管理しております河川について、豪雨による周辺地域の災害を未然に防ぐため、しゅんせつ工事を行う緊急しゅんせつ推進事業、ピンク色の23から25までの3か所について、令和5年度予算計上したところです。全体で26か所記載しておりますが、⑫久留見尾鍛冶床線、⑯大川井無田線につきましては、用地及び流木補償のみで、令和6年度から工事を予定しております。



2枚目が、それぞれの一覧表になります。施工箇所に事業費と記載しております。今年度は、これらの工事を含めた土木予算で12億1,300万円を計上しています。

それでは、7款土木費について説明させていただきます。

181ページをお願いします。

7款1項1目土木管理総務費です。本年度予算6,131万4,000円。財源内訳は、県補助金416万3,000円。その他の360万円は道路占用料です。

2節給料から4節共済費までは、職員7名分の人件費です。

8節旅費17万7,000円。普通旅費は職員の県外出張によるもの、特別旅費は道路建設等要望活動に対応するものです。

182ページをお願いします。

需用費166万4,000円。積算用図書購入、その他消耗品、燃料費、公用車修繕料です。

11節役務費15万9,000円。説明欄に記載があります公用車の手数料です。

13節使用料及び賃借料35万4,000円。公用車リース、資材単価使用料です。

18節負担金補助及び交付金1,247万円。各種団体への負担金の記載になります。

183ページをお願いします。

上から4番目の県工事負担金637万5,000円は、熊本県が施工します道路工事に係る負担金です。県工事の負担金として道路改良としまして、県道仏原高森線、稲生野甲佐線、河内矢部線、横野矢部線。側溝整備としまして、国道265号、県道稲生野甲佐線、横野矢部線、仏原高森線となっております。負担率は、道路事業の15%となっております。

続きまして、戸建て木造住宅耐震改修事業補助金218万円、耐震診断補助2件分で18万円、耐震改修の補助2件分で200万円。民間危険ブロック塀安全確保支援事業補助金2件分で40万円。土砂災害危険住宅移設補助1件300万円。これにつきましては、予算措置で新規要望に対応するための予算でございます。

26節公課費4万2,000円。車検を行う公用車3台分の重量税です。

184ページをお願いします。

2項道路橋梁費です。1目道路橋梁総務費です。本年度予算594万4,000円。全額、一般財源です。10節需用費79万3,000円。公用車5台分の燃料費と修繕費です。

11節役務費111万円。町道無償提供用地に対する登記手数料、また、公用車に対する手数料11万円です。

12節委託料400万円。高速道路関連を含めた道路台帳作成の委託料です。

26節公課費4万1,000円。車検を行う公用車2台分の自動車重量税です。

続きまして、2目道路維持費、本年度予算1億5,329万8,000円。その他の財源につきましては、町道維持管理基金です。

2節から185ページ、4節は会計年度職員4名分の人件費です。

10節需用費、2,097万円。道路維持に関する消耗品、トンネル照明の電気料、舗装の補修材等の修繕料です。

12節委託料4,848万5,000円。これにつきましては、山田線の維持工事に伴う詳細設計委託料としまして738万5,000円。町道の除草作業業務委託として39路線、3,460万円。本年度より、町道維持管理基金を利用しまして、町道の支障木伐採、側溝清掃等を行う委託料として650万円です。合わせて4,110万円を計上しています。

13節使用料及び賃借料350万円。町道維持に関する機械借上料です。

14節工事請負費6,200万円。維持工事2,200万円、町道舗装更新工事4,000万円、公共施設等適正管理推進事業による舗装更新3路線分です。これにつきましては、一覧表に載っておりますけども、白小野鶴越線と小笹井無田線、二瀬本花上線を予定しております。

15節原材料費500万円。アスファルト合材、側溝ぶた、生コン等の材料費です。

186ページをお願いします。

3目道路新設改良事業費、本年度予算は4,033万円です。特定財源の465万円は、電源立地地域対策交付金です。

11節役務費385万円。大川井無田線、道路改良工事に伴う、土地の登記手数料335万円。改良工事に伴う旧電柱の電線防護管設置手数料としまして50万円です。

14節工事請負費2,600万円。今馬見原線と加勢群線に係る工事費です。

15節原材料費40万円。この2路線分の生コン砕石等の材料費です。

16節公有財産購入費、大川井無田線道路改良工事に伴う土地購入費です。

21節補償補填及び賠償金605万円。これにつきましても、大川井無田線の道路改良工事に係る立木補償費です。

続きまして、4目地方創生道整備推進交付金事業です。本年度予算2億2,835万1,000円です。財源は国庫補助金1億500万円、一般財源1,855万1,000円です。

3節は職員の時間外手当。

10節需用費は、コピー用紙と消耗品、燃料費です。

187ページをお願いします。

役務費290万円。長谷埋立線更新に伴う土地登記手数料50万円、改良工事に伴う旧電柱の電線保護管設置料240万円です。

委託料500万円。小星線道路工事に伴う小星橋の橋梁設計委託料です。

13節使用料及び賃借料17万4,000円。工事監督自動車のリース料です。

14節工事請負費2億1,150万円。長谷埋立線、小星線、大川大矢線、原尾野貸上線、二津留大見口線、5路線です。

15節原材料費100万円。4路線分の原材料費です。

16節公有財産購入費34万2,000円。長谷埋立線、小星線の土地購入費です。

21節補償補填及び賠償金694万3,000円。小星線の立木補償、長谷埋立線の電柱移転補償費です。

188ページをお願いします。

5目大矢野原演習場周辺民生安定事業費です。本年度予算1億2,549万8,000円です。財源は国庫補助金で8,505万7,000円、一般財源が754万1,000円です。

1 節から 4 節までは、会計年度任用職員の人件費です。

8 節旅費65万円。会計年度職員の通勤費用弁償、普通旅費につきましては、職員の九州防衛局の出張によるものです。

11節需用費295万2,000円。消耗品費です。

189ページをお願いします。

11節、60万円。水の田尾下鶴線に伴う土地登記手数料10万円。改良工事に伴う旧電柱の電線防護管設置手数料50万円です。

12節委託料368万7,000円。水の田尾下鶴線内の大平橋及び北河内橋の旧橋撤去設計に行うものが278万7,000円、北河内橋上部工架設工事発注に伴う資材単価調査業務委託90万円、合わせて368万7,000円を計上しています。

13節使用料及び賃借料192万3,000円。重機借上、プリンター、パソコン、パソコンソフト、公用車のリース料です。説明欄にCADとありますのは、パソコンを利用した図面作成のソフトのことです。

14節工事請負費 1 億1,131万1,000円。水の田尾下鶴線の道路改良工事です。内訳としまして、R 4 国債工事で、令和 5 年度歳出化分として7,237万1,000円。水の田尾下鶴線、大平橋上部工架け替えの3,378万3,000円。改良済みの舗装工事として515万7,000円です。合わせて 1 億1,131万1,000円です。

15節原材料費は、砂利、生コン等です。

16節公有財産購入費 2 万円。水の田尾下鶴線道路改良工事に伴う土地購入費です。

190ページをお願いします。

補償補填及び賠償金200万円です。水の田尾下鶴線道路改良工事に伴う立木補償費及び電柱移転補償費です。

6 目特定防衛施設周辺整備調整交付金事業。本年度予算2,500万3,000円。国庫補助金1,780万円。一般財源720万3,000円です。

8 節旅費。職員の九州防衛局による出張旅費です。

10節需用費はコピー用紙等です。

11節役務費。郵便代と久留見尾鍛冶床線道路改良工事に伴う土地の登記手数料405万円です。

12節委託料304万円。久留見尾鍛冶床線用地買収に伴う地積測量図作成業務委託です。

16節公有財産購入費797万円。久留見尾鍛冶床線道路改良工事に伴う土地購入費です。

191ページをお願いします。

21節補償補填及び賠償金961万円。久留見尾鍛冶床線の工事に伴う立木補償費です。

続きまして、7 目社会資本整備総合交付金事業費。本年度予算 2 億680万1,000円、財源は国の交付金が 1 億810万円、一般財源は2,030万1,000円です。

3 節職員手当は、職員の時間外手当です。

8 節旅費18万円は、用地交渉に伴う県外旅費です。

10節需用費48万円は、コピー用紙代です。

11節役務費110万円。瀬戸福良線の登記手数料、相続登記や複雑な相続等調査手数料で50万円。改良工事に伴う旧電柱の電線防護管設置手数料が60万円です。

12節委託料534万1,000円。長谷花立線、ボックスカルバートの設計業務委託料です。延長30メートルの特大函渠設計を行うものです。

13節使用料及び賃借料60万円。道路工事に係る重機借上料です。

14節、1億9,260万円。改良工事、4路線分、1億4,440万円。内訳としまして、瀬戸福良線、白小野鶴越線、長谷花立線、矢部インター線です。舗装工事としまして、3路線、3,790万円。二瀬本花上線、仮屋神ノ前線、米生滝下線です。

192ページをお願いします。

山都中島東の町道部整備工事1,030万円。この路線につきましては、令和4年度繰越し予算と併せて発注を行うものです。

15節原材料費130万円。工事に係る材料費です。

21節補償補填及び賠償金510万円。改良工事2路線分、瀬戸福良線と長谷花立線分の電柱移転補償費210万円です。長谷花立線の水道移設補償費で、水道課に300万円を補償するものです。

次、8目自然災害防止事業費、本年度予算4,020万円。

14節工事請負費4,020万円。

内訳としましては、岩立南線、今村線、それぞれ落石防止対策の工事を行うものです。

12目道路のメンテナンス事業、本年度予算9,988万円、財源は国庫補助金6,307万8,000円、一般財源3,170万2,000円です。

委託料8,167万円。全体の橋梁数は341橋、16のトンネルについて、平成20年度から法の改正により、5年に1回の点検が義務づけられたものです。本年度は31の橋、トンネル13か所を予定しています。橋梁点検委託料に、鮎の瀬大橋委託料3,001万円が含まれております。これにつきましては、斜張橋とラーメン橋の複合橋であり、橋長も390メートルあることから、足場設置、また、風による影響によりまして、ドローンによる調査もできないことから、人力によるロープアクセス、いわゆるぶら下がり点検になるため、事業費が膨大となっております。また、御所トンネルについて、令和3年度の点検において漏水があり、早期措置の判断結果が出たことから、補修設計業務委託料を計上しております。

14節工事請負費1,811万円。緑川地区の葦苅橋、安方地区の柳井原大橋の補修工事です。

193ページをお願いします。

15節原材料費10万円は、材料代です。

続きまして、7款3項1目河川管理費、本年度予算1,452万1,000円、国県支出金372万1,000円は県委託金です。昨年度から町が管理している河川の堆積土砂を撤去するため、緊急浚渫推進事業に係る予算を計上しています。

14節工事請負費1,080万円。河川につきましては、南田川、小峰川、神ノ前川の3河川を予定しています。

18節負担金補助及び交付金372万1,000円。県管理河川の護岸除草助成金です。令和4年度にお

きましては、14河川、28地区が実施されております。

4項1目公営住宅等管理費です。本年度予算1億8,666万9,000円、財源は国庫補助金5,707万円、その他の財源3,590万1,000円は、住宅使用料です。一般財源は3,949万8,000円です。現在の管理戸数は41団地、393戸です。

2節から次のページ、194ページ、4節につきましては職員の人件費です。

8節旅費8万4,000円。特別旅費8万4,000円、これにつきましては、実務者研修の旅費になります。

10節需用費1,069万4,000円。住宅の光熱水道費、修繕費が800万円です。

11節役務費19万6,000円。34基分の浄化槽法定検査手数料です。

12節委託料1,865万2,000円。浄化槽管理、清掃等の委託料です。消防設備委託料は、川原川鶴団地、おおりりメゾンド浜町の2団地分です。施設管理料207万8,000円は、住宅のり面清掃及び退去後の室内清掃委託料、住宅設計委託料880万円は、南田団地公営住宅建設に伴う建築設計委託料です。浄化槽設置委託料100万円は、二瀬本団地における浄化槽設置委託料です。

195ページをお願いします。

住宅敷地調査委託料100万円は、先般のおおりり団地の応募者が23名あったことから、町有地等における住宅用等の用地、建設規模の可能性を調査するものです。

13節使用料及び賃借料20万1,000円。橋一般住宅の土地借上料、及び大川団地の占用料です。おおりり団地のフロアマット使用料が16万9,000円です。

14節工事請負費1億2,772万8,000円。住宅解体工事が16戸分、2,853万4,000円です。居住性を向上させるため、改修工事として、小原B団地3棟10戸、ユニットバス及び水洗化、二瀬本団地1棟4戸について、ユニットバス及び水洗化、屋根外壁の改修工事を行うものです。南田住宅建設に伴う外構工事として計上しまして、改修工事費9,919万4,000円としております。

18節負担金補助及び交付金22万4,000円。研修会負担金と小原B、滝上団地の新規浄化槽設置に伴います浄化槽用の水道加入金として13万2,000円を計上しております。

21節補償補填及び賠償金55万円。老朽化住宅の解体に合わせて集約化を行うために、住宅間の移転補償金として55万円計上しております。

2目小集落住宅管理費、本年度予算80万円、需用費67万7,000円、街灯の電気料及び住宅の修繕費です。

12節委託料12万3,000円。空き家分の除草作業委託料です。

続きまして、4目住宅建設費、これにつきましては廃目です。

196ページをお願いします。

7款6項1目高速道路対策事業費、九州中央自動車道山都中島西から山都通潤橋インターチェンジにつきましては、令和5年度内の開通に向け、国、県、町合同で開通に向けた協議を行っているところです。新規事業化区間として、令和4年度に矢部清和間についてもインターチェンジが設置されることとなります。現在、地元地権者に国から用地説明会が開催されているところです。また、令和2年度に事業化されました蘇陽五ヶ瀬間につきましては、令和4年度、今年の3

月7日付で、町有地ではございますが、用地買収が始まったところです。本年度予算2,527万8,000円、全て一般財源です。

2節から4節は、職員2名分の人件費です。

8節旅費71万3,000円につきましては、県外出張及び要望活動に伴う旅費です。

11節需用費100万円、要望活動に伴う消耗品費88万円、食糧費12万円につきましては、地方大会時の弁当代です。

197ページをお願いします。

11節登記手数料55万5,000円。高速道路建設に伴う建設作業道を町道認定するため、土地の登記手数料です。

12節543万9,000円。今後、矢部清和間及び蘇陽五ヶ瀬間に九央道本体工事における残土処理地を確保するため、その候補地を選定し、残土受入量の確認をするための委託料です。山都中島インターチェンジの町道管理区間の除草作業として47万3,000円を計上しております。

13節使用料及び賃借料。これにつきましては、延岡で開設されます地方大会のバス借上料です。

16節公有財産購入費48万円。高速道路建設に伴う建設作業道町道認定の予定地の土地購入費です。

18節負担金補助及び交付金168万円。期成会への負担金16万円。令和5年度開通イベントに向けた期成会負担金を150万円計上しております。蘇陽高千穂間の負担金は2万円です。

以上で、7款の説明を終わります。よろしくをお願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 7款土木費についての説明が終わりました。

ここで10分間休憩します。

---

休憩 午後1時53分

再開 午後2時03分

---

**○議長（藤澤和生君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** これで質疑を終わります。

8款消防費について説明を求めます。

総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** それでは、198ページをお開きください。8款消防費を説明いたします。

この款は、上益城消防組合や消防団に関するもの、防災、減災に必要な施設整備や活動に関する予算を計上しております。

まず、1日常備消防費です。ここは上益城消防組合の負担金として、2億7,980万3,000円を計上しております。88名の職員、19台の車両、3施設の維持管理経費を構成団体であります御船、

嘉島、甲佐、山都町で負担しているものでございます。

2目非常備消防費です。これは、非常勤の消防団員の報酬や活動に対する経費等を計上しております。6,954万8,000円です。

1節報酬は1,965万3,000円です。団員の見込み数は500名分の年報酬額と出動報酬分を計上しております。

2節給料は職員1名分の人件費を計上しております。

199ページ、17節の備品購入費の主なものは、消防ホース30本、ジェットシューター30基の購入を予定しております。

18節の負担金や補助金といたしまして、消防団員の退職金や災害補償に関する組合負担金1,079万5,000円。消防団の本部、方面隊や、各分団の運営補助768万7,000円を計上しております。次のページをお願いいたします。

3目の消防施設費です。消防団車両、消防施設の設置や維持管理に関する経費982万6,000円を計上しております。現在の装備といたしまして、車両、タンク車1台、ポンプ車2台、積載車49台、小型ポンプ27台を所有しております。

10節需用費は、防火水槽3か所、消火栓1か所修繕、消防車両23台の車検、ポンプ30台、ポンプ倉庫3か所、ホース乾燥台6か所の補修や修繕料710万円です。

14節工事請負費には、ホース乾燥台、各2基の新設に要する経費を計上しております。

18節負担金は、消火用水利確保のため下大川水利組合の負担金3,000円と浜町地区の地上式消火栓修繕工事負担金49万1,000円です。防災減災対策、予防対策に要する経費を計上しております。1,290万1,000円で、県の復興基金補助金52万7,000円と、存目として、保険料収入を1,000円計上しております。

10節では、備蓄品として非常食の購入経費230万9,000円を予定しております。

12節の委託料では、災害対応工程管理システムに関する経費を計上いたしました。県から県内市町村に対して導入の働きかけがあったもので、県と東京大学との連携で構築されたものです。災害発生時の主な業務管理をタイムライン化し、パソコン等で把握できるシステムです。

14節工事請負費です。浜町地区において、災害時の非常用水源として利用するため、防災用の井戸整備工事150万円を計上するものです。

17節備品購入費では、避難所用ポータブル蓄電池を地下発電装置が整備されていない千寿苑、中央公民館、清和集落センター、馬見原公民館の4か所に整備する費用175万2,000円と、災害本部用のプロジェクターとスクリーンを整備する費用34万1,000円を計上しております。

次のページの18節負担金補助及び交付金では、熊本県防災消防ヘリひばりの運営負担金、海難救助ボランティア支援の青い羽根負担金、自主防災組織育成補助金や防災リーダー養成研修費、5名分を計上しております。

以上で、8款消防費の説明を終わります。

**○議長（藤澤和生君）** 8款消防費についての説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** 消防費、防災のところでお伺いしたいというふうに思います。201ページのこの下のところに、避難所用備品購入費というのがあって、私はてっきりいわゆる防災備蓄品のほうの費用かと思いましたが、今の御説明では、千寿苑ほかにそういったものを備えると。

それから、本部用のプロジェクター等というふうなことをおっしゃったと思うんですが、本部用というのは、ここの防災組織、いざ防災というときに防災本部が立ち上がったときの部分だろうかというふうにも思いましたが、今は役場のものを使ってらっしゃるということですよ。そのほかに必要があるということで、そろえられるのかと思いました。

なので、いわゆる防災倉庫なり、備品のローリングストックというものを考えていく必要があると思うんですけれども、そういったものの費用というのはどこに含まれるのか。どこですか。災害備蓄品購入費の230万円ですか。それにしても、ちょっと何か少ないような気がしています。

そういったところの補充の現状とか、そのローリングストックっていうふうな方法がちゃんと潤滑に回っているのか。そういったところをお伺いしたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** お答えいたします。議員、御質問の備品につきましては、先ほど説明しましたように、現在、停電時の電源がない4か所につきまして、ポータブルの蓄電池を配置したいということで、それにつきましては設置をしたいということで考えております。

また、プロジェクターとスクリーンにつきましても、現在は訓練時に役場にありますが使用しておりますけれども、非常時使えない場合もあるということで、専用に確保を今回しておきたいというふうに考えております。

それから、備蓄品につきましては、今年度は食料品等の災害備蓄品といたしまして、7年保存ができるようなカレーピラフであったりとか、五目御飯、シチュー、リゾットというようなもの、50食の20箱等を購入する。また、飲料水を160箱ほど購入予定、それと生理用品等を購入するというように予定しております。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** それと、もう一つ、予算の、今度、防災士会が立ち上がるような、今、準備委員会をしているところなんですけれども、その点の、いわゆる装備品とか、そういったものの予算はどこから出てくるのでしょうか。教えてください。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** 失礼いたしました。今、質問がありましたように、防災士会を設立するというので、現在設立に向けた準備を今年度進めております。それに併せまして、新年度から防災士会を作りたいということで、4目の災害対策費の10節需用費の中に被服費というのがございますが、こちらのほうで防災士の方に配付いたします防災士用のベスト、それから、帽子等を整備する予定でございます。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。



8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** 14節の工事請負費、災害対策費なんですが、150万円。防災用井戸整備工事、これができたときに、あとはどのようなふうに……。防災用として使うということですので、使用頻度とか使用目的みたいなのを御説明ください。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** お答えいたします。現在、小一領神社の近くに、民地になるんですが、そちらに井戸がございまして、その井戸を活用して、非常時の飲料水等に使う水源として利用出来ないかということで、地権者の方からまず御相談がありました。

これにつきましては、現在、肥後銀行のほうが熊本地震以降、県内の銀行において、防災井戸というのを設置し、非常時にその周辺の住民の方に使っていただくというようなことで、現在そういった地域貢献活動に取り組まれております。

その肥後銀行と地権者の方から、この井戸をそういった形で使えないかというようなこともありまして、町といたしましても、万が一のときに、そういった水源として活用できるのであればということで、今回、令和4年度におきまして、三者で協定をした上で、防災井戸として活用していきたいということで、今回の予算を上げさせていただいております。

今のところ、まだ、どういった利用頻度かっていうのはないんですけど、維持管理は肥後銀行のほうでしていただいて、非常時には肥後銀行が住民の方にしていただくということで、活用していきたいというふうに考えております。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** もう1回、防災のほうについてお伺いしますが、今の備蓄品のローリングストックについては、今、新しいものを購入される話を聞きました。いわゆる入替えがうまくいっているのかということをお伺いしたいのと、また、もちろん各地域の防災訓練の折に、そういった食料品であるとか、水とかの提供はされていると思うんですが、まだいまいち自主防災組織の動きが活発に見えない箇所もございまして、そういったところには、こういったことも是非お知らせをして、使えることとか、訓練の中身のアドバイスとかをしていただきながら、より活発にそういったものが……。ただためておくだけじゃなくて、やはり放出しながら入替えていくと、新しいものを入替えていくと。

そういったのを、より活発にしていきたいということのお考えをお伺いしたいのと、もう一つは、ここにも、毎年、火の国ぼうさい塾へ受けられる方の補助が出てくるわけなんですけれども、防災会議のときにも申し上げていますが、願わくば、これはそれぞれの方がより勉強するために、自分のために勉強するために、人のために防災士活動するというよりも、自分のためにやっぱり勉強する機会ということで、ある一定程度、50人ぐらい集まったら、その各町村とか自治体で講師を派遣してもらって、やることができるというふうなこともありますので、取ればいいという問題じゃないけども、でも、何かそういう機会を考えていけたらいいんじゃないかなというふうに思っていますが、ちょっとお考えをお聞かせください。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） お答えいたします。備蓄品につきましては、今、議員が申されたとおり、消費期限が切れるものにつきましては、切れる前に、防災訓練を開催される所等に配布をしながら、有効に活用をしているところでございます。

また、危機防災士官を今、町のほうに任命しておりまして、かなりこう老人会であったりとか、女性の会であったりとか、もちろん地域であったりとか、そういう活動で年間かなり多く要請をいただいて、徐々に、その防災に対する意識は町内広がってきているものというふうに考えております。

さらに、まだ、なかなかこう取決めが出来ていない地域もありますので、一層、その辺の啓発をしながら、防災意識を高めていければというふうに思っております。

備蓄品につきましては、ここにありますものと、あとコロナ対策においても購入しているというようなことで、申し添えておきたいというふうに思います。

もう一つは、防災士の養成講座について、防災士の設立会議の中でも、そういった御意見をいただいております。おっしゃったように、ある一定の人数が集まるのが一つの要件かなというふうに思っておりますので、そういった人数が集まるような状況であれば、また開催することも計画として考えていきたいというふうに思っております。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

9款教育費について説明を求めます。

学校教育課長、工藤博人君。

○学校教育課長（工藤博人君） それでは、私からは9款教育費、学校教育に関する部分を説明いたします。

まず、令和5年度におきます山都町内の管内小中学校の状況は、小学校6校の児童数が479名、中学校3校の生徒数が299名、合わせて778名となる予定です。複式学級は、現時点において、中島小学校が完全複式の3学級、潤徳小学校が2学級、蘇陽小が2学級での編成を想定しております、計7学級となる予定です。

主要事業の一つであります義務教育学校整備事業に関しましては、現在、基本構想・基本計画を調整しており、今月開催予定の第4回義務教育学校設立準備委員会において意見をいただき、その後、開催予定の教育委員会会議での策定を予定しております。

今後、学校運営等に係る諸般の協議事項につきましては、策定する基本構想・基本計画を踏まえ、来年度、準備委員会に検討部会を複数設けまして、具体的な協議に入っていく予定です。

当初予算で計上しましたのは、準備委員会及び下部の検討部会等の運営に関するもののみであり、学校整備に係る関連予算は、新年度における補正予算での計上を想定しております。

また教育用のICT機器、タブレットとか電子黒板ですが、そういうものや、公務用パソコンにつきましては、令和4年度まで、2項小学校費の小学校管理費及び3項中学校費の中学校管理

費内にそれぞれ計上してはありますが、機種の違いは学習にあまり影響がなく、管内学校間で機器の移動を調整しているため、一括で管理したほうが事務の効率化を図られることから、令和5年度は1項教育総務費の教育振興費に集約して計上しております。併せて不足していた電子黒板及び教師が授業時に用いるタブレットに係る予算を計上しております。なお、潤徳小学校が、令和5年度末をもって閉校となります。施設や設備等の維持管理につきましては、所要の対応が必要であるため、設備状況等を踏まえながら予算に計上していますが、ICT機器の更新や備品の購入等に際しては、主として矢部小学校への移設を念頭に置きながら、調整してまいります。

それでは、202ページを御覧ください。

9款1項1目教育委員会費は、教育委員会会議の開催に係る予算です。教育委員4名の報酬のほか、毎月1回開催しております委員会会議のほか、式典、学校訪問、研修会、義務教育学校設立準備委員会等に出席される際の費用弁償等を、203ページにかけて計上しております。

203ページです。

次の2目事務局費の2節から4節は、特別職1名と学校教育課職員6名の人件費及び共済費です。

4節には、教育委員会の会計年度任用職員分も計上しています。

204ページです。

13節の車両借上料は、本課にて管理しております公用車3台のうち1台について、型式が古く、修理に際し交換部品がなく、廃車とせざるを得なかったため、蘇陽支所から1台を保管転換して使用しておりますが、これも経年劣化による不具合を生じておまして、令和6年3月に車検満了を迎えることから、新規に軽自動車をリース車両として、第4四半期に更新することとし、計上しております。

205ページです。

20節奨学資金貸付金は、今年度、新規に貸付けた大学生2名、高校生1名を含めた継続貸付けとして、大学生3名、高校生1名分を令和5年度における新規の貸付け想定としまして、大学生4人、高校生2人分を計上しました。貸付額は、ひと月当たり大学生2万5,000円、高校生1万5,000円です。現時点において、相談はあっておりませんが、関係書類を数人にお渡ししています。4月中の受け付けとなります。

次の3目教育振興費は、学校運営に係る小中学校に共通する費用です。

1節から4節までは、会計年度任用職員に係るもので、教育委員会事務補助1人、学校図書司書2人、教育支援センターやまと教室支援員6人、学校教育指導員1人分を計上しております。

7節報償費です。

206ページです。

義務教育学校準備委員会謝金は、準備委員会に協力いただく学識経験者2名、及び検討部会に協力いただく有識者2名に係る謝金です。準備委員会の学識経験者につきましては、本年に引き続き、お引受け願う予定です。検討部会に協力いただく有識者につきましては、本年度基本構想・基本計画策定の受託者にお引受け願う予定です。予定する学識経験者及び有識者は、それぞ

れ学校教育等に関する深い造詣をお持ちであり、適切な助言をいただけるものと思っております。準備委員会及び検討部会は、共に年6回程度の開催を想定しています。

次の講師謝金は、児童生徒を対象にした命の大切さについて考える講演会や、学校経営上の課題等を踏まえた研修会などに係るものです。各学校における実績を踏まえ、計上しております。また、この講演会や研修会などの更新に係る費用弁償を、次の8節旅費に計上しております。二つ下の義務教育学校準備委員会費用弁償は、準備委員会及び検討部会の委員に係るものです。準備委員会は交代があろうかと思いますが、現在の22名の委員構成を踏襲する予定です。

検討部会は、今後の準備委員会の意見を踏まえ調整していきますが、5部会、各10人程度での構成を想定しています。まだ試案の段階ですが、準備委員会の委員が各検討部会に分散いただき、検討部会のメンバーを新たに追加するようなイメージです。検討部会のメンバーの選任に関しては、今後調整していきます。

検討内容は、教育課程、児童生徒指導、閉校や開校、学校事務、家庭や地域、通学や放課後活動等、多岐にわたりますが、検討内容の優先度を踏まえながら、開校をにらんで、複数年にわたって計画的に進めていくこととなります。

次の10節、中ほどの食糧費は、準備委員会及び検討部会時のお茶代です。二つ下の修繕料は、学習に使用するタブレットの修繕料です。15台程度を見込んでおります。次の小中学校給食材料費は、農水省所管の消費安全対策交付金事業で、国の令和4年度第2次補正の消費安全対策交付金のうち、令和5年度に繰り越された事業を活用しまして、学校給食における地場産物等活用促進として、地元産の食材であります牛肉を使用した給食の提供及び食育事業を実施予定であり、その食材である牛肉の購入費用となります。6月から12月にかけて、各校3回実施する予定です。補助金は最大で50万円を見込んでおりまして、教育費、国庫補助金に消費安全対策交付金として計上しております。

次に、11節です。

207ページです。

一番上、遠隔授業用通信回線使用料は、家庭の学習用タブレットの持ち帰りに際し、インターネット環境のない保護者家庭にモバイルルーターを貸出し、通信を伴う学習を支援するもので、シム基本料及び通信費用を計上しています。令和2年度に取組を開始したものです。現状の利用状況を踏まえて、減額して計上していますが、管内の学校において持ち帰りを推進されている学校がありますので、その取組事例を他校に波及させ、家庭への持ち帰りの活発化が図られ、予算の増額要求ができるよう、推進してまいりたいと思います。

次の小中学校エアコンクリーニング手数料は、機器の能力寿命を維持するために、3年に1回程度定期的にメンテナンスを行うもので、令和5年度は、40台のクリーニングを見込み、昨年度と比べて増額して計上しています。

次の12節のうち、ICT教育支援業務委託料については、今年度からICT教育支援員を2人体制としたことにより、国が示す4校に1人という基準に近い形となり、1週間に1回はいずれかの学校に終日滞在して、対応可能な体制となりましたので、令和5年度も同様の体制を維持し

たいと考えます。

次の学校産業医委託料は、教職員の健康管理を推進するために、そよう病院の協力を得て、産業医としての面談をお願いするもので、面談実績に応じて委託料を支払う形です。今年度は今のところ実績がなく、減額して計上しています。希望する教職員は産業医との面談を通じて、メンタル面や体調のサポートを受けることができますので、管内の教職員に対し定期的に制度の周知を図っていきます。

次の学校図書管理システム導入委託料は、各学校において、図書の貸出しを管理するものですが、既存のシステムが導入後12年以上経過し、サービスが終了されることに伴い、新システムへの移行が必要であり、併せてWindows 10対応端末を含めて導入する必要があるため、計上しています。

次の小中学校教職員ストレスチェック委託料は、県費教職員に係る公立学校共済組合が実施する心の健康チェック事業を実施するものです。県費教職員の服務は、市町村教育委員会が管理しなければならないことから、町予算で対応するものです。今年度までは、厚労省が用意する無料サイト等でストレスチェックをしていただきましたが、ストレスチェック後のフォローに課題があったため、改めるものです。

次に、13節です。公務用パソコンリース料は、導入後、経過年数が7年を超えるパソコンの更新を図るもので、全187台中30台の更新を予定しています。

次の公用車リース料は、当課が管理している3台のうちの1台で、やまと教室で使用している車両分です。

一番下の電子黒板リース料は、普通教室、特別支援教室及び特別教室に不足した分について、学校の要望を踏まえまして、最低限必要と考えられる台数25台分を計上いたしました。

208ページです。

一番上、タブレットリース料は、児童生徒用のリース期間満了43台分の更新と授業を担当する教員用として不足している44台分の新規を合算して計上しています。なお、リース期間満了を迎えたタブレットについては、契約上、書類がリース会社から町に無償譲渡されますが、この分は耐用年数を超えているため再リース出来ず、保守が困難となるため、保守契約をかけずに、予備機を含めた調整用として維持運用を図りたいと考えています。

次の児童生徒用パソコンリース料は、小学校費及び中学校費から組替えたもので、リース契約継続分と、令和5年度中にリース期間満了を迎えるタブレットのリース料となります。

次の17節備品購入費は、学校図書管理システム用プリンターの購入です。購入後12年を超えているため、更新するものです。令和3年度に小学校3校分を更新しており、さきに12節で説明しました学校図書管理システムの新システムへの移行に伴い、併せて更新するものです。

次に、18節です。中ほどの九州地区へき地・小規模校教育研究大会負担金は、令和5年10月下旬に、第69回九州地区へき地・小規模校教育研究大会、熊本大会が開催されることに伴い、県内のへき地・小規模校を有する26市町村で案分して負担するものです。管内からは、清和小学校が課題別分散会において発表、蘇陽中で学校別分科会が開催される予定です。

二つ下の上益城郡学力向上研究指定事業助成金は、清和中学校区と蘇陽中学校区のそれぞれが、上益城郡教育委員会連絡協議会の指定を受けて、児童生徒の学力向上や教員の指導力向上に向けて、研究実践を行うための助成金です。清和中学校区は2年目となり、令和5年度中に研究発表会を開催します。歳入としまして、同連絡協議会から同額の助成を受ける予定です。

次の潤徳小学校統廃合に伴う閉校事業助成金は、潤徳小学校の閉校に関して、地元において調整が想定される閉校記念行事等に係る助成金です。以前閉校しました旧御岳小学校の閉校時と同額を計上しております。

209ページです。

4目教育施設管理費です。現在、学校教育費で管理しています廃校した中島東部小、中島南部小、大野小、菅尾小の4校の校舎等施設と教職員住宅の維持管理費を10節から次の210ページの18節まで計上しています。教職員住宅の入居戸数は8戸を見込んでおります。古く、手を入れる必要があり、入居が難しいと思われる住宅については、処分を含め、今後整理を図っていきたいと思います。

210ページです。

5目スクールバス運行費の臨時バス運行委託料は、学校における校外学習や臨時下校等に係るものです。

次に、6目学校同和教育費です。町学校就学前同和教育研究大会や授業研究会の講師及び協力者等の謝金、記録集の印刷製本費、地域改善対策進学助成金などを211ページにかけて計上しています。なお、令和5年10月に、熊本県人権教育研究大会、上益城地区大会が開催される予定で、教職員123名分の参加を想定しており、10節消耗品費に当該資料代を含めて計上しています。ちなみに、郡内各町の輪番により、山都町が事務局を担うこととなっております。

211ページです。

7目外国青年招致事業費は、外国語指導助手であるALTを配置するための予算です。任期は8月から翌年7月までの1年間で、現在任用している3名のうち1名が2年を満了し、延長しない意思を示しておりまして、交代で1名を任用する予定です。引き続き切れ目なく3名体制での学校配置を予定しております。

212ページです。

2項小学校費です。

まず、1目学校管理費は、小学校6校の学校運営や学校施設管理に係るものです。

10節需用費、11節役務費、12節委託料、17節備品購入費には、各学校に配当する予算が含まれます。個別の内訳は省略いたします。

配当替えの予算について説明いたします。

まず、10節需用費について、修繕料の内容は、中島小、給食室手洗い取替え、矢部小、プールテント張り替え、その他、遊具やプール、床面の修繕等を予定しています。全体の優先順位を勘案しながら対応してまいります。軽微なものは、各学校の配当分で対応していただきます。

213ページです。

11節のうち、インターネット回線使用料については、ここ数年の利用実績を踏まえ、令和4年度から減額して計上しています。

214ページです。

14節の小学校校舎改修工事は、中島小、多目的ホール照明器具設置、及び矢部小、児童昇降口土間整備を予定しております。

17節備品購入費のうち、理科備品購入費は、文科省の理科教育設備等補助金を受け、学校まわしで実施しています。補助率は2分の1です。令和5年度は、中島小、潤徳小、清和小の3校にそれぞれ30万円ずつ、理科備品を購入する予定です。

次の教育備品購入費には、児童用の机、椅子の購入予算1,366万円程度を含めています。購入費に計上しています予算額の9割を占めますが、椅子、机については、令和8年度までの年度計画により購入を計画していましたが、補助事業が見当たらず、また管内の全児童の学習環境の向上は一斉に図るべきと判断し、前倒しで整備することとしたものです。そのほか、全体の優先順位を勘案して、備品の整備を図ってまいります。

215ページです。

18節の保護者負担軽減費は、見学旅行の施設入場料や学習で用いるワークブック代など、本来保護者に負担いただく学級費のうち、児童1人当たり1,500円を町が補助しているものです。

続きまして、2目学校振興費です。

1節から4節までは、小学校に係る会計年度任用職員の人件費で、一般事務補助1人、教諭補助15人分を計上しています。児童の実態や学級運営等を考慮し、一般事務補助は令和4年度と同様、教諭補助は複式学級の増を踏まえ、1人増を予定しております。

216ページです。

10節の消耗品費と17節の学校備品購入費は、特別支援学級の学習に必要な分を計上しております。

上に戻りまして、10節の教師用教科書等購入費は、小学校用教科書が令和6年度から改定されるため、教師用の教科書、指導書、指導用教材を令和5年度中に購入しておかなければなりませんので、計上するものです。児童分は無償ですが、教師分は自治体で負担する必要があります。

18節の郡小学校体育連盟負担金や町小学校体育連絡協議会助成金は、新型コロナウイルス感染症の5類への移行を踏まえ、コロナ禍前の水準で各種競技大会が計画されるため、増額の要請があっており、対応して計上するものです。

19節の就学援助費は、準要保護世帯への就学援助費や特別支援教育対象世帯への就学奨励費をそれぞれ支給するものです。このうち、特別支援教育就学奨励費は補助率2分の1の国庫補助対象となります。

次に3目給食管理費です。

217ページの4節までは、給食調理員10人、及び給食調理補助7人分の人件費を計上しています。

218ページです。

11節の包丁砥ぎ手数料につきましては、令和4年度までは調理実習で使用する包丁砥ぎ等と併せ、各学校の配当予算から支出していたところですが、監査委員からの指摘を受けまして、給食管理費内にて写して計上したものです。

17節の給食備品購入費は、中島小の牛乳用保冷庫、食器消毒保管庫、矢部小学校の検食保管用冷凍庫、清和小の業務用冷凍庫などの購入を予定しています。

次に、3項中学校費です。

まず、1目学校管理費は、中学校3校の学校運営や学校施設管理に係るものです。

10節需用費、11節役務費、12節委託料、17節備品購入費には、学校に配当する予算が含まれます。こちらも、個別の内訳は省略し、配当以外の予算を説明いたします。

219ページです。

10節需用費の下から二つ目、修繕料の内容は、矢部中プールろ過器機関係修繕、清和中事務室、職員室、床タイル張り替え等を予定しております。全体の優先順位を勘案しながら対応してまいります。小学校と同じく、軽微なものは各学校の配当分に対応していただきます。

11節役務費のうち、インターネット回線使用料につきましては、小学校費と同じように、減額して計上しております。

220ページです。

令和5年度は14節工事請負費の計上はございません。

221ページです。

17節備品購入費のうち、理科備品購入費は、小学校費と同様に、補助事業により、学校まわしで実施するものです。令和5年度は蘇陽中を予定しています。次の教育備品購入費では、生徒用の机、椅子の購入費254万円程度を含み、経常予算をほぼ占めています。蘇陽中学校分となりません。矢部中、清和中につきましては、今年度までに整備済みです。

18節の保護者負担軽減費は、小学校費と同じ趣旨で、本来保護者に負担いただく学級費のうち、生徒1人当たり1,500円を町が補助するものです。

続きまして、2目学校振興費です。

1節から4節までは中学校に係る会計年度任用職員の人件費で、教諭補助5人、一般事務補助1人、部活動指導員4人分を計上しています。なお、部活動指導員は、部活顧問教員の負担軽減の一環として令和4年度から導入したもので、矢部中の剣道部と女子バレーボール部にそれぞれ1名、計2名を任用しています。令和5年度からは学校からの要望を踏まえ、矢部中学校の陸上部と清和中学校のバドミントン部にそれぞれ1人を加え、計4人体制とする予定です。国、県、町で3分の1ずつ経費を負担する事業で、歳入として国庫補助金、県補助金を見込んでおります。

222ページです。

10節の消耗品費と17節の学校備品購入費は、特別支援学級の学習に必要な分を計上しております。

一つ目に戻りまして、13節の車両借上料は、生徒が参加する郡中体連等の行事における送迎に



際し、バスの借り上げを想定し計上しています。

223ページです。

19節の就学援助費は、小学校費と同様です。

次に、3目給食管理費です。

1節から4節までは給食調理師5人、及び給食調理補助5人分の人件費を計上しています。

224ページです。

11節の包丁砥ぎ手数料につきましては、小学校費と同様です。

225ページです。

17節の給食備品購入費は、矢部中の冷蔵庫などの購入を予定しております。

以上です。よろしくお願いいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 次の項目について説明を求めます。

生涯学習課長、上田浩君。

**○生涯学習課長（上田 浩君）** それでは、9款教育費4項社会教育費と5項保健体育費の予算について説明いたします。

生涯学習課では、町民一人一人が生涯を通して、心の豊かさや生きがいのある人生を送ることができ、あらゆる機会にあらゆる場所において、学習や活動ができる生涯学習社会の実現に向けて取り組みます。当初予算では、社会教育費2億4,455万2,000円及び保健体育費5億7,268万1,000円を計上しております。

それでは、項目ごとに主なものについて説明いたします。まず、社会教育費からです。

225ページをお願いします。

1目社会教育総務費、予算額7,948万円。

1節報酬は、社会教育委員8名及び学校審議会委員8名の報酬です。

2節から4節は、一般職10名の人件費です。

7節報償費の成人式記念品は、20歳の集いのときの記念写真代です。

次のページをお願いします。

12節委託料701万8,000円で、映写会及びふれあいコンサート委託料は、例年並みであります。今回、山都文化情報等発信業務委託料398万円は新規事業です。Y o u T u b eを活用した情報発信番組で、毎月1回、山都町の芸術文化と観光などを含め、山都町の魅力を発信して、地域を活性化させる人材育成等につなげていきたいと考えております。

次のページをお願いします。

18節負担金等は、ごらんの各種負担金は例年並みの予算です。

2目公民館費、予算額7,483万7,000円。前年度まで3目中央公民館管理費、8目清和地区管理費、9目蘇陽地区管理費と、旧町村ごとに分けて予算項目を上げておりましたが、令和5年度からは町全体としての公民館事業費として、2目公民館費にまとめております。これにより、3目、8目、9目は廃目としております。

1節報酬、公民館運営審議会委員8名及び会計年度任用職員4名の報酬です。

3節から4節は、会計年度任用職員4名の人件費です。

7節報償費、各地区高齢者学級の講師謝金です。

12節委託料、3地区館施設管理委託料及びIT講習会業務委託料はパソコン教室です。例年二、三十人の参加者があります。

230ページ、中央公民館玄関屋根新設工事設計委託料は、半円型のアプローチ屋根に穴や鉄骨がさびて、更新が必要となり、改築を図りたいものです。

14節中央公民館耐震改修工事は、耐震診断による耐震不足のため、耐震補強工事を行うものです。これには社会資本整備総合交付金、3分の1補助を活用いたします。馬見原公民館改修工事は、公民館屋根、鋼板屋根の劣化に伴い雨漏りが発生しており、ふき替えを行うものです。

18節公民館新改築補助金は、昨年度、当初予算150万円から400万円に増額しております。申請件数が増えており、対応したいと存じます。

次に、4目同和教育費、予算額303万4,000円、前年並みとなっております。昨年12月に条例が改正されまして、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくし、人権を擁護する条例の目的を踏まえ、引き続き啓発活動に努めてまいります。令和5年度開催の熊本県人権教育研究大会は、上益城郡が受持ちとなり、本町もその分、分科会会場となる予定で、18節負担金が例年2万5,000円から36万7,000円に増えております。

次に、5目文化財保護費です。予算額527万8,000円、前年比472万6,000円の減です。

1節報酬、文化財保護委員報酬、9名の報酬費です。

7節報償費、専門員指導謝金は歴史的建造物等専門員の指導謝金、講座等謝金は、清和文楽講座専門員、指導員の謝金です。

12節で、服掛松築堡演習本営跡整備委託料は、服掛松キャンプ場内にあります明治26年構築されました野営陣地跡を昨年11月に町の文化財として指定しまして、中にある石碑等を町が修復するものです。

18節の文化財保存事業補助金は、内訳でこれまで行っている清和文楽保存整備事業と唐傘松保存事業に加え、県指定文化財の万坂大日如来坐像保存事業に20万7,000円、峯観音の木造観世音菩薩立像保存事業に7万1,000円を計上しております。

次に、6目文化財保存活用事業費、予算額1,665万円、前年比2,679万2,000円の減です。主に工事費がなくなったことによるものです。通潤用水と白糸台地の棚田景観選定地区を対象とした保存活用事業費及び天然記念物ゴイツバメシジミ、シシンランの調査保存事業費です。

7節、8節は、通潤用水と白糸台地の棚田景観保全活用委員会開催など、報償費及び旅費等です。

235ページ、12節委託料、天然記念物分布調査委託は、ゴイツバメシジミとシシンランの分布調査です。今年度の調査では、蝶の成虫、9個体を確認しております。引き続き調査を継続したいと存じます。また、シシンラン人工繁殖試行業務委託は、ゴイツバメシジミのえさとなるシシンランをはめ刺しによる増殖を行うものです。

18節の通潤用水下井手水路災害復旧事業補助金、補助は昨年9月の台風14号、豪雨により、文

化的景観区域内の水路及び農地復旧に対する補助で、文化庁の補助85%を受けて行うものです。

次に、10目図書館費4,127万1,000円。前年比1,801万5,000円の増です。

1節から4節までは、図書館協議会の委員報酬及び図書館長を含む会計年度任用職員の人件費で、司書2名、司書補助4名、館長及び日々雇用1名分です。新たな部分で238ページ、12節委託料では、図書館本館の図書館カウンター設置工事設計委託44万円は、図書館本館北側にセパレートのカウンターを設けることや点字図書準備室改修設計委託では、本館東側に職員が作業するスペースを設けるための設計です。説明は分けておりますが、一括して委託する予定です。

14節の本館駐車場舗装改修工事は、上り上がって、入り口付近のアスファルト舗装、約200平米の表層を打ち換えるものです。

239ページの17節公用車購入費は、移動図書館わくわく号の更新のための購入費を計上しております。平成23年購入で12年が経過し、いろいろと不具合が出てきており、防衛庁の調整交付金を活用しまして、更新を図るものです。

18節熊本県立図書館連携事業郵送料負担金1万円は、昨年12月、政策協議で説明しましたもので、インターネット予約貸出しサービスで、協定に基づき、かかる費用の4分の1を町が負担するものです。

次に、11目矢部高校応援事業費1,232万1,000円。前年比548万円の増です。これにつきましては、山の都創造課で行ってございました高校魅力化支援事業が、今年度より当初予算からは生涯学習課で計上することになったことに伴うものです。まず、来年度の矢部高校の入学者数は、3月6日合格発表がありまして、現在49名、前期後期合わせてのようです。令和4年度43名より6名の増となっております。県外からは5名だそうです。

12節高校魅力化支援事業委託料は、矢部高校を魅力ある高校と感じてもらえるよう、高校への入学者増と高校の活性化を目的として行うものです。

18節進学者助成596万1,000円の内訳は、1年生の入学者支援で、1人4万円の200万円。二、三年生の教科書購入費57万7,000円、下宿助成費、1人月1万円の252万円、バス助成、1人月1万2,000円の86万4,000円の合計となっております。このほか振興会助成金50万円と高校活性化支援助成金30万円を計上しております。

次に、240ページをお願いします。

12目地域学校協働活動推進費273万6,000円は、前年並みとなっております。国庫補助事業で地域と学校が連携して、子どもの成長を支え、地域を創生する活動を推進する事業です。全ての小中学校で取り組んでいただいております。特に地域コーディネーター、教育活動推進委員さんの協力をいただきながら、事業は行われております。

また、12節地域未来塾委託料は中学3年生を対象として、夏休みの期間を利用して行うものです。

次に、13目通潤橋保存活用事業費、予算額894万5,000円、前年比125万8,000円の減です。

7節報償費から11節役務費までは、通潤橋保存活用検討委員会及び通潤橋除草作業ボランティアに係る経費を計上しております。

241ページ、12節委託料では、通潤橋左岸上流側、石垣のはらみ出し箇所雨水流入状況のモニタリングを行います。これは4年度からの継続事業です。通潤橋橋上公開警備委託では、昨年度、条例化して、2年目となる警備委託料を計上しております。観覧者の事故防止に努めてまいりたいと思います。通潤橋橋上観覧収入予定の454万円の20%を計上しております。

242ページで、18節通潤橋案内ボランティア運営助成金は、昨年度から小学校社会科見学で通潤橋ボランティアガイドの会を立ち上げていただき、1回1人当たり1,000円を助成させていただいております。昨年度と同額を計上しております。

3目、8目、9目は、先ほど説明したとおり、廃目としております。

243ページ、9款5項保健体育費を説明します。

1目保健体育総務費、予算額846万7,000円、前年比74万9,000円の増です。

1節報酬は、22名のスポーツ推進員報酬、及び新たにスポーツ推進計画策定委員報酬28万円を計上しております。これはスポーツ基本法第10条に定められた地域スポーツ推進計画を策定するものです。国は令和4年3月に第3期スポーツ基本計画を策定しており、基本計画を参酌して、地方のスポーツ推進計画を定めるよう努めることとされており、運動公園完成後を見通しまして、町のスポーツによるまちづくりを推進するための計画づくりに努めたいと存じます。

18節町体協運営助成金は、例年並みの400万円を計上しております。

次に、2目体育施設費4,757万円、前年比553万円4,000円の増となっております。

これまで、3目清和地区体育施設費及び4目蘇陽地区体育施設に分けておりましたが、これを統合しております。これは予算書のスリム化と事業実施の効率化を図るためのものです。令和5年度から、矢部地区、清和地区、蘇陽地区、それぞれの体育施設の維持管理費及び修繕料をまとめて計上しております。

特に12節委託料におきましては、千寿苑横の第二弓道場トイレ新設設計委託を計上しておりますが、現在の施設にはトイレがなく、100メートルほど離れた浜町体育館の横のトイレまで行かなければならないため、以前より要望があっており、これを改善するものです。

14節蘇陽林業者体育館照明取替工事は、現在、水銀灯ランプが四つ切れておりますが、2021年の水銀条約による規制で、水銀灯ランプの生産が終了し、LED化を図らなければなりません。林業者体育館は災害時のボランティアセンターの拠点施設となることから、この際、全館LED化を図るものです。

585万5,000円は、アリーナランプ16台と、245ページの354万5,000円は、同じくアリーナ以外の非常照明、誘導灯なども数か所切れておまして、LED化を図りたいと思っております。発注に際しましては、一括して行います。

続きまして、さきの条例改正で廃止となりました朝日体育館解体工事で1,870万円を計上しております。全額過疎債を充てております。

最後に、5目中央グラウンド周辺整備事業費です。予算額5億1,664万4,000円、前年比4億9,721万4,000円の減です。

246ページで12節委託料では、芝生広場については、令和5年度までは町のほうで管理をいた

します。年間の芝刈りや肥料等311万9,000円、体育館施設管理委託料は指定管理者を令和5年12月に協定を締結し、以降1月から3月までの準備期間として80万円を計上しております。その間の警備委託10万9,000円や体育館竣工式委託料232万5,000円を計上しております。また、管内ネットワーク設計委託106万4,000円も計上しております。

14節工事請負費で、総合体育館建設工事費9,500万円は、3か年の継続費総額22億3,000万円は変わりませんが、昨年12月補正時に変更しました残額を計上しております。今後の変更を貸与額としております。

町道改良工事費2億2,500万円は、公園内道路、千滝長野線第四期に当たり、国の配分決定が未定ですので、要望額を計上しております。

サッカー場照明施設整備工事は、優先して照明施設工事から施行いたします。メインのナイター照明4基のほか、運動公園内の各種照明灯や電気配線埋設工事となっております。EV・PHVは、体育館、駐車場に電気自動車充電スタンド1台を国の充電インフラ補助金を活用して設置いたします。

17節体育館備品購入費は、バスケットゴールほか、各種運動器具及び事務用備品、清掃用電化製品購入費を計上しております。

以上で、予算の説明を終わります。よろしく申し上げます。

**○議長（藤澤和生君）** 9款教育費について説明が終わりました。

ここで10分間休憩します。

---

休憩 午後3時04分

再開 午後3時14分

---

**○議長（藤澤和生君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** まずは、学校教育関係でお伺いいたします。206ページの奨学金のところですけども、今朝の新聞にもありましたように、給食費の値上げがあちこちでまた始まっているようです。

しかし、国もそれに措置をしなくちゃいけないだろうと思うんですが、取りあえずはやっぱり自治体でも考えなければいけないことであって、やはりその保護者の負担と、それから、昨今言われますのは、やはり奨学金が給付型になったらいいんじゃないかというふうな話でございませぬ。

本町においては、給付型についての検討はされているのかというところが1点と、それから、学校図書館のシステムの更新といいますかね。それは、今までの業者のものであるかというところをお尋ねいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 学校教育課長、工藤博人君。

**○学校教育課長（工藤博人君）** お答えします。奨学金につきまして、一応、今のところ給付型というのはまだ検討を始めてございません。

もう一つ、学校図書館のシステム更新ですが、これはまた新たに今から仕様を作って、委託していく形になるので、現在のところ、同じ業者を使うって決めたわけではございません。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑ありませんか。

10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** 給付型については、ぜひ検討をしていただきたいと。やっぱり大きい自治体ではなかなかできないことで、こういう小さい自治体であれば人数も限られてくるところもありますので、なるべく本当に子育て環境がいい、学びの環境がいい町であるということをですね。そういったところを通じて、やっていただきたいというふうに思っています。

それから、学校図書館については、また入札が行われるというふうなことの理解でしょうか。今まで使っていた器具類は、そうなると、また更新ということになるんでしょうかというところをちょっと思いました。

社会教育のほうでいいですか、質問のほう。226ページの文化情報発信、Y o u T u b e を使っているところですが、先ほど担当課長には直接お伝えもしたところですが、これを見られた方から、言葉にそごがあったというか、間違い、通潤橋の説明のところ、熊本地震によって通水管の目地が破損したというところをねじというふうにおっしゃっていたらしいんですよ。ねじはどこにも多分ないので、通潤橋は。そういったところの……、よそから来られた方が作ってらっしゃるのかもしれないと思ひまして、そういったところのチェックも、一応何か喧しくそれを正すんじゃなくて、やはり間違いはY o u T u b e なんか世界的に発信していきますので、注意されたほうがいいんじゃないかなというふうに思いました。

それから、中央公民館の工事期間はどのくらいになるのか教えてください。

それと、グラウンドのほうに、サッカー場の照明工事がありますけれども、グラウンドゴルフ場の照明も、一部ちょっと要望もあっているんですけれども、そのような夜間のスポーツを楽しむというところで、バレーボールでも何でも夜間に楽しめるじゃないですか。そういった時点で、子どもからお年寄りまでが楽しめるスポーツとして、グラウンドゴルフというのを整備していくには、そういったのも将来的には考えていただければいいんじゃないかと思っているんですが、その点の見通しをお伺いします。よろしくお願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 生涯学習課長、上田浩君。

**○生涯学習課長（上田 浩君）** お答えします。まず1点目のY o u T u b e の目地とねじの間違いですけど、今日初めて聞きましたので、間違いを訂正していただけるように、伝えたいというふうに思っております。

それと、中央公民館の工事期間でございますが、今のところ令和5年8月から来年の3月いっぱいまでを計画しておるところでございます。

それと、グラウンドゴルフ場の照明につきましては、現在のところ考えておりません。今回、予算要求しましたサッカー場の照明と、今あります中央グラウンドの照明、これも取替えを計画

しておるところでございますので、あちらについては取替え計画はございません。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑ありませんか。

10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** もう1点質問させてください。公民館を全部一括して計上されているのは、非常にやっぱりスマートになっていいんじゃないかなというふうに思っていますが、清和分館のことについてちょっとお伺いします。

あそこには、いわゆる教育委員会の業務をされる方が1人雇われておりますが、それはそのままというふうに考えていいのでしょうか。

それと、今、月曜日、図書館が休館日の日ですけれども、開いてないような気がしていますが、それは休館にするというふうに決まっているのでしょうか。そこら辺をお願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 生涯学習課長、上田浩君。

**○生涯学習課長（上田 浩君）** お答えします。清和分館の職員についてですけど、会計年度任用職員、社会教育指導員として1人、奥のほうにおります。手前のほうは、図書館の分館の職員として会計年度任用職員1名を置いているところがございます。来年度も一緒に、計画しておるところでございます。

それと、また休館日については、清和分館のほうは月曜日は休館としておるところでございます。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** 207ページに、遠隔事業用の、要するに、その通信の予算が上がっていますけれども、御家庭に光回線を導入なさっている方の割合が、令和5年度どのくらいになっているのか、教えてください。見通しがあれば、教えてください。

それと、あとは241ページになりますけれども、通潤橋の観覧料の徴収の委託料が費用として上がっているんですが、観覧料の徴収の20%を想定として金額が組まれているという御説明をいただいたんですけれども、教えていただきたいんですが、これは業務委託料として金額が固定しているものなのか。それとも、その観覧料が上がってくる実績に応じて委託料が変わるのか、そこを教えてください。

最後に、246ページに、体育館のネットワーク設計の委託料がありますけれども、ちょっとこのネットワークというのが、推測するにWi-Fiかなとも思うんですけれども、それが体育館建設とは別でまた設置されるのか。何か通信設備、体育館建設するときと同時にやるようなイメージがあったものですから、その辺りも御説明ください。お願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 学校教育課長、工藤博人君。

**○学校教育課長（工藤博人君）** お答えします。それぞれの家庭の光のネットワークの状況なんですけれども、現在、手持ちに持っておりませんで、ちょっと担当にまた確認はするんですけれども、もしデータとしてない場合は、新学期になって、また改めてその辺の把握をしていきたいと思っております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 生涯学習課長、上田浩君。

**○生涯学習課長（上田 浩君）** お答えします。1点目の通潤橋観覧料の20%につきましては、固定か実績かということですが、実績に基づく20%によるものです。

それと、246ページのネットワーク構築設計では、今現在、庁舎内も自治体のL GWANネットワークがありますけど、それをつなぐという意味のものでございます。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** 町内の小学校、中学校合わせて、今、学校に通えてない児童、生徒さんの数といえますかね。やまと教室だったり、フリースクールに行かれている子どもさんの人数を教えてください。

それから、207ページです。小中学校教職員ストレスチェック委託料というのは県費の負担金ということで、県費の職員さん分なんですけど、町費で雇っている教職員さんは、恐らく総務課の人事で会計年度任用職員のほうでチェックをされていると思いますが、同じこの職場におりながら、一方はこっち、一方はこっちで、ストレスの内容チェックが違いはしないかなとか、その分析がどうなるかなという、ちょっと心配がありました。

それと、209ページです。授業目的公衆送信補償金ですかね。補償金ってどんなのかなと思いましたが、これも説明をください。

それから214ページ、机、椅子の備品購入費なんですけど、先ほど課長の説明では、いろいろ補助金を探したけど、見当たりませんでしたということでした。私のほうもいろいろ探してみましたら、国内でもいろいろ学校の備品購入費ということで、机、椅子を今いろいろ使われております森林環境譲与税、いわゆる木質の机であったらば、これで買えるということで、これを利用した購入というのが、ほかの自治体でも実施されておりました。なので、単費でなくて、こういうのを利活用したらいいんじゃないかなと思いましたが、御提案なり、それから、課長の私の提案に対するお答えをいただきたいと思えます。

それから243ページ、今年新たにスポーツ推進計画策定委員さんを選任されるわけなんですけど、恐らくスポーツ推進員とか、そういう方たちがメンバーの中に入ってくるんじゃないかと思えますけれども、おおよそこれからだと思えますが、その選任されるメンバー、どんな方たちを予想されておられるのかをお尋ねいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 生涯学習課長、上田浩君。

**○生涯学習課長（上田 浩君）** お答えします。243ページのスポーツ推進計画策定委員のおおよそのメンバーですけど、委員長以下10名を予定、構想ですけど、予定しております。大学教授であったり、熊本県のスポーツ関係課の職員の方も呼びたいなと思っておりますし、3地区の支部体協長、自治振興区の代表、スポーツ推進員の、これは女性からというところで、今のところ考えておりますけど、陸上協会代表、総合型スポーツクラブの方のメンバーを今のところ考えておるところでございます。



**○議長（藤澤和生君）** 学校教育課長、工藤博人君。

**○学校教育課長（工藤博人君）** まず一つ目が、学校に来ていない児童、生徒なんですけれども、詳しい人数を言うのは避けたいと思うんですけれども、合計で三十数名。ただ、このうちに、やまと教室だったり、別室登校だったり、そういう子どもたちはいます。なので、純粋にこの三十数名が全部が不登校というわけではないです。

次が、ストレスチェックのほうは、教員のストレスチェックなんですけれども、一応チェックをして、その結果が先生本人に来るんですね、結果が。それを見て、先生がうちの産業医、そよ病院の先生をお願いしているので、その病院の先生に1回相談に行くという流れになるので、会計年度任用職員さんのストレスチェック、私たちと一緒にようであれば、恐らくそういうストレスで不安があれば、町が指定したそういう産業医のほうに御相談するというような形、流れには一緒だと思います。

もう一つが、授業目的公衆送信補償金ですが、これは著作権法上に規定してあるものでして、授業等に際して、電子データ等の著作物を授業内でやったりとったりしますけれども、そういうものに使うときは、あらかじめ協会がありまして、そこにこの補償金をお支払いしていくことで、その辺りはもう著作権関係なく、授業内では自由に使っていいですよという補償金があります。

以上です。

机、椅子の完全木材、木製ですかね。すいません、全然想定しておりませんで、完全木質になればいいんですけれども、今現在、既存入っている学校がパイプの、普通の机にやっているので、なかなか今、途中から、その机、椅子を木製に完全に切り替えるというのはちょっと難しいかなと思うんですけれども、ちょっとその辺、可能かどうか含めて、ちょっと調べさせていただきたいと思います。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** 机、椅子が完全にじゃなくて、例えば県産材をどこかの一部に使ってあるとか、何かそういうのがあるみたいなんです。だから、もうちょっと駄目元でも調査して、少しでも財源があればと思いましたので、しっかり検討してください。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑ありませんか。

12番、工藤文範君。

**○12番（工藤文範君）** 12番、工藤です。216ページから217ページの学校給食費について、お尋ねします。

先ほどの説明では職員10名、会計年度任用が7名ということでございました。トータル的には9,200万円と、その中でも人件費がほとんどということになっております。昼飯を作るのみで、非常に高い人件費もかかっているわけなんですけれども、民間は3食作って、朝6時半から夕方7時まで、1日8時間頑張って仕事をしとるわけなんですけれども、こういったこれだけの高い投資的な経費がある中で、給食費の値上げもできないと。ましてや、給食費の無償化など、とんでもない

ような話になりますけれども、私は、今日4番の議員が来ておられませんけど、ぜひ話をしたかったわけですが、私も無償化というのはぜひやってもらいたいと思います。将来的には。

ですけれども、今の現状を見ると、なかなかできない。要するに、給食センターですよ。給食センター、今度は清和に義務教育学校ができます。その時点では、清和から給食センターですれば、これいちいち17名の給食の調理員が仕事しとるわけですから、17名もあそこにおいても、仕事にならんわけですよ。

ですから、給食センターで清和から両方に運ぶというような方法を取れば、これは非常に、今は衛生面でも非常に調理器具も非常に立派なものができております。また、輸送するための保温する技術も非常に軽トラでもできておりますので、そういったことでやっていただくならばどうかというふうな思いがしますし、また、有機農業と、それから地元産野菜ということで、この前から話が出ておりました。使ってくれというような話ありました。私もこれは非常に大事なことでと思います。

でも、今のように9か所も少しずつ配達しとつても、これ利益にならんとします。ですから、1か所にまとめれば、生産地から直接、その調理センターに持っていけばできるわけですから、そうすれば、今の農林課との連携もうまくいって、契約栽培もできるし、そういう方法が取れると思いますので、教育委員会でどんなお考えをお持ちか。お願いしたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 学校教育課長、工藤博人君。

**○学校教育課長（工藤博人君）** お答えいたします。先般の4番議員の一般質問の中で、町長が最後に、給食全体で考えていきたいということをおっしゃったと思うんですけれども、私たちも同じ共通認識でございまして、この基本構想・基本計画の中でも、実際、義務教育学校を作っていくときには、給食室をどうにか作るのか、付属させるのか、別のところに設けるのか。その辺をしっかりと考えなければいけないので、実際、この町内の給食室、かなりやっばり古い状況です。かなり手を入れてやらないと、衛生基準あたりも達成できないというのが現状でして、それを踏まえると、かなりの多額の経費を積み込んでいかないと維持ができないというのもあるので、その辺りは令和5年度、極端に2年、3年もかけられないと思うんですけれども、早い時点で、その辺を学校関係者とか、保護者の関係者とか、その辺を踏まえて、協議の場を作ればなと思っていますところ。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

2番、坂本幸誠君。

**○2番（坂本幸誠君）** 図書館のことですけれども、入り口がちょっと狭いと思うんですよ。あそこの図書館の入り口ですね。できたら、もうちょっと広めてもらって、利用率を上げてもらいたいというのと、やっば大人に本を読めと言ってもなかなか読まないんですよ。小学校のときの学校図書の利用率を上げていただきたいと思っています。

それと、246の芝生広場ですか。あそこがグラウンドゴルフも利用していますので、何か芝が柔いと。非常に柔いから、ローラーで締めてくれという意見があったんで、委託費はどこまでの

メンテをするんですかね。あそこはグラウンドゴルフで利用していますので、何か球が飛ばない  
そうでね、今の状態では。

**○議長（藤澤和生君）** 生涯学習課長、上田浩君。

**○生涯学習課長（上田 浩君）** まず1点目、図書館の入り口の狭さですけど、左側に駐車場  
が数年前にできたんですけど、その工事がもう既に終わってしまっているというところで、その  
辺考慮して広げてあげればよかったんですけど、今のところ広めてほしいということは、また再工  
事になりますので、その辺はちょっと今のところ考えられないのかなというふうに思っておりま  
す。

それと、芝の管理ですけど、確かに、今耳に入ってくるのが芝の付きが悪いとかいう話を耳に  
入ってきております。昨年、竣工したばかりで、今後、砂を入れたり、買ったりすることで、  
二、三年のうちには、通常のいい芝が生えてくるだろうというふうに、確認しております。

それと、専門の方に聞いたんですけど、基盤の重機で相当を締め固めておりますので、なかな  
かその辺と芝が活着しないというか、ちょっと固いというところで、今後、目土、また土を入れ  
も入れながら管理をして、適切に管理していきたいというふうに思っております。よろしくお願  
いします。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

2番、坂本幸誠君。

**○2番（坂本幸誠君）** グラウンドゴルフしている人たちは、どうも何か専用と何か勘違いし  
ていらっちゃって、子どもたちが入ってくると、ここはこのグラウンドゴルフばしよっとやけん  
とって、排除するような話も聞いたんで、利用する人たちにもやっぱり認識してもらった  
ほうがいいんじゃないかと思っておりますので、よろしくお話しときます。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

9番、飯開政俊君。

**○9番（飯開政俊君）** 希望です。来年度は町民体育祭は中止というお話が伝わっております。  
3年前に蘇陽で、町民体育祭があったときに、蘇陽の春木君のあのすばらしい走りを見たり、い  
ろいろな形の中で、地域が一つになれる本当に大事な行事ではないかと思います。私もちょうど、  
山都町を合併するときの体協長でした。体協長の会議でどうするかでした。とにかくやってみよ  
うと。今年やってみて、来年のことは、今年の反省を踏まえて来年決めればよいということで、  
まずやってみようということでやりました。

今年は、これだけのスポーツ施設も造るし、いろいろな形の中で、町民の健康づくりには物す  
ごくそういう全体での大会というのは非常に大事だろうと思っております。先日、愛林駅伝があ  
りましたけれども、あのときに、やっぱり学校代表で走っていると、その子たちの保護者やら、  
同級生が一生懸命応援しています。非常に地域が一緒になれると。今、WBCがあっっていますけ  
ど、日本国中が応援をしています。

そういう意味で、今回スポーツ推進委員さんもおられますし、いろんな形の中で、やはり町民  
の健康づくりの一つになると思っておりますので、何とかそういう大会が開くような方向に持っていけ

たらと思いますので、よろしく願い申し上げます。

**○議長（藤澤和生君）** 生涯学習課長、上田浩君。

**○生涯学習課長（上田 浩君）** お答えします。今、御意見としていただいたところですけど、昨年、町民スポーツ大会がなくなったところでございます。これにつきましては、事前に体協長の総会あたり、皆さんにお諮りしながら、御意見をいただきながら決定した事項でございます。

今回スポーツ、今御意見のとおり、町全体会の開催でやっぱり活気を取り戻すという話にもつながるかと思いますが、スポーツ推進計画、策定委員会、これも町全体のスポーツ計画を網羅していこうというふうに考えておりますので、その辺も、総合体育館周辺、公園ができた暁には、そういったのもまた見直しをしていくようなことも、この委員会の中でも御意見を賜りながら、計画に盛り込んでいきたいというふうに思っております。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

9番、飯開政俊君。

**○9番（飯開政俊君）** 一つの意見ですけども、消防団もいろんなところで分断統合がありました。やはり出れるところは出れるけれども、出れないところは出れない話がありましたけれども、そういう統合を考えて、やはりどうしたらできるかとかいうふうに前向きに考えてですね。そういう策定委員さんとかいろいろ作ってあげても、ただ机上で話すだけならもういないほうがいいんです。

だから、作る以上は、どうしたらできるか。そういうふうに、前向きに進めていただきたいと思います。お願い申し上げます。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** すいません、先ほどの質問のときに、ちょっと聞くのを忘れていました。

先ほどの先輩議員の中からの御質問の中で、学校給食費の話が上がっていましたけれども、今、給食、小学校、中学校、供給されていますけれども、児童、生徒たちの食べ残しの状況とあって、教育委員会さんのほうで把握なさっていますか。あれば教えてください。

**○議長（藤澤和生君）** 学校教育課長、工藤博人君。

**○学校教育課長（工藤博人君）** お答えします。現時点で食べ残し、残渣状況についてはまだ把握できておりません。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** あと1回多分残っていると思うので。私が義務教育の保護者を卒業していますけれども、私が義務教育の保護者だったときの記憶でいえば、矢部小、それから矢部中ですが、食べ残しがほとんどないんですよね。非常に児童、保護者からの給食に対する評価も高かったです。

なぜかというのは、そのときに会話していたこともあるんですが、まず、作られる方、給食を

作る方々がやはりその学校の伝統として誇りを持って作っていらっしゃるんですよね。食べ残しを出さないという理念で、強い理念で臨んでいらっしゃいました。生徒たち、児童たちも作る方々のお顔が分かるわけですよね。誰が作っているか分かるから、食べる時も、当然ながらそこを理解しながら食べているというところがあるというお話がありました。

先ほど、義務教育学校設置に向けて、センター方式、いろんなことを考えながら進めていくというお話でしたけれども、食育ですので、給食はですね。食育も兼ねていますので、せっかくの食材を例えば子どもたちがあまり好きでないとか、好き嫌いしやすいニンジンとか、ピーマンとかも、そういうおいしく食べてもらえるような料理にして給食にして出すと、食材そのものを毛嫌いすることもなくなるというのは事実としてあると思いますので、その辺りも念頭に置かれながら、検討を進めていっていただきたいと思うんですが、その辺りいかがでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 学校教育課長、工藤博人君。

○学校教育課長（工藤博人君） お答えします。今議員がおっしゃったとおり、食育は非常に学校教育でも大事な部分ではございますので、その辺はしっかり認識しながら、念頭に置きながら協議してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

10款災害復旧費について、説明を求めます。

農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） それでは、災害復旧費予算について御説明をいたします。

247ページをお願いいたします。

10款1項1目現年度農業施設災害復旧費5万円を計上しております。

10節に需用費として、消耗品費を計上しております。

248ページをお願いいたします。

2目過年度農業施設災害復旧費1億4,852万円を計上しております。

14節工事請負費に1億4,600万円を過年度分災害復旧費として計上しております。これは、令和元年災、令和2年災の43件分の過年度の災害復旧費予算としております。

3目現年度林業施設災害復旧費です。100万円を計上しております。

13節に使用料及び賃借料として、崩土除去等の林道災害に伴う重機借上料を計上しております。

以上となります。どうかよろしくをお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 次の項目について説明を求めます。

建設課長、西賢君。

○建設課長（西賢君） 249ページをお願いいたします。

10款2項公共土木施設災害復旧費について説明します。なお、令和2年災14件、令和3年災70件につきましては、令和5年度へ繰越しになります。また、令和4年災63件につきましては、本

年3月に31件の入札を予定しております。4月以降に残りの32件の入札を進めていくということになります。早期復帰に向けて、現場管理に努めてまいりたいと思います。

それでは、1目現年度公共土木施設災害復旧費について説明します。本年度予算423万4,000円、全額一般財源です。

2節から4節は、会計年度任用職員1名分の人件費です。

8節旅費12万4,000円、普通旅費の12万円は、災害発生時の事前協議等九州地方整備局への旅費です。

10節需用費30万円につきましては、コピー用紙等、工事監督用自動車の燃料費、修繕費です。

11節手数料5,000円、タイヤ組替え料です。

13節使用料及び賃借料250万3,000円。200万円は、崩土除去に係る重機借り上げです。50万3,000円は、工事監督自動車のリース料です。

250ページをお願いします。

15節100万円は、生コン等の材料費です。

2目過年度公共土木施設災害復旧費、本年度予算4億4,320万円、財源は国庫負担金2億7,439万円、一般財源5,141万円です。

3節職員手当100万円は、職員の時間外手当です。

10節需用費35万円は、コピー用紙等消耗品費、工事用自動車の燃料費です。

11節役務費255万円。令和4年災の災害復旧工事に伴う土地の登記手数料です。また、九電付近の災害復旧工事において、電気線の防護管設置のために230万円を計上しております。

13節使用料及び賃借料320万円。工事用道路、河川工事等、それに伴います重機借上料です。

14節工事請負費4億3,000万円。令和2年災、令和3年災、84件の変更対応及び令和4年災63件分の工事発注分、変更対応分の工事請負費です。

15節原材料費320万、生コン砕石等の材料費です。

21節補償補填及び賠償金290万円、流木補償及び電柱移転の補償費です。

以上、10款の説明を終わります。よろしくをお願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 10款災害復旧費について説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 質疑なしと認めます。

11款公債費、12款諸支出金、13款予備費並びに歳入については、一括で説明を求めます。

総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** それでは、251ページの11款公債費について説明いたします。地方債の償還にかかる経費です。元金が8億8,589万1,000円、利子が3,701万4,000円でございます。令和5年度に係る償還金の対象件数は140件です。特定財源として1億3,101万8,000円を計上しておりますが、内訳は減債基金1億57万3,000円、通潤橋未来への懸け橋基金97万円、災害援護資金返還金90万6,000円、町営住宅使用料2,790万4,000円、地域総合整備資金返還金153万8,000

円です。

続きまして、12款の諸支出金です。基金積立金として利子分を1,000円損目して計上しているところであります。

9目の学校教育施設整備基金ですが、義務教育学校整備事業の一般財源として1億円を計上しております。廃校施設分59万5,000円。1,000円は利子分です。廃校施設の有償貸与につきましては、旧白糸台地、白糸第3、中島西部小、それぞれの有償貸与契約期間において、国と協議し、残存価格により積算した金額を補助金相当額として積み立てる必要があります。契約期間を更新する場合、その都度、国と協議を行うものです。

11目ふるさと応援基金は、寄附金から諸経費を差し引いた分を積み立てることとしております。

253ページの17目森林環境整備基金は、森林環境贈与税7,325万2,000円及び利子分1,000円を積み立てるものです。

続きまして、254ページ、予備費です。3,000万円ということで、前年度と同額で計上いたしました。

続く255ページです。継続費に関するものです。

7款土木費は、水の田尾下鶴線改良工事です。

9款教育費は、総合体育館建設事業です。

続いて、256ページです。

地方債の現在高の見込みに関する調書です。表中の横欄3番目に、前年度末、現在高見込額というのは、令和4年度末になります現時点では、94億5,117万6,000円です。その右にあります当該年度中、増減見込み、これは令和5年度における増減見込みであります。よって、右端の欄が令和5年度末の現在高の見込みということで、93億6,668万5,000円になると想定しているところです。

次の257ページから259ページにつきましては、債務負担行為に関する調書でございます。複数年にわたる契約等に基づく、将来にわたる地方公共団体の債務を負担するものであります。令和5年度の当初予算時点では、合計欄の中ほどにあります9億2,337万3,000円が将来にわたる負担総額ということになります。

続く260ページから266ページですが、特別職や一般職の給与費の明細書として掲載しております。議会の予算案を提出する場合、給与水準の適正化を図るために、予算書と併せて提出する説明書の一つでございます。

260ページから264ページまでは、給与費の明細書265ページから266ページは、款項別の給与明細書となっております。

最後のページの267ページをお願いいたします。

ここには、地方消費税交付金が充てられる社会保障施策に要する経費というものです。より分かりやすい形で用途を明確化することが求められておりますので、予算書の説明資料としているものです。令和5年度にかかる地方消費税交付金、いわゆる社会保障財源分の金額は1億7,454万5,000円。これに対しまして、本町の社会保障施策に要する経費は、合計欄の41億2,505万

5,000円となります。これから特定財源を除きました一般財源の一部に、地方消費税交付金が充てられるという構成になっております。

続きまして、歳入の説明に移りますので、15ページをお開きください。

歳出のほうで、特定財源やそれぞれの款で財源を説明しましたものにつきましては、省略いたします。また、説明した以外で、主なものについてのみ説明をさせていただきます。

17ページの2款から20ページの11款までは、地方譲与税及び各種交付金です。ここ数年の交付実績や財政状況を分析しながら、収入見込額として計上しております。

20ページをお願いします。

12款地方交付税につきまして、説明させていただきます。今年度56億円を計上いたしました。普通地方交付税の見込額を53億円、特別地方交付税の見込額を3億円計上したところでございます。

続きまして、13款から17款までは、それぞれの所管課により説明がありましたので、省略いたします。

38ページから40ページの18款財産収入をお願いいたします。家屋貸付収入につきましては、廃校施設貸付分や蘇陽支所の一部をJA阿蘇、阿蘇森林組合で使用されている分が主なものです。

土地貸付収入につきましては、清和米生の阿蘇森林組合の加工所、井無田の旧朝日グラウンドの太陽光分、行政財産使用料につきましては、NTTの電柱敷地料を計上し、普通財産貸付収入は、分譲地のNTT等の電柱敷地料、町有原野貸付料は、清和地区の19件分を計上しております。

40ページ、19款寄附金は、ふるさと寄附金として1億5,000万円を計上しております。

20款の繰入金です。財政調整基金からの繰入金5億2,383万3,000円。減債基金からの繰入金、1億57万3,000円をそれぞれ計上しております。以下、それぞれの特定目的基金を御覧の金額で繰入れ、つまり、基金の取崩しを行い、各事業の財源として使用するものです。ふるさと応援基金繰入金の充当事業につきましては、一覧表を作成しておりますので、御覧ください。10件、配分を予定しているところでございます。

42ページの21款繰越金です。ここは令和4年度の繰越金を1億円と見込んで、令和5年度に予算化したものでございます。

次に、47ページをお願いします。

23款の町債になります。

目としては、経費別に総務債、土木債等がありますが、総務債の説明欄に臨時財政対策債という名目の記載があります。これだけ具体的な事業名がついておりませんが、これは地方公共団体の財源不足を補うための特例として発行される地方債のことです。上限額が設定されているものの、必要に応じて地方自治体が発行し、償還費用は全額、国が基準財政需要額に算入するという形で負担をするものです。実質的には、地方交付税の代替措置ということで御理解いただければ結構でございます。

戻っていただきまして、8ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為です。



11ページまで、令和6年度から新たに設定するものです。令和5年度分は予算計上のため、記載されておりません。

12ページは、第3表、地方債です。

歳出で事業ごとに充当しました起債を今度は起債の目的ごとに区分しまして、計上したものでございます。総額で8億140万円を今回計上しております。

それでは、表紙の次のページをお願いいたします。

令和5年度山都町一般会計予算。令和5年度山都町の一般会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ134億4,300万円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

債務負担行為。第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表、債務負担行為による。

地方債。第3条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債による。

一時借入金。第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は40億円と定める。

歳出予算の流用。第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年3月2日提出、山都町長。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 以上で、11款公債費、12款諸支出金及び13款予備費並びに歳入について説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号「令和5年度山都町一般会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

---

延会 午後4時05分

3 月 15 日（水曜日）

令和5年3月第1回山都町議会定例会会議録

1. 令和5年3月2日午前10時0分招集
2. 令和5年3月15日午前10時0分開議
3. 令和5年3月15日午後3時50分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第14日）（第6号）
  - 日程第1 議案第22号 令和5年度山都町国民健康保険特別会計予算について
  - 日程第2 議案第23号 令和5年度山都町後期高齢者医療特別会計予算について
  - 日程第3 議案第24号 令和5年度山都町介護保険特別会計予算について
  - 日程第4 議案第26号 令和5年度山都町簡易水道特別会計予算について
  - 日程第5 議案第27号 令和5年度山都町水道事業会計予算について
  - 日程第6 議案第28号 令和5年度山都町病院事業会計予算について
  - 日程第7 議案第29号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
  - 日程第8 議案第30号 工事請負変更契約の締結について（水の田尾下鶴線道路改良工事（R4国債））
  - 日程第9 発議第3号 山都町議会の個人情報保護に関する条例の一部改正について
  - 日程第10 同意第5号 山都町副町長選任について同意を求める件
  - 日程第11 同意第1号 山都町教育委員任命について同意を求める件
  - 日程第12 同意第2号 山都町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件
  - 日程第13 同意第3号 山都町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件
  - 日程第14 同意第4号 山都町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件
  - 日程第15 委員会報告 陳情等付託報告について
  - 日程第16 議員派遣の件
  - 日程第17 議長報告 各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について

---

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 東 浩 昭	2番 坂 本 幸 誠	3番 眞 原 誠
4番 西 田 由未子	5番 中 村 五 彦	6番 矢仁田 秀 典
7番 興 梶 誠	8番 藤 川 多 美	9番 飯 開 政 俊
10番 吉 川 美 加	11番 後 藤 壽 廣	12番 工 藤 文 範
13番 藤 原 秀 幸	14番 藤 澤 和 生	

---

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

---

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	梅田 穰	教育長	井手 文雄
総務課長	坂本 靖也	清和支所長	木野 千春
蘇陽支所長	村上 敬治	会計管理者	荒木 敏久
企画政策課長	北 貴友	税務住民課長	高橋 尚孝
健康ほけん課長	木 實春美	福祉課長	高野 隆也
環境水道課長	有 働 頼 貴	農林振興課長	松本文 孝
建設課長	西 賢	山の都創造課長	長崎 早智
商工観光課長	藤原 章吉	生涯学習課長	上田 浩
そよう病院事務長	飯星 和浩	監査委員	志賀 美枝子

---

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 嶋田 浩幸 外2名

---

開議 午前10時0分

○議長(藤澤和生君) おはようございます。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

**日程第1 議案第22号 令和5年度山都町国民健康保険特別会計予算について**

○議長(藤澤和生君) 日程第1、議案第22号「令和5年度山都町国民健康保険特別会計予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康ほけん課長、木實春美君。

○健康ほけん課長(木實春美君) おはようございます。それでは、議案第22号、令和5年度山都町国民健康保険特別会計予算について御説明いたします。

国民健康保険事業は、平成30年度の国保制度改革により、県が財政運営の責任主体としての中心的な役割を担い、市町村と一体となり運営しております。それにより、市町村は、県が全体の医療費推計から市町村ごとに所得水準、医療費水準により推計した納付金を県に納付し、県は保険給付費に必要な額を全額市町村に交付するという仕組みになっております。令和5年1月末現在の山都町の被保険者数は4,206人で、世帯数は2,573世帯です。前年同月比で285人の減、104世帯の減となっております。被保険者数は山都町全体の31%、世帯数では41%を占めております。

また、県では、国保運営方針の改定を令和5年度中に行う予定で、保険料水準の統一に向けたロードマップが策定されており、引き続き市町村との協議を継続し、被保険者の負担の公平性及

び国保財政のさらなる安定化を図ってまいります。町としまして、国保財政運営の安定化を図るため、医療費の適正化や生活習慣病の発症や重症化予防のため特定健診受診率の向上に取り組み、被保険者自らが健康状態を把握し、生活習慣を見直していただくためのサポートを保健指導や栄養指導により引き続き行ってまいります。

それでは、歳出のほうから主なものについて御説明いたします。16ページをお願いします。

1款1項1目一般管理費でございます。本年度予算額は、658万6,000円でございます。前年度と比較しますと、235万7,000円の減になっております。これは、令和4年度に税制改正のためシステム改修委託が行われましたことにより、特定財源として国庫補助が行われたためです。また、今年度は公金受取り口座に係るシステム改修を予定しておりまして、その国庫補助分として23万8,000円、職員給与費として一般会計からの繰入金が634万8,000円です。

10節需用費では、消耗品費でコピー使用料及び書籍代や、被保険者証の限度額認定証台紙及び個人情報保護シールなどの購入、また印刷製本費でも、専用封筒及び保険証カード7,000枚分の印刷費で計上しております。

11節役務費の郵便料155万1,000円は、主に保険証の年度切替えによる送付分、また、その他通知発送分です。

12節の委託料では、それぞれの項目ごとに国保連合会へ委託しているものを計上しております。合わせまして、340万2,000円です。一番下段になります、公金受取り口座に係るシステム改修委託料は、国庫補助10分の10で行うものです。

17ページ。

18節負担金補助及び交付金では、オンライン資格確認等の実施に伴う市町村運営負担金に11万1,000円を計上しております。国保中央会へ支払うものです。

2目連合会負担金は、本年度予算額107万1,000円で、国保連合会負担金及び広報共同事業負担金をそれぞれ計上しております。国保連合会により平等割と被保険者数割で算出されております。

17ページから18ページでは、3項1目運営協議会費を計上しております。

本年度予算額32万5,000円でございます。こちらは、国保運営協議会委員12名分の会議及び研修会費、報酬及び費用弁償を計上しております。財源は、職員給与費等として一般会計からの繰入金でございます。

18ページから19ページを御覧ください。

2款1項療養諸費でございます。全体の予算額は16億4,163万7,000円でございます。前年度と比較しますと9,474万2,000円の増額となっております。財源の内訳は、県からの保険給付費等交付金の普通交付金が16億3,698万2,000円でございます。これは、療養費全体のうち、19ページの5目及び6目の審査支払手数料を除いた全ての保険給付費に対して交付されるものでございます。

18ページにお戻りいただいて、1目一般被保険者療養給付費が本年度予算額16億2,918万円で、前年度と比較しますと9,531万6,000円の増額となっております。県の推計方法を参考に算出しております。被保険者数は減少しておりますが、1人当たりの医療費は増加を見込んでおります。

2目退職被保険者等療養給付費は本年度予算額1,000円です。平成27年3月末をもちまして、

医療費制度は終了となっておりますが、経過措置で、令和2年度以降も原則0人ではありますが、令和5年度以降につきましても転入等に備え一部退職被保険者が現存する場合がありますので、1,000円を計上しているものです。以降、退職被保険者等に係る予算計上は各科目において同様の扱いとしております。

19ページをお願いします。

3目一般被保険者療養費は、780万円を計上しております。こちらは、主に補装具等に係るものです。一旦自費で療養を受けられた後、その後に現金給付をするものです。

5目一般被保険者審査支払手数料です。465万3,000円を計上しております。各審査支払手数料は国保連合会に支払うもので、診療報酬審査支払手数料、レセプト電算処理システム手数料は、一月約7,000件を計上しております。

20ページをお願いします。

2項高額療養費では、全体で合計2億7,612万2,000円を計上しております。こちらも同様の算出でございます。こちらの財源も、全額、県からの保険給付費等交付金の普通交付金として交付されます。1目一般被保険者高額療養費は2億7,600万円を計上しております。前年度と比較しますと、3,140万1,000円の増額となっております。3目一般被保険者高額介護合算療養費は、国保と介護保険の限度額適用後、合算して一定の限度額を超えた場合に申請により支給されるもので、12万円を計上しております。

21ページをお願いします。

4項1目出産育児一時金は、本年度予算額850万円を計上しております。本年4月1日から、一時金の金額が42万円から50万円と引き上げられます。財源としましては、国の臨時補助金と一般会計からの繰入金3分の2でございます。

22ページをお願いします。

5項1目葬祭費は、本年度予算額70万円を計上しております。前年度同様、35件を見込んでおります。

6項1目傷病手当金は、本年度予算額36万4,000円を計上しております。こちらは新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金でございます。財源は県の特別調整交付金が10分の10でございます。申請の適用期間が度々延長されましたが、令和5年5月7日までに期限が定まりましたので、お知らせしております。実績としましては、令和3年度2件、7万8,780円。令和4年度現在は5件で11万4,000円を支給しております。令和5年度は、これまでの実績により計上しております。

3款国民健康保険事業費納付金です。こちらは、県が全体の医療費総額を推計し、その見込額から前期高齢者交付金や療養給付費等負担金の公費等を差し引いて、市町村ごとに所得水準や年齢調整後の医療費水準に応じて納付金額を算定するものです。

22ページから23ページをお願いします。

1項医療給付費が、1目、2目、一般と退職を合わせまして、本年度予算額4億4,996万7,000円で、前年度と比較しますと2,200万2,000円の減となっております。

2項後期高齢者支援金等分は、1目一般及び2目退職合わせまして1億2,900万7,000円となっており、前年度と比較しますと179万5,000円の増となっております。

3項介護納付金分は、23ページから24ページでございます。

本年度予算額が4,620万5,000円で、前年度と比較しますと627万1,000円の減となっております。

3款の財源内訳は、特定財源として県特別交付金が6,932万9,000円。一般会計からの保険基盤安定繰入金、未就学児均等割保険税繰入金が1億5,282万4,000円でございます。

同じく24ページをお願いします。

6款1項1目保健衛生普及費が、本年度予算額464万6,000円でございます。こちらにつきましては、主に国補助対象の保健事業として、健診未受診者への勧奨通知や健診結果入力、台帳管理等を行うものでございます。財源内訳は、県支出金の特別調整交付金が238万8,000円です。

1節から4節までは、会計年度任用職員1名分の人件費でございます。

25ページをお願いします。

11節役務費78万円では、未受診者用通知、医療費通知や、重症化予防事業に係る対象者への通知、またジェネリック差額通知分の郵便料を計上しております。

12節委託料は、142万4,000円を計上しております。国保連合会へ支払うものです。

26ページをお願いします。

2項1目特定健康診査等事業費は、本年度予算額2,160万2,000円を計上しております。主に健診委託料となっており、12節委託料に2,156万4,000円を計上しております。特定健康診査等の委託料には、40歳から74歳の対象者3,750人の約60%での計上のほか、眼底検査、特定保健指導委託料を計上しております。下段、医療機関支払分は、令和3年度から町独自で開始しております尿たんぱく定量検査、微量アルブミン検査分を計上しております。この検査は、糖尿病性腎症の早期発見のために行う検査となっております。こちらは県補助が3分の2で、特定財源に708万4,000円を計上しております。

7款基金積立金及び9款諸支出金の1目から6目までについては、御覧のとおりです。

28ページをお願いします。

3項1目直営診療施設勘定繰出金の本年度予算額72万7,000円です。こちらは、そよう病院の保健事業分として繰り出すもので、財源は、県支出金の特別調整交付金です。

14款予備費は調整です。

続きまして、歳入を御説明いたします。8ページをお願いします。

1款国民健康保険税でございます。1目一般被保険者分と2目退職被保険者分でございます。

9ページをお願いします。一般被保険者分と退職被保険者分との合計で4億1,634万1,000円を計上しております。前年度と比較しますと2,802万6,000円の減となっております。こちらにつきましては、税務住民課の令和4年分所得の見込みにより算定しております。

10ページをお願いします。

3款1項4目出産育児諸費補助金では、出産育児一時金の引上げに伴う臨時補助金として8万5,000円を計上しております。



4款1項1目保険給付費等交付金が19億9,323万6,000円でございます。

1節普通交付金は、歳出の項で御説明しましたが、国保連合会の審査手数料、出産育児一時金、葬祭費を除く保険給付費に対して全額交付されるものです。2節特別交付金は、御覧の各項目ごとにそれぞれ交付されます。

11ページをお願いします。

7款1項1目一般会計繰入金は、本年度予算額1億6,516万4,000円でございます。前年度と比較しますと556万6,000円の減でございます。主な要因は、1節及び2節の保険基盤安定繰入金が210万円の減、5節の国保財政安定化支援事業繰入金が約173万円の減、未就学児均等割保険税繰入金が約113万円の減になっていることです。

1節の保険基盤安定繰入金につきましては、県補助分が4分の3、2節の保険基盤安定繰入金及び7節の未就学児均等割保険税繰入金につきましては、国補助2分の1、県補助4分の1となっております。

12ページをお願いします。

8款繰越金2,000万円を計上しております。

9款諸費につきましては、14ページまで御覧のとおりとなっております。

それでは、表紙の次のページを御覧ください。

令和5年度山都町国民健康保険特別会計予算。

令和5年度山都町の国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25億9,590万2,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、8,000万円と定める。

令和5年3月2日提出、山都町長。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第22号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** 16ページをお願いします。委託料です。一番下の公金受取り口座に係るシステム改修委託料23万8,000円ですが、今、国が進めておりますマイナカードの、いわゆる公金受取り口座を登録することを推進して、これを登録すると7,500円でしたかね、のポイントをあげますというふうに、しきりに国が推進をしまっていました。このマイナカードに公金受取り口座を登録することと、この保険のほうの、健康保険の公金受取り口座が連動しているのかどうか、その辺りの説明をお願いいたします。

それから19ページです。先ほどの説明によりますと、健康保険の人数は4,206人ということでした。町全体の人口からして31%の割合ということですね。しかしながら、ここの診療報酬審

査支払手数料のところでは、月平均7,000件を予定しておりますということでした。人口からしますと、4,206人ですから、ほぼほぼ2倍ぐらいということに、一月ですね。ですから、7,000人の方が一月に、件だから、1人で毎日歯医者さんに行けば1人が5件とかカウントなりますが、ほぼほぼ保険の人口の倍の方が一月に診療されているというふうに理解してよろしいでしょうか、お尋ねをいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 健康ほけん課長、木實春美君。

**○健康ほけん課長（木實春美君）** お答えします。公金受取り口座に係る分でございますが、先ほど議員おっしゃったようにマイナ保険証に係る分、今回システム改修を行う分は、出産育児一時金申請書や葬祭費支給申請書に係る申請書用紙に、公金受取り口座の意思表示欄を追加するということで、意思表示によりマイナ保険証を登録されている方については、その公金口座からの受け取りになるということで、一体的に取り組めるということになっております。

それと、先ほど言われましたレセプト件数につきましては、やはり延べ人数となっておりますので、世帯数でもありますので、1件の世帯でも家族によっても人数がまちまちですし、1人で幾つかの医療機関にかかれる方もいらっしゃいますので、延べ人数になると、やはりちょっと数字的には多い数字かなと思っております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありますか。

8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** ありがとうございます。マイナ保険のいわゆる交付金受取り口座は、今お聞きしますと、出産と葬祭と2件を言われましたが、高額医療の払戻し、払戻しという、すいません。高額医療は、これには値しないということで、やっぱり今までのように紙ベースで申請して、個人が希望した口座に振り込むということでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 健康ほけん課長、木實春美君。

**○健康ほけん課長（木實春美君）** お答えいたします。国としましては、国民健康保険に関しましても、やはり公金受取り口座を推奨するような形の文章は届いておりますが、まだこちらの導入までは行っておりませんが、国としては一体的にマイナ保険証を活用するという目的でありますので、公金受け取り口座に指定していただいて、そちらのほうでひもづいていければ、手続が早くなると見込めます。

ただ、今のところ、国民健康保険税の、それこそ医療費については、やはりこちらからお送りしました申請書に基づいて全部、今のところ領収書を確認してからの還付となっておりますので、その取扱いは、今のところはちょっと変わってない現状でございます。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありますか。

2番、坂本幸誠君。

**○2番（坂本幸誠君）** ちょっと教えてください。19ページの柔道整復審査支払手数料、これ柔道整復師協会と何か関係あるんですかね。

**○議長（藤澤和生君）** 健康ほけん課長、木實春美君。

**○健康ほけん課長（木實春美君）** お答えいたします。これは全部国保連合会に支払っているもので、直接町がここの協会とやり取りをしているわけではないんですけれども、診療の中でそれを確認されて、これが全部保険に関するものというところでの審査をされるものの手数料となっております。一番下の、あはきにつきましても、あんま・はり・きゅう等の療養費となっております、なかなかちょっと、保険との見分けがなかなか難しいところですが、レセプトを一旦国保連合会で確認された後に請求されますので、その支払手数料となっております。審査をしていただくことについての審査支払手数料となっております。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありますか。

4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 確認ですけど、先ほどの16ページのマイナ保険証の公金受取り口座のことですが、マイナ保険証というのは、まだマイナンバーカードと保険証をひもづけなくてはいけないという義務化はされていませんで、その辺はきちんと義務ではないということは言っていたかと思っております。

それと、24ページのところで、未受診者への通知をするとおっしゃいました。今まで区長さんが集められてとか言って出されてたのが、郵送になりましたね。きちんと隅々まで町民の方に届くという手だてとしてはいいと思うんですけれども、逆にそのことで受診率が下がらないかなという心配もしています。

26ページでは、60%を予定されているということでしたけども、その未受診者の方への送付というのは、何の未受診かということと、すいません、ちょっと宙に覚えてないんですけど、健診を受けていただくことで、未然に病気になることを防いで、結果的に診療報酬を下げるという目的があると思うんですが、なかなか行かれなくて重症化される方に、保健師さんが訪問されて、それで未然に防いでということが効果を示しているという報告もいつか受けたと思っておりますので、その辺との関係をちょっと教えてもらっていいですか。

**○議長（藤澤和生君）** 健康ほけん課長、木實春美君。

**○健康ほけん課長（木實春美君）** お答えいたします。先ほどの公金受取りにつきましては、もちろん強制ではございませんので、国としては、なるべくそのマイナ保険証を進めるためにも、公金とのひもづけというところでの、どうしても国の事業になりまして、10分の10の補助ではありませんけれども、進めているところでございます。

それから、未受診者勧奨につきましては、特にこれは国保の被保険者に関することなんですけれども、ずっと長年受けられてない方に、中で、やっぱり重症化になる割合がどうしても多くて、なかなかどんな疾患を持っていらっしゃるかが分からないというところですね。特に令和5年度からは、まだ今実施はしてないんですけれども、みなし健診としまして、町の健診には受けられてないんですけれども、かかりつけ医で定期的を受診されている特定疾患とかお持ちの方の診療について、特定診査に似たような形で受けさせていただきたいというのも、令和5年度は進めていくように、国、県を通じて周知がなされているところです。

どうしても、やはり何らかの形で病院は受診されているけれども、やっぱり中には、あまり情

報を知らせたくないという方もいらっしゃると思いますので、なかなかそこは丁寧に進めていく必要はあるんですけども、一旦かかれたときに重症化になられる率もやっぱり多いですので、その辺をやっぱり把握して、できれば手前で重症化にならないように支援していきたいというところで、未受診の方へは通知をずっと出し続けたり、直接、なかなかお会いもできないんですけども、連絡を取りながら、できれば、そうですね、年に1回は受診してくださいというところでの周知は行われているところです。

また、今現在ずっと令和5年度にかかる健診の申込書が郵送になりまして、返ってきている状況でございます。今のところ、そのことに対しての、ちょっと不便になったとか、いろんな問合せは今のところないんですけども、こうなった背景も、その区長さんとか組長さんの、その地域にもよるんですけども、以前の配布方法だと、なかなかその方が区に入っていないと、一旦送った後、またこちらに持ってこられて何回か行ったり来たりするとか、どうしてもその方がどこにいらっしゃるかが、なかなか現在地と違うとか、そういう不具合がございまして、受けられない方にも全部返していただくというのがこれまでの進め方でした。

ですが、今回からは、もう受けられない方には一応出さなくてはいいいですというところで、返信用の封筒も同封しまして、個別にといいますか世帯ごとに返送をさせていただいているところです。なかなかちょっと地域では、区長さんが声かけしたりしていただいて、これまでずっと取りまとめていただいていた背景もございまして、本当にやっていただいているところにはありがたかったし、ずっと継続していただければそれもよかったんですけども、全体的な取組としては、やっぱりどうしてもちょっと手間もかかってしまうし同じ期間内に配布、回収ができなかったりしますので、令和5年度分からは今の形での変更になっております。今のところは、ちょっと支障なく進められているところです。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑は終わります。

これから議案第22号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号「令和5年度山都町国民健康保険特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第2 議案第23号 令和5年度山都町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（藤澤和生君） 日程第2、議案第23号「令和5年度山都町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康ほけん課長、木實春美君。

**○健康ほけん課長（木實春美君）** それでは、議案第23号、令和5年度山都町後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

75歳以上の住民の方を対象とする本制度は、熊本県後期高齢者医療広域連合が保険者となり事業運営を担い、市町村は保険証や各種申請書の交付及び保険料の徴収を行っております。医療給付に充てられる財源は、公費約5割、現役世代が負担する後期高齢者支援金約4割、被保険者からの保険料約1割が柱となっております。令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費増大が見込まれることを踏まえまして、昨年10月から要件を満たす方については負担割合が1割から2割へと引き上げられました。また、保険料率は、法の定めによりおおむね2年とされておりまして、令和4年度の保険料率は、令和5年度まで適用されます。

令和5年1月末現在の被保険者数は3,886人で、全人口に占める割合は28.6%です。また、前年同月比で34人の増となっております。

それでは、歳出から御説明いたします。10ページをお願いします。

1款1項1目一般管理費の本年度予算額は277万5,000円でございます。前年度と比べ177万1,000円の減です。要因としましては、令和4年度におきましては、法改正により保険証再交付のため需用費及び役務費が増えたためです。財源内訳は、特定財源として一般会計からの事務費繰入金で277万5,000円です。

10節需用費の印刷製本費は、納付書や各種通知書、簡易書留用封筒の印刷費で44万2,000円を計上しております。

11節役務費のうち郵便料は、納付書や保険証、法定通知書や督促状に係るもので218万1,000円を計上しております。

1款2項1目徴収費は1万8,000円です。保険料口座振込手数料でございます。こちらの財源も、特定財源として一般会計からの事務費繰入金でございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金でございます。本年度予算額は2億9,001万4,000円を計上しております。前年度と比較しますと579万7,000円の増となっております。内訳は、被保険者保険料負担金として1億8,312万円、保険基盤安定負担金として1億689万4,000円でございます。前年度と比べ、被保険者保険料負担金で約430万5,000円、保険基盤安定負担金で149万2,000円の増となっております。主な要因は、保険料改正によるものと考えられます。こちらの財源は、被保険者の保険料が1億8,312万円、一般会計からの保険基盤安定繰入金が1億689万4,000円です。保険基盤安定繰入金につきましては県の補助が4分の3でございます。

11ページをお願いします。

4款1項1目保険料還付金は、本年度予算額50万円でございます。これは死亡等に伴う保険料の還付になります。前年度と同額で計上しております。

10款予備費は調整です。

それでは、歳入のほうを御説明します。7ページをお願いします。

1款1項後期高齢者医療保険料でございます。

1目特別徴収保険料、2目普通徴収保険料、合わせまして1億8,312万円でございます。熊本県後期高齢者医療広域連合による算定となります。前年度と比較しますと430万5,000円の増です。主な要因は、保険料の改正によるものと考えられます。

7ページから8ページをお願いします。

4款1項一般会計繰入金が合計で1億968万7,000円でございます。こちらにつきましては、歳出のほうで御説明しましたので、割愛させていただきます。

8ページをお願いします。

6款2項1目保険料還付金が、本年度予算額50万円で、前年度と同額でございます。先ほど歳出の説明で御説明しましたとおり、過年度分の過誤納の保険料として後期高齢者医療連合に請求し、受け入れるものでございます。

9ページを御覧ください。

6款諸収入は御覧のとおりでございます。なお、3目雑入において、前年度の比較177万5,000円の減となっておりますが、これは、令和4年度においては保険料改正に伴い保険証の再交付分の補助金があったことによるものでございます。

それでは、表紙の次のページをお願いします。

令和5年度山都町後期高齢者医療特別会計予算。

令和5年度山都町の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億9,336万5,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、8,000万円と定める。

令和5年3月2日提出、山都町長。

以上でございます。よろしく願いいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第23号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** お願いします。歳入のところの、すいません、何ページだったかな。保険料が、すいません、総括の保険料のところでもいいですか。

後期高齢者の医療保険料が昨年度の予算よりも上がった分は、保険料の改正によるものというふうに御説明がありました。一定以上の収入がある方が1割から2割負担になったものだと思いますが、その430万5,000円ですかね、の見込みの大体何人分なのかというのがわかりますか。お願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 健康ほけん課長、木實春美君。

**○健康ほけん課長（木實春美君）** すいません、保険料の1割から2割に変わられた方というところでよろしいですか。

対象の人数は、後期高齢者医療からの通知で235人となっております。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第23号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号「令和5年度山都町後期高齢者医療特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第24号 令和5年度山都町介護保険特別会計予算について

○議長（藤澤和生君） 日程第3、議案第24号「令和5年度山都町介護保険特別会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） それでは、議案第24号、令和5年度山都町介護保険特別会計予算について御説明いたします。

初めに、2月末現在の要支援、要介護認定者数につきまして御報告いたします。要支援1の方が92名、要支援2の方が197名、要介護1の方が281名、要介護2の方が392名、要介護3の方が250名、要介護4の方が289名、要介護5の方が225名で、合計1,726名の方がいらっしゃいます。65歳以上の人口が6,887名、高齢化率約50.8%、介護認定者率は約25%になります。健康で生き生きとした高齢者が暮らす山都町を目指し、介護予防をはじめ、介護度が進行しないよう、また、住み慣れた地域や家庭で暮らせる在宅生活の支援等の事業に取り組んでいます。各種事業を歳出予算として大きく分けると、介護サービス、介護予防サービス、地域支援事業の三つとなります。

それでは、歳出から主なものにつきまして御説明いたします。

15ページをお願いいたします。

1款総務費です。1項1目一般管理費380万8,000円は、介護保険制度の円滑な運営のために必要な経費を計上いたしております。

1節から8節まで、会計年度任用職員、一般事務1名分の人件費を計上しております。

12節委託料71万9,000円は、国保連合会への業務委託料になります。

17ページをお願いいたします。

3項1目認定調査費です。2,398万8,000円につきましては、介護認定に必要な基礎資料を取得するための認定調査や主治医意見書作成の経費でございます。

1 節から 8 節まで、認定調査を行う会計年度任用職員 4 名分の人件費を計上いたしております。続きまして、18 ページをお願いいたします。

11 節役務費のうち主治医意見書作成手数料 646 万 8,000 円については、1 人当たり 3,300 円から 5,000 円の調査手数料で約 1,700 人分を計上いたしております。国保連合会へ支払うものです。また、調査票の記入方法、表現、文言等の統一を図るため、次年度からシステムを導入し、認定調査業務を円滑に図ることとしております。12 節委託料に、その経費を増額し、計上いたしております。

2 目認定審査会共同設置負担金 579 万 7,000 円は、介護の必要性和、その程度を公平公正に審査、判定している上益城広域連合への認定審査会負担金になります。

19 ページをお願いいたします。

5 項 1 目事業計画策定委員会費 348 万 8,000 円は、令和 5 年度に策定する第 9 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に係る費用を計上いたしております。1 節、8 節に委員会報酬及び旅費を、12 節委託料に計画に係る調査及び分析に係る専門業者への委託料を計上いたしております。この計画により、令和 6 年度以降の介護保険料が決まることとなります。

続きまして、2 款保険給付費です。1 項介護サービス等諸費の 1 目から次ページの 9 目まで、介護サービスの利用に応じた保険給付に係る負担金を計上いたしております。こちらは、要介護 1 から要介護 5 までの方が対象となる経費です。

21 ページをお願いいたします。

上段のほうに合計金額を上げております。25 億 1,328 万円になります。傾向として、在宅介護サービスが減り、施設サービスが増加しております。前年度の実績、今年度見込み利用により算出したしております。住所地特例という制度がございまして、傾向といたしまして、町外の施設利用者が増加傾向にあります。令和 3 年度実績 39 名が今年度は 48 名と、約 10 名近く増加いたしております。

21 ページ、続きます。

2 項介護予防サービス等諸費です。1 目から次ページの 9 目まで、介護予防サービスの利用に応じた保険給付に係る負担金等を計上いたしております。こちらは要支援 1、要支援 2 の方が対象となる経費です。1 項と同様の算出方法によるものです。

次の 22 ページの合計欄をお願いいたします。6,138 万円になります。高齢化に伴い、要支援者の減少、そして要介護者の増加の傾向が見られます。

次に、3 項その他諸費につきましては、国保連合会へ委託し、保険給付費に係る書類審査を行うものです。その審査手数料 240 万円を計上いたしております。

23 ページです。

4 項 1 目高額介護サービス費 8,064 万円につきましては、介護サービスを利用された際の自己負担額について、利用者の経済的な負担を軽減するもので、一月の利用額が定められた限度額を超えた場合に支払われる給付費になります。前年度の実績に基づき計上いたしております。

5 項 1 目高額医療合算介護サービス費 960 万円につきましては、今の説明に加えまして、医療



保険を加えたところでの自己負担額の合算額が著しく高額になった場合の負担額の一部を負担するものです。

7項特定入所者介護サービス等費につきましては、生活保護世帯など所得の少ない方に対して、ショートステイなどを含む介護保険施設の利用料のうち、居住費と食料費の軽減措置に係る経費を負担するものです。1目特定入所者介護サービス費は要介護の方、次ページの3目特定入所者介護予防サービス費は、要支援の方が対象となります。

続きまして、同じく24ページの下段のほうになります。

5款地域支援事業です。

1項1目サービス事業費、18節負担金補助及び交付金については、要支援1・要支援2事業対象者の方にかかる経費です。通所デイや訪問ヘルパー等サービス利用分が5,160万1,000円。次のページの介護予防支援事業費負担金864万円につきましては、ケアプラン作成費等を国保連合会に支払うものになります。2目介護予防ケアマネジメント事業費1,982万5,000円につきましては、利用者の状況に合った適切なサービスが提供されるよう、ケアマネジメント業務を行うものです。

12節委託料のうち介護支援専門員ケアマネジャーです、人材派遣業務委託料1,785万6,000円については、「まちづくりやべ」から派遣していただくケアマネジャー4名分を計上いたしております。昨年度より1名分増額いたしております。ケアプラン委託料84万円につきましては、予防プラン作成業務の一部を民間の居宅介護支援事業所に委託しているものです。

26ページ、次のページになります。

2項一般介護予防事業費です。65歳以上の全ての方が対象となります。

1目一般介護予防事業費8節旅費4万8,000円につきましては、適正な住宅改修のために、町内事業所のリハビリ専門職に助言をいただく際の経費です。

12節委託料136万6,000円につきましては、介護予防教室や介護予防サポーターフォロー講座など実施するための専門業者へ委託するものです。令和4年度と同額で計上いたしております。令和5年度につきましては、コロナも落ち着くことと見越して、サポーターの育成と活躍の場を広げる取組を進めていきたいと考えております。

18節のうち、幸齢者はびねすポイント補助金を計上いたしております。150万円を計上いたしております。4年目の取組であります、コロナ感染症の影響で、昨年同様、参加人数が横ばいという状況になります。次年度は、コロナ感染症も落ち着き、サロン活動等の支援を進めていきたいと考えております。2月末現在で、今年度の申請者が561名です。昨年度は861名の方が申請されております。3月末までに、恐らく同程度の申請があると見込んでおります。

ポイントを交換しやすいように検討を重ねておりますが、町税等の滞納がない方が交換の対象となりますので、役場へお越しいただくことになっております。代表者の方が取りまとめて交換もできますので、サロン等でそのことを周知いたしております。代表の方が交換に来られるケースが現在増えておりますので、今のところその方法を進めていきたいと考えております。ポイントについても、ボランティア活動等も対象とし、幅広くポイントを付与することとしております。また、スタンプも役場、社協、サロンの代表者の方にも渡しております。必要であれば、サロン

の方の代表者にも渡すことができますので、御連絡いただければと思っております。

次に、3項包括的支援事業・任意事業です。こちらは地域包括支援センターの運営や任意事業、生活支援体制の整備事業等に係る予算です。

1目総合相談事業64万8,000円については、高齢者の生活全般に係る相談、高齢者の家族や地域住民の方からの相談にケアマネジャー等の専門等が対応する費用で計上いたしております。

27ページです。

2目権利擁護事業86万6,000円については、高齢者の方の心身や財産等の権利を守る事業の経費になります。成年後見の申立ての経費を計上いたしております。

12節委託料2万円は、県で組織されている高齢者虐待対応専門職チームで、これは県で組織されているものですが、事案が発生した場合に早急に対応できるよう委託を行うものです。

28ページをお願いいたします。

4目任意事業です。

7節報償費のうち、介護相談員派遣事業謝金72万円につきましては、10名分を計上いたしております。介護施設を巡回し、利用者の相談等の対応を行っております。年に数回、介護相談員の情報共有会のほうを行っております。

12節委託料におきましては、食の宅配サービス委託料300万円を計上いたしております。現在、JAに委託しております。2月末現在で月平均110名ほど利用がございます。2,650食の御利用がございます。緊急通報装置設置委託料は、月額2,618円で210名分を計上いたしております。2業者、委託いたしております。1業者は固定電話のみ、もう1社は携帯も対応をいたしております。2月末で135名の利用がございます。

生活支援体制整備事業委託料1,530万円につきましては、社協へ委託いたしまして、地域の見守り体制再構築に向けた取組を推進しております。老人クラブ連合会、シルバーヘルパー、30地区福祉会、民生委員、ボランティア等の活動支援と連携強化を図ります。令和4年度は、見守り体制連携強化として、初の試みでありましたが、民生委員、福祉委員に加え、町内事業所、金融機関、コンビニ、ガス会社、警察、消防等の、日頃から住民と接する事業所との情報連携会議を行いました。民間事業所の目線からの見守り状況を把握でき、連携の重要性を認識することができました。今後も継続した取組にしたいと考えております。

また、矢部高校との連携事業として、認知症パズルの作成や子ども食堂との連携などの取組を進めております。矢部高校の認知症パズルについては、継続的な取組を目指しております。矢部高校生と高齢者との関わりが増え、高齢化対策の一助になることが期待できます。また、30地区福祉会へのサロン等への活動助成金150万円も含まれております。この150万円につきましては、社協から各福祉会へ世帯割、均等割で交付いたしております。

次に、29ページをお願いいたします。

6目認知症施策総合推進事業費です。

7節報償費14万2,000円については、認知症初期集中支援チーム員である医師1名と、介護福祉士1名の2名分です。本課の職員と合わせて5名程度でチームをつくり対応していきます。

続きまして、歳入です。8ページをお願いいたします。

1款1項1目第1号被保険者保険料です。

1節特別徴収保険料は年金からの天引きになります。

2節普通徴収保険料です。64歳まではそれぞれが加入している医療保険から差し引かれておりますが、年金からの天引きの切替え手続きがすぐにはできず、半年から1年程度かかりますので、その間の納付書による普通徴収ということになります。

9ページをお願いいたします。

3款国庫支出金から11ページの5款県支出金につきましては、介護給付費及び各事業に係る国県の支出金になります。

12ページ、お願いします。

7款繰入金におきましては、一般会計からの繰入金を計上いたしております。

13ページです。

2項基金繰入金につきましては、介護給付費準備基金を680万円へ繰入れております。繰入れ後の基金残高は3,599万8,380円になります。

次に、表紙に戻っていただき、2枚目をお願いいたします。

令和5年度山都町介護保険特別会計予算。

令和5年度山都町の介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30億2,220万9,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、8,000万円と定める。

令和5年3月2日提出、山都町長。

以上です。よろしくをお願いいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第24号の説明が終わりました。

ここで10分間休憩いたします。

---

休憩 午前11時03分

再開 午前11時13分

---

**○議長（藤澤和生君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第24号の説明が終わっております。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** 一般会計のところ、無縁仏のところ、私が質問をいたしましたらば、その延長で、課長が、最近孤独死の方が3名ほどおられましたと。町のほうで、全て葬祭とか、

そちらまでされたと思いますが、先ほどのこの介護保険の説明では、見守りだったり緊急通報システムだったり、いろんなことできちんと手だてをしていますというなお話でした。だけでも、この孤独死の方の3名が、なぜ孤独死に至ったのか。見守りがあればなかったらと思うますし、孤独死になられたというかですね、見守りなんかがなかったんかとか、そこら辺をお尋ねをしたいと思います。

それから、蘇陽の社会福祉協議会がデイサービスという介護事業をされていました。それが、聞くところによると2月末で閉じられたと。それで、もう聞いた時点では、どこの事業所に通うかなとか、遠くなるかなとか、今慣れているのにほかの事業者に行っても勝手が違うからもうやめて行かんとか、家族の方が困られておられました。

中には、デイサービスで行かれてた方が、自費でカラオケ装置を一式寄付をされて、そこでみんなで仲よく歌を歌ったりしながら、そして手厚い社会福祉協議会の職員さんの介護のおかげで元気になりましたと。ところがこれが閉じられましたって、どういうことですか。何人かからありましたし、その職員さんからも私たちの行き場がないとか、そういう方もいらっしゃいました。

そして、家族の方からも、中には、「何かもう経営がやおいけんけんやめらしたげなたい」という話も聞きました。なので、そこで、ここに通っていらっしゃった方が、分かる範囲で結構です、何名いらっしゃって、その方たちがもうきちんと新たな事業所に決定されたのか。それと、このやめられた説明、どんな理由の説明をされたのかをお尋ねをいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 福祉課長、高野隆也君。

**○福祉課長（高野隆也君）** お答えいたします。まず1点目の、孤独死に対する見守りの件ですけれども、孤独死された方の現状、基本的に地域との関わりが全くなかったとか、家族との関わりがほとんどない、連絡が取れないという方が、そういう状況に陥ったという状況にあります。一般会計でも説明いたしましたとおり、新規事業で重層的支援事業という事業を始めます。それは説明いたしましたとおり、情報をキャッチしたらアウトリーチで関わっていくというような、やはりそういう取組を強化する必要があるのかなというところで、次年度からは、その取組を強化していきたいと考えております。

2点目の、社協の蘇陽のデイサービスの閉鎖ですけど、2月末で閉鎖されております。基本的に社協事業につきましては、社協の理事会での判断ということになっております。相談も受けておりましたけれども、大きな原因といたしましては、やはり介護人材の不足、それと、やはり経営の部分もあっております。実際に利用されていた方は、1日大体10名から十二、三名というふう聞いております。

その方々は、社協のほうが清和でのデイサービスを行っておりますので、そちらへ移られた方、何名移られたかは、ちょっと把握はいたしておりませんが、それから、あと町内事業所へ移られた方と。ケアマネジャーとの調整で、利用された方々が不利益にならないような調整は、包括と一緒に対応いたしております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 孤独死の件につきましては、ほとんど地域やら家族とが疎遠だったということですが、じゃ何のために民生委員さんいらっしゃいますか。民生委員さんはその地域を回らないといけませんよね。老人が何人いるかとか、そういうところは定期的に訪問しなくちゃならんとか、そういう訪問の記録とかもあるはずですが、その民生委員さんの活動はどうだったのかというのをお尋ねをしたいと思います。

それから社協の介護事業の件ですが、課長がおっしゃるとおり、私にも何件か相談がありましたが、私たちの及ぶところではありませんと、これは社協の理事会で決定したことでございますので、私も丁寧にそのように言いましたが、やはりまちまちなんですよね。家族の方たちの御意見でしたので、そこはきちっと、もう説明された後ですけども、それが伝わり方がまちまちでしたので、尋ねてみたところでした。

その先ほどの孤独死の民生委員の関わり方をお尋ねをいたします。

それから、ページ26ページ。リハビリ専門員という、何か新たに今日初めて聞きましたが、旅費を計上しておられます、2万7,000円。リハビリの専門員というのは、資格はどんな資格をお持ちで、何名の方がここに当たられるのかをお尋ねします。

それからサロン活動なんですけど、このサロン活動も、以前は健康づくり事業でしたかね、それは老人クラブ単位でございました。1人当たり、グラウンドゴルフに行けば1回300円ということで、月単位で請求してということでしたが、それが二、三年前から形態が変わりました。私の地域でも、サロン活動というのがありませんでしたので、そしてこのコロナになりました。何かせにやいかんな、何かせにやいかんなって。で、老人クラブの会長会とかそういうところで、ぜひサロン活動を立ち上げてくださいと。

このサロン活動は、何も老人クラブが主になってするもんじゃなくて、もう地域全体、誰でもおしゃべりをしたり、そういう認知症予防にもなりますし、みんなでお話をしたり、何かゲームをしたりして、そういうのがサロン活動ですよということで、じゃあということで馬見原の自治振興区でも、それぞれ何組か立ち上げてされていますけども。ところが前の老人クラブでしていた、まだその認識があるもんですから、じゃあ私たちの地域でもサロン活動しましょうと言ったら、「そぎゃんた老人クラブから何にも話を聞いてないから私は行きません」って、はっきり言われました。「いやいや、これは違いますよ」って言うても。

だから、何ですかね、委託先の社会福祉協議会がきちんとした説明をされてないんだと思います。今、行く、行かん。老人会の事業なのに老人会通してサロンの活動の勧誘があったけども、それは筋が違おうだろう、知らんから行かんとか、何かもめています。そこら辺、サロン事業をどのようにして社協に委託をされているのかをお尋ねします。

○議長（藤澤和生君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） お答えいたします。民生委員の訪問活動ですけれども、一般会計でも申しあげましたとおり、要支援者システムで独り暮らしの高齢者とか、障害をお持ちの方、

介護をお持ちの方の情報を民生委員さんのほうに御提供いたしまして、見守り等を依頼しております。そして民生委員の活動として、毎月1回各種部会のほうを行われて情報共有のほうも行われております。

しかしながら、やはりどうしても100%をカバーできているのかどうかというところは、なかなか難しいところもあります。地区の区長さんとか、またシルバーヘルパーさんとかの御協力も得ておりますけれども、なかなか100%カバーできているのかというと、ちょっと難しい部分があるのかなと思っておりますので、その点は今後強化していく必要があるのかなと感じております。

続きまして、リハビリ専門員ですけれども、町内の事業所の理学療法士さんとか作業療法士さんに依頼いたしまして、住宅改修の助言をいただいております。人数というよりも行った件数によって委託料を支払っているという状況になります。

あと、サロン活動ですけれども、150万委託料を社協のほうにお渡しして、それから各地区のほうに配分をいたしております。各旧町村単位で、ちょっと取組方がまだなかなか統一できてないという部分もありまして、矢部地区では、地区社協さんが主体的に行っております。清和では福祉会がございまして、福祉会のほうで主体的に行っております。蘇陽地区だけが老人会が主体で、どうしてもやっていたというところで、その辺りの調整がちょっとなかなかうまくいってないのが現状です。

社協のほうも、老人会の蘇陽地区の総会等でも説明をして、補助金の使い方等も説明はしておりますけれども、なかなかちょっとまだ浸透してないというような状況ですので、その点については、社協と一緒に、もう少しサロン活動が柔軟にできるように取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** 民生委員さんが月に1回各支部ごとに集まっておられる。そして、町から提供はしておられる。なのに、孤独死が3名もおられた。最初の課長の説明では、地域や親戚から、何も関わり合いがなかったって。ちゃんと名簿にはあの人は、孤独死ですから独り住まいですよ、上がっているはずなんです。今、山都町で何地区か民生委員さんが決まってないところがあります。そこだったら仕方ありません。だけど、そういう体制がきちっとしている中で孤独死を出すというのは、町としてどうかなと思います。とても残念です。

命ですからね。誰にも見守られないで亡くなっていたということなんです。もうちょっと福祉の関係といいですか、どうにかしてもらわないと。「でした」では困るんですよ。その地域の民生委員さんがどうであったかなと思いますけども。もう一度その民生委員さんの在り方というか、どうしてその3件のところに見回りに行かれなかったのか。町からこの人は独り住まいですよというふうにちゃんと情報提供しているのに、なかなかそこができてなかったってですね。その、できてなかったというのがちょっとですね。もうちょっと詳しく分かれば教えていた

だきたいと思いますが、それ以上答えられないならば、控えてもらっても結構ですが。

それからサロン活動ですね。今聞くと、旧町村ごとにそれぞれ違う。じゃあもう、いかんとすよね、これ。途中から切り替えられたわけですからね、方法を。じゃあ、一斉にスタートだから、みんな同じ取組でなくちゃいけないと思うんですよね。蘇陽地区のある地区では、一昨年でしたか、もう老人会が解散をされました。役員さんがおられないということで。その方は、「じゃあ、あんたたちはどがんしょっとね」って、近所の、私も実家のほうに聞いたら、「そぎゃん老人会が解散したこつも知らん」、そんぐらいのことですよ。

また、その地域でとてもカラオケの上手な方がいらっしゃったので、「あんたたちはどぎゃんすつと」って言ったら、「ああそう、老人会が解散したので、もう集まる場所がない」って。「だけん思い切って社協に相談したら、サロン活動があるけんサロン活動ば立ち上げてしなっせ」っておっしゃったから、取りあえず三、四人カラオケ大好きな人で、「今、老人会がなくなったので三、四人でしよるたい」って。「よかったね。集まる場所ができたなら」って、そんな感じなんですよ、まちまち。全然行き届いてないですよ。

だからそこは、老人会の総会とか、そういう老人会の会長会等でサロン活動の説明をされたと今おっしゃいましたが、そういった老人会がないところは、もう全然。一本釣りで「あなたとこは、これせんですか」って社協が教えなはったぐらいのことですが、やっぱりそれじゃ浸透しないですよ。私たちの地区でも、「老人会の中の一環だったのに、老人会通して言わっさんだったけんそぎゃんとには行かれん」って言うて。そういうふうにもめてくるんですよ。

だから、もうちょっときちっと。あれはもう一斉に始まったんですよ、切り替えて。地区によって方法が違うじゃなくて、もう同じような、例えば自治振興区単位でするとかないかなと思っただけですが、もう一度そこで何かお答えがあればお願いいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 福祉課長、高野隆也君。

**○福祉課長（高野隆也君）** お答えいたします。サロン活動ですけれども、先ほど申しましたとおり、旧町村のそれぞれのスタイルがなかなか。そのスタイルで通したいという地元の要望等もありますので、そういう要望等も聞きながら対応しているというところで、全町統一的にというのは、なかなか難しいところがございます。

特に蘇陽地区のほうは老人会が主体というところで、自治振興区の中に高齢者部会等を設けていらっしゃいますので、振興区の会長さん等も含めて対応していかなくてははいけないかなと。そういう検討もちょっと続けているところですが、なかなか浸透していないというのが現状ですので、その辺りはもう少し丁寧な説明を続けていきたいと考えております。

民生委員の活動、先ほど申し上げましたとおり、さらなるそういう強化を民生委員さんと一緒に取り組んでいきたいと考えております。よろしく申し上げます。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 4点お願いします。24ページに、介護予防生活支援サービス事業費というのがあります。これは、ヘルパーさんの事業ということで考えていいかなと思うんですけ

ど、山都町が広いので、ヘルパーさんを派遣するにも当たって、交通費がその中に算定されないという問題が以前から言われていたと思います。山都町からも国のほうに、これを何とかしてほしいという要望を出されたというふうに聞いております。

そのことについての、これは国がせなんことって思いますけれども、その点についての交通費の分がどうなったのかということと、それと26ページに、はびねず事業がありますけど、4年目ということで、いろいろ御提案してきたことについて検討をしていただいて、少しずつ改善があるなというふうには思います。ありがたいと思っています。

ただ、やっぱり、65歳以上の方6,837人と言われたと思いますけど、その方たちを対象にしているということを考えれば、1割強の方しか参加しておられないということで、これはやはり、もっとこう、今からですね、コロナがあったので、今から増やしていくということにはなると思いますが、そこら辺のどうやって増やしていくかとか、私はそのポイントがたまるのに、500円で交通費があってもマイナスじゃないかということをいろいろ言ってきましたが、それでまとめて代表の方が取りに行かれるとかいう工夫もされているということですが、2枚までというふうに決まっているんですね。それがよく分かっておられなかった方もいらっしゃる。

それと、どんなときにポイントのスタンプがもらえるのかっていうのの幅も広げられたと思いますが、そういういろんなやり方の周知についても、もう一度始められるときにきちんとしていただけないかなというふうに思っています。その辺のお考えをお聞きます。

28ページの食の宅配サービスについては、これはすごくニーズがあるというふうに聞いています。これをどんなふうに、今年はこれで行かれるけれども、今後の拡大についてのお考えをお聞きしたいと思います。

それと、緊急通報のところですけど、同じページで、今135名の利用があって、今年の予算は210名分だと言われたので、210名分増えていいということですよ。今まで固定電話からのだったけれども、携帯もできるようになったと言われましたので、これの周知をしっかりといただきたいなと思っています。その緊急通報の、何とかな、どんなふうになるのか、もう少しどういう仕組みなのかというのを、もうちょっと詳しく説明いただければと思います。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 福祉課長、高野隆也君。

**○福祉課長（高野隆也君）** お答えいたします。ヘルパーの派遣の交通費の件ですけれども、厚生労働省のほうのヒアリングを数回重ねております。厚生労働省としての見解としては、介護保険料の算定の中に含まれているという見解を続けていらっしゃっております。しかしながら、令和5年度以降の改正に向けて検討を始めるというような御意見もいただいております。次年度は、全国的にその調査も、ちょっと始めるようなことも伺っておりますので、そこを期待して改善に向けた取組を進めていければと思っています。

実際に、ヘルパーさんも高齢化いたしておりまして、50代、60代、中にはもう70代の方もヘルパーとして頑張っていらいっしゃいますので、その方々の支援もどうか町としても考えていかななくてはと思っています。



はびねすポイントにつきましては、やはりコロナ前は1,000件以上の交換がございました。やはりコロナでちょっと減ってございましたので、コロナ以前の1,000件以上を目指して、やはりもう少しちょっと周知のほうを進めていければと思っております。サロンとか老人会、シニアクラブの活動とか、振興区の会議等でも周知していきたいと考えております。

それから食の宅配につきましては、確かにニーズのほうはかなり増えてきております。現在、JAさんのほうで全町的にカバーをお願いしておりますけれども、やはりなかなか蘇陽・清和地区の隅々までカバーするのは、現実的にちょっと難しい部分もありますので、今後この宅配事業につきましても、いろんな御意見を伺いながら、いろんな不自由されている方に行き届くような取組を進めていきたいと考えております。

緊急通報システムですけれども、それは一応事業所のほうにまず第一報が行くようになっております。申込みのときに、一応、第1連絡先、第2連絡先、第3連絡先を指定していただいて、事業所のほうから、まず第1連絡先、恐らく身内の方に連絡が行くようになっております。そういう方々に連絡が届くようになって、それから対応するというような形になっております。第3連絡先には、一応の町の包括のほうに連絡が届くようになっておりますので、全然連絡が届かないというようなことは避けて対応するようにはいたしております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 最初のヘルパー事業についての交通費については、調査があったりとか、国も少しは考えようかなという手応えがあるのかなというふうにお聞きしましたけれども、それにしても、今喫緊に、もうずっと前から言われてて、このことで、山都町特に広くて時間もかかりますし、片道1時間かけて往復2時間でサービスが1時間だったら、もう2人しか行けないとかですね。そういう中で、本当に一生懸命頑張っていただいていると思うので、国への要望ももちろん強力に続けていっていただきたいですけれども、町としての支援が考えられないものかなと。ずっと課題ですので、そのこともお願いしたいと思いますし、そこへのお考えはないかというのを再度お聞きしたいと思います。

それと、緊急通報についてですけども、だから御本人が、倒れてしまったと思って、とかきつとかということ電話されるわけですよ。ですよ。電話できればいいけど、できなかったときの、何て言いますかね、ただボタンをぱっと押せばいいとか、そういうもんじゃないんでしょう。すいません、よく知らなくて申し訳ないんですけど。何か、まず御本人が緊急通報するための、その最初の手段というかな、そこはどうなのかというのをもう一度お願いしたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 福祉課長、高野隆也君。

**○福祉課長（高野隆也君）** お答えいたします。まず、ヘルパー事業の交通費の件ですけども、町からの支援というところは、今のところは国の動向を見てからという部分もありますので、予算を組んで支援するということに関しましては、今のところは考えておりません。

それから緊急通報システムですけれども、ボタンを押すタイプと、あとペンダント式のやつもありますので、それで通報するという形になります。それから事業所のほうから定期的に連絡をするような形になっておりますので、それで連絡ない場合には、また対応するというような体制になっております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 緊急とで私も質問したかったんですけども、これ、今まで何件ぐらい利用あったんですか。

○議長（藤澤和生君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） お答えいたします。通報ですけれども、すいません、件数的には1か月ごとに件数の報告がっておりますけれども、緊急的な通報というのは、そこまではないんですね。例えば間違っってボタンを押したとか、あとは、何ですかね、煙に反応したりとかする場合があります。それから事業所のほうから誕生日のときに連絡を入れたりとか、そういうのがありますので、そういうやり取りに関しての実績というの、トータルで上がってきております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） これ、すいません、うちの身内のことばってん、うちの身内が亡くなられたときに、その息子さんたちが毎日2回ずつ朝晩連絡するようにしとったつですよ。連絡したら応答がないってことで見にいったら亡くなつとったということで。やっぱもう毎日連絡して安否の確認をするようなほうが、何か的確じゃないかなと思っております。提案です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第24号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号「令和5年度山都町介護保険特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第26号 令和5年度山都町簡易水道特別会計予算について

○議長（藤澤和生君） 日程第4、議案第26号「令和5年度山都町簡易水道特別会計予算について」を議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、有働頼貴君。

**○環境水道課長（有働頼貴君）** それでは、議案第26号、令和5年度山都町簡易水道特別会計予算について説明を申し上げます。本会計につきましては、簡易水道事業と飲料水供給施設及び小規模水道施設に係る予算となります。現在、簡易水道事業が1地区、飲料水供給施設が2地区、小規模水道施設が6地区となっております。

それでは、歳出から説明します。9ページを御覧ください。

1款1項1目一般管理費です。232万1,000円を計上しております。特定財源について、その他の内訳は水道工事負担金と水道料金です。

8節旅費につきましては、飲料水供給施設等管理者会議を年1回開催する予定です。

10節と12節につきましては、施設の維持管理に係る経費です。

18節につきましては、熊本県簡易水道協会負担金です。

続きまして、2目簡易水道整備事業費です。413万7,000円を計上しております。特定財源については、国県支出金で特定防衛施設周辺整備調整交付金です。

8節から次ページの13節までについては、説明の欄のとおりパソコンリース等消耗品を計上しております。

14節工事請負費及び15節原材料につきましては、調整交付金事業により進めております下鶴地区の水道管更新工事で、延長114メートルを計画しております。

3款1項1目予備費です。50万を計上しております。

続きまして、歳入を説明します。7ページを御覧ください。

1款1項1目簡易水道負担金については、簡易水道施設の修繕時の地元負担金、及び施設管理負担金として35万5,000円を計上しております。

2款1項1目使用料です。1節現年度分につきましては、説明のとおり飲料水施設と大矢野原地区簡易水道より使用料を計上しております。

3節簡易水道償還金につきましては、菅囲地区の飲料水供給施設分の事業償還金です。

3款1項1目簡易水道国庫支出金につきましては、下鶴地区水道管更新工事に係る補助金です。次のページで、4款1項1目繰入金につきましては一般会計からの繰入金です。

5款1項1目繰越金につきましては、4年度からの繰越金です。

次に2ページを御覧ください。

令和5年度山都町簡易水道特別会計予算。

令和5年度山都町の簡易水道特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ695万8,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

令和5年3月2日提出、山都町長。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第26号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第26号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号「令和5年度山都町簡易水道特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第5 議案第27号 令和5年度山都町水道事業会計予算について

**○議長（藤澤和生君）** 日程第5、議案第27号「令和5年度山都町水道事業会計予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、有働頼貴君。

**○環境水道課長（有働頼貴君）** それでは、議案第27号、令和5年度山都町水道事業会計予算について説明を申し上げます。

厳しさを増す経営状況の中で、山積する各種課題に対応し安定的な水道事業を持続させるために、令和4年4月1日より料金改定を行っております。今後も、水道施設等更新計画に基づき事業に取り組んでまいります。

それでは、収益的収入及び支出から説明します。15ページを御覧ください。

収入です。1款1項営業収益です。2億419万円を計上しております。

1目給水収益は、水道料金で前年度の実績に基づき計上しております。

3目その他の営業収益につきましても、前年度の実績に基づき、材料売却収益、督促手数料、設計審査手数料等を計上しております。

2項営業外収益です。1億3,749万7,000円を計上しております。

次のページを御覧ください。

4目長期前受金戻入につきましては、減価償却の補助金分を収益化するものです。

6目他会計補助金につきましては、一般会計からの繰入金で、人件費3名分及び旧簡易水道事業償還金利息分です。収益的収入の合計は3億4,169万円となります。

18ページを御覧ください。支出です。

1款1項営業費用です。3億1,159万8,000円を計上しております。

1目原水及び浄水費につきましては、原水の水質検査や浄水施設に関する管理委託料、薬品代、電気料など施設維持に必要な費用を計上しております。

19ページを御覧ください。

2目配水及び給水費につきまして、主なもので、次のページを御覧ください。7節委託料につきましては、検針員9名分の委託や施設の清掃、水道管路情報システムデータ等の更新委託、次のページで、漏水調査及び浄水の水質検査等に係る経費を計上しております。

10節修繕費につきましては、漏水等修繕及び配水地修繕に係る経費を計上しております。

22ページを御覧ください。

4目総係費です。1節、2節及び次のページの3節、6節、7節につきましては、職員4名及び会計年度任用職員3名分の人件費を計上しております。

5節報酬は、審議会委員10名分を計上しております。

24ページを御覧ください。

15節委託料のうち公営企業会計に関する指導・助言委託につきましては、予算、決算、経理業務の運用等に関して、指導、助言をお願いしております。

次のページを御覧ください。

5目から7目につきましてはの説明は、説明欄のとおり固定資産除却費を計上しております。

26ページを御覧ください。

2項営業外費用です。1,929万3,000円を計上しております。1目から3目につきましては、説明欄のとおりです。

3項特別損失につきましては、10万円を計上しております。

4項予備費として400万円を計上しております。

次のページで、収益的支出の合計は3億3,499万1,000円となります。

28ページをお願いします。

次に、資本的収入及び支出を説明します。収入です。

1款1項1目企業債につきましては、水道施設更新整備事業に係る起債を借り入れる予定です。

2項1目出資金につきましては、災害復旧事業及び旧簡易水道事業の償還金について、一般会計から繰り入れるものです。

3項1目負担金につきましては、町道長谷花立線改良に伴う配水管布設替工事の工事負担金と、水道への新規加入に伴う負担金を計上しております。

次のページを御覧ください。

4項1目国庫（県）補助金につきましては、施設等更新整備事業に係る補助金を計上しております。

資本的収入の合計は、2億5,341万5,000円となります。

次のページを御覧ください。支出です。

1款1項1目原水施設改良費のうち、3節工事請負費は水源地等のポンプの取替え工事を予定しております。

2目配水施設改良費のうち、6節委託料につきましては、今村送水ポンプ所整備、町道長谷花立線改良工事布設替工事と、突発的な水道工事の設計に係る業務委託分を計上しております。

31ページをお願いします。

8節材料費につきましては、グラウンド体育館進入路工事と突発的な水道工事対応分を計上しております。

10節工事請負費につきましては、旧上水道及び旧簡易水道の東竹原と菅尾、牧野の3地区で水道管更新工事費用として9,100万円、道路改良工事に伴う配水管布設替工事等で620万円、その他漏水等における工事対応分として1,000万円を計上しております。

3目固定資産購入費のうち、1節固定資産購入費につきましては、量水器及び水道機材等の購入と、新たに配水池東竹原地区猿丸配水池を整備するための用地購入費を計上しております。

次のページをお願いします。

2項1目企業債償還金につきましては、水道事業及び旧簡易水道事業分の起債償還金を計上しております。

3項予備費として400万円を計上しております。

資本的支出の合計は、3億4,501万5,000円となります。

33ページ以降は、令和5年度の予定貸借対照表と、令和4年度予定損益計算書と予定貸借対照表及び予算書に関する注記を掲載しております。

次に、2ページを御覧ください。

令和5年度山都町水道事業会計予算。

総則。第1条、令和5年度山都町の水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。第2条、業務の予定量は次のとおりとする。1号、給水戸数4,950戸。2号、年間給水量104万5,000立方メートル。3号、1日平均給水量2,863立方メートル。4号、主な建設改良事業、水道施設等更新工事1億1,600万円。

収益的収入及び支出。第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収入。第1款、水道事業収益3億4,169万円。第1項、営業収益2億419万円。第2項、営業外収益1億3,749万7,000円。第3項、特別収益3,000円。

支出。第1款、水道事業費用3億3,499万1,000円。第1項、営業費用3億1,159万8,000円。第2項、営業外費用1,929万3,000円。第3項、特別損失10万円。第4項、予備費400万円。

次のページをお願いします。

資本的収入及び支出。第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,160万円は、当年度分損益勘定留保資金、過年度分損益勘定留保資金及び消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填するものとする。

収入。第1款、資本的収入2億5,341万5,000円。第1項、企業債7,020万円。第2項、出資金1億4,034万7,000円。第3項、負担金406万7,000円。第4項、国庫（県）補助金3,880万円。第5項、固定資産売却代金1,000円。

支出。第1款、資本的支出3億4,501万5,000円。第1項、建設改良費1億5,200万3,000円。第2項、企業債償還金1億8,901万2,000円。第3項、予備費400万円。

企業債。第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、水道施設等更新整備、限度額7,020万円。起債の方法、証書借入。利率、5%以内。ただし利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。償還の方法、借入れ先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還または低利に借り換えることができる。

次のページをお願いします。

一時借入金。第6条、一時借入金の限度額は1億円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用。第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。1号、営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。1号、職員給与費3,823万6,000円。

他会計からの補助金。第9条、水道事業に助成するため山都町一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、7,302万7,000円である。

たな卸資産購入限度額。第10条、たな卸資産の購入限度額は270万円と定める。

令和5年3月2日提出、山都町長。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第27号の説明が終わりました。

ここで、昼食のため1時10分まで休憩いたします。

---

休憩 午後0時07分

再開 午後1時10分

---

**○議長（藤澤和生君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第27号の説明が終わっております。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** 冒頭で、課長のほうから行政報告で、水道の広域推進化プラン、県が策定しました表を御提示いただいて、御説明をいただきました。

これは、平成31年1月に厚生労働省が、市町村の区域を越えた広域連携を推進するために、平成34年度末までに県ごとに策定をするように要望していたということで、いわゆる平成34年とは令和4年ですよ。この3月までにとということで、2月ですか、県のほうがこれを設定をいたしました。

それを受けて、課長のほうが、冒頭に行政報告をいただきました。その中で、プランの対象事業というところを見てみましたら、本プランの対象事業は、県内の市町村等が実施する上水道事業、簡易水道事業及び水道用水供給事業であり、いわゆる県内の計49の事業が、それぞれこの対

象事業であると明記してあります。

ところで、山都町は、両方、上水道も簡易水道も持っていますが、簡易水道はこれまでの簡易水道じゃじゃなくて、小規模水道とか、そういった小規模なやつ、いわゆる会計上の簡易水道というのを持っていますが、この中にうちのこの簡易水道事業も入っているのかをお尋ねをいたしたいと思います。

それから、これまでの取組の中で、県内を六つの地域に分けて、具体的な広域連携の実現に向けて協議を行っているということでございます。この、県央が6地域、例えば県南、県北とか、そういった感じで分けてあると思いますが、山都町は、この六つの地域が分かれば教えていただきたいと思いますが、その中のどこに入っているのかというのと、それからこの予算で、これからいよいよプランができましたので、動いていくと思いますが、それぞれの事業がみんな寄って話し合いを、六つですから、六つのどこかで話すわけなんです、それに向けて事業者というか、うちでいえば山都町長がそこに入っていくわけなんです、そういったときに負担金が生じないのかとか、旅費が発生するんじゃないのかとか、近場になれば、今度は旅費の改定があって旅費は支給しないとなりましたので、旅費は要らないかもしれませんが、そういった負担金というのは発生しないのかをお尋ねいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 環境水道課長、有働頼貴君。

**○環境水道課長（有働頼貴君）** お答えします。

冒頭の行政報告でございましたプランの作成につきましては、県のほうが主体となり、県の求めに応じ、それぞれの6地区、地域で検討したものです。その中で、山都町につきましては、熊本県熊本中央地域になっておりまして、熊本市、ほか、上益城5町とかいうところに入っている地域であります。

それと、簡易水道についても、当然その中に入っております。

旅費等については、冒頭の中でも申し上げましたけれども、令和5年度から検討会議をするんですが、基本的に、近接町村の中ですということですので、計上はしておりません。

負担金とかについても、今からの検討事項になるので、まだ何もその辺は決まっておりませんので、それについても計上しておりません。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

2番、坂本幸誠君。

**○2番（坂本幸誠君）** 21ページになりますけれども、21ページの修繕費、この場所と内訳をお聞きしたいというのと、あと30ページのポンプの取り替え、これも場所と取替えの原因を教えてください。

**○議長（藤澤和生君）** 環境水道課長、有働頼貴君。

**○環境水道課長（有働頼貴君）** お答えします。

まず、21ページの修繕料につきましてはですけども、これは、具体的にどこというわけではなく、前年の実績に基づき、漏水とか緊急工事とかの分の修繕料を上げております。

同じように、30ページの水源地ポンプにつきましては、おおむね水源地等のポンプについては、



基本が大体15年ごとを考えているのですが、使用環境状況によりまして、7年だったりとか、逆にまた20年とかいうのがありますので、これについてもどこというわけではなく、壊れたらすぐ対処して工事をするという形で、前年度の実績に基づいて計上しております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 今年の寒波で、すごく漏水が多かったりとか、水源地の水量が下がっているの、節水のお知らせと、節水をお願いすることが結構ありました。私もできるだけ節水しようと思って努力はしたんですけども、その時の寒波によるいろんな故障とか、前年度のことになりますけれども、をそれを見てからの今年のあれだと思うので、去年どんな大きなものがあつたとか、そんなのが分かっていたら、お知らせいただきたいと思います。どこの不具合があつたとか、大きな取替えがあつたとかは、どうでしたか。

**○議長（藤澤和生君）** 環境水道課長、有働頼貴君。

**○環境水道課長（有働頼貴君）** お答えします。

去年の件につきましては、どこに多かつたという形ではなくて、今回もそうなんですけれども、原因の一つにありますのが、各家庭で漏水用の蛇口があるんですが、温度の低下とともに、古いやつだったら一定しているんですけども、新しくなればなるほど、寒くなればなるほど、放水量が増えますので、そういうのをを使って漏水対策している場合で、流量が増えて、普通だったら夜間にたまって日中に使うんですけども、夜間に放水があつたものですから復活できなくて、どんどん下がっていったと思われま。

ですので、そういう対策も必要なんですけれども、できれば電熱線とかそっちのほうの対策を進めさせて、お願いしていきたいと思っております。

それと、日中、年配の方とかもおられるんですけども、日中もずっと開けっ放しとかいう事例もありましたので、今年度の場合は、昼間、職員を派遣して、回って、そういうところについては、協力を再度お願いして回った次第です。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** これで質疑を終わります。

これから議案第27号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号「令和5年度山都町水道事業会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第6 議案第28号 令和5年度山都町病院事業会計予算について

○議長（藤澤和生君） 日程第6、議案第28号「令和5年度山都町病院事業会計予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

そよう病院事務長、飯星和浩君。

○そよう病院事務長（飯星和浩君） それでは、議案第28号、令和5年度山都町病院事業会計予算について御説明いたします。

病院事業におきましては、令和5年度、病院目標としまして「地域の病院、大きな使命」というのを掲げまして、現在、山下病院長のもと職員一丸となりまして、令和元年度に発生した新型コロナウイルス感染症における対応をはじめ、自治体病院として果たすべき地域医療提供体制の確保に取り組みまして、地域の健全な発展に貢献するように努めております。

コロナ病床の確保につきましては、救急告示病院でもあり、様々な難題もございましたが、上益城郡唯一のコロナ病床確保ということで、令和3年3月29日より確保しています。現在、3床確保して、これまで、町内外を含めて91名、これは2月28日現在ですけれども、の患者様をコロナ病床で受け入れました。

これまで、医療現場の緊張はただならぬものがございましたが、これからも感染防止対策に努め、町民の皆様には安心安全の医療を提供するようにしております。

それでは、20ページをお願いいたします。

令和5年度病院事業会計予算、収益的収入及び支出です。

諸々について御説明いたします。詳細につきましては、一番右の付近の欄を御参照いただければと存じます。

まず収入です。

1 款 1 項 医業収益 1 目 入院収益、5 億7,031万4,000円。

2 目 外来収益、3 億8,215万1,000円。

3 目 繰入金、6,854万4,000円。

新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日から、感染症分類が2類から5類と移行することが決まっております。

令和5年度は、感染者患者さんの入院増加と、また、透析入院患者等の受入れも予想されます。また、消化器内科の医師の増員も行ったことで、昨年度より増収を見込んでおります。

次、医業外収益。

2 項 医業外収益 2 目 補助金、1,844万9,000円。

3 目 繰入金、1 億726万5,000円。

6 目 訪問看護ステーション、2,015万7,000円。

次、21ページをお願いいたします。

支出のほうです。

1 款 1 項 医業費用 1 目 給与費、7 億 401 万 9,000 円。

職員 71 名、非常勤 34 名、それから会計年度任用職員 8 名、計 113 名分です。

常勤医師につきましては、院長を含め現在 8 名となります。熊本県の御配慮によりまして、自治医科大出身の医師 2 名のうち 1 名異動、それから 1 名継続勤務となります。また、新規採用で 1 名、それが熊本県の地域枠での採用となります。

整形外科につきましては、個人の整形外科医等を含めまして週 3 日、それから循環器内科は週 2 日、それから代謝内科は週 1 日の専門医診療が維持できております。それから眼科、それから歯科等も、熊本大学病院から引き続きの派遣をお願いしております。また、個人の消化器検査専門医も週 1 日の派遣を依頼しておりまして、延べ 19 名の非常勤医師を確保できる見込みでございます。

次、22 ページをお願いいたします。

2 目 材料費、1 億 4,498 万 4,000 円。

材料費は、従来の一般病床 57 床で担当しております。

材料費の中の 1 節 薬品費につきましては、ジェネリック薬品とって後発の薬品を使うことにしております。令和 4 年度は、採用薬品数の約 73% ぐらいがジェネリック薬品という見込みです。患者様の理解を得ながら、使用拡大を図りたいと考えております。

それから経費、3 目 経費、2 億 209 万 4,000 円。

11 節の委託につきましては、医療機器の保守点検、それから検査、それから窓口業務委託や研修医の person 費を計上しております。

臨床研修医は、地域医療での総合診療までの目的で、令和 5 年度は、熊本赤十字病院、それから熊本市市民病院、それからくまもと森都病院、それから人吉医療センターから、8 名、10 か月間迎える予定です。

それから、23 ページをお願いいたします。

2 項 医業外費用 1 目 支払利息、4,263 万円。

4 目 訪問看護ステーション、3,498 万 9,000 円。職員 4 名分の運営費でございます。

次、24 ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

1 款 2 項 1 目 補助金、77 万 3,000 円。へき地医療拠点病院の設備整備事業の補助金です。

3 項 1 目 繰入金、2,419 万 1,000 円。

それから、25 ページをお願いいたします。

1 款 2 項 1 目 企業債償還金、4,263 万円。

3 項 1 目 機械器具購入費、575 万 2,000 円。これにつきましては、2 件、購入予定でございます。一つは歯科ユニット。歯医者さんに行かれてすぐ座れて、一体的となったユニットを 1 台更新する予定です。それから二つ目は内視鏡の洗浄消毒器、いわゆる内視鏡を洗浄する機器 1 台の更新分となります。

以上のほか 10 ページから 19 ページまで、キャッシュフロー計算書、それから職員給与費明細書、

企業債明細書。20ページから、令和4年度予定損益計算書、それから予定貸借対照表、それから令和5年度予定貸借対照表もつけておりますので、後で御覧いただければと思います。

それでは、3ページにお戻りいただければと思います。

令和5年度山都町病院事業会計予算。

総則。

第1条、令和5年度山都町の病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第2条、業務の予定量は次のとおりとする。

1号病床数、一般病床57床。

2号につきましては、年間患者数、それから1日平均患者数の順に読み上げます。

2号患者数、6万2,686人、232.3人。入院患者、1万7,568人、48人。外来患者、4万5,118人、184.3人。

4ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収入。

第1款病院事業収益、12億2,437万4,000円。

第1項医業収益、10億5,015万2,000円。

第2項医業外収益、1億7,422万1,000円。

第3項特別利益、1,000円。

支出。

第1款病院事業費用、12億2,437万4,000円。

第1項医業費用、11億4,028万1,000円。

第2項医業外費用、8,109万3,000円。

第3項特別損失、200万円。

第4項予備費、100万円。

次、5ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,341万9,000円は、当該年度分損益勘定留保資金、または利益剰余金処分額で補填するものとする）。

収入。

第1款資本的収入、2,496万5,000円。

第1項企業債、1,000円。

第2項補助金、77万3,000円。

第3項繰入金、2,419万1,000円。

支出。

第1款資本的支出、4,838万4,000円。

第1項建設改良費、1,000円。

第2項企業債償還金、4,263万円。

第3項機械器具購入費、575万2,000円。

第5項自動車購入費、1,000円。

次、6ページをお願いします。

一時借入金。

第5条、一時借入金の限度額は8,000万円と定める。

議会の議決を経なければ流用できない経費。

第6条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1号職員給与費、7億3,558万1,000円。

2号交際費、29万3,000円。

他会計からの繰入金。

第7条、病院事業費として一般会計より繰入金を受ける金額は2億円である。

棚卸資産の購入限度額。

第8条、棚卸資産の購入限度額は1億8,000万円と定める。

令和5年3月2日提出。山都町病院事業、山都町長。

以上、よろしく願いいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第28号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** コロナ病床についてお尋ねをしたいと思いますのですが、これまで、延べ、令和3年3月から、91名の方を受け入れられたということで、本当に御苦労さまでした。

また、先ほどの説明では、令和5年、今年の5月から、第2類から第5類に引き下げられるということで、インフルエンザ並みみたいになると、テレビ、報道関係でもあっていますが、ということは、それだけコロナに関する対策が緩和されたということなんですが、今の時点で、例えば厚労省から、入院の受け付け、そんなコロナ病床はもう外しましょうとか、そういう何か通達等があつていれば、その件をお尋ねしたいと思います。

この予算が全て、普通の一般病棟の予算みたいになっておりますので、コロナ病床がまだあるのか、するのか、いずれ5類になったときに、全部一般病床に切り替えるのか、その辺り、計画がありましたらお願いします。

それから、これまで、もう今から全てコロナ関係も緩和されますので、恐らく面会等もできてくるとは思いますが、お隣のお隣の高千穂町の病院なんかは、本当、終末期の方は、10分間だけ面会はいいですよというふうになっています。

そこで、当そよう病院では、そんな患者の面会等は現在どのようになっているのか。それから5月からそういうふうには5類に引き下げられたら、通常どおり普通の面会ができるのか、そのほうの計画というか検討がなされていていけば教えていただきたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** そよう病院事務長、飯星和浩君。

**○そよう病院事務長（飯星和浩君）** お答えします。

令和5年5月8日以降のコロナ病床の確保の有無につきましては、現在のところ厚労省からの通知等は来てはございません。ということで、5月8日までは恐らく継続みたいな感じになるのかなとは承知しておりますけれども、今はそういうところでございます。

それから、面会ですかね。面会のほうにつきましては、当初は、コロナ発生時には、対面による面会というのは、御家族も含めて禁止させていただいておりました。患者様というか、家族の方につきましては、そういう所定の場所にて、その後、リモート、オンラインの面会のみを行っておりました。週2回ぐらいですか、やっておりました。

それから、その後また、患者様の御家族において面会の要求が多ございましたので、令和4年の1月からだったですか、コロナ患者の方以外、入院患者の方は病棟で、一定の距離をとって、おいて、面会を可能ということにしました。これも週3回ぐらいですかね。

いずれも、もちろん当時の感染状況を踏まえて、変わる可能性はございますけれども、医師の判断で許可を得て、実施しているということでございます。

それから、5月以降につきましては、2類から5類へ緩和されるということで、現在のところまだ考えておりませんが、そんなに極端に、面会を許す、許可するというか、外来というか、親族以外も許すということにつきましては、段階的に許可するような方向性でいくのかなというふうには考えております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

2番、坂本幸誠君。

**○2番（坂本幸誠君）** すみません、ちょっと教えてください。

この20ページの、へき地診療所が三つありますよね。これの運営というか、どんな感じで開業しているのかを教えてください。

**○議長（藤澤和生君）** そよう病院事務長、飯星和浩君。

**○そよう病院事務長（飯星和浩君）** お答えします。

へき地診療所につきましては、緑川診療所と井無田診療所、それから北部診療所の三つございます。いずれも、北部診療所につきましては週1回、それから井無田診療所につきましても週1回、緑川診療所については2週間に1回ということで、常勤の先生が行って、往診なり診察なりをしている状況でございます。

以上でございます。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 週1回、曜日は何……。

○議長（藤澤和生君） そよう病院事務長、飯星和浩君。

○そよう病院事務長（飯星和浩君） 5年度について申し上げますと、緑川が月曜日、それから井無田が火曜日、それから北部が金曜日ということで予定しております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） コロナが5月から5類相当になるとしても、病院としてはいろんな感染対策は続けていかれると思うので、そのいろんな感染対策に対する消耗品費とか、そういうのについては、今までは国から来ていましたよね。で、それがどのようになるのかということと、新医療費についても個人負担が伴うようになるのが、すみません、いつからだったのですかね。で、高額なものに対しては、高額のものや入院費に対しては、報道では9月だったのですか。それまではまだ国が持つというふうに聞いておりますが、その辺の情報をお知らせいただければと思います。

○議長（藤澤和生君） そよう病院事務長、飯星和浩君。

○そよう病院事務長（飯星和浩君） お答えします。

コロナの消耗品等につきましては、一般にいわれる今の予算を使いながら、特別設けるわけではなくて、通常に消耗品を計上して使って、使うような形になるかと思えます。また、過不足等ございましたら、その都度収入に応じて補正はさせていただきたいと思っておりますけれども、現行、なかなか令和5年度が見えない状況ですので、取りあえずは通常どおりの消耗品で計上させていただいております。

それから、2類から5類の診療ですかね。新聞報道等で見ると、初診料とか検査料とか、薬とか、いろんなやつが現在と比べて自己負担になるということは承知しておりますけれども、実際どこまでがなるのかちゅうのが、今のところ分かりかねておりますけれども、実際、個人負担が、倍にはならないとは思いますが、やっぱり増えるだろうというのは予測されております。そうですね、そのぐらいです。すみません。申し訳ないです。

一応、今は、初診料とか限られていますけれども、5月8日以降につきましては、ある業者といたしまして、関係会社の積算によりまして、2,600円ぐらいの自己負担があった場合は、今現在ですね、4,200円ぐらいになりやせんどかという試算もあるようなところでございます。

以上でございます。

○議長（藤澤和生君） ほかに。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 重症化したりとか、入院が必要なふうになったりとか、高額になったらば、いつまでだったのですか、それはまだ国で見ますというふうに言っていたかと思うんですが、その辺はいかがですか。

○議長（藤澤和生君） そよう病院事務長、飯星和浩君。

○**そよう病院事務長（飯星和浩君）** そのこのただちに手元にちょっと資料がございませんけれども、5類移行後につきましては、高額医療費につきましては、当面、無料費用継続という情報はありますけれども、期間がどのくらいなのかというのは、まだ把握してございません。

以上です。すみません。

○**議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

6番、矢仁田秀典君。

○**6番（矢仁田秀典君）** 予算ではありませんが、先日から説明のありました島津製作所。この問題について、実際、医療現場で障害があったのかなかったのか、あったとすれば、そういう損害補償か何かを請求されるのかをお聞きしたいです。

○**議長（藤澤和生君）** そよう病院事務長、飯星和浩君。

○**そよう病院事務長（飯星和浩君）** お答えします。

1週間前だったですね、行政報告という形で現状を報告させていただきました。

補償はするということと言明されたということはこの前申し上げましたけれども、恐らく原状回復を前提としたという話だろうと思しますので、実際、うちが影響を受けたかといいますと、そんなには影響は受けてはおりません。いろいろマスコミにもご協力といいますかありましたので、そこはほとんど影響はなかったと思えます。

ただ、補償額につきましては、現状回復、もとのところに戻すというのが原則ですので、それからプラスアルファが提案されるだろうということを感じております。

以上です。

○**議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（藤澤和生君）** これで質疑を終わります。

これから議案第28号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（藤澤和生君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号「令和5年度山都町病院事業会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第7 議案第29号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○**議長（藤澤和生君）** 日程第7、議案第29号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂本靖也君。



○総務課長（坂本靖也君） それでは、説明いたします。

議案第29号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、令和5年6月30日限りで、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を次のとおり変更する。

令和5年3月2日提出。山都町長。

熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約。

熊本県市町村総合事務組合規約の一部を次のように変更する。

別表第2、第3条第10号に関する事務の項中、「玉名市、山鹿市」を「山鹿市」に改める。

附則。

施行期日。

1項、この規約は令和5年7月1日から施行する。

経過措置。

2項、改正後の熊本県市町村総合事務組合規約別表第2の規定は、この規約の施行の日（以下「施行日」という）以後に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理について適用し、施行日前に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理については、なお従前の例による。

提案理由です。

一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次のページをお願いいたします。

新旧対照表で、左が改正後を示しております。

別表第2は「組合の共同処理する事務」とありますが、具体的には、第3条第10号は住民の交通災害見舞金に関することです。変更箇所を第1段目に下線表示しております。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第29号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第29号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理の事務の変更及び規約の一部変更について」は、原案のとおり可決されました。

---

**日程第8 議案第30号 工事請負変更契約の締結について（水の田尾下鶴線道路改良工事（R4国債））**

**○議長（藤澤和生君）** 日程第8、議案第30号「工事請負変更契約の締結について（水の田尾下鶴線道路改良工事（R4国債）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、西賢君。

**○建設課長（西賢君）** 議案30号について説明いたします。

工事請負変更契約の締結について。

令和5年第2回臨時会において議決された水の田尾下鶴線道路改良工事（R4国債）のうち、契約金額8,844万円を8,949万895円に変更することとする。

令和5年3月10日提出。山都町長。

提案理由です。

本件の工事請負変更契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産所得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を得る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次のページ、資料をお願いします。

工事請負変更契約の概要です。

- 1、工事番号、民安4国第1号。
- 2、工事名、水の田尾下鶴線道路改良工事（R4国債）。
- 3、工事場所、山都町北中島地内。
- 4、当初契約年月日、令和5年2月15日。

先日の第1回臨時会で可決いただいた案件です。

- 5、財源内訳につきまして、変更後の全体額及び増額、備考を読み上げます。

補助金、6,264万3,000円。増の73万5,000円。大矢野原演習場周辺民生安定事業を充てております。

起債、2,650万円。増減なしです。過疎対策事業債です。

一般財源、34万7,895円。増の31万5,895円。町費です。

変更後の請負額合計、8,949万895円。今回の変更請負増額、105万895円の増額です。

工事内容について説明します。

施工延長について、本体改良部延長223.6メートルに変更はありません。

昨年度までに改良工事を行った箇所について、工事の進捗を図るため、入札差金を利用し、未施工であった側溝の蓋を敷設するものです。コンクリート蓋、側溝蓋を556枚。増の182枚。鋼製蓋、グレーチング蓋を28枚。増の10枚です。

- 7、契約の相手方、上益城郡山都町千滝222-1、株式会社尾上建設、代表取締役、上村雄二。この工事につきましては、令和4年度から令和5年度までにおける国庫債務負担行為の事業と

して採択されており、事業の初年度に事業を確定させる必要があります。このため、今回、議案として提出するものです。

次のページをお願いします。

資料①になります。

公共工事請負変更仮契約書の写しです。

1、工事番号から3、工事場所は説明しましたので省略します。

4、変更契約事項。

変更工事請負額、増額。105万895円。

令和5年2月15日付で請負契約を締結した上記工事について、上記変更事項のとおり、請負契約を変更する。

なお、この契約は、議会の議決を得たとき本契約としての効力を生じるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

本変更契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年3月1日。発注者、山都町。受注者、熊本県上益城郡山都町千滝222-1、株式会社尾上建設、代表取締役、上村雄二。

次のページ、資料②をお願いします。

図面上部、赤書きで旗揚げしています部分について、昨年度までに改良工事完了分について、側溝蓋を敷設するものです。旗揚げのところで側溝蓋182枚とグレーチング蓋10枚、これを旗揚げしております。赤書きの分が、先日議決いただいた今年度の改良工事部分になります。

次のページ、③から⑤までは側溝蓋の敷設箇所の写真になります。写真の左側、黄色の三角コーンを設置している側溝に、安全対策のために蓋を設置するものです。

以上です。よろしく願います。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第30号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** もうしてしまったところを今回ので一気にするって、何か、素人感情で、事業名が違うんじゃないかなあと思ったんですよ。そして、今年の臨時でこの前決めたばかり。じゃ、そのときに一緒にしておけばよかったじゃないかと思ったんですが、何かここが、今度新たにするとところじゃない、前、もう終わっているところに蓋をしたがよかろうけん今度します、というのがちょっと理解ができないんですが、じゃ、なぜ、当初、最初するときに、そこまで積算してなかったのかなと思いました、単純に。

**○議長（藤澤和生君）** 建設課長、西賢君。

**○建設課長（西賢君）** お答えします。

この事業につきましては、現年度予算ではなく継続費の事業で発注をしております。今年度やれなかったら来年度に繰越してという事業ではなくて、今年度に、予算、来年度予算も決まっている訳になっておりまして、まずは、この入札差金の分は今年度に、当初年度に戻さなければい

かん。側溝蓋については来年度予算も決まっております。去年までの工事で変更が生じた場合に、翌年度でもできる工事というか、その工事を残してかないかと。一番簡単なのが、側溝蓋を残しておいて、ほかの要因で増額になった分をそちらで手当てして進めていくということで、これは、改良工事の性質上、翌年度以降でもできる、で、本体工事に迷惑をかけないというところを残しとったということで、今回、入札差金も見込めるという中で、今回、変更契約にて計上したものです。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** これで質疑を終わります。

これから議案第30号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号「工事請負変更契約の締結について（水の田尾下鶴線道路改良工事（R4国債）」は原案のとおり可決されました。

議会事務局長、嶋田浩幸君。

**○議会事務局長（嶋田浩幸君）** ここで時間をいただきまして、以前、いただいた御質問への回答をさせていただきます。

3月2日開催議会の発議、山都町議会の個人情報の保護に関する条例等に関し、藤川議員と西田議員からいただきました匿名加工情報に関する御質問について、私の説明に不十分な点やお答えできなかった点がありましたので、改めてお答え申し上げます。

まず、匿名加工情報とはどのようなものかという御質問についてお答えします。

匿名加工情報とは、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工し、当該個人情報を復元できないようにした情報です。

例えば、元の個人情報の氏名等を削除して、40歳代の男性職員の令和4年度の課税所得は500万円から600万円である、などと匿名化した情報です。

匿名加工情報の使用用途ですが、例えば、購買履歴をもとにした民間の商品開発などに用いられています。

議会での匿名加工情報の取扱い状況について、近隣自治体の議会に尋ねたところ、匿名加工情報を取り扱った例は確認できませんでした。

山都町議会においても、これまで匿名加工情報を取り扱った例はありませんが、将来的に、取扱いの可能性がゼロではないため、条例等に、匿名加工情報について取上げをしているところでございます。

次に、「匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること」とはどういうことか、という御質問にお答えします。

仮に、議会で匿名加工情報を取り扱うことになった場合、誰を責任者として、どこまで作成・利用する権限を与えるか、などを議長が定めることを指しております。

例えば、議会事務局長を責任者とし、ここまでの範囲の匿名加工情報の作成・利用を民間業者に委託する権限を与える、などが考えられます。取り扱う者の権限や責任を明確に定めることで、個人情報の適切な加工、また、加工方法の情報漏えい防止に関する安全管理措置等をしっかりと講じる狙いがあります。

なお、山都町議会では、現時点では匿名加工情報を取り扱う予定がないため、将来必要になった段階で取り扱う者の権限や責任を議長が定めることとなります。

以上でございます。

---

### **日程第9 発議第3号 山都町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について**

**○議長（藤澤和生君）** 日程第9、発議第3号「山都町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

12番、工藤文範君。

**○12番（工藤文範君）** 発議第3号について御説明を申し上げます。

発議第3号、令和5年3月15日。山都町議会議長、藤澤和生様。

提出者、山都町議会議員、工藤文範。

賛成者、山都町議会議員、吉川美加、同じく飯開政俊、同じく矢仁田秀典。

山都町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について。

上記議案を地方自治法第112条及び山都町議会会議規則第14条第2項の規定により、山都町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について、別紙のとおり提出します。

提出の理由。

山都町議会の個人情報の保護に関する条例の実施に関し必要な事項を議会規則で定めることは適当ではないことが判明したため、山都町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

3月2日の本会議において議決いただいた、山都町議会の個人情報の保護に関する条例について、法形式に誤りがあり、一部を訂正する必要が生じました。

詳細は、議会事務局長から説明させます。

**○議長（藤澤和生君）** 議会事務局長、嶋田浩幸君。

**○議会事務局長（嶋田浩幸君）** このたびの条例改正の発議は、私のミスに起因するものです。まず、おわび申し上げます。

議会の個人情報の取扱いについて、私の確認不足がありました。ミスを犯しまして、大変申し訳なく思っております。

では、御説明させていただきます。

先ほど、工藤委員長からありましたとおり、3月2日に議決いただいたばかりの山都町議会の個人情報の保護に関する条例について、一部を改正する必要が生じました。

本条例第52条について、「この条例の実施に関し必要な事項は規則で定める」としておりましたが、議決をいただいた後に、規則では効力を有しないとの指摘を受けました。再度詳細を調べたところ、規則よりも規定での取扱いが望ましいということが判明しました。全国議長会にも確認しましたが、同様の回答でございました。そのため、条例第52条について、「規則で定める」を「議長が定める」に改正させていただきたいと思っております。

この「議長が定める」ものとして、別に規定での取扱いを予定しております。規定の中身については、3月2日に議決いただいた規則と変わりません。

なお、規程の制定には議決をいただく必要はなく、議長決裁による取扱いとなります。

今後、このようなミスを起こさないよう、しっかりと確認を徹底してまいりたいと思っております。

以上でございます。

**○議長（藤澤和生君）** 発議第3号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 質疑なしと認めます。

これから発議第3号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおりに決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号「山都町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について」は、原案のとおりに可決されました。

日程第10……。

**○4番（西田由未子君）** すみません、お尋ねさせてもらっていいですか。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 1時間経ったので休憩していただきたいのと、日程について、同意事項が今からありますけれども、順番どおりになっていません。最初の予定では、同意が1番から5番までということだったのが、5番が上に上がっているのはなぜかというのと、この件については、昨日いろいろ全協で論議がありました。慎重にしなければならないと思いますので、ここで上げられるのはどうかという思いでおります。

御説明をお願いします。

**○議長（藤澤和生君）** ここで10分間休憩します。

---

休憩 午後2時04分

○議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの質問は何も問題ございませんので、先さ、進めます。

（自席より発言する者あり）

---

**日程第10 同意第5号 山都町副町長選任について同意を求める件**

○議長（藤澤和生君） 日程第10、議案第5号「山都町副町長選任について同意を求める件」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 同意第5号について説明いたします。

同意第5号、山都町副町長選任について同意を求める件。

次の者を山都町副町長に選任したいので同意を求める。

令和5年3月2日提出。山都町長。

住所、山都町菅尾538。

氏名、榑林力也氏。

生年月日、昭和32年7月4日。

提案理由です。

副町長を選任するためには、地方自治法第162条の規定により議会の同意を得る必要があります。これが、この同意案を提出する理由です。

副町長の職務は、町長を補佐し政策の着実な執行とともに、職員を監督する立場となる、極めて重要な役割であるものと考えています。

榑林氏は、昭和52年に旧蘇陽町に奉職以来、商工観光課長、山の都創造課長を歴任され、地方公務員としての職責を常に自覚し、職務に専念し、町政の発展に精励された方であります。また、退職後は、その知識と経験を買われ、山都町商工会事務局長として、コロナ禍で苦境にあえぐ商工業の支援に尽力されました。

来年度は、九州中央自動車道山都通潤橋インターチェンジが開通するという大事な時期を迎えます。それに向けた主要事業の総仕上げと、開通後のまちづくりを確実に実行していくためにも、豊富な経験と知識を有し広く行政全般に精通されている榑林氏が副町長に最適任であり、選任について同意を求めるものです。

なお、任期は本年4月1日から4年間をお願いしたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 同意第5号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

12番、工藤文範君。

**○12番（工藤文範君）** 12番、工藤です。

昨日から、通潤山荘の問題で非常に議論がっております。私は、副町長の席を空けておいても、通潤山荘は開けとかにやいかんというふうに思っております。強い思いがあります。

そこでですけれども、副町長を置くということになりますと、町の財源として、人件費として約1,000万ぐらい年間かかります。共済も含めてかかります。で、その経費を通潤山荘に、支援のために上乘せして、そこに投入すれば、通潤山荘も一生懸命頑張ってくるというふうに思います。

副町長と通潤山荘の件は別と言われる方、それはそれ、これはこれ、と言われる方もおられるかもしれませんが、何もこれは別なことではないとです。それだけの、副町長に投ずるだけの財源があれば、やっぱり費用対効果を見るときに、それはやっぱり、副町長で何人の人が喜ぶか、ですよね。それも検討せないかん。それと、通潤山荘にその分の投資をすれば、どれだけの人が喜んでいただけるか。私は、それが費用対効果で行政の考えにやんとことと思います。ただの比較はできませんけれども、やっぱり町が税金を投入するということは、やっぱり、その費用対効果も十分考えていかなきゃならんというふうに思っておりますので、その点について、昨日、あれだけの通潤山荘の議論をした中で、今日は私は、その通潤山荘の特会も取り下げられたので、今日のこの副町長の案も取り下げられるものかなというふうに思っておりましたけれども、上程されましたので、その点、ここにきて、なぜ、どういうふうな思いで、町民の思いを汲まれて上程されたか知りませんが、どういう思いで上程されたのか、もう一度お聞きしたいと思えます。

**○議長（藤澤和生君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** 榎林力也氏を提案をしたところでございますが、先ほど来、提案理由の中にも申しましたように、今までの識見であったり、商工会の中での仕事ぶりであったり、経験豊富な方を副町長として迎え、補佐役としていろんな仕事をしていただきたいと、そういう強い思いの中で選任をお願いするところでございます。

昨日からあります、通潤山荘の今後につきましても、そういう部分も含めながら、いろんな知恵を出してもらえる人だと確信をして、お願いをしているところでございますので、よろしくお願ひします。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありますか。

9番、飯開政俊君。

**○9番（飯開政俊君）** 今回の副町長の選任の同意案件につきまして、私は賛成の意見を述べさせていただきます。

（「質疑」と呼ぶ者あり）

**○9番（飯開政俊君）** では、質問を兼ねて申し上げます。

一つです。この町は、まず、私たちは矢部町ですけれども、矢部の時代から山都町の時代まで、役場職員のOBの方が40年近く町長の座におられました。現町長は民間からやってこられました。今、私たちから見ればですよ、民間の活力を入れた、本当に行政運営がなされており、大変な努



力をされておられるというふうに思っております。

本年は、中央高速道が浜町までやってまいります。山都通潤橋インターチェンジの開通を見据えた準備が着々と進んでおりまして、町長は、平日の公務以外の仕事が本当に増えております。

それに加えて、山都町は3町村が合併しております。その面積は県内町村ナンバーワンです。町内各地から様々なイベント、会合などに案内がありまして、東京をはじめ県庁などへの陳情など、大変多忙な日を送っておられると思います。

今回、副町長選任の同意を出されたのは、その職務が非常に多いということではないかと思えますけれども、総務課長にお伺いをいたします。今、町長が一人で公務をこなされておられます。今回の副町長の選任の同意案件については、総務課長はどのように思われておりますか。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** お答えいたします。

今、9番議員のほうからありましたように、町長はこれまで、副町長が辞職した後、一人でいろいろな会合のほうには、精力的に御出席いただいている状況でございます。また、なかなか、かぶった場合には欠席をさせていただくということも事実あつておるということでございますので、補佐する副町長がいていただくということにつきましては、非常に重要なことではないかというふうに考えております。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 先ほどの私の質問は門前払いでございましたが、この同意の前に、特会の通潤山荘の特会を取り下げられた理由も、ここでは何も述べられていません。それもなしに、次々に次のところに行かれるのはいかがなものかと思えます。そういう大事な案件を先にきちんとしてから同意案件じゃないでしょうか。それについては、いかがですか。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** 4番議員の御質問にお答えいたします。

先日、全員協議会の中でも町長のほうから、特別会計についての取下げについて御説明をいたしましたし、この件につきましては、議案につきましては、議長の許可をいただいて取り下げたということでございますので、また改めて臨時会等を開いていただきながら、この件についてはしっかり提案をさせていただきたいというふうに考えております。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** 昨日の国民宿舎の件がなければ、これはすんなり通っていたと思えます。そして昨日、ああいうことがありまして、1日かけて、議会を中止してですよ、休会して、あの事件の案件を協議したわけなんです。それくらい、昨日の案件は重かったんですよ。昨日、あれだけ1日、みんなが時間を費やしてしたのに、そして、特別会計は取り下げました。それが上程されんうちにですよ、それが順番だったんですよ、会計では。今のところ一般会計から繰り出しました、受け入れるところはありません。これでこの会計を終結したら、会計の原理が成り

立ちません。

なので、何で次の、今おっしゃったように、私は何もこの人を否定するわけじゃないんですよ。ただ、議案の整理として、なぜ、会計を終わらないうちに次に行くのかということですよ。これは議長の、この議案の進行が間違っていると思います。

そして今、蛇足ですけども、9番議員は、非常に山都町が広いと。それはそうです。私もずっといろんなところで言ってきました。高速も来ますと。いろんなことをしなくちゃならんと。

だけれども、先の消防署の建設のときは、私はそれを一番に言いました。山都町は県下で3番目に広いと。町では一番広いと。こんな広いところに、今ある蘇陽の出張所はぜひ必要と。ところが9番議員は、もう1か所ということで強硬に走られました。私は随分、本人と掛け合いました。私たちが、なくなる、蘇陽地区から消防署がなくなるって思えば、あなたはどう思いますかって。自分のところに残ればいいんじゃないですよ、と。人命・財産を守らなんのにつて。

今おっしゃったのはその反対です。私が言ったときには、山都町が一番広いから、大事だから、残さないかんと言ったのに、今は山都町が一番広いからすってんかってんて言われるけど、全然反対のことで。蘇陽はなくてもいいんです、みたいなことですよ。

そして昨日、これだけ国民宿舎さんのことを一生懸命言われました。今、そして町長は、高速も来ます。それだからしっかりしなくちゃいけません。じゃ、高速が来ます。国民宿舎もしっかりせなんだったんですよ。ところが、そのことは隠し続けてこられました。3月3日に、もう決定があったんですよ。それでも冒頭の行政報告もなかったから、私たちはそれに、この議会の在り方に不信感があるんです。

本当は、これはきちんと一般会計から繰り出したなら、特別会計の国民宿舎会計までぴしっと通した後に、人事案を出すべきなんです。まだ途中ですよ、終わっていませんよ。どうするんですか。

一旦ここは、今、4番議員や12番議員がおっしゃったように、取り下げて、ぴしっと会計を通して、そしてまた再度、同じ方でいいんじゃないですか、上程してもらえば。そう思います。

よく考えてください。今、町長はぴしゃって言いなはったです。ほら、高速が来ると。ほっただけ、しっかり体力つけなん。副町長もおって、指導ばしてもらわなん。

ほんなら、昨日のことは何だったですか。国民宿舎も。そら高速が来るけん、国民宿舎を潰しちゃいかんでしょ。ところが、それは知らんふりしとった。なら人事案だけ認めてくれというのは、乱暴ですよ。きちっと順番を踏んでいただきたいと思います。

(拍手をする者あり)

私は決してこの人を否定するわけじゃないです。議案の出し方が間違っているんじゃないですか、順番が、ということを行っています。

ぜひ議長、これは1回取り下げさせてください。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

総務課長、坂本政哉君。

**○総務課長（坂本靖也君）** 今の8番議員の御意見に対しまして、御説明いたします。

一般会計当初予算につきましては可決いただきまして、繰出金のほうもそこで可決したわけでございます。ただ、特別会計につきましては、先ほど申し上げましたように、一旦取下げということで議長の許可をいただいております。

例えば、特別会計におきまして、ほかの会計については、本日、全て可決いただいたわけでございますけれども、一般会計当初予算と特別会計当初予算はそれぞれ審議はいただいて、今回は可決はいただきましたけれども、否決される場合もあると思います。ですので、今回取り下げた分につきましては、先ほども申し上げましたように、今年度内に改めて臨時会を開いていただいて、また提案させていただきたいと思いますので、御理解いただければというふうに思います。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** それだからこそ、きちんと出した一般会計と入った特別会計の、きちんとしたものが両方あって、今議会が閉じられるべきだと思うので、それをもうさせないということであれば、あとはもう全部おろして、また臨時会で特会と同意案を出せばいいじゃないですか。なぜ、ここでしゃんむり、会計のところが終わってないのに、進められるのか分かりません。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** お答えいたします。

人事案件と会計についてはリンクするという御意見だというふうに思いますが、こちらといたしましては、今回の特別会計は特別会計としてしっかり対応したいと思っておりますし、今回提案しております同意案件、人事案件につきましては、今回の本会議の中で御同意いただきたいというふうに考えております。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** 総務課長が言わんとするところは分かります。じゃ、本定例会中に、特会はしなくていいということですね。でしょう、反対、ひっくり返してみれば。どうでん、こんとき、これば上程せないかんけんしましたという感じですから。

だけれども、ここで線を引いたところでは会計が整わないと私は言うんですよ。一般会計は出しました、受入れの会計が全然通ってないわけですから。それで、ここで幕引きするわけでしょう。「定例会終わります」で。それじゃいかんじゃないですかって言っているんですよ。じゃ、これがずっと審議がされんなら、国民宿舍会計は何もできませんよ。

だけん、本当はこの定例会できちんと、延会でもしてすべきじゃないかと思うんですよ。そういうのを片づけないうちに次の案件に入るといのが、昨日もありました。11番議員が、最後には大きな声でおっしゃいました。「こら、議員が報酬でん投げ出してから、潰しちやいかんどうか」と。そして、その間、休憩時間にもありました。「これは副町長ばつくる算段じゃにやあばい」と。その金で、さっき12番議員もおっしゃいましたが、「それだけでもして、国民宿舍に投じて、何とか潰さんようにせないかんじゃないか」と。みんなが、この議員全員が、潰しちや

いかんという気持ちに、最後はなりました。で、その方法がまだ決まらないんですよ。今日の新聞にも載ったように、昨日の提案が、提案というか、商工観光課から示された三つの今後の方針の中の一つです。方法も決まらないうちに、例えば継続してするとなれば、何番議員がおっしゃいましたね。「きちんとリニューアルして、修繕してせんと、引き受くる会社もなかばいた」と。ほんなら、もうたくさん、1,000万円も2,000万円もかけて、風呂もだだ漏れしとるとおっしゃいました。なら、そこもきちっと修繕せんと、引き受ける会社もありませんよ。そんなら、その費用はどうしますかと。

だから、昨日、みんな、休憩時間にもありました、副町長の、今、6か月間を、ほぼ6か月ですかね、前の副町長がやめられてから、空いております。その間、その人件費は払わんでよかったわけですが、今後もそれに充つべきじゃないかとか、いろんな話がありました。で、今後の話はまた協議しましょうというところで、今、中断しております。今後の方針も決まらないうちにその人事案を出すということは、一番、私は、国民宿舎会計が終わらんうちに、ここを幕引きしてこの定例会を終わるとというのが、会計上それでいいのかというのが、とても不思議です。

急がなくてもいいと思います。同じ人を出していいんですよ。だけれども、順番が違いはしませんか、みんなが納得して、そして最後にきちっとして、町長から提案をして、全会一致で通せばいいじゃないですか。国民宿舎会計、しなくても、定例会は終わりなんですよ。とてもこれが不思議です。

それはあり得ないことですよ。一方は「出します」、4月1日から始まりますよね。だって、誰かがもう、これが納得せんで言うて国民宿舎会計が通らなかつたらどうなりますか。そういう見切り発車はしてはいけませんよということなんですよ。

お願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** 先ほども御説明いたしましたように、特別会計につきましては取下げをさせていただきました。しかし、今8番議員が申されたように、新年度予算として、どういうふうに組んで、昨日の皆様方からいただきました御意見も踏まえて、特別会計については、しっかりと、特別会計といいますか、山荘の維持管理費も含めた内容につきましては、しっかりとまた補正を組んでいきたいというふうに考えております。

本定例会中に、本来であれば、提案できると確かによかったと思いますけれども、昨日までの議論を踏まえまして、町といたしましてもしっかり内容を精査する必要があるということで、今年度内に、できるだけ早い時期に臨時会を開いていただき、必要な予算については改めて組ませていただきたいというふうに考えております。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** そのときに、何でも有りの会計じゃ駄目、予算では駄目だと思うんですよ。プラスアルファで出すんじゃなくて、今言われているように、何かを先送りして、副町長の給与にしてもそうですよ。何かがちやんと財源として、プラスじゃなくて、その中でなるべ

く一般会計からの犠牲といいますか、そういうことにならないようなところで進めていかないといけないじゃないですか。その工夫を今からしてくださいと。その結果というか、考えられたことについては、また全協を開いて報告されますということだったですよ。それを待たずしてこれが出されてくるというのが、とても疑問だって言っているんです。

だから、しゃんむり今日、この同意案ば出さなんことはないじゃないですか。だから尋ねているんです。

**○議長（藤澤和生君）** これで10分間休憩します。しばらく休憩します。

---

休憩 午後2時39分

再開 午後2時48分

---

**○議長（藤澤和生君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

13番、藤原秀幸君。

**○13番（藤原秀幸君）** 先ほどから、日程についていろいろ話が出ております。8番議員、4番議員の思いは、私もよく分かります。でも、一般会計の、通潤山荘に組んだ予算の分、その受皿がないで進めるのはおかしいじゃないかと。確かにそういった点もあるかと思いますが、私は総務課長の答弁を聞いて、話を聞いておまして、本当にそのことに関しては、3月中に臨時議会でも開いて提案するという方針であります。そういった執行部の思いを信じたいというふうに思っておりますし、ぜひともそれは実現させていただきたいというふうに思います。

そして、このままの議事日程で、ここに今日の朝配付された議事日程で、このまま進めていただきたいというふうに思います。

このことにつきましては、採決でもとって、進めるか、延会するか臨時会に回すか、して進めていただきたいというふうに思います。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** 大事な話ですが、町長にもう1回御確認をお願いしたいと思うんですが、榎林氏は私もよく知る人物です。今回のこの副町長人事の案が出たときに、大変やっぱり、今回特に、このタイミングかと本当思ったんですよ。通潤山荘のことでこんなことになるなんて、夢にも、その榎林さんの話を聞いたときには思いませんでした。昨日、おととい、こういったことになりまして、これはもう早く就任を本当にさせていただいて、裏の裏まで知っている方だと思っんですよ。なので、もう本当に、費用対効果ということをおっしゃったんですけども、どれだけそのがま出し度が、先ほどは通り一遍のことをおっしゃったと思う、提案理由の中で、何とかに精通していらっしやって、長く勤めていらっしやって、ということをおっしゃったと思っんです。本当のところの期待感、榎林さんに対する本音のところでの期待感を、ぜ

ひお聞かせいただきたいというふうに思います。

**○議長（藤澤和生君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** 今、各議員の方々から御意見等がっております。本人に対するあれはなかったかなど、私たちの提出の仕方が悪かったという思いであります。

楢林氏につきましては、私も一緒に仕事をさせていただきましたし、先ほど言いましたように、商工会の中でも事務局長として、商工会のいろんな部分の中で、分野にも入っていただきながら仕事をされたなど、そういう思いであります。

特に、今回このような、昨日、通潤山荘の問題をみなさんに議論をしていただきました。これにつきましても、昨日も、終わって、担当課長、総務課長、寄って、いろんな話をして、今回の協議会にどのような形で皆さんにお願いをしてくるか、いろんな話をしたところであります。この場に楢林さんがおればよかったなどという思いの中でも、4人でいろんな話をしてきたところであります。

そういう、頼りになる人だと私自身思い、今回の、みなさん方をお願いをする次第でありますので、いろんなことがあろうかと思っておりますが、ぜひ、皆さんの御決断、御判断をよろしくお願い申し上げます。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** 私は先ほどから何度も言っております。本人のことじゃありませんと。議案の審議の仕方がおかしいんじゃないですかと。だから、きゅうきゅうに総務課長が「国民宿舍特別会計を取り下げます」と、町長が最終的には決定されたと思いますが、じゃなくて、それまでは分からなかったわけですよ、私たちが分からなかったから一般会計も通しましたと。そしたら、その国民宿舍の問題が出たから、そらおかしかじゃないかと。木質バイオの云々の施設をしますて、廃業するか取り壊すか続けるか分からんところに、何でその予算をつけるかと。そんならいかんだったなど、一般会計も後でそこを減額修正されるか知りませんが、そこが間違っていたから特別会計を取り下げますということでした。

私の個人の案としては、そこで気づかれた。私たちも知らなかったけんですね、それはおかしいじゃないかと言いました。もちろんおかしいですよ。だから、私の個人の意見としては、特別会計をそのまま、分かった、分からん、みんな中身は分かるとることだから、一旦その計上した予算を通させて、そして両方から同じ金額を補正予算で、臨時議会を開いて補正予算で減額すればいいんですよ。そうすればきれいに通っていくんですよ。それをいきなり、間違うとりましたから取り下げます。そして、もう取り下げたらそのまま会計はせんで、もう「閉会します」でしょ。じゃいかんでしょうというのを、私は言っているんですよ。

皆さんが、理解があれば、特別会計をそのまま通して、そうずっと、一般会計と特別会計の帳尻が合いますよね、ここは繰り出します、繰入金。そして最終的に、計上せん分を両方から、臨時議会を開いて、補正予算で減額をすればいいじゃないかと。それも終わらないうちに次の審議に行きますかというのを言ったんですよ。

いかがですか。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） お答えいたします。

今、8番議員のほうからの御意見というものはよく分かりました。ただ、特別会計につきましては、昨日の時点で町長のほうから、議長のほうの許可をいただきまして一旦取り下げておりますので、もう議案の中からも削除されております。

そういうことですので、先ほども申し上げましたように、今年度中にしっかりとした形で補正予算なり特別会計の予算なり、上げさせていただいて、整合性をとっていきたいというふうに考えております。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

（自席より発言する者あり）

討論の希望がありましたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対の発言を許します。

12番、工藤文範君。

○12番（工藤文範君） 12番、工藤です。反対討論を行います。

昨日から通潤山荘もWBCも大変な盛り上がりがあります。私もそれにあやかって頑張りたいと思いますけれども、こうじゃありません、ここで頑張りますので、どうぞよろしく。

ただいま町長から、その人なりの提案理由の説明がありました。それなりのことは分かりました。私も、副町長に指名されるとはすごいなと思います。しかしながら、私の知る限りにおいて、いい意味でのすごさは、残念ながら思い浮かべることができません。

今、山都町は、過疎化、高齢化により、大きな岐路に立っています。これから脱却する一つの方法として、高速道路があります。中央自動車道も、熊本県内では、いよいよ山都町を残すばかりとなりました。これから、矢部、蘇陽までの一日も早い開通が望まれますが、さらに加速し、完成を早めるためにも、国交省からの人材派遣はできないものか。また、過去においては、総務省からの出向をいただきました。家族で赴任され、今でも何度も足を踏んでいただいています。こうした行政職からの登用の検討はなされなかったのか、疑問が残ります。

また、経済面においては、台湾企業であるTSMCの菊陽進出で、大きな建設経済効果が期待されています。今後、関連産業約80社が拠点を構えると想定されています。これによる経済効果は、令和31年までの10年間で、4兆2,900億円と試算されています。この千載一遇のチャンスを、私たちはただ指をくわえて見ているだけでは能がありません。雇用や住居、それに移住・定住の促進など、人的交流を促進するための、民間からの人材登用も考えられます。このように、様々なことを考えると、期待が膨らみ、夢が広がります。

ここは一度立ち止まり、検討すべきものと考え、反対をいたします。

最後になりますが、冒頭申し上げましたとおり、私の知る限りにおいて、40年間で1度も気づ

くことができませんでした。不徳の致すところですが、賛成される議員の討論の中で、その人の功績や人物なりについてお知らせいただければ、私も気づくことができるかもしれません。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 次に、原案に賛成者の発言を許します。

9番、飯開政俊君。

**○9番（飯開政俊君）** 今回の副町長の選任同意案件につきまして、賛成の意見を述べさせていただきます。

先ほど、意見の中で、質問の中で申し上げましたけれども、今、町長が一人で、昨年8月末から一人で町政運営を担っておられます。

先ほど申しましたように、この山都町の前身である矢部時代から40年近く、行政出身の方が、町長を務めてこられました。行政に詳しい方が町長として自らおられて、そんな中でも、やはり、副町長をずっと置かれておられました。

先ほど申しましたように、山都町は、これから大きく飛躍しなければなりません。中央高速道路は浜町までやってまいります。その迎える準備を、本当に官民挙げて、今、行っているところです。

先ほど申し上げましたように、山都町は、上益城でも唯一、3町村が合併しております。5町村を比べると、本当に、町長が一人で抱える地域は、他の町村の3倍あります。先ほど申しましたように、できるだけ各地区を見たいということで、イベントや会合にも常に率先して出席をされておられます。

いつか一般質問のありましたけれども、3町村がなかなかつながりがないというお話が出たことが、かなと思いましたが、今回、楢林氏は蘇陽出身です。町長は矢部出身です。議会を代表する議長、副議長は清和出身です。今回、その3町村から代表者を全て並べるとなれば、副町長に蘇陽地区からというのは、本当に町長が熟慮に熟慮を重ねた結果ではないかと。気配りをされたのではないかと思います。

私も、議員になりまして、百姓一筋でございましたけれども、何も分からない議員でした。地方自治法や議員の仕事を何も理解していない中、当時の総務課長をはじめ各課長に多くのことを学ばせていただきました。楢林元課長には、町に対する思い、仕事に取り組む姿勢をはじめ、行政運営など本当に多くを学ぶことができました。議員の多くの方も、夜、酒を酌み交わしながら、町民の声、役場の仕事など、私とともに学んだ議員も多数おられます。

私は、楢林氏は、副町長として町長を補佐し、山都町の発展に必ず貢献していただけると確信を持っております。

どうか皆様、満場一致でこの副町長の選任同意案件に賛成をいただくことを希望し、討論を終えます。

**○議長（藤澤和生君）** 次に、原案に反対者の発言を許します。

次に、賛成者の発言を許します。

原案に反対者の発言を許します。



2番、坂本幸誠君。

**○2番（坂本幸誠君）** 反対というか、本人には全然反対ではないですよ。

私の一般質問から始まって、副町長の問題、第三者委員会の問題、また取下げの問題、今度の通潤山荘の問題。後で決まったことの報告だけで議会軽視だと思っている中で、何でやっぱり副町長をお願いしますと言えるのかなと思って、その在り方に私は反対します。

**○議長（藤澤和生君）** 原案に賛成者の発言を許します。

6番、矢仁田秀典君。

**○6番（矢仁田秀典君）** 私は、この今の山都町が置かれている状態を、先ほどから話がありましてけれども、高速道路が通る、国民宿舎問題を抱えておるこのときに、町長が一人で頑張っておる。これはやっぱり副町長が今必要ではないかと、この町に副町長が必要ではないか。榎林力也氏が、その辺については、商工観光課長を、山の都創造課長ですね、昔、それをされとった関係で、その辺も詳しい。ここでは、人物がどうのこうのよりも、元役場職員であり、その辺に精通しとる、その人を町長が選ぶというところについては、何ら反対することはないと思って賛成いたします。

**○議長（藤澤和生君）** 原案に反対者の発言を許します。

原案に賛成者の発言を許します。

（「採決しましょう」と呼ぶ者あり）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** これで討論を終わります。

これから同意第5号「山都町副町長選任について同意を求める件」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（藤澤和生君）** 起立多数です。

したがって、同意第5号「山都町副町長選任について同意を求める件」については、同意することに決定いたしました。

**○議長（藤澤和生君）** 12番。

**○12番（工藤文範君）** 腹が痛いけん、帰ります。

---

## 日程第11 同意第1号 山都町教育委員任命について同意を求める件

**○議長（藤澤和生君）** 日程第11、同意第1号「山都町教育委員任命について同意を求める件」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** 同意第1号について説明いたします。

同意第1号、山都町教育委員任命について同意を求める件。

次の者を山都町教育委員に任命したいので同意を求める。

令和5年3月2日提出。山都町長。

同意を求める者。

住所、山都町鶴ケ田2, 146番地。

氏名、高橋稔朗氏。

昭和28年9月20日生まれ。

提案理由です。

教育委員を任命するためには、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定により、議会の同意を得る必要があります。これが、この同意案を提出する理由です。

高橋氏につきましては、平成31年3月より本町の教育委員として、本町の教育行政の課題に真摯に向き合っていたいただき、現在に至っております。

平成26年3月に農林水産省九州農政局を退職後、本庁に戻られ農業に従事されるとともに、早々の地域の区長を担われるなど、地元貢献の意欲は非常に高く、令和3年度において、教育委員会が策定した学校規模適正化基本方針や、今年度調整を開始した義務教育学校設立に向けた協議等において適切な助言をいただいております、引き続き重要な教育施策に真摯に当たっていただく方と確信し、今回、選任をお願いしたく同意を求めるものです。

なお、任期は、本年3月26日から4年間となります。

よろしく願いをいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 同意第1号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** 毎回言わせてもらうので、すみませんけれども、この教育委員の選び方のローテーションを、せっかく1年ごとに新しい人材が入るように配置したはずですが、なのに、今回もまた再任でしたね。これから4年間。

別に私は、先ほどの話じゃないけれども、高橋さんが悪いと言っているわけじゃないんです。しかしながら、本当に多様な人物を、今ちょうど義務教育学校の審議もやっておりますよね。その中にももちろん教育委員さんたち、いつも御列席なんでございますが、例えば、高橋さんは清和の方ですけれども、清和っ子育て協議会というのをやっています、各学期ごとに。そんなときにも、例えば様子を見にこられるとかですよ、そういった配慮もしていただきたいなと思う中で、身内のことを言うとなんなんです、私のところの娘は宮崎におりますが、まだ子どもが小学校に上がる前から教育委員を引き受けました。というのは、やっぱり、自分の子どもが将来入る学校のことが心配だから、というふうに言ったんです、「あんた、そんなに早く引き受けるの」って言ったときに。でも、そういうことだと思うんです。今回の義務教育学校の課題のときにも、まだ子育て中、赤ちゃんを連れてこられるようなおうちの方もいらっしゃると思います。それ、とっても大事なことだと思うんです。

なので、こういうふうには、いわゆる年齢が上の人に偏っていくよりも、新しい人材を探すことを今後努力をしていただきたい、ということの御意見を申し上げたいと思います。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから、同意第1号「山都町教育委員任命について同意を求める件」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（藤澤和生君） 起立多数です。

したがって、同意第1号「山都町教育委員任命について同意を求める件」は、同意することに決定しました。

---

**日程第12 同意第2号 山都町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件**

**日程第13 同意第3号 山都町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件**

**日程第14 同意第4号 山都町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件**

○議長（藤澤和生君） 日程第12、同意第2号、日程第13、同意第3号、日程第14、同意第4号「山都町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件」は、関連しますので一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 同意第2号について説明いたします。

同意第2号は、山都町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件。

次の者を山都町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので同意を求める。

令和5年3月2日提出。山都町長。

同意を求める者。

住所、山都町上寺735番地2。

氏名、上野善宏氏。

昭和26年8月11日生まれ。

提案理由です。

固定資産評価審査委員会委員を選任するためには、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を得る必要があります。これが、この同意案を提出する理由です。

上野氏は元山都町役場職員で、健康福祉課長、農林振興課長を歴任されました。平成24年3月に定年退職され、現在は山都町千滝の特別養護老人ホーム風ノ木にて、デイサービス事業者に勤務されています。平成26年度から同委員を3期務めていただいております、次期が4期目となります。

地域からの人望も厚く、固定資産の評価について経験があり、また識見も広く、引き続き委員

をお願いするものです。

なお、任期は令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間です。

よろしく願いを申し上げます。

次に、同意第3号について説明します。

同意第3号、山都町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件。

次の者を山都町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので同意を求める。

令和5年3月2日提出。山都町長。

同意を求める者。

住所、山都町高月858番地。

氏名、片岡教行氏。

昭和20年7月26日生まれ。

提案理由です。

固定資産評価審査委員会委員を選任するためには、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を得る必要があります。これが、この同意案を提出する理由です。

片岡氏は元山都町役場職員で、管財管理課長を務められ、平成18年3月に定年退職後は、農業の傍ら区長等の地域活動にも尽力されてきました。平成20年度から同委員会を5期務めていただいております、次期が6期目となります。

地域からの人望も厚く、固定資産の評価について経験があり、また識見も高く、引き続き委員をお願いするものです。

なお、任期は令和5年4月1日から令和8年3月31日までの、3年間です。

よろしく願いをいたします。

次に、同意第4号について説明いたします。

同意第4号、山都町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件。

次の者を山都町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので同意を求める。

令和5年3月2日提出。山都町長。

同意を求める者。

住所、山都町二瀬本1,478番地。

後藤冠氏。

生年月日、昭和25年1月19日生まれ。

提案理由です。

固定資産評価審査委員会委員を選任するためには、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を得る必要があります。これが、この同意案を提出する理由です。

後藤氏は元蘇陽町議会議員で、平成13年9月から副議長に就任され、町村合併後も山都町議会議員を務めていただくなど、長きにわたり町政の発展に尽力をいただいております。また、その間、農業の傍ら阿蘇森林組合理事、熊本県農業共済組合監事等を歴任されています。平成23年度から同委員を4期務めていただいております、次期が5期目となります。

地域からの人望も厚く、固定資産の評価について経験があり、また識見も広く、引き続き委員をお願いするものです。

なお、任期は令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間です。

よろしく願いを申し上げます。

以上で説明を終わります。

**○議長（藤澤和生君）** 同意第2号から第4号までの説明が終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。

---

休憩 午後3時20分

再開 午後3時41分

---

**○議長（藤澤和生君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

同意第2号から第4号までの説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** 先ほどと同じようなことを言わせていただきたいんです。

やはり、これ、4期、5期、かなり、先ほどの教育委員さんに比べると高齢者にもなってきたら、いらっしゃいますし、新しい人材を発掘するというところに、そろそろ。やっぱり、一人ずつでも、3人いらっしゃるんだから。経験と知識が必要だということも分かるんですが、その知識と経験を次の世代に譲っていく、今のうちに、本当に譲って行って、世代をやっぱり若くしていかないと、もう次の4期、5期、6期目なんていうことはあり得ないんじゃないかというふうに思いますので、その辺の次期に対する要望をしておきます。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** これで質疑を終わります。

同意第2号「山都町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（藤澤和生君）** 起立多数です。

したがって、同意第2号「山都町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件」は同意とすることに決定しました。

同意第3号「山都町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤澤和生君） 起立多数です。

したがって、同意第3号「山都町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件」は、同意することに決定しました。

同意第4号「山都町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤澤和生君） 起立多数です。

したがって、同意第4号「山都町固定資産評価審査委員会委員選任につき同意を求める件」は同意することに決定しました。

---

### 日程第15 委員会報告 陳情等付託報告について

○議長（藤澤和生君） 日程第15、陳情等付託報告についてを議題とします。

陳情第1号、農業委員会への女性登用に関する要望書について報告を求めます。

経済建設常任委員長、矢仁田秀典君。

○経済建設常任委員長（矢仁田秀典君） 経済建設常任委員に付託されました陳情について報告いたします。

山都町議会議長、藤澤和生様。経済建設常任委員長、矢仁田秀典。

陳情審査報告書。

本常任委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。

1、番号、陳情第1号。

2、付託年月日、令和5年3月2日。

3、件名、農業委員会への女性登用に関する要望書。

4、陳情者、熊本市中央区水前寺6-18-1、くまもと農業委員会女性委員会の会、会長、福岡求仁子。

5、審査の結果、趣旨採択。

6、委員会の意見。

農業委員会における女性委員の必要性は、男女共同参画社会の実現に向けて、ますます高まっている。農業委員、推進委員の選出は、農業委員会によってなされるところではあるが、成り手不足が深刻となる昨今において、特に女性委員の選出については、山都町議会の協力も必要だと考える。

よって、本陳情は趣旨採択とする。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 6番の委員長の意見のところを読ませていただきますと、採択でもよかったのではないかと思います。趣旨採択になっている理由をお聞かせください。

**○議長（藤澤和生君）** 経済建設委員長、矢仁田秀典君。

**○経済建設常任委員長（矢仁田秀典君）** この陳情は特段の配慮をお願いしますという陳情内容でした。農業委員の採択というか人選については、大体農業委員と、地区の自治振興会長とか区長さんあたりが人選されます。しかし、そこには、農業委員会、山都町議会も協力する必要があるというところで、趣旨採択にしました。採択となりますと、若干、陳情の内容が、町議会がそこに携わる、協力とかよりもっと、携わるという内容になってしまいますものですから、こういう意見書になっております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

5番、中村五彦君。

**○5番（中村五彦君）** 議会の協力といいますと、具体的に何でしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 経済建設委員長、矢仁田秀典君。

**○経済建設常任委員長（矢仁田秀典君）** もともとの話からいきますと、この女性委員というのは、調べた結果ですけれども、清和、蘇陽では、回示的にされておりました。この矢部においては、JA女性部の回示で、議会推薦で行われておりました。

そういうところからもあって、この農業委員会と、今度改選される所、地区の人たちに協力する必要があるだろうと、人選について協力する必要があるだろうというところの協力です。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** じゃ、どのように関わって協力をしていくんですかね。最初は、この趣旨が分かるけん賛成しますばってんが、今、5番議員がおっしゃるように、どのように関わっていくのが、最終的に上がったのは議会がもちろん賛成とかせんといかんですけれども、その前に、なかなか決まらんとたいて、なら、そこん地区の議員さんがちょっといて加勢して進めてはいよ、の協力か、どういった協力かなと思いました。

**○議長（藤澤和生君）** 経済建設委員長、矢仁田秀典君。

**○経済建設常任委員長（矢仁田秀典君）** 今、8番議員が言われたとおりの協力です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** これで質疑を終わります。

これから陳情第1号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号、農業委員会への女性登用に関する要望書は、趣旨採択とすることに決定しました。

---

#### 日程第16 議員派遣の件

○議長（藤澤和生君） 日程第16、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配付したとおり派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

議員派遣の件は、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

---

#### 日程第17 議長報告 各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（藤澤和生君） 日程第17、各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続審査申出についてを議題とします。

お手元に配付した申出のとおり、会議規則第75条の規定により、各委員長から所管事務について、閉会中の継続審査の申出がありました。

当該申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年の第1回山都町議会定例会を閉会します。

---

閉会 午後3時50分

令和5年3月定例会に議した事件のてんまつは、次のとおりである。

議案第7号 山都町営体育館条例の一部改正について 3月2日 原案可決

議案第8号 山都町消防団の定員、任命、給与、分限及び懲戒、服務等  
に関する条例の一部改正について 3月2日 原案可決



議案第9号	山都町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	3月2日	原案可決
議案第10号	山都町国民健康保険条例の一部改正について	3月2日	原案可決
議案第11号	山都町子ども・子育て会議条例等の一部改正について	3月2日	原案可決
議案第12号	山都町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	3月2日	原案可決
議案第13号	山都町立小・中学校設置条例及び山都町立学校体育施設の開放に関する条例の一部改正について	3月2日	原案可決
議案第14号	山都町個人情報保護法施行条例の制定について	3月2日	原案可決
発議第1号	山都町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について	3月2日	原案可決
発議第2号	山都町議会の個人情報の保護に関する条例施行規則の制定について	3月2日	原案可決
議案第15号	令和4年度山都町一般会計補正予算(第11号)について	3月8日	原案可決
議案第16号	令和4年度山都町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について	3月8日	原案可決
議案第17号	令和4年度山都町介護保険特別会計補正予算(第3号)について	3月8日	原案可決
議案第18号	令和4年度山都町簡易水道特別会計補正予算(第2号)について	3月8日	原案可決
議案第19号	令和4年度山都町水道事業会計補正予算(第5号)について	3月8日	原案可決
議案第20号	令和4年度山都町病院事業会計補正予算(第2号)について	3月8日	原案可決
議案第21号	令和5年度山都町一般会計予算について	3月10日	原案可決
議案第22号	令和5年度山都町国民健康保険特別会計予算について	3月15日	原案可決
議案第23号	令和5年度山都町後期高齢者医療特別会計予算について	3月15日	原案可決
議案第24号	令和5年度山都町介護保険特別会計予算について	3月15日	原案可決
議案第26号	令和5年度山都町簡易水道特別会計予算について	3月15日	原案可決
議案第27号	令和5年度山都町水道事業会計予算について	3月15日	原案可決
議案第28号	令和5年度山都町病院事業会計予算について	3月15日	原案可決
議案第29号	熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について	3月15日	原案可決
議案第30号	工事請負変更契約の締結について(水の田尾下鶴線道路改良工事(R4国債))	3月15日	原案可決
発議第3号	山都町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について	3月15日	原案可決
同意第5号	山都町副町長選任について同意を求める件	3月15日	原案同意

同意第1号	山都町教育委員任命について同意を求める件	3月15日	原案同意
同意第2号	山都町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件	3月15日	原案同意
同意第3号	山都町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件	3月15日	原案同意
同意第4号	山都町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件	3月15日	原案同意

会議規則第120条の規定によりここに署名する。

山都町議長 \_\_\_\_\_

山都町議員 \_\_\_\_\_

山都町議員 \_\_\_\_\_